総合評価書

警察改革の推進

平成22年9月 国家公安委員会・警察庁 一連の警察不祥事を受けて発足した警察刷新会議から「警察刷新に関する緊急提言」が出されたのが平成12年7月、緊急提言を受けて国家公安委員会・警察庁が「警察改革要綱」を取りまとめたのが同年8月であり、本年は、警察改革の推進に関する一連の取組みを始めてから10年の節目の年に当たる。この間、全国警察においては、失われた信頼を回復すべく、必要とされた施策の実現のために様々な取組みを進めてきた。また、17年12月には、国家公安委員会・警察庁として総合評価を行うことにより警察改革の推進状況について点検を行い、なお取組みが不十分な点について具体的に明らかにした。その上で、これら不十分な点を改善することを始めとした警察改革を持続的に断行するための指針を取りまとめ、治安と信頼の回復に向けて、断固たる決意をもって、警察改革の「持続的断行」を行うこととした。

今回の総合評価は、警察改革要綱の評価を行うことはもちろん、「持続的断行」により示された課題にいかに対応してきたかについても検証の対象とすることにより、10年間の警察改革への取組みを総括的に評価し、今後の施策展開の方向性を見通す一助とすることを目的として行ったものである。

目 次

1	評価	の対象と	した政	牧策等	•	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	各政	策の評価	iの結果	見・・	•		•		•				•	•		•			•	•	•	•			10
	~ 葟	察改革	要綱~																						
		警察行政		月性の	確化	呆と	白箔	争機	能	ത	強化	(Ł.													
		情報公開									J	_													
	(1)	施策を			诵ì	幸の	/ / /	ŧ.	•	•				•			•	•		•	•		•		11
	(2)													•				•		•	•		•		14
	(3)				-									•			•	•		•	•		•		17
	` ,	警察職員					-	-			-						•	•		•	•		•		19
	(1)						-				_	. ,		_											
	(2)		-					13 H2																	
	` ,	警察にお						布・	•	•	•														25
	(1)	警察庁				_						ات ات	おし	け	るほ	許多	察	体	制	の	整	備			
	(2)																								
	` ,	公安委員				_					-141			. – ,	•										
	(1)								-	-	の ⁱ	強化	(Ł			•	•		•						31
	(2)					7		•	•	•		•	•		•		•								34
	(3)				確(z l																			
	(4)																								
	・ ´ ´ 第 2	「国民の					立																		
	1	国民の要			_	-		軍な	対	応															
	(1)	警察安	全相談	炎の充	実		•		•	•	•		•	•		•	•		•	•	•	•		•	41
	(2)	告訴・					強化	と・	•	•	•		•	•		•	•		•	•	•	•		•	52
	(3)	職務幇	うにま	うける	責任	王の	明福	隺化	•		•					•	•					•			56
	(4)																								
	` ,	国民の身																							
	(1)	空き交	番の解	军消、	駐	玍所	の	事評	価	及	びん	Jι	 	<u></u>	—)	レ	カ ⁱ	強 [·]	化			•			64
	(2)	犯罪の																							
	(3)	事故の	ないま	きちつ	j < 1) の	推论	進・	•	•	•						•					•			77
	(4)	ストー																							
	(5)	児童虐	待等新	斤たな	問題	題へ	のタ	付応	及	び	少约	年	3 C :	罪	対	策(カ ⁱ	強 [·]	化	•	•	•	•		97
	(6)		入暴力																						

	3	被冒	§者	支援	受の!	推论	隹																				
	(1)	ð	己罪	被諍	髺給	付台	制度	の	拡え	. 5	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	118
	(2)	=	きめ	細力	かな	被	害者	支	援の	り推	進	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	121
	4	実糺	責評	価の	り見	直	ر ا	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	126
		相記	炎、	保護	隻、	被氰	害者	対兌	策等	り	業	務Ⅰ	こ対	া ব	- Z	適	i切	な	評化	西							
第	3	新力	こな	時代	tの	要詞	清に	こフ	たえ	. る	警	察(の柞	冓絫	Ē												
	1	暴力	回回	犯罪	₽そ	の作	也の	組組	織犯	罪	بالح	のな	对注	夬													
	(1)	金	充器	対領	€の	強1	化・	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	129
	(2)	3	薬物	対領	复の	強1	化・	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	133
	(3)	<u> </u>	不还	(国文	才策	の	強化	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	138
	(4)		マネ	. — •	• п	— :	ンダ	IJ	ング	ブ対	策	の	強	化	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	145
	(5)	幸	执行	力引	鱼化	ات	向け	た	組組	戦つ	5 <	IJ	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	150
	(6)	Ę		的抗	支術	能	力の	向	上の	りた	め	の	訓	練(D 3	充 写	€ .	•	•	•	•	•	•	•	•	•	153
	(7)		国際	的抗	協力	強化	化の	た	めの	り枠	組	み	の	構釒	築	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	155
	(8)	F	勺外	の厚	月係	機	関相	互	のは	多調	体	制	構	築Ⅰ	_ ر	ょる	3‡	ŧ同	行	動	の	推	進	•	•	•	161
	2	サ~	1バ	<u> — 3</u> 1	C罪	等	ハイ	テ	ク犭	C罪	対	策	の	抜ź	柱	りな	よ引	飳化	•	•	•	•	•	•	•	•	168
	(1)	营	警察	庁及	ኔび	管[Σ警	察月	司に	お	け	る-	サ~	11	(° –	- フ	オ	–	ス(の言	殳冒	置を	主女	台を	5 5	_ 7	する
		警察	泈情	報通	通信	組約	哉の	改約	編																		
	(2)	臣	监視	• 緊	≷急	対久	见体	制(の整	備	強	化															
	3	広均	或犯	,罪^	ヽの	的	確な	対	応・	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	177
	(1)	î	含区	警察	₹局.	広均	或調.	整語	部の	新	設																
	(2)	72	5域	捜査	支重	援氵	シス	テュ	Δ σ.)整	備																
	4	安全	か	つ付	电通	なる	交通	のマ	確保	2																	
	(1)	ì	首路	交迫	重の	Ι	T 化	`	ŊĹί	ノア	'フ	IJ	_	化	ひ 扌	佳道	ŧ ·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	180
	(2)	Ľ	凶悪	化了	する	暴力	走族	に	対す	する	対	策	の	強(Ł	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	183
	(3)	Ξ	手続	の龍	9素	化	によ	る	国目	₹ <i>0</i>)負	担	軽	減	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	187
第	4	警察	泽活	動を	Ē支	える	る人	的	基盤	きの	強	化															
	1	精引	鱼な	執行	力	の値	確保	- ع	一人	_	人	のす	資質	重σ.	向	上	•										
	(1)	孝	教育	のす	主実	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	190
	(2)		種	採月	目者	等(の人	事	管理	里の	見	直	し	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	196
	(3)	Į	哉務	執行	うの	中村	核た	る	警音	17 補	か	在	IJ	方(D 5	見耳	Íί	٠ ر	•	•	•	•	•	•	•	•	203
	(4)	1	憂秀	かっ)多	様	な人	材	の間	隺保	ع	活	用	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	206
	(5)	3	女性	警察	客官	の	積極	的	な消	5月	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	210
	2	業科	务の	合理	里化	t لے	地方	警	察官	言の	計	画	的	増員	Į	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	212
	(1)	徫	핤底	した	-合	理化	七に	ょ	る人	、員	のi	記記	置、	追	耳	の	見	直	し								
	(2)	菜	力率	性の)追	求	(I	ΤI	こよ	る	業	務	処 Đ	里方	討	ŧσ	抜	本	的!	見耳	直し	ノ、	払	きる	1 2	를 类	頁作

成等の合理化は	ニ上ス	温重か	色知の	解消等)
ルサいロヰル	しゅう	心生る	ᆽᇎᄼ	ガス カース カース カース カース カース カース カース カース カース カー

	(3)	国	₹ 0.	つた	め	の	警:	察	活	動 [;]	を	強	化	す .	37	た	め	ל ל	也フ	宁 氰	警察	享	宫(の言	十直	百白	勺坩	当員	į	
	3	活	力を	を生	Ėδ	組	織	運'	営																						
	(1)	厳	しし	╽堇	力矜	まに	従	事	す	る	警	察	職	員	の	処	遇	改	善	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	215
	(2)	表	彰	・軒	炎	制	度	の	充	実	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	218
	(3)	能	力·	・実	[緑	に	応	じ	た	昇	進	•	給	与	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	220
	~	警察	圣石	革	の‡	持約	赤的	勺烿	∓ 1=	- ~																					
第	5		安(,,,	J	• • •	•																					
	< 往	··· 5頭	犯旨	··· 罪·	· 侵	· 是入	狐	罪	の	発	生	を	抑	止	す	る	た	め	の	総	合	対	策	の	推	進	>	•	•	•	222
		巨要																					•	•	•	•		•			225
	< 排	長り	込	めぎ	乍欺	文文	策	の	強	化	>	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	•			•	•		227
		折た								-															•	•	•	•	•	•	230
	< 約	総合	的	なる	· と通	事	故	防	止	対	策	の	推	進	>	•	•		•	•	•	•		•	•			•	•		235
	< 約	総合	的	な国	国際	ミテ	- 🗆	対	策	の	推	進	>	•	•	•	•			•	•	•		•	•			•	•		238
第			部																					•						•	241
第	7	不	祥	事の)防	址																									
	1	会	計約	经现	里の)透	雪明	性	の	確	保	ع	監	查	の	強	化		•					•	•	•	•	•	•	•	243
	2	会	計約	经现	里に	- 関	す	る	職	員	教	育	の	強	化	•	•		•					•	•	•	•	•	•	•	247
	3	非	違	事第	その	防	i止	に	重.	点	を	置	L١	た!	監	察(のi	強	- 化	}		•	•	•	•	•	•	•		•	249
	4		違導																												
	5	幹	部(の管		里整	督	責	任	の	_	層	の	自	覚	•	•		•	•				•	•	•	•	•	•	•	251
第	8	公	安氢	委員	€会	: の	管	理	機	能	か·		層	の :	充:	実	強	化	ا ا	警	察。	攻革	草(の 打	佳i	生壮	犬沙	兄 (りる	下 関	断の
	村	食証	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	252
	1	補	佐仁	本伟	刂の	確	立																								
	2	Г	管Ŧ	里」	栶	[念	。 の	明	確	化																					
	3	警	察己		直の	推	進	状	況	に1	系	る	報	告	聴」	取。	ヒネ	検	证												
3	評値	≣の	結	果		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	254
別添	参	<i>善資</i>	**																												
	-	一般	国	€/	<u>-</u> オ	† †	る	調.	查	結.	果		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 1
	á	警察	署	茘蒿	養会	多	員	ر ات	オナ	J	3,	調	查	結	果	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 4
	Ź	织谱	Γ . ∓ Ι		八字	;- <i>≯</i>	€ #	/	ℷᆉ	ਰ	z	≐≢	杏	<u></u>	里																. 6

1 評価の対象とした政策等

1 評価の対象とした政策

(1) 「警察刷新会議」の発足と「警察改革要綱」の策定の経緯

平成11年から12年にかけて警察をめぐる不祥事が続発し、国民の警察に対する信頼感が低下したことを受け、12年3月、国家公安委員会は、各分野の有識者からなる「警察刷新会議」を発足させた。

同会議は、発足以来11回にわたる討議を重ね、12年7月、「警察刷新に関する緊急提言」を取りまとめ、警察が抱える問題を改めるための処方箋として次の事項を実施することを国家公安委員会に対して提言した。

── <警察刷新に関する緊急提言(概要)> ─

透明性の確保と適切な是正措置のための方策

国民の目に見える警察とするため情報公開の積極的な推進 警察職員の不適切な職務執行に対する苦情申出制度の創設 警察における監察の強化

公安委員会に期待されている警察への「管理」機能の見直し、管理 能力の強化など、公安委員会の活性化

国民の要望や意見を鋭敏に把握し誠実な対応をする方策

現場警察官の中にある「民事不介入」に対する誤った考え方の払拭など、住民からの相談への的確な対応

個々の警察職員の責任感に裏付けられた職務の執行

地域住民の意見や批判に謙虚に耳を傾けるため警察署評議会(仮称)の設置

時代の変化に対応する柔軟で強力な警察活動基盤の整備方策 人事・教育制度の改革

組織の不断の見直し、徹底的な合理化と警察体制の強化

国家公安委員会及び警察庁は、この緊急提言を重く受け止め、同年8月、 警察が当面取り組むべき施策を「警察改革要綱」として取りまとめた。

(2) 「警察改革の持続的断行について-治安と信頼の回復に向けて-」

国家公安委員会・警察庁は、平成12年8月に策定した「警察改革要綱」に基づき、国民の警察に対する信頼を回復するため、都道府県公安委員会・都道府県警察と共に警察改革に取り組み、「警察改革要綱」に掲げる施策をすべて実行に移すとともに、厳しい治安情勢に対処し治安を回復するための諸対策に取り組んできた。

17年12月には、国家公安委員会・警察庁として総合評価を行うことにより 警察改革の推進状況について点検を行い、なお取組みが不十分な点について 具体的に明らかにした。その上で、これら不十分な点を改善することを始め とした警察改革を持続的に断行するための指針「警察改革の持続的断行について - 治安と信頼の回復に向けて - 」を取りまとめ、治安と信頼の回復に向けて、断固たる決意をもって、警察改革の「持続的断行」を行うこととした。

(3) 評価の対象とした政策

本評価書においては、「警察改革要綱」の実施状況について評価を行うとともに、指針「警察改革の持続的断行について・治安と信頼の回復に向けて・」により示された課題にいかに対応してきたかについても検証の対象とすることにより、10年間の警察改革への取組みを総括的に評価することとした。

<警察改革要綱>

- 1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化
- (1) 情報公開の推進

施策を示す訓令、通達の公表 懲戒事案の発表基準の明確化 都道府県警察の情報公開に関する指導

(2) 警察職員の職務執行に対する苦情の適正な処理 文書による苦情申出制度の創設 苦情処理システムの構築

(3) 警察における厳正な監察の実施

警察庁、管区警察局及び都道府県警察における監察体制の整備(警察庁-監察官の増配置、管区警察局-総務監察部の設置、都道府県警察-首席監察官の格上げ等)

警察庁及び管区警察局による都道府県警察に対する監察の強化

(4) 公安委員会の管理機能の充実と活性化

警察の行う監察をチェックする機能の強化(具体的・個別的指示権、 監察担当委員、監察調査官等)

補佐体制の確立(国家公安委員補佐官室の新設等)

「管理」概念の明確化

公安委員の任期の制限

- 2 「国民のための警察」の確立
- (1) 国民の要望・意見の把握と誠実な対応

警察安全相談(仮称)の充実(元警察職員の配置等体制の強化、相談業務に関する研修の実施、関係機関との連携の強化等)

告訴・告発への取組みの強化

職務執行における責任の明確化(窓口職員 - 名札の着用、制服警察官 - 識別章の着装、警察手帳の抜本的な形状変更等)

警察署協議会の設置

(2) 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化

空き交番の解消、駐在所の再評価及びパトロールの強化

犯罪や事故のないまちづくりの推進

ストーカー行為、児童虐待等新たな問題への対応及び少年犯罪対策 の強化

民事介入暴力対策の強化

(3) 被害者対策の推進

犯罪被害給付制度の拡充

きめ細かな被害者支援の推進

(4) 実績評価の見直し

相談、被害者対策、保護等の業務に対する適切な評価

- 3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築
- (1) 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決

銃器・薬物、密入国、マネー・ローンダリング対策の強化 執行力強化に向けた組織づくり

専門的技術能力の向上のための訓練の充実

国際的協力強化のための枠組みの構築

内外の関係機関相互の協調体制構築による共同行動の推進

(2) サイバー犯罪等ハイテク犯罪対策の抜本的な強化

警察庁及び管区警察局におけるサイバーフォースの設置を始めとする警察情報通信組織の改編

監視・緊急対処体制の整備強化

(3) 広域犯罪への的確な対応

管区警察局広域調整部の新設(公安部の廃止)

広域捜査支援システムの整備

(4) 安全かつ快適な交通の確保

道路交通のIT化、バリアフリー化の推進 凶悪化する暴走族に対する対策の強化 手続の簡素化による国民の負担軽減

- 4 警察活動を支える人的基盤の強化
- (1) 精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上

教育の充実(昇任時教育期間の延長、「民事不介入」についての誤った認識の払拭等)

種採用者等の人事管理の見直し 職務執行の中核たる警部補の在り方の見直し 優秀かつ多様な人材の確保と活用 女性警察官の積極的採用

(2) 業務の合理化と地方警察官の計画的増員

徹底した合理化による人員の配置、運用の見直し

効率性の追求(ITによる業務処理方法の抜本的見直し、捜査書類 作成等の合理化による過重な負担の解消等)

国民のための警察活動を強化するための地方警察官の計画的増員

(3) 活力を生む組織運営

厳しい勤務に従事する警察職員の処遇改善

表彰・報奨制度の充実

能力・実績に応じた昇進・給与

<警察改革の持続的断行について・治と憶の側に向けて・>

1 「警察改革要綱」の着実な実施と充実

警察改革の推進についての総合評価書(平成17年12月、国家公安委員会・警察庁)において指摘した改善事項について改善策を講じ、「警察改革要綱」に掲げる施策を着実に実施し、その定着と更なる充実を図る。

2 治安の回復

関係機関・団体と連携して治安回復に向けた取組みを推進した結果、刑法犯認知件数は平成15年、16年と2年連続減少し、指数治安は改善されつつあるが、体感治安はそれに比して、子どもが被害者となる凶悪事件の多発や暴力団犯罪を始めとする組織犯罪の深刻化等に示されるように、国民の不安を解消するに至っていない。また、世界各地で無差別テロが発生しており、テロ情勢も依然として厳しい状況にあるほか、交通事故死者数が過去最悪であった昭和45年の半数以下にまで減少する中で交通事故負傷者数は年間100万人を超える高い水準にある。国民が真に治安の回復を実感できるよう、

「緊急治安対策プログラム」(平成15年8月、警察庁)及び「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」(平成15年12月、犯罪対策閣僚会議)

「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」(平成17年6月、犯罪対策閣僚会議)等に基づく、関係機関、地域住民やボランティア団体等と連携した安全で安心なまちづくり

「組織犯罪対策要綱」(平成16年10月、警察庁)

「テロ対策推進要綱」(平成16年8月、警察庁)及び「テロの未 然防止に関する行動計画」(平成16年12月、国際組織犯罪等・国際 テロ対策推進本部)

平成15年の「10年間で交通事故死者数を5,000人以下とし、世界一安全な道路交通の実現を目指す」との政府目標の達成と交通事故減少に向けた交通安全対策

第一線の過重な業務負担の軽減と士気高揚を図りつつ、犯罪の抑止と検挙をより一層推進するための警察の業務の在り方の見直し

各都道府県警察の「地域警察を中心とした精強な第一線警察を構築するための総合プラン」

等による犯罪・事故の抑止や国民の不安の解消に重点を指向した取組み を推進するほか、治安情勢の変化に対応した的確な措置を講ずる。

3 幹部を始めとする職員の意識改革

いまだ道半ばにある警察改革を持続的に断行するためには、幹部を始めとする一人一人の警察職員に警察改革の精神を徹底することが不可欠である。大量退職・大量採用時代を迎え、警察改革の精神を風化させないため、学校教養、職場教養等あらゆる機会をとらえ、幹部を始めとする職員の意識改革を継続して行う。特に、「警察刷新に関する緊急提言」において警察の持つ問題点として指摘された警察の「閉鎖性の危惧」、「国民の批判や意見を受けにくい体質」及び「時代の変化への対応能力の不足」について、繰り返し、幹部を始めとする職員に自省を促し、警察行政の透明性の確保と説明責任の自覚、国民の要望・意見の把握と誠実な対応、治安情勢の変化への機敏な対応に努め、国民のための警察を確立する。

4 不祥事の防止

警察改革を推進する中、警察の予算執行をめぐる不適正事案が相次いで判明し、監査が十分なチェック機能を果たしていなかったことや職員の適正経理の重要性に対する認識が不十分であったことが明らかとなった。また、厳正な監察を実施した結果、業務上の非違事案の懲戒処分者数は平成12年以降、一貫して減少し、私行上の非違事案についても14年をピークに減少傾向にあるが、依然として、職員の非違事案が後を絶たない。

警察に対する国民の信頼を確保するためには、不祥事の防止が不可欠であり、

会計経理の透明性の確保と監査の強化

会計経理に関する職員教育の強化 非違事案の防止に重点を置いた監察の強化 非違事案に対する厳正な処分 幹部の管理監督責任の一層の自覚

を更に徹底する。

5 公安委員会の管理機能の一層の充実強化と警察改革の推進状況の不断 の検証

国家公安委員会と都道府県公安委員会は、管理機能の一層の充実強化に努めるとともに、少なくとも、年に1回、それぞれ警察庁、警視庁又は道府県警察本部から上記の推進状況や課題、問題点等について報告を聴取し、検証を行う。

- 2 政策所管課及び評価を実施した期間
- (1) 政策所管課

評価の対象となる政策を所管する課(政策所管課)は次のとおりである。

長官官房総務課

長官官房人事課

長官官房会計課

長官官房給与厚生課

長官官房国際課

長官官房国家公安委員会会務官

生活安全局生活安全企画課

生活安全局地域課

生活安全局少年課

生活安全局保安課

生活安全局情報技術犯罪対策課

生活安全局生活経済対策管理官

刑事局刑事企画課

刑事局捜査第一課

刑事局捜査第二課

刑事局犯罪鑑識官

刑事局組織犯罪対策部企画分析課

刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課

刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課

刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官

刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官

交通局交通企画課

交通局交通指導課

交通局交通規制課

交通局運転免許課

警備局警備企画課

警備局警備課

警備局外事情報部外事課

警備局外事情報部国際テロリズム対策課

情報通信局情報通信企画課

情報通信局情報技術解析課

(2) 評価期間

平成12年から21年までの間

ただし、指針「警察改革の持続的断行について - 治安と信頼の回復に向けて - 」に掲げられた各施策の推進状況については、17年から21年までの間を評価期間とした。

3 評価の観点

「警察改革要綱」及び指針「警察改革の持続的断行について - 治安と信頼の回復に向けて - 」に掲げられた各施策の推進状況を明らかにすることにより、警察改革の推進状況について、有効性の観点から評価を行い、十分な効果が上がっていない施策がある場合、原因を分析し、今後の施策展開の方向性を示す。

4 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

本評価書の作成に当たっては、平成22年6月11日に開催した警察庁政策評価研究会において意見の聴取を行った。

- 5 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項
- (1) 評価書の作成に当たり実施した調査
 - ア 一般国民に対するアンケート調査

平成22年2月から3月にかけて、各都道府県の運転免許試験場等に運転免許証の更新を受けるために来場した一般国民2,291人に対し、警察に対する印象等についてアンケート調査を実施した(別添参考資料1~3頁参照)。

イ 警察署協議会委員に対するアンケート調査

平成22年2月から3月にかけて、全国の警察署協議会委員1,692人に対

し、警察署協議会の運営状況、警察署の取組みに対する評価等についてアンケート調査を実施した(別添参考資料4、5頁参照)。

ウ 都道府県公安委員に対するアンケート調査

平成22年2月から3月にかけて、全国の都道府県(方面)公安委員に対し、これまでの警察改革の取組みに関する所感等についてアンケート調査を実施し、180の回答を得た(別添参考資料6~10頁参照)。

(2) 評価書に使用したデータ

原則として、平成22年6月に各政策の政策所管課(複数の政策所管課がある場合は、その筆頭に記載された課)において作成したものを使用した(例外については、当該データの末尾に作成時期及び作成課を記載した。)。

2 各政策の評価の結果

行政課題 警察改革の推進

【評価の対象とした政策】

- 第1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化
 - 1 情報公開の推進
 - (1) 施策を示す訓令、通達の公表

(政策所管課:総務課)

1 政策の内容

警察行政の透明性を確保し、国民に対する説明責任を果たすため、訓令及び内部管理に関するもの、専ら技術的・補足的事項を定めるものその他国民生活に影響を及ぼさないものを除いた通達について、原則として、ウェブサイトに掲載するとともに、文書閲覧窓口に備え付けて公表する。

2 実施事項

- (1) 平成12年9月、「都道府県警察における情報公開の推進について」(平成 12年9月14日付け警察庁丙総発第54号)により、都道府県警察に対して、情 報の公開の重要性にかんがみ、警察活動の実態を広く国民に伝え、国民の目 に見える警察とするため、ウェブサイトを活用するなど、積極的な情報公表 ・提供の推進について指示した。
- (2) 平成12年10月、「警察庁訓令・通達公表基準」を制定し、「警察庁訓令・通達公表基準について」(平成12年10月26日付け警察庁丙総発第60号)により、警察庁内各局部課長に対して、適切な運用を図るよう指示するとともに、都道府県警察等に参考送付した。
- (3) 平成19年度から管区警察局ごとに情報公開担当者会議を年1回開催することとし、都道府県警察の担当者に対し、訓令・通達や国民生活に密接にかかわる情報等を積極的に公表するよう指示した。
- (4) 平成21年5月、全国情報公開・個人情報保護担当調査官等会議を開催し、 都道府県警察の情報公開室長等に対し、訓令・通達や国民生活に密接にかか わる情報等を積極的に公表するよう指示した。
- (5) 平成22年1月、「施策を示す訓令・通達の公表の徹底について」(平成22年1月15日付け警察庁丁総発第5号)により、都道府県警察に対して、施策を示す訓令・通達の公表の徹底を指示した。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 警察庁

警察庁における訓令・通達の公表基準は、「警察庁訓令・通達公表基準」

により、

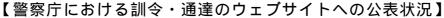
警察庁訓令及び警察庁の施策を示す通達のうち、不開示情報を含まないものについては、全文公表

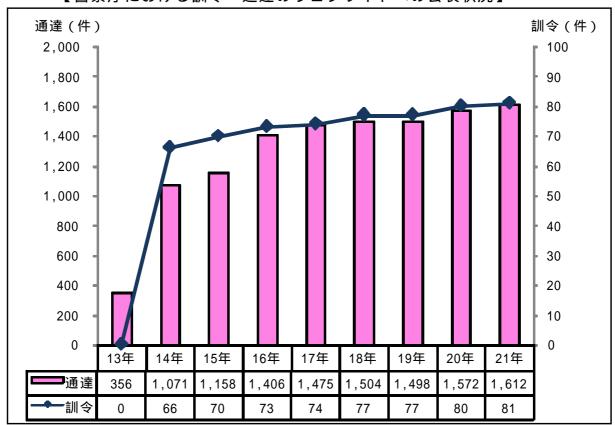
不開示情報を含むものについては、その名称及び概要を公表

警察庁の施策を示す通達に当たらないものについても、国民の関心の高い事項を内容とするもの等については、本基準の目的に照らし、可能な限り幅広く公表

することとしている。

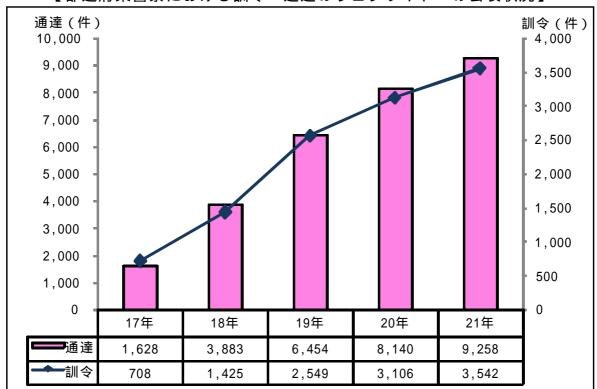
平成21年7月1日現在の公表状況を見ると、81件の訓令、1,612件の通達をウェブサイトに公表しており、通達の公表件数は、13年の356件に比べ、1,256件(352.8%)の大幅な増加となっている。





(2) 都道府県警察

都道府県警察の訓令・通達の公表基準は、平成21年12月31日現在、すべての都道府県警察が警察庁とほぼ同様の基準を設けている。訓令・通達の公表状況を見ると、21年7月1日現在、全都道府県警察で訓令が3,542件、通達が9,258件であり、17年の件数と比べ、訓令が2,834件(400.3%)、通達が7,630件(468.7%)の大幅な増加となっている。



【都道府県警察における訓令・通達のウェブサイトへの公表状況】

また、訓令・通達の公表のほかに、犯罪の発生状況など各種警察情報をウェブサイトに掲載して、積極的に公表している。

4 評価の結果

(1) 効果

警察庁における訓令・通達のウェブサイトへの掲載状況については、平成21年7月現在、通達の公表件数が13年当時と比較して4倍以上と大幅に増加するなど、その取組みは着実に進展してきている。

また、すべての都道府県警察が警察庁と同程度の内容の公表基準を整備したことにより、21年7月1日現在の通達及び訓令の公表件数は、17年当時と比較していずれも5倍以上と大幅に増加するなど、当該基準に従った適切な公表の推進が図られていると認められる。

さらに、警察庁及び都道府県警察のいずれにおいても、子供・女性を狙った犯罪、振り込め詐欺等の各種犯罪発生状況や防犯情報をウェブサイトに掲載するなど、訓令・通達以外でも、国民生活に密接にかかわる情報等を積極的に公表している。

(2) 今後の施策展開の方向性

警察における情報公開が、今後も警察行政の透明性の確保と説明責任の遂行を図るための有効な手段となるよう、引き続き、「施策を示す訓令、通達の公表」を継続していく必要がある。

行政課題 警察改革の推進

【評価の対象とした政策】

- 第1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化
 - 1 情報公開の推進
 - (2) 懲戒事案の発表基準の明確化

(政策所管課:人事課)

1 政策の内容

懲戒事案の発表について、その範囲及び内容を明確化して、警察行政の透明性を確保し、国民の信頼回復を図る。

2 実施事項

- (1) 平成13年1月、警察庁において「懲戒処分の発表の指針」を制定し、「「懲戒処分の発表の指針」の制定について」(平成13年1月12日付け警察庁丙人発第2号)により、都道府県警察に対し懲戒処分の適時適切な発表を行うよう指示した。
- (2) 平成16年4月、「懲戒処分の発表の指針」を改正し、職務上の行為及びこれに関連する行為に係る懲戒処分については、国民との直接的なかかわりを有さない内部的行為に係るものを含め、全件を発表対象とした(別添資料1参照)。
- (3) 毎年開催している全国首席監察官等会議や、警察庁が都道府県警察に対して行う監察等、機会あるごとに、「懲戒処分の発表の指針」等を参考にして、発表すべき事案については適切な時期に正確で過不足ない内容を発表するよう繰り返し指示している。

3 効果の把握の手法及びその結果

【警察庁及び都道府県警察における懲戒処分及びその発表状況】

	免職	停職	減給	戒告	合計
21年	40(40)	48(46)	82(39)	72(30)	242(155)
20年	29(29)	45(45)	103(33)	75(26)	252(133)
19年	41(41)	39(37)	110(43)	113(38)	303(159)
18年	31(31)	68(67)	139(55)	123(61)	361(214)
17年	40(40)	52(48)	113(33)	136(44)	341 (165)
16年	36(36)	70(66)	242(152)	140(65)	488(319)
15年	35(35)	87(81)	176(67)	134(41)	432(224)
14年	59(59)	79(73)	229(107)	201(90)	568(329)

注:各欄の数字は、当該欄に該当する全国の懲戒処分者数であり、()内は、そのうち処分について発表した者の数である。

4 評価の結果

(1) 効果

「懲戒処分の発表の指針」の制定により、懲戒処分の発表について、その範囲及び内容の基準が明確になるとともに、これに沿って適時適切に発表がなされ、警察行政の透明性の確保が図られている。

(2) 今後の施策展開の方向性

懲戒事案の適時適切な発表を行うことにより、警察行政の透明性を確保し、 国民の信頼確保を図るため、引き続き、「懲戒処分の発表の指針」の内容を 徹底する必要がある。

懲戒処分の発表の指針

1 指針の目的

この指針は、発表を行う懲戒処分の種類、発表の時期等について定めることにより、警察において、適時適切な懲戒処分の発表を行い、同種事案の再発防止その他職務執行の適正及び職務倫理の保持を図り、もって警察に対する国民の信頼の確保に資することを目的とする。

2 発表を行う懲戒処分の種類

次に掲げる懲戒処分について、発表を行う。

- (1) 職務執行上の行為及びこれに関連する行為に係る懲戒処分
- (2) 私的な行為に係る懲戒処分のうち停職以上の処分
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、行為の態様、行為の公務内外に及ぼす影響、職員の職責等を勘案し、国民の信頼を確保するため発表することが適当であると認められる懲戒処分

3 発表の内容及び時期

懲戒処分の発表は、事案の概要、処分の年月日及び内容等について、特段の事情のない限り、懲戒処分を科した後速やかに行うものとする。この場合においては、処分を受けた職員、被害者その他関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するため必要な配慮を行う。

4 発表の例外

2 に該当する懲戒処分のうち、被害者その他関係者のプライバシーその他の 権利利益を保護するためやむを得ない場合は、発表を行わない。

5 監督責任に係る懲戒処分等の発表

2 に該当する懲戒処分に関連する監督責任に係る懲戒処分その他監督上の措置については、3 を準用した上、発表を行う。

行政課題 警察改革の推進

【評価の対象とした政策】

- 第1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化
 - 1 情報公開の推進
 - (3) 都道府県警察の情報公開に関する指導

(政策所管課:総務課)

1 政策の内容

警察行政の透明性を確保し、国民に対する説明責任を果たすため、情報公開を推進し、各都道府県警察に対し警察が情報公開条例の実施機関となる方向で検討を進めるよう指導するとともに、警察庁と同様に情報公開審査基準を策定するよう指導する。また、開示請求に対しては、的確に対応するとともに、警察本部長あて開示請求に係る開示決定等に関し、適時適切に公安委員会への報告を行うよう指導する。

2 実施事項

- (1) 平成12年9月、「都道府県警察における情報公開の推進について」(平成 12年9月14日付け警察庁丙総発第54号)により、都道府県警察に対して、情報公開条例の実施機関となるよう指示した。
- (2) 平成13年3月、「国家公安委員会・警察庁における情報公開審査基準の策定について」(平成13年3月29日付け警察庁乙官発第7号。以下「審査基準」という。)により、都道府県警察に同様の基準を策定するよう指示した。また、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)施行後5年を迎えた18年3月、警察庁における開示請求取扱事例や情報公開審査会の答申及び裁判例を踏まえ、審査基準の一部を改正し、都道府県警察等に参考送付した。
- (3) 平成19年度から管区警察局ごとに情報公開担当者会議を年1回開催することとし、都道府県警察の担当者に対して、開示請求等への的確な対応について指示している。
- (4) 平成21年5月、全国情報公開・個人情報保護担当調査官等会議を開催し、 都道府県警察の情報公開室長等に対し、開示請求等への的確な対応について 指示した。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) すべての都道府県警察において、警察を実施機関とする情報公開条例の改正が行われ、平成14年10月までに施行されている。

21年12月31日現在の情報公開の請求件数の累計は、国家公安委員会・警察庁に対するものは2,136件、都道府県警察に対するものは3万708件であった。

(2) 開示決定等の公安委員会への報告状況

ア 警察庁

警察庁においては、警察庁長官あての開示請求について、全部開示又は過去と同様の決定を行う場合を除き、原則として開示決定等の前に国家公安委員会に報告することとし、警察庁長官の行う開示決定等の客観性及び適正の確保を図っている。

イ 都道府県警察

警察本部長あての開示請求については、44府県が開示決定等の事前又は 事後に公安委員会に報告している。また、その他の都道府県警察にあって も、公安委員会に対し、年1~2回程度開示請求の処理状況を報告してい る。

4 評価の結果

(1) 効果

平成13年4月1日に情報公開法が施行されてからの約9年間、警察庁において、情報公開に関する各種指示文書を発出して全国警察を指導してきたことにより、すべての都道府県警察が情報公開条例の実施機関となるとともに、警察庁と同様の情報公開審査基準を策定するなど、開示請求等に的確に対応している。また、ほとんどの都道府県警察が、警察本部長あての開示請求に係る開示決定等に関し、適時適切に公安委員会へ報告を行うなど、国家公安委員会・警察庁及び都道府県警察において、情報公開制度は定着し、警察行政の透明性の確保と国民に対する説明責任が遂行されていると認められる。

(2) 今後の施策展開の方向性

警察における情報公開が、今後も警察行政の透明性の確保と説明責任の遂行を図るための有効な手段となるよう、引き続き、都道府県警察の情報公開に関する指導を継続していく必要がある。

行政課題 警察改革の推進

【評価の対象とした政策】

- 第1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化
 - 2 警察職員の職務執行に対する苦情の適正な処理
 - (1) 文書による苦情申出制度の創設
 - (2) 苦情処理システムの構築

(政策所管課:人事課)

1 政策の内容

警察法第79条により、都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対して文書により苦情の申出をすることができることとし、都道府県公安委員会では、申出を誠実に処理し、その結果を文書により申出者に通知することとした。また、都道府県警察の職員の職務執行についての苦情で警察法の規定する苦情に該当しないものについても、誠実に処理し、その処理結果を申出者に通知することとしている。これらにより、苦情を組織的に適切に処理し、不適切な職務執行や非能率的な業務運営を把握し、これを確実に是正していく。

2 実施事項

- (1) 平成12年の警察法の一部改正により、都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し文書により苦情の申出をすることができる旨の規定が置かれた(13年6月1日施行)。
- (2) これに関し、平成13年4月、「警察法第78条の2に係る解釈・運用基準」及び「警察法に規定する苦情以外の苦情の処理の指針」を定め、「警察職員の職務執行に対する苦情の適正な処理について」(平成13年4月13日付け警察庁丙人発第115号)により、都道府県警察に対し、苦情の組織的かつ適切な処理を指示した。
 - 注:警察法第78条の2(苦情の申出等)は、平成16年法律第84号(17年4月1日施行)により、第79 条に繰り下げられた。
- (3) 平成15年1月、苦情情報管理のためのコンピュータシステムの運用を開始した。
- (4) 平成19年6月までに、すべての都道府県公安委員会において、そのウェブ サイトに苦情申出制度の概要や受理窓口の連絡先の情報が掲示され、制度の 周知が図られた。
- (5) 警察庁が都道府県警察に対して行う監察において、苦情申出制度の運用状況についての点検を実施している。

3 効果の把握の手法及びその結果

- (1) 苦情申出制度の運用状況
 - ア 警察本部及び警察署に窓口が設置され、受理・処理状況は警察本部苦情担当課で一元的に把握、管理されている。
 - イ 警察法第79条は、都道府県公安委員会に対する文書による苦情の申出に ついて規定しているが、文書によらない苦情や警察本部長等あてのものに ついても、これを組織的かつ適切に処理することとしている。

都道府県公安委員会あての文書による苦情(警察法上の苦情)については、都道府県公安委員会に報告され、処理結果については、都道府県公安委員会の指示に従い都道府県警察において行った事実関係の調査と措置状況の報告を基に、都道府県公安委員会が、文書により申出者に通知している。

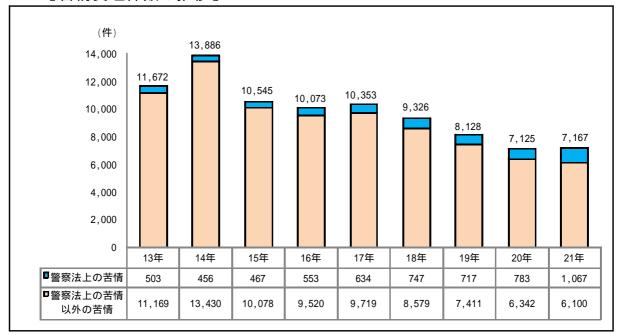
都道府県公安委員会あての文書によらない苦情(警察法上の苦情以外の苦情)については、警察法上の苦情と同様に処理し、処理結果については、都道府県公安委員会が文書その他適当と認められる方法により申出者に通知している。

警察あての苦情(警察法上の苦情以外の苦情)については、警視総監 又は警察本部長に報告され、処理結果については、文書によるものは文 書により、その他のものについても適当と認められる方法により申出者 に通知するとともに、警視総監又は警察本部長は、これらの処理結果を 都道府県公安委員会に報告している。

- ウ 各警察本部苦情担当課による指導や警察庁が都道府県警察に対して行う 監察等により、苦情該当性の的確な判断、苦情の受理・処理についての組 織的な管理等について徹底が図られている。
- エ 事実に基づかない苦情、感情的かつ長時間の苦情等により業務上の支障等が生じるものに対しては、苦情の内容に応じた対応方法等を検討し、効率的な制度運営に努めているほか、負担の大きい職員に対しては表彰やメンタルヘルスに関する指導を実施するなど、苦情担当者の精神的・肉体的負担に配慮した措置をとっている。

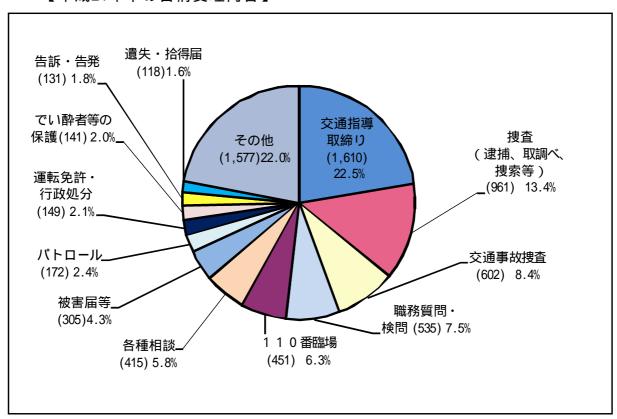
(2) 苦情受理件数の推移及びその処理状況

【苦情受理件数の推移】



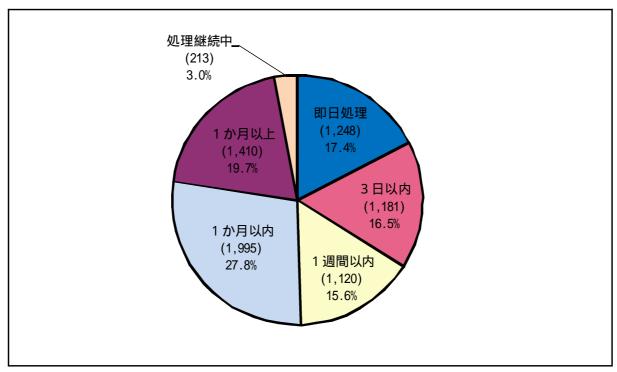
注:平成13年は、6月1日から12月31日までの間の件数である。

【平成21年中の苦情受理内容】



注:小数第2位を四捨五入しているため、割合の合計は必ずしも100%にならない。

【平成21年中の苦情の処理状況(22年1月31日現在)】



約77%の苦情を1か月以内に処理している。

(3) 苦情による業務改善等の状況

警察に非があると認められる苦情の割合は、平成21年で見ると約17%であった。

これらの苦情を踏まえ、業務改善を図っているほか、苦情を端緒として懲 戒処分を行った例もある。

ア 業務改善事例

車庫証明の申請に警察署へ訪れた際、窓口での説明がなく、書き直し 等のために何回も並び直したという苦情を受けて、申請者には作成の手 引きを配布するとともに、申請書の記載例を大きく見やすいものに改良 して掲示した。

司法解剖後引き渡された遺体に対する配慮が欠けていたとの苦情を受けて、捜査幹部が遺族へ謝罪するとともに、副署長が署員に対して適切な遺体取扱要領を教養し、本部からは、司法解剖に伴う適切な被害者支援について教養資料を発出するなど再発防止を徹底した。

拾得物を届けた際、遺失者が見つかっても連絡先は教えないようお願いしたが、後日、遺失者からお礼の電話があったとの苦情を受けて、拾得物件届出書に独自の確認欄を設け、拾得者の意思の記録化を徹底させるなどにより、適切な処理手続が確保されるよう改善した。

イ 苦情を端緒とした懲戒処分事例

過去の交通違反について長期間経過後に取調べを受けたなどとする苦

情を受け、事実関係を調査した結果、担当した警察官の職務懈怠が判明 したことから当該警察官を懲戒処分とした。

【苦情を端緒とした懲戒処分者数】

	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
懲戒処分者数	15人	5人	12人	6人	9人	5人	4 人	1人

(4) 都道府県公安委員に対するアンケート調査結果

平成22年2月から3月にかけて実施した都道府県公安委員に対するアンケ

ート調査では、委員から、改善すべき点に関する意見もあったが、

公安委員会あてに限らず、警察への苦情はすべて報告を受けている 苦情の原因を究明し、再発防止策が採られている。また、受理から回 答までの期間も短く、迅速な対応をしている

警察側に非がある場合には謝罪を、誤解がある場合には説明を行うなど、相手方への対応がきちんとなされている

等、制度運用状況を評価する意見が多く寄せられ、警察改革を契機に導入された苦情申出制度はおおむね的確に運用されているものと認められた。

(5) 苦情情報管理のためのコンピュータシステムの活用状況

平成15年1月1日から各都道府県警察において苦情情報管理のためのコンピュータシステムの運用を開始しており、苦情の受理状況、対応状況等の一元的把握・管理を行い、苦情申出への組織的対応に活用されている。

4 評価の結果

(1) 効果

ア 平成21年中の全国の苦情の総受理件数は7,167件であり、苦情申出制度 運用開始以降で最多の14年と比べると、5割近く減少した。

苦情受理件数の多寡が直ちに不適切な職務執行の多寡を指すものではないが、苦情の総受理件数は総じて減少傾向にあり、各都道府県警察において、

苦情の対象となった職員に対して、必要に応じて指導を実施 改善すべき事項について、速やかに検討して措置

組織全体として改善すべき事項については、関係する警察本部各 課、各警察署等に指示

反省・教訓となる事項について教養を実施し、同種事案の再発防 止を図る

等の取組みを的確に推進してきたことも、その要因の一つとして考えられる。

イ 警察に非があると認められる苦情については、これらが組織的に把握さ

れた上で、問題点を検討し、是正することにより、職務執行や業務改善等 に反映されている。

ウ 苦情の受理・処理状況については、公安委員会や警察本部長に適時適切 に報告されており、苦情申出制度は、公安委員会・警察本部長等の幹部が 第一線の実情を把握する手段としての機能を果たしている。

(2) 今後の施策展開の方向性

- ア 平成22年2月から3月にかけて実施した国民に対するアンケート調査では、「より信頼される警察となるために力を入れるべき施策」として、「警察職員の職務執行に対する苦情の適切な処理」と回答した国民が全体の約3割を占めるなど、苦情への適切な対応を望む国民の声は高い。あわせて、苦情申出制度は、公安委員会や警察本部長等の幹部が第一線の実情を把握し、職務執行や業務運営の改善を行うための重要な手段の一つであることから、各警察本部苦情担当課による指導・点検や警察庁による監察等を通じて、引き続き、苦情該当性の的確な判断や公安委員会等に対する受理・処理状況の適切な報告等について指示、指導を継続し、苦情申出制度を適切に運用する。
- イ 都道府県公安委員に対するアンケート調査では、いわゆるクレーマー的な一部の苦情に対しては毅然とした態度で臨むべき旨の意見等も寄せられているところ、この種の苦情等により、警察職員が正当な職務執行を躊躇し、個人の権利と自由の保護や公共の安全と秩序の維持に支障を生じさせることはあってはならないことから、職員が正しい法令の知識等を修得するとともに、その職責を自覚した上、自信を持って職務執行ができるよう、教育の充実に一層努めることとする。

行政課題 警察改革の推進

【評価の対象とした政策】

- 第1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化
 - 3 警察における厳正な監察の実施
 - (1) 警察庁、管区警察局及び都道府県警察における監察体制の整備
 - (2) 警察庁及び管区警察局による都道府県警察に対する監察の強化

(政策所管課:人事課)

1 政策の内容

監察体制を増強するとともに、都道府県警察に対する警察庁及び管区警察局による監察を強化することにより、警察内部の自浄能力を高め、国民の信頼回復を図る。

2 実施事項

- (1) 警察庁、管区警察局及び都道府県警察における監察体制を強化した。
- (2) 平成12年1月、監察に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第2号) を制定し、これに基づき、業務主管課と連携し非違事案の未然防止に配意し た監察実施計画を作成し、同計画に従って厳正な監察を実施するとともに、 警察庁長官は国家公安委員会に対し、警視総監及び道府県警察本部長は都道 府県公安委員会に対し、四半期ごとに少なくとも1回、監察の実施状況を報 告している。
- (3) 平成12年以降、監察業務担当者の事務処理能力の向上を図るため、警察大学校において、管区警察局、都道府県警察等の監察担当所属で監察業務を担当する職員のうち、主として配置後の期間が短い者を対象として、「監察業務管理運営」専科を実施している。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 監察体制の強化の状況(平成12年4月1日現在と22年4月1日現在の比較)

警察庁	首席監察官以下6人体制であったのを22人体制とし
	た。うち監察官は1人から3人に増員した。
管区警察局	各管区警察局に総務監察部(関東管区警察局にあって
	は監察部、東北管区警察局、中国管区警察局及び四国管
	区警察局にあっては総務監察・広域調整部)を設置し、
	合計25人体制であったのを126人体制とした。
都道府県警察	地方警務官である首席監察官が全国で5人であったの
	を、平成13年度から増員及び振替えにより格上げを行い、

16年度までには47人全員を地方警務官とした。

注1:首席監察官とは、警察庁、管区警察局及び都道府県警察において、監察に関する事務を掌理する職をいう。

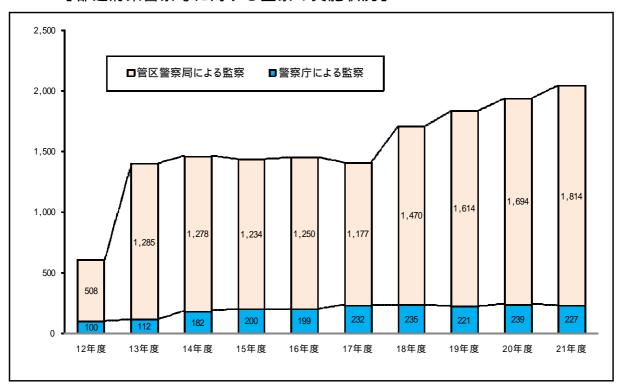
注2:地方警務官とは、都道府県警察の職員のうち、警視正以上の階級にある警察官のことをい う。地方警務官は、一般職の国家公務員とされている。

(2) 警察庁及び管区警察局による監察の実施状況

ア 監察実施回数

警察庁では、原則として毎年度全都道府県警察等に対し監察を実施しており、平成21年度の実施回数は227回と、12年度の約2.3倍となっている。また、管区警察局では、原則として四半期ごとに管区内全府県警察等に対し監察を実施しており、21年度は1,814回と、12年度の約3.6倍となっている。

【都道府県警察等に対する監察の実施状況】



イ 監察実施項目

警察庁及び管区警察局が都道府県警察を対象に監察を実施するに当たっては、実効あるものとするため、全国統一実施項目を定める(別添資料2)とともに、業務主管課と連携して、事前に監察に当たっての着眼点を定めている。

(3) 都道府県警察における監察実施状況

ア 実施状況

ほとんどの都道府県警察において、すべての警察署に対し年1回以上の 総合監察を実施している。また、警察署に対し年1回以上の総合監察を行 っていない場合でも、随時監察を行うことにより、離島を除くすべての警 察署に対し年1回以上の監察を行っている。

注1:総合監察とは、業務運営又は服務の実態を総合的かつ具体的に把握するための監察をいう。

注2:随時監察とは、特別の事情がある場合における業務上又は服務上の問題点を把握するため の監察をいう。

イ 都道府県警察の取組み

警察本部の所属の次席、管理官等を監察官に併任するなどして、各部門 と連携した監察を行うことにより、捜査管理や証拠物件の管理を始めとす る業務管理が強化されるとともに、深夜・早朝や休日を含めて抜き打ち的 に随時監察を行うなど、監察の実施方法に工夫が見られる。

(4) 懲戒処分者数の推移

0

■監督責任等

■業務上

■私行上

12年

84

282

180

13年

41

190

255

14年

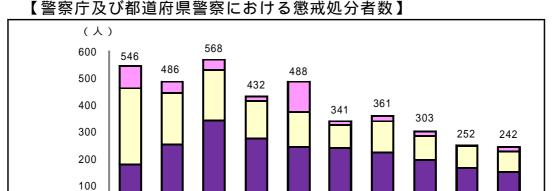
38

188

342

懲戒処分者数の推移は、14頁及び下欄に記載のとおりであり、懲戒処分者 数は、主として減給及び戒告処分者の減少により、平成12年以降総じて減少 傾向にある。

また、このうち、業務上の非違事案による懲戒処分者数も、12年以降総じ て減少傾向にあり、私行上の非違事案による懲戒処分者数は、14年をピーク に一貫して減少している。



注1:平成12年は、諭旨免職(同年6月14日以降運用を停止)の21人を含む。

注2:平成16年の監督責任等には、予算不適正執行等による処分者106人を含む。

15年

18

139

275

16年

116

129

243

17年

15

86

240

18年

23

115

223

19年

18

90

195

20年

5

81

166

21年

17

74

151

4 評価の結果

(1) 効果

- ア 警察庁及び管区警察局による監察実施回数が大幅に増加し、また、都道 府県警察において、年1回以上、離島を除くすべての警察署に対し監察が 実施されており、監察の強化が図られている。
- イ 都道府県警察の首席監察官を地方警務官に格上げしたことにより、警察本部各部や警察署に対する指導力が強化されるとともに、監察の立場からの意見が反映されやすくなるなどの効果が認められる。
- ウ 非違事案に厳正に対処するとともに、非違事案の未然防止に重点指向した厳正な監察を行い、再発防止対策を確実に実施した結果、業務上の非違事案については、平成12年以降総じて減少傾向にあり、私行上の非違事案についても、14年をピークに一貫して減少している。

(2) 今後の施策展開の方向性

非違事案は依然として発生しており、中には収賄事案等業務に係る重大な 非違事案もあることから、今後とも非違事案に対して厳正に対処するととも に、非違事案の未然防止に重点を指向した厳正な監察を実施し、警察の能率 的な運営及びその規律の保持に努めていく必要がある。

警察庁総合監察全国統一実施項目(平成12年度~22年度)

12年度	第1四半期	不祥事案の原因究明状況及び再発防止対策の
		実態把握
	第2四半期	特別監察における指摘事項の改善状況
	第3四半期	犯罪等による被害の未然防止活動の推進状況
	第4四半期	犯罪等による被害の未然防止活動の推進状況
13年度	第1四半期	不祥事案対策の推進状況
		職務倫理教養と身上把握の推進
	第2四半期	交通事故・事件の捜査管理の徹底
		証拠物件の保管管理の徹底
		受傷事故防止対策の推進状況
	第3四半期	少年事件等の管理の徹底
		警察署協議会の適切な運営
		苦情申出制度の運用状況
	第4四半期	告訴・告発事件に対する取組状況
		不祥事案対策の推進状況に関する監察におけ
		る指摘事項の改善状況
14年度	第1四半期	交通街頭活動における殉職・受傷事故防止対
		策の推進状況
		交通違反・事故の捜査管理の徹底
	第2四半期	地域警察活動における殉職・受傷事故防止対
		策の推進状況
		銃器・薬物事犯の捜査管理の徹底
	第3四半期	実戦的かつ効果的なけん銃訓練等の推進状況
		国民のための警察活動体制の強化
	第4四半期	捜査活動における殉職・受傷事故防止対策の
		推進状況
		捜査管理及び証拠物件の保管管理の徹底
15年度	第1四半期	留置管理業務の適正な実施
	第2四半期	暴力団犯罪の捜査管理の徹底
	第3四半期	警察安全相談の充実強化
	第4四半期	少年事件捜査の迅速的確な捜査の推進
16年度	第1四半期	告訴・告発及び未処理事件の捜査管理状況

	第2四半期	地域警察における業務管理状況
	第3四半期	生活安全部門における許認可業務の管理状況
	第4四半期	交通事故・事件の捜査管理状況
17年度	第1四半期	留置管理業務の適正な実施状況
	第2四半期	捜査活動における個人情報等の管理状況
	第3四半期	薬物・銃器事犯の捜査管理状況
	第4四半期	資質を重視した警察官採用の実施状況
		採用時教養の実施状況
18年度	第1四半期	交通取締り・事故事件捜査における業務管理状
		況及び殉職・受傷事故防止対策の推進状況
	第2四半期	少年事件の捜査管理状況
	第3四半期	地域警察を中心とした精強な第一線警察構築の
		ための総合プランに基づく施策の推進状況
	第4四半期	暴力団事犯の捜査管理状況
19年度	第1四半期	情報セキュリティ対策の実施状況
	第2四半期	児童の安全確認及び安全の確保を最優先とした
		児童虐待への対応状況
	第3四半期	適正捜査と証拠物件の保管管理の徹底状況
	第4四半期	留置管理業務の適正な実施状況
20年度	第1四半期	地域警察における業務管理状況
	第2四半期	生活安全部門における許認可業務の管理状況
	第3四半期	交通取締り・事故事件捜査における業務管理及
		び殉職・受傷事故防止対策の推進状況
	第4四半期	取調べの適正化の推進状況
21年度	第1四半期	被害者支援の推進状況
	第2四半期	振り込め詐欺対策の推進状況
	第3四半期	捜査情報の管理状況
	第4四半期	少年事件の捜査・調査の管理状況
22年度	第1四半期	実戦的なけん銃訓練及びけん銃に係る安全管理
		対策等の推進状況
	第2四半期	取調べ適正化施策の推進状況
	第3四半期	交通事故事件捜査・交通取締りにおける業務管
		理及び殉職・受傷事故防止対策の推進状況
	第4四半期	初動警察刷新強化に向けた施策の推進状況
		警察による相談業務の実施状況

行政課題 警察改革の推進

【評価の対象とした政策】

- 第1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化
 - 4 公安委員会の管理機能の充実と活性化
 - (1) 警察の行う監察をチェックする機能の強化

(政策所管課:人事課)

1 政策の内容

警察に対して、監察の実施状況を公安委員会に報告することを義務付けるとともに、公安委員会は、監察について必要があると認めるときは具体的又は個別的な指示ができる旨規定することにより、公安委員会の管理機能の充実と活性化を行い、警察の行う監察をチェックする機能を強化して、国民の信頼回復を図る。

2 実施事項

- (1) 平成12年1月、監察に関する規則を制定し、警察庁長官並びに警視総監及 び道府県警察本部長は、毎年度監察実施計画を作成し、それぞれ国家公安委 員会又は都道府県公安委員会に報告するとともに、四半期ごとに少なくとも 1回、監察実施状況を報告しなければならないこととした。
- (2) 平成12年の警察法改正により、国家公安委員会及び都道府県公安委員会は、 監察について必要があると認めるときは、それぞれ警察庁又は都道府県警察 に対して具体的又は個別的な事項にわたる指示ができることとした。
- (3) 平成12年の警察法改正により、警視総監及び道府県警察本部長に、都道府 県警察職員の懲戒事由に係る事案について都道府県公安委員会への報告義務 を課した。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 公安委員会に対する監察の実施状況等の報告

警察庁長官並びに警視総監及び道府県警察本部長は、監察実施計画については年度当初までに、監察の実施状況については四半期ごとに少なくとも1回、公安委員会に報告を行っている。

(事例)

平成19年7月、国家公安委員会に監察の実施状況について報告を行った際に、「情報セキュリティ対策については、これまでに国家公安委員会で議論し、警察庁でも様々な対策を講じてきたにもかかわらず、監察の結果、取組みが不十分な県警察があったことは残念だ。監察や業務監査を実施するだけ

ではなく、以前に発出した通達の趣旨の徹底を図るべきである」旨の指摘があり、これに沿った措置を講じた。

(2) 監察の指示の実施状況

ア 平成13年4月、神奈川県公安委員会は、不祥事案の再発防止の一層の徹底を図るため、人事管理、教育、身上把握、組織の士気高揚等の諸事項について監察を行い、その結果を報告するように神奈川県警察に指示した。

神奈川県警察においては、その指示に従って監察を実施し、その結果を 13年9月に同公安委員会に対して報告した上、その後1年の進ちょく状況 について、14年10月に報告した。

イ 平成13年7月、奈良県公安委員会は、奈良県警察において幹部職員を含む複数の警察職員が長期間にわたり私企業の関係者との間で違法・不当な関係を続けていたという不祥事が発生したため、本事案の問題点を踏まえ、人事管理、業務管理、身上把握及び倫理教育の諸事項について監察を行い、その結果を報告するよう奈良県警察に指示した。

奈良県警察においては、その指示に従った監察を実施し、その結果について13年11月に同公安委員会に対して報告した。

ウ 平成16年3月、北海道公安委員会は、7年5月及び9年9月の北海道旭川中央警察署における予算執行が適正でなかったことが明らかとなったことから、近年の予算執行について特別調査を行うとともに、この種事案の絶無を期するため、会計経理の手続、会計監査、業務管理、予算執行に関する教養等の諸事項について監察を行い、特別調査の結果とともに改善方策について報告するよう北海道警察に指示した。

北海道警察においては、その指示に従った監察を実施し、その結果について16年12月に同公安委員会に対して報告した。

エ 平成16年4月、福岡県公安委員会は、福岡県警察本部銃器対策課における予算執行が不適正であったことが認められたことから、本件事案の問題点を踏まえ、会計経理の適正化と一日も早い県民の信頼回復を期すため、全警察署及び警察本部全部署の10年度から15年度までの間の捜査(報償)費等の執行状況並びに会計検査の在り方及び会計経理に関する業務手続について監察を行い、その結果と改善方策を報告するよう福岡県警察に指示した。

福岡県警察においては、その指示に従った監察を実施し、その結果について16年12月に同公安委員会に対して報告した。

(3) 懲戒事由に係る事案の報告

警視総監及び道府県警察本部長は、都道府県公安委員会に対し、都道府県 警察の職員が職務遂行に当たり法令等の規定に違反した場合等、懲戒事由に 係る事案の報告を行っている。

(事例)

平成21年6月、福岡県公安委員会に対し、警察官の飲酒運転事案について報告を行った際、委員から厳正な処分と徹底した再発防止対策の推進について強い要望がなされ、この要望を受け、所要の調査を行うとともに再発防止対策について検討を行い、これを実施した。(福岡県)

(4) 都道府県公安委員に対するアンケート調査結果

平成22年2月から3月にかけて実施した都道府県公安委員に対するアンケ

ート調査では、委員から、改善すべき点に関する意見もあったが、

非違事案については、曜日・時間を問わず即報され、直近の定例会議 で詳細な報告を受けている

監察はシステム的に行われ、問題となった事項が次年度の監察項目の中に組み込まれており、その報告も確実に行われている

処理方針に対する公安委員の意見は、処理結果に確実に反映されてい る

等、監察に関する公安委員会への報告状況を評価する意見が多く寄せられ、 都道府県警察における監察の報告は、おおむね適切に行われているものと認 められた。

4 評価の結果

(1) 効果

- ア 公安委員会に監察実施計画及び監察の実施状況を報告することにより、 公安委員会の監察をチェックする機能の実効性が確保されている。また、 懲戒事由に係る事案の報告により、公安委員会による管理機能の充実が図 られている。
- イ 警察庁又は都道府県警察を管理する国家公安委員会又は都道府県公安委員会の発意により、具体的又は個別的な事項にわたり、都道府県警察に所要の監察を実施させることができるようになったところ、これまでに4道県公安委員会が監察の指示を発出し、当該指示に基づく監察が実施されるとともに、公安委員会が指名する委員により当該監察の実施状況の点検が行われるなど、公安委員会の監察点検機能が強化された。
- (2) 今後の施策展開の方向性

警察の行う監察に対する公安委員会のチェック機能が強化されたことにより、警察行政の自浄機能の強化が図られていることから、引き続き、公安委員会に対する報告を適時適切に行う必要がある。

行政課題 警察改革の推進

【評価の対象とした政策】

- 第1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化
 - 4 公安委員会の監察をチェックする機能の強化
 - (2) 補佐体制の確立
 - (3) 「管理」概念の明確化
 - (4) 公安委員の任期の制限

(政策所管課:国家公安委員会会務官)

1 政策の内容

(1) 補佐体制の確立

補佐体制を確立することにより、公安委員会の審議の活発化を図り、公安委員会の役割である「警察に対する管理」の機能を充実させる。

(2) 「管理」概念の明確化

「管理」概念を明確化することにより、公安委員会の役割を明確にし、警察庁や都道府県警察からの報告等が適切になされるよう図る。

(3) 公安委員の任期の制限

公安委員の任期を制限することにより、豊富な経験と高い見識を有する者の中から幅広く適任者を求め、公安委員会と警察との間の緊張関係を担保することにより、公安委員会の審議の活性化を図る。

2 実施事項

- (1) 平成13年4月、警察庁長官官房に課長級の国家公安委員会会務官を新設するなど、国家公安委員会及び都道府県公安委員会の補佐体制を強化した。
- (2) 平成12年12月、国家公安委員会運営規則の改正を行い、都道府県公安委員会においても公安委員会運営規則等の改正を行い、「管理」概念を明確化した。
- (3) 平成12年の警察法の一部改正により、国家公安委員については1期5年の2期まで、都道府県公安委員については1期3年の3期までとする委員の再任制限に係る規定を置いた。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 補佐体制の確立状況

ア 国家公安委員会

平成12年1月には5人の補佐体制であったが、22年1月には14人の補佐体制となった。

イ 都道府県公安委員会

(ア) 補佐体制の整備状況

平成18年までに、すべての都道府県警察で専従の補佐体制が整備された。

時 期	12年 1 月	22年 1 月
補佐体制	117人	214人

(イ) 都道府県公安委員の意識

都道府県公安委員に対するアンケートでは、都道府県警察の補佐体制は十分との回答が144人から、さらなる体制強化等何らかの改善を要するとの回答が13人からなされている。

(2) 公安委員会規則等の改正による「管理」概念の明確化の状況

ア 管理概念の明確化

国家公安委員会及びすべての都道府県公安委員会において、公安委員会 運営規則等を改正し、「管理」概念を明確化した。

注: 国家公安委員会による警察庁の管理とは、国家公安委員会が警察行政の大綱方針を定め、警察行政の運営がその大綱方針に即して行われるよう警察庁に対して事前事後の監督を行うことと解釈されている(都道府県公安委員会についても同様である。)。この概念を明確化するため、国家公安委員会運営規則の改正により第2条に第2項から第5項までを追加し、国家公安委員会の管理権限に関しその行使の態様を明確にした(別添資料3参照)。

イ 都道府県公安委員の意識

都道府県公安委員に対するアンケートでは、公安委員会の管理機能が十分機能しているとの回答が134人から、委員が非常勤では管理機能発揮に限界があるなど何らかの改善を要するとの回答が33人から、管理機能を充実させるためには警察署等への視察活動が有用とする回答が57人からなされている。

(3) 都道府県公安委員の構成

ア 任期別構成

1期目、2期目の委員の構成率が85.3%になっている。

			12年 1 月	22年 1 月				
1	期	目	71人(40.6%)	86人(47.0%)				
2	期	目	60人(34.3%)	70人(38.3%)				
3	期	目	30人(17.1%)	27人(14.8%)				
4	4期目以上		14人(8.0%)					

注:小数第2位を四捨五入しているため、割合の合計は必ずしも100%にならない。イ~エの各表についても同じ。

イ 年齢別構成

70歳代以上の委員の数が減少し、委員の平均年齢も2.0歳低下している。

	12年 1 月	22年 1 月			
50歳代以下	14人(8.0%)	17人(9.3%)			
60 歳 代	90人(51.4%)	123人(67.2%)			
70歳代以上	71人(40.6%)	43人(23.5%)			
平均年齢	67.9歳	65.9歳			

ウ 性別構成

女性委員数が2.8倍となっている。

		12年 1 月	22年 1 月			
男	性	162人(92.6%)	146人(79.8%)			
女	性	13人(7.4%)	37人(20.2%)			

工 職業別構成

より幅広い分野から任命されている。

	12年 1 月	22年 1 月
経 済 界	114人(65.1%)	99人(54.1%)
教 育 界	10人(5.7%)	22人(12.0%)
医 師	23人(13.1%)	19人(10.4%)
法 曹	8人(4.6%)	18人(9.8%)
その他	20人(11.4%)	25人(13.7%)

(4) 公安委員会の活動状況

ア 定例会議における審議の活発化

(7) 国家公安委員会

国家公安委員会の定例会議は、平成12年以前から週1回開催されており、12年以降の平均会議時間は、1時間30分前後で推移している。また、委員1人当たりの平均出勤回数は、16年の年130回、週2.6回から21年に

は年165回、週3.4回へと増加し、委員間の意見交換や勉強会を定期的に 開催しているほか、重要案件については、委員から警察庁に対し事前説 明を求めるなど、会議の充実を図っている。

不適正事案等への対応状況

国家公安委員会は、不適正事案等の発生に際し、警察庁から適時報告を求め、事案の早期解明、再発防止等について指示してきており、特に、平成16年には会計経理の不適正事案への対応として「会計の監査に関する規則」を、20年には不適正な取調べ事案への対応として「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」を、それぞれ制定するなどの措置を行った。

(イ) 都道府県公安委員会

会議を月4回以上開催している公安委員会の数は、平成12年は19であったが21年は31に増加したほか、18年以降、すべての都道府県で月3回以上開催している。また、平均会議時間は、12年は1時間49分であったが、21年は2時間52分と大幅に増加している。さらに、定例会議の案件について、主管課等から事前に説明を受けたり、定例会議とは別に委員相互の意見交換を行うなど、審議の活発化のための取組みが行われている。

具体的には、例えば

- ・ 地震災害に際して臨時会議を開催し、災害対策に関し議論
- ・ 不適正事案の発生に際して臨時会議を開催し、再発防止対策等を 議論
- 公安委員会の業務推進目標を策定
- ・ 事件関係者の心情に配意した捜査を指示

するなど、会議が活発化している。

監察の指示の実施状況

非違事案や会計経理の不適正事案の発生に際し、神奈川県(平成13年4月)、奈良県(13年7月)、北海道(16年3月)及び福岡県(16年4月)において、公安委員会は、警察法第43条の2第1項の規定に基づく監察の指示を行った。

イ 公安委員会の会議以外の活動

(ア) 国家公安委員会

委員は週1回開催される定例会議への出席に加え、会議以外の活動も行っているが、委員の会議以外の活動日数(委員一人当たりの平均値)は、平成12年中の48.4日から21年中の119.8日へと増加している。

会議以外の活動としては、例えば、

警察庁各局部課からの報告聴取 都道府県公安委員会との意見交換 都道府県警察の活動現場の視察 警察大学校での講話

を行っている。

	12年中	21年中
定例会・臨時 会の開催	51回	47回
会議以外の 活動日数 _(注)	48.4日	119.8日

注:委員1人当たりの平均値

(イ) 都道府県公安委員会

委員の会議以外の活動日数は、平成12年中の39.6日から21年中の67.5 日へと増加している。

具体的には、例えば、

事件、事故、災害現場等の視察 警察署、交番、駐在所等の視察・督励 第一線の警察職員との意見交換 警察署協議会への陪席、都道府県教育委員会との意見交換

を行っている。

ウ 会議内容の公表

- (ア) 国家公安委員会においては、会議内容を会議後3週間を目途に、発言 者名とその発言内容について、国家公安委員会のウェブサイトにおいて 公表している。
- (イ) 都道府県公安委員会においては、平成18年までは、一部公安委員会において、会議内容を案件名のみしか掲載していない、委員の発言内容がないなどの状況が見られていたが、19年以降は、更新時期には多少のばらつきが見られるものの、すべての公安委員会において説明内容及び質疑内容の詳細をウェブサイトにおいて公表するようになった。

4 評価の結果

(1) 効果

ア 公安委員会の専従補佐体制が整備、強化されるとともに、委員の管理機能の強化に関する意識が高まったことなどにより、会議の開催時間や開催回数が増加するなど、審議の充実が図られたと認められる。また、会議以外の活動も増加し、警察活動に関する提言等も活発に行われるなど、公安

委員会の管理機能の充実強化が図られたと認められる。

- イ 委員の再任制限制度の実施により、長期在任が解消されたほか、幅広い 分野から委員が選任されていると認められる。
- (2) 今後の施策展開の方向性
 - ア 公安委員会がその管理機能を十分に発揮できるよう、補佐体制の充実に 努めることが重要であるが、平成12年当時に比べ体制は強化されてきてお り、引き続き補佐体制の充実・強化に努める。
 - イ 公安委員会の管理機能の更なる強化が図られるよう、引き続き各公安委員会の効果的な取組事例等に関する情報の共有化を推進し、有効なものについては積極的に取り入れることとする。
 - ウ 公安委員会の会議内容等のウェブサイトにおける公表について改善が見られたが、引き続き活動状況を分かりやすく公表するとともに、更新の迅速化を図る必要がある。

国家公安委員会運営規則(抄)

(昭和29年国家公安委員会規則第1号)

- 第2条 委員会は、会議の議決により、その権限を行う。
 - 2 委員会は、法第5条第2項各号に掲げる事務について、その運営の大綱方 針を定めるものとする。
 - 3 前項の大綱方針は、法第5条第2項各号に掲げる事務の運営の準則その他 当該事務を処理するに当たり準拠すべき基本的な方向又は方法を示すものと する。
 - 4 委員会は、法第5条第2項各号に掲げる事務の処理が第2項の大綱方針に 適合していないと認めるときは、警察庁長官(以下「長官」という。)に対 し、当該大綱方針に適合するための措置に関し、必要な指示をするものとす る。
 - 5 委員会は、長官から法第12条の2第1項又は前項の規定による指示に基づいてとった措置について必要な報告を徴するものとする。

行政課題 警察改革の推進

【評価の対象とした政策】

- 第2 「国民のための警察」の確立
 - 1 国民の要望・意見の把握と誠実な対応
 - (1) 警察安全相談の充実

(政策所管課:生活安全企画課)

1 政策の内容

警察安全相談員の配置等による体制の整備や、相談担当職員に対する教育の 徹底、関係機関との連携の強化等を行うことにより、国民からの相談に的確に 対応し、犯罪等による被害の未然防止の徹底等を図る。

2 実施事項

- (1) 平成12年3月、「犯罪等による被害の未然防止活動の徹底について」(平成12年3月4日付け警察庁乙生発第5号ほか)、「困りごと相談業務の強化について」(平成12年3月4日付け警察庁丙生企発第61号ほか)等により、地域住民の要望の的確な把握、相談業務の強化、対応に功績のあった職員に対する適切な賞揚等について指示した。
- (2) 平成12年11月、警察が対応すべき相談は犯罪等による被害の未然防止に関する相談その他国民の安全と平穏に関する相談であることを国民に示すため、「困りごと相談」を「警察安全相談」に名称変更した。
- (3) 「警察安全相談業務に係る関係機関、団体との連携の推進について」(平成12年11月22日付け警察庁丙生企発第162号ほか)により、都道府県警察に対し、関係機関、団体とのネットワークの構築等を指示するとともに、自治体等関係部局と都道府県警察との間において相談対応のためのネットワークを構築し、相互の連携の強化、連絡系統の確立等が行われるよう、関係省庁(旧総理府、旧自治省、旧経済企画庁、金融庁、旧厚生省、旧通商産業省及び旧労働省)に対して協力を要請した。
- (4) 警察安全相談の体制を強化するため、平成13年度以降の地方財政計画に非常勤の警察安全相談員に係る経費が盛り込まれた。
- (5) 「警察安全相談に係る所属長の指揮下における組織的対応に当たっての留意事項について」(平成16年3月31日付け警察庁丁生企発第125号)により、当直体制における相談についての迅速な所属長への報告、相談者等の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれのある相談に対する警察本部による業務指導の推進等を図っている。
- (6) 平成18年12月、「警察署において相談を受けたストーカー事案等への的確

な対応について」(平成18年12月27日付け警察庁丙生企発第128号ほか)により、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等、相談者等に危害が及ぶおそれのある事案に対する組織的対応、事案に対する迅速かつ積極的な対応等について指示した。

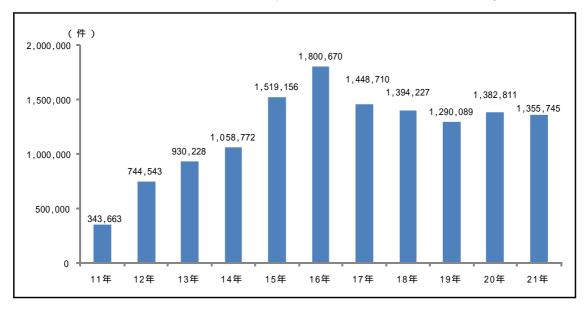
- (7) 平成20年7月、都道府県警察の相談業務担当者による警察安全相談の事務 処理に資するため、15年8月に作成配布した「警察安全相談事務処理要領」 を改訂し、都道府県警察に配布した。
- (8) 平成21年1月、都道府県警察の警察安全相談窓口で受理した相談に関する情報を集約し、全国的に共有することができるようにシステムを改修し、新たに警察情報管理システムによる相談情報管理業務の運用を開始した。
- (9) 平成21年8月、「ストーカー事案等男女間のトラブルに起因する事案への的確な対応について」(平成21年8月20日付け警察庁丁捜一発第53号ほか)により、都道府県警察に対して、ストーカー事案等の被害者が被害を申告するか否かを決めあぐねる場合には、届出者の意思のみに委ねることなく、事案の本質を見極め、必要に応じて警察から被害届の提出を働き掛けるとともに、被害者やその親族等に及ぶ危険性について理解させること等について指示した。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 相談取扱状況

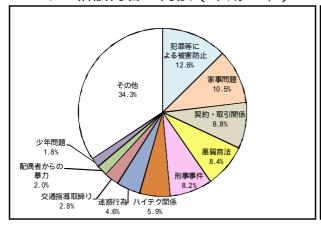
ア 相談取扱件数

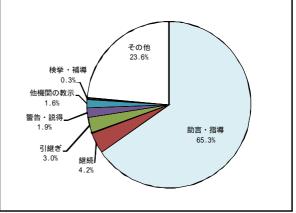
平成21年の相談取扱件数は、11年の約4倍となっている。



イ 相談内容の内訳(平成21年)

ウ 措置状況(平成21年)





(事例)

ストーカー事案

20歳代女性から、「約1年半交際していた男と別れたが、その相手から、しつこく復縁を迫るメールが届き、無視していたところ、勤めの帰りに車で付きまとわれた。相手を刺激したくないので、警告等はして欲しくない」との相談を受理し、相手方からのメールを確認したところ、「関係を戻してくれ。戻らなければただではおかない」等の脅迫事実が認められたことから、凶悪事件への発展の危険性も高いと判断し、相談者を説得した上、被害届を提出させ、相手を通常逮捕した。(栃木県)児童虐待

「アパートに住んでいる女性が3ヵ月も家賃を滞納し、最近では電気・ガス・水道も止められ、その家の子供は付近の住民に食べ物をねだって歩いているようだ」との相談を複数の者から受理し、現場確認したところ、女性は育児をできる状態ではないと判断されたことから、児童相談所と連携し、保護した。(秋田県)

相談後に重大事案に発展した事例

平成18年5月、交際中の男女間のトラブルについて、男女双方の親族や女性(未成年)本人から「男性(20歳代)が暴力を振るった。男性から脅迫めいたことを言われた。」等の相談・110番通報を数回にわたり受け、当該女性に対する防犯指導等を行っていたが、女性に被害申告の意思がなく事件化には至らなかったところ、数か月後に男性が女性を刺殺した。(兵庫県)

適切な対応がとられなかったとして苦情申出があった事例

平成19年8月、元夫から無言電話や半裸の写真をばらまくなどの嫌がらせを受けていた女性(20歳代)から、「その都度警察に相談したが、

担当者に配慮不足の言動があり、事件化を求めたが捜査してくれず、相手方への注意を求めたが多忙を理由になかなか実行してくれなかった。」との苦情申出があった(その後、元夫を名誉毀損罪で逮捕した。)。(青森県)

(2) 受理・処理体制の強化

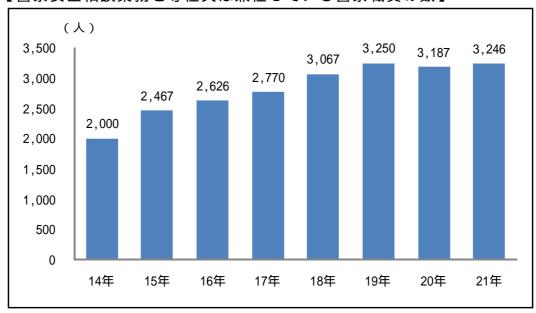
ア 相談窓口の設置

すべての警察本部に警察総合相談室等を設置するとともに、警察署に警察安全相談窓口を設置している。また、相談専用電話を設け、夜間、休日の相談に対応している(別添資料4参照)。

イ 相談業務に関する体制の整備

平成21年の警察安全相談業務を専任又は兼任している警察職員の数は、3,246人であり、14年と比べて1,246人(62.3%)増加している。また、21年の警察安全相談員(非常勤職員)の数は、911人であり、14年と比べて322人(54.7%)増加している。

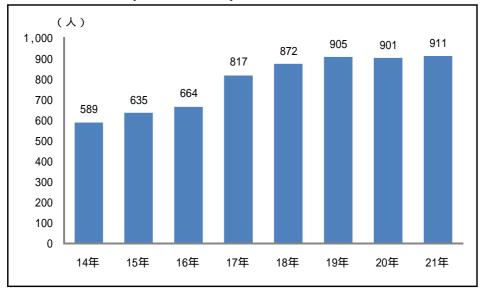
【警察安全相談業務を専任又は兼任している警察職員の数】



注1:兼任者は、主に相談業務に従事している警察職員を計上した。

注2:平成22年4月1日現在の数は3,181人である。

【警察安全相談員(非常勤職員)の数】



注:平成22年4月1日現在の数は、889人である。

(3) 組織的な対応の徹底

- ア 各都道府県警察では、相談対応に係る不適切な事案を防止し、相談の組織的対応を徹底するため、各職員に対し、相談受理簿、広聴カード等による記録化の徹底を指導している。特に、交番・駐在所においては、当番勤務前の時間等を活用して相談業務の重要性についての意識付けが行われている。
- イ 警察安全相談の受理・処理については、警察署長が個別に把握することとされており、たらい回しや処理の遅滞を防ぐため、警察署長に対して、 受理した相談事案について遅滞なく報告がなされ、署長の指揮により、当該相談事案の処理方針や担当課を決定するなど、相談が組織的に受理・処理される仕組みが構築されている。
- ウ 過去の相談等の検索、継続的な対応が必要な事案の措置状況の定期的な確認等に相談管理のためのシステムを活用することにより、相談業務管理 を効率的に行っている。

(4) 関係機関・団体との連携

多岐にわたる相談を迅速かつ的確に解決するため、すべての都道府県警察本部において、関係機関・団体との相談ネットワークが構築され、連携した対応を図っているが、機関によっては対応態勢が脆弱なところもあり、特に 夜間休日の対応態勢の整備は今後の課題である(別添資料5参照)。

(事例)

平成21年3月、県知事部局及び保健所に対して働き掛けた結果、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第24条に基

づく警察官からの通報がなされた場合の県知事部局における夜間移送体制 が確立された。(奈良県)

平成21年10月、痴呆症の症状を呈している独居高齢者から相談を受け、 市介護保険課に通報し、地域包括支援センター等の支援につなげた。(島 根県)

平成21年12月、県営住宅の隣人の男性から訳もなく怒鳴られ困っている との相談を受け、県管理者と対応を協議し、県管理者から迷惑行為者の男 性に対し、今後迷惑行為が継続する場合は退去もあり得る旨の警告を実施 したところ、相談者への迷惑行為がなくなった。(新潟県)

(5) 相談業務に係る表彰実施状況

ア 都道府県警察における表彰件数

		14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
部	署	111	75	71	70	60	80	84	79
個	人	1,774	1,552	1,501	1,444	1,464	1,484	1,454	1,370

イ 表彰事例(平成21年)

(ア) 部署

県民の立場に立った適切な警察安全相談業務の推進及び各種教養の推進に取り組んだとして、3警察署に対し本部長賞誉を授与した。(福島県)

(イ) 個人

長年にわたって警察安全相談業務に従事し、日々寄せられる相談に対して的確な教示や懇切な助言等を行い、県民の安全や安心の確保に 貢献したとして、本部警察相談室係長に管区警察局長賞を授与した。 (佐賀県)

長年にわたって警察安全相談係長として勤務し、各種相談に適切な アドバイスを行うとともに、相談担当者の指導育成に積極的に取り組 んだ職員に管区警察局長賞を授与した。(大分県)

(6) 相談業務に係る広報啓発活動

都道府県警察においては、

- ・ 街頭におけるリーフレット等の配布
- ケーブルテレビ、FM放送局による放送
- ・ 自治体広報誌への掲載
- ホームページの活用

等により、警察安全相談に関する広報啓発活動に努めている。

また、「警察相談の日(毎年9月11日)」の前には、警察相談専用電話(「9110」番)の利用に関する広報活動を展開している。

(事例)

「警察相談の日」における広報活動の一環として、大型ショッピング センターにおいて、県警音楽隊による「警察相談の日ミニコンサート」 を開催し、買い物客らに警察相談専用電話の周知と積極的な利用を呼び 掛けた。(岩手県)

「警察相談の日」当日、通勤により人出が見込まれる朝の時間帯に、 JR駅前においてミニ広報チラシを入れたポケットティッシュを配布す るなどの街頭キャンペーンを行うとともに、その実施状況を地元テレビ の取材等により広報し、「9110」の周知を図った。(新潟県)

(7) 相談業務に係る研修の実施状況

警察庁及び都道府県警察において、それぞれ、以下のような研修を実施することにより、相談に対応する者の能力の向上を図っている。

警察庁

警察庁においては、平成13年度以降、都道府県警察の相談業務担当者に 相談実務に必要な専門的知識及び対応要領等を習得させるため、関東管区 警察学校において警察安全相談実務専科を実施している。

都道府県警察

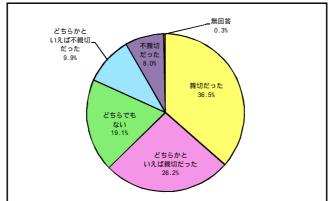
都道府県警察においては、警察署の相談業務担当者を対象とした警察安全相談実務専科や各種研修会、部門別任用時教養における警察安全相談業務に係る講義等を実施している。

(8) 一般国民に対するアンケート調査結果

平成22年2月から3月にかけて、一般国民を対象にアンケートを実施したところ、その結果(相談業務に関するものに限る。)については以下のとおりであった。

ア 警察に相談したときの警察の対応

「親切だった」又は「どちらかといえば親切だった」...62.7% 「どちらかというと不親切だった」又は「不親切だった」...17.9%

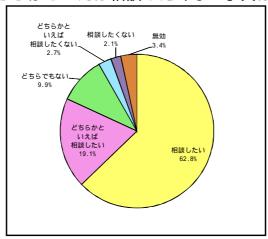


注:対象は、警察に相談したことがある者627人。

イ 警察に相談したいか

「相談したい」又は「どちらかといえば相談したい」...81.9%

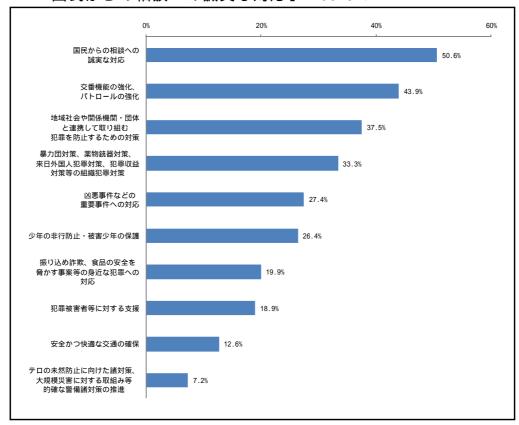
「どちらかといえば相談したくない」又は「相談したくない」...4.8%



注:対象は2,291人。

ウ 警察の取組みを特に強化すべき分野

「国民からの相談への誠実な対応」...50.6%



注:上記選択肢から3つまで回答。対象は2,291人。

4 評価の結果

(1) 効果

ア 警察安全相談窓口の設置、体制の強化、関係機関等とのネットワークの

構築等により、警察安全相談が充実し、国民から寄せられた相談に対する効果的な解決事例が見られる。一方で、相談後に重大事案に発展した事例や、適切な相談対応がとられなかったとして苦情申出があった事例もみられるところであり、相談への適切な対応について徹底する必要がある。

- イ 相談取扱件数の増加は、「警察相談の日」の実施による広報活動など、 警察における相談業務への取組みの強化も一因と考えられるが、架空請求、 ヤミ金融事案等の被害者が多数発生する犯罪の増加、インターネット詐欺 等のインターネットの普及に伴うトラブルの増加、少年問題の深刻化など、 社会情勢の変化が主たる要因であると考えられる。
- ウ 一般国民に対するアンケート調査結果によると、「警察に相談したいか」 との問に対して回答者の81.9%が「相談したい」又は「どちらかといえば 相談したい」と回答しており、警察が国民にとって身近で頼りがいがある 存在となっていると認められる。

(2) 今後の施策展開の方向性

一般国民に対するアンケート調査結果によると、「警察に相談したときの警察の対応」について、回答者の17.9%が「どちらかというと不親切であった」又は「不親切であった」と回答し、また、「警察の取組みを特に強化すべき分野」として、回答者の50.6%が「国民からの相談への誠実な対応」を回答しており、国民が警察に対して相談により誠実に対応するよう求めていると認められることから、引き続き、相談業務担当者に対する相談への誠実な対応に関する指導教養の徹底を図る。

また、都道府県警察に対し、「警察による相談業務の更なる充実強化について」(平成22年2月18日付け警察庁丙生企発第38号ほか)により指示したとおり、相談主管部門のみならず、専務部門、交番・駐在所又は当直員のいずれに持ち込まれた相談についても、その内容、取扱状況等の記録化、所属長への報告等を徹底し、相談業務の組織的な管理の徹底を図る、また、相談情報の効果的な活用を図るなどにより、当該業務の更なる充実強化を図る。

さらに、関係機関・団体との相談ネットワークがより一層機能するよう、 対応態勢の充実等について、引き続きこれらの関係機関・団体に対して働き 掛けを行う。

警察総合相談室相談窓口

平成22年4月1日現在

			Ī	1		十級22千十万十百烷任
都追	節県名	主管部	主管課	相談室の名称	相談専用電話	受付時間
	札幌	総務	警察相談課	警察相談センター	011 - 241 - 9110	8:45~17:30/左記以外、土・日・祝日は当直
北	函館			警察相談センター	0138 - 51 - 9110	8:45~17:30/左記以外、土・日・祝日は当直
海	旭川		## 75 hm	警察相談センター	0 1 6 6 - 3 4 - 9 1 1 0	8:45~17:30/左記以外、土·日·祝日は当直
道	釧路		警務課	警察相談センター	0154 - 23 - 9110	8:45~17:30 / 左記以外、土・日・祝日は当直
	北見			警察相談センター	0157 - 24 - 9110	8:45~17:30/左記以外、土・日・祝日は当直
	青森	警務	広報課	警察安全相談室	017 - 735 - 9110	8:30~17:15/左記以外、土·日·祝日は当直
	岩手	警務	県民課	安全相談センター	019 - 654 - 9110	9:00~17:45/左記以外、土・日・祝日は当直
東	宮城	総務	県民広報課	宮城県警察相談センター	022 - 266 - 9110	8:30~17:30/左記以外、土·日·祝日は当直
北	秋田	警務	広報広聴課	県民安全相談センター	018 - 864 - 9110	8:3 0 ~ 1 7:1 5 / 左記以外、土 · 日 · 祝 日は当 直
	山形	警務	広報相談課	警察安全相談室	0 2 3 - 6 4 2 - 9 1 1 0	8:30~17:15 / 左記以外、土・日・祝日は当直
	福島	警務	県民サービス課	福島県警察安全相談室	0 2 4 - 5 2 8 - 9 1 1 0	9:00~17:00/左記以外、土・日・祝日は留守電
		総務	広報課	総合相談センター	03-3501-0110	8:30~17:15/左記以外、土·日·祝日は留守電
警	視庁	生安	生活安全総務課	生活安全相談センター	03-3503-8484(外国人専用)	8:30~17:15/左記以外、土・日・祝日は当直
	花 七	生安	生活安全総務課	警察安 全総合相談センター	029-301-9110	8 · 3 0 ~ 17 · 15 / 左記以 外 十 · 日 · 22日 は当吉 · 82 空雷
	<u>茨城</u> 栃木	<u>工女</u> 警務	<u> </u>	皇家女主题日相談它ファー 県民相談室	028 - 627 - 9110	8:30~17:30/左記以外、土·田·祝日は当直
	群馬	警務	_{宗氏仏報相談課} 広報広聴課	宗氏伯談皇 警察安全相談室	0 2 7 - 2 2 4 - 8 0 8 0	8:30~17:15/左記以外、土・日・祝日は当直
	埼玉	総務	冱報囚嘘眛 広報課	<u>言 宗 女 王 怕 談 至</u> けいさつ総合相談センター	0 4 8 - 8 2 2 - 9 1 1 0	8:30~17:15 / 左記以外、土·日·祝日は留守電
関	千葉	生安	生活安全総務課	相談サポートコーナー	0 4 3 - 2 2 7 - 9 1 1 0	8:30~17:15/左記以外、土・日・祝日は当直
	神奈川	総務	工用文型総初版 広報県民課	警察総合相談室	0 4 5 - 6 6 4 - 9 1 1 0	8:30~17:15/左記以外、土·日·祝日は当直
	新潟	警務	<u> </u>	<u> </u>	025 - 283 - 9110	8:30~17:15/左記以外、土・日・祝日は留守電
	山梨	生安	生活安全企画課	山梨県警察総合相談室	055 - 233 - 9110	8:30~17:00/左記以外、土・日・祝日は留守電
	長野	生安	生活安全企画課	地域安 全推進室 (警察 安全相談 窓口)	0 2 6 - 2 3 3 - 9 1 1 0	8:3 0 ~ 1 7:1 5 / 左記以外、土 · 日 · 祝 日は当 直
	静岡	警務	警察県民センター	警察本部総合相談室	054 - 254 - 9110	8:3 0 ~ 1 7:1 5 / 左記以外、土 · 日 · 祝 日は当 直
	富山	生安	生活安全企画課	警察安全相談室	076-442-0110	8:30~17:15 / 左記以外、土・日・祝日は当直
	石川	警務	県民支援相談課	警察安全相談室	076 - 225 - 9110	9:00~17:45/左記以外、土・日・祝日は当直
中	福井	生安	生活安全企画課	警察総合相談室	0776 - 26 - 9110	8:30~17:15/左記以外、土・日・祝日は当直
部	岐阜	総務	広報県民課	警察安全相談室	058 - 272 - 9110	8:30~17:15/左記以外、土·日·祝日は当直
	愛知	警務	住民サービス課	住民相談室(本部住民コーナー)	052 - 953 - 9110	9:00~ 17:00 / 左記以外、土・日・祝日 は留守 電・当直
-	三重	警務	広聴広報課	警察安全相談室	059 - 224 - 9110	9:00~17:00/左記以外、土·日·祝日は当直
	滋賀	警務	警察県民センター	警察総合相談室	077 - 525 - 0110	8:30~17:15/左記以外、土·日·祝日は留守電
۰,_	京都	総務	広報応接課 5000年第100日	警察総合相談室 	075 - 414 - 0110	9:00~17:45/左記以外、土・日・祝日は留守電
近畿	大阪	総務総務	府民応接センター 県民広報課	警察相談室 帰民相談センター(なんでも相談係)	06-6941-0030	9:00~17:45/左記以外、土・日・祝日は当直
田火	兵庫 奈良	警務	宗 氏 仏 報 味 県民サービス課	ナポくん相談コーナー	0742 - 23 - 1108	9:00~17:30/左記以外、土·日·祝日は当直 8:30~17:15/左記以外、土·日·祝日は当直
	和歌山	警務	警察相談課	警察相談室	073-432-0110	8:30~17:45/左記以外、土・日・祝日は当直
	鳥取	生安	生活安全企画課	三 示 1D 改 主 鳥取 県警察総 合相談室	0857 - 27 - 9110	8:30~17:15/左記以外、土・日・祝日は当直
	島根	生安	生活安全企画課	警察相談センター		8:30~17:15/左記以外、土・日・祝日は当直
中	岡山	警務	県民応接課	警察安全相談係		8:15~17:15 / 左記以外、土·日·祝日は当直
国	広島	警務	警察安全相談課	警察安全相談係		8:30~17:15/左記以外、土・日・祝日は当直
	山口	警務	警察県民課	警察総合相談室		8:30~17:15/左記以外、土·日·祝日は当直
	徳島	生安	生活安全企画課	警察総合相談センター	088 - 65 3 - 91 1 0	8:3 0 ~ 1 7:1 5 / 左記以外、土 · 日 · 祝 日は当 直
m	香川	生安	生活安全企画課	警察総合相談センター	087-831-0110	8:30~17:15/左記以外、土 ・日・祝日は当直
四国	愛媛	生安	生活安全企画課	警察総合相談室	089-931-9110	8:30~17:15/左記以外、土・日・祝日は当直
	高知	生安	 生活安全企画課	警察総合相談室 警察総合相談室	088 - 823 - 9110	8:30~17:15/左記以外、土・日・祝日は当直
	福岡	総務	警察安全相談課	警察安全相談コーナー	0 9 2 - 6 4 1 - 9 1 1 0	
	佐賀	警務	広報県民課	警察相談室	0 9 5 2 - 2 6 - 9 1 1 0	
	長崎	警務	広報相談課	警察安全総合相談室	0 9 5 - 8 2 3 - 9 1 1 0	9:00~17:45/左記以外、土・日・祝日は当直
	熊本	生安	生活安全企画課	警察安全相談室 警察安全相談室	0 9 5 - 8 2 3 - 4 1 6 5	8:30~17:15 / 左記以外、土・日・祝日は当直
九	777 77K		-/10 - エロW	ロボスエ加吹土	0 9 7 - 5 3 4 - 9 1 1 0	
州	大分	警務	広報課	警察安全相談(警察総合相談室)	0 9 7 - 5 3 7 - 4 1 0 7	9:30~18:00/左記以外、土·日·祝日は留守電
					0 9 7 - 5 3 4 - 5 1 1 0	
	宮崎	生安	生活安全企画課	警察安全相談室	0 9 8 5 - 2 6 - 9 1 1 0	8:30~17:45/左記以外、土・日・祝日は当直
		警務	扣帐广起曲		0 9 8 5 - 2 9 - 2 5 2 5	0.20 40.45/+************************************
	鹿児島	<u>善務</u> 警務	相談広報課	警察総合相談室 警察安全和談室		9:30~18:15/左記以外、土·日·祝日は当直 9:30~18:15/左記以外、土·日·祝日は当直
ш	沖縄	言務	広報相談課	警察安全相談室	0 9 8 - 8 6 3 - 9 1 1 0	9:30~18:15 / 左記以外、土·日·祝日は当直

注:案内テープで直接当直に接続しないものは「留守電」とした。

関係機関・団体とのネットワークの構築状況

平成22年4月1日現在

東北	青森 岩手 宮城 秋田	ネットワークの名称 相談業務関係機関等連絡会議 青森県相談業務連絡会議 岩手県相談業務関係機関ネットワーク	設置年月日 H13.3.22 H13.3.14	関 係 団 体 数	警察署数	構築署数	構築率
東北	青森 岩手 宮城 秋田 山形	青森県相談業務連絡会議		00			
東 1	岩手 宮城 秋田 山形		H13314	23	69	69	100%
東北	宮城 秋田 山形	岩手県相談業務関係機関ネットワーク	1110.0.11	22	18	18	100%
北	秋田 山形		H13.7.30	20	17	17	100%
	山形	相談関係機関ネットワーク連絡会議	H13.5.30	31	24	24	100%
_		県民相談に係る関係機関等連絡協議会	H13.4.26	37	15	15	100%
1	福島	県民相談相互支援ネットワーク	H13.8.27	25	14	14	100%
	IHH	そうだんネット福島	H13.11.12	25	22	22	100%
警視	視庁	相談業務相互支援ネットワーク	H13.6.15	28	102	102	100%
	茨城	相談業務関係機関連絡会議	H12.12.25	33	28	28	100%
	栃木	県民相談相互支援ネットワーク	H13.2.28	28	19	19	100%
1	群馬	県民相談相互支援ネットワーク	H13.5.29	33	18	18	100%
	埼玉	県民相談相互支援ネットワーク	H13.2.15	13	39	39	100%
関	千葉	相談業務相互支援ネットワーク	H13.4.10	29	39	39	100%
+	申奈川	県民相談に係る関係行政機関検討会	H13.2.19	24	54	54	100%
7	新潟	新潟地区関係機関連絡会議	H13.7.16	4	30	30	100%
	山梨	県民相談相互支援ネットワーク	H13.11.22	13	12	12	100%
-	長野	相談業務担当者会議	H12.12.15	28	22	22	100%
Ī	静岡	静岡県相談業務相互支援ネットワーク	H14.9.2	76	27	27	100%
7	富山	県民相談ネットワーク連絡会議	H13.6.29	29	15	15	100%
7	石川	県民相談相互支援ネットワーク連絡会	H13.5.28	25	15	15	100%
中一	福井	相談相互支援ネットワーク	H13.7.26	44	12	12	100%
÷17	岐阜	相談関係業務担当者連絡会議	H14.10.8	6	22	22	100%
-	愛知	相談業務関係機関等連絡会議	H13.12.11	52	46	46	100%
	三重	三重県相談窓口担当連絡会議	H13.9.11	6	18	18	100%
,	滋賀	滋賀県民相談ネットワーク	H13.9.25	23	12	12	100%
7	京都	府民相談相互連絡ネットワーク会議	H13.2.16	16	26	26	100%
近	大阪	相談業務に関する事務担当者会議	H13.1.30	15	64	64	100%
414	兵庫	兵庫県相談関係機関連絡協議会	H14.3.22	20	48	48	100%
7	奈良	相談業務関係機関連絡会	H12.12.8	28	15	15	100%
和	印歌山	相談ネットワーク和歌山	H14.7.24	19	14	14	100%
	鳥取	鳥取県相談業務関係機関ネットワーク	H13.9.7	12	9	9	100%
	島根	島根県相談業務相互支援ネットワーク	H13.8.30	36	12	12	100%
申□	岡山	相談業務相互支援ネットワーク	H12.10.2	15	22	22	100%
	広島	広島県・広島地区相談業務ネットワーク	H13.2.27	66	27	27	100%
	山口	山口県相談関係機関ネットワーク	H13.2.6	29	16	16	100%
		県民相談に係る関係機関等連絡会議	H13.12.20	19	15	15	100%
-		香川県相談業務支援ネットワーク	H13.9.11	26	13	13	100%
-	愛媛	愛媛相談支援ネットワーク	H14.10.24	12	16	16	100%
Ī	高知	県民相談相互支援連絡会議	H13.9.21	27	16	16	100%
		県民相談相互支援連絡協議会	H13.7.31	18	34	34	100%
	佐賀	県民相談相互支援ネットワーク	H13.11.19	20	10	10	100%
	長崎	長崎官公庁苦情相談連絡協議会	H13.10.2	16	23	23	100%
九一		県民相談相互支援ネットワーク	H13.11.30	16	23	23	100%
<u></u>		相談業務関係機関·団体連絡会議	H13.2.9	25	17	17	100%
_		宮崎県相談業務対策協議会	H13.2.16	28	13	13	100%
-		相談業務関係機関・団体連絡会議	H12.11.14	23	28	28	100%
		沖縄県相談業務関係機関・団体ネットワーク	H13.2.20	36	14	14	100%
	築数	全都道府県			1,184		100%

行政課題 警察改革の推進

【評価の対象とした政策】

- 第2 「国民のための警察」の確立
 - 1 国民の要望・意見の把握と誠実な対応
 - (2) 告訴・告発への取組みの強化

(政策所管課:捜査第二課)

1 政策の内容

告訴・告発については、国民の権利等を不当に侵害することのないよう、その取扱いの適正化と迅速的確な捜査の推進を図る。

2 実施事項

(1) 体制の強化

告訴・告発を適正に受理し、迅速に事件処理するための体制を確立するため、地方警察官の増員等の体制強化を図った。

- (2) 告訴・告発の適切な受理及び処理のための取組み
 - ア 適切な受理及び迅速な処理

都道府県警察においては、

告訴・告発の相談がなされた場合は、原則として警察署の刑事課長等の幹部が対応することとし、速やかにその内容を警察署長に報告するとともに、警察本部主管課と連携し受理・不受理の適正な判断を行う

警察署の刑事課長等は、告訴・告発を受理した場合は、捜査の進ちょく状況を警察署長に報告する

警察本部主管課は、定期的に報告を受けるなどして告訴・告発の処理状況を把握するとともに、巡回指導や捜査員の派遣による支援や捜査指導等を行う

ことにより、適切な受理及び迅速な処理の確保を図っている。

イ 告訴・告発強化月間等の実施

集中的かつ効率的な告訴・告発の捜査を推進するため、都道府県警察において、告訴・告発捜査強化月間等を実施している(平成14年度は45都道府県警察、15年度以降は全都道府県警察で実施)。

ウ 検察・警察協議会の設置

未処理の告訴・告発について、都道府県警察と地方検察庁の幹部による協議会を設置しその処理方針等を協議している(平成16年5月までに全都道府県で設置)。

(3) 指導・教育の強化

ア 告訴専門官会議の開催

平成12年以降、毎年、全国の告訴専門官を対象とする告訴専門官会議を開催し、告訴・告発の現状認識、適正化に向けた告訴専門官(注)の役割、迅速的確な捜査の推進方策等について協議している。

注:告訴専門官とは、警察署における告訴・告発の取扱いの現状を常に把握するとともに、専門 的・技術的指導等を行うために、各都道府県警察本部捜査第二課に設置された職であり、民・ 商事に係る法令・実務知識に通暁した警視又は警部の階級にある者をもって充てられている。

イ 告訴・告発捜査専科の実施

平成13年度以降、毎年、告訴専門官を補助する警部又は警部補を対象とした告訴・告発捜査専科を実施し、告訴・告発の現状と問題点、相談への対応、受理、処理の要領等について教育を行っている(21年度の専科生は40名)。

ウ 都道府県警察に対する業務指導の強化

平成12年以降、毎年、警察庁職員が都道府県警察本部、警察署に赴き、 告訴・告発に関する実態調査及び指導を行っている。

エ 都道府県警察に対して、告訴・告発捜査強化月間等の指定、検察との連 絡協議会の設置等を推奨している。

(4) 評価の見直し

告訴・告発事件への取組みについては、社会的反響の大きいものや立証に困難を伴う事件もあり、着実に捜査を行っている部署・個人を十分に評価し、その士気高揚を図るため、平成12年以降、告訴・告発事件捜査に係る賞揚を行っている。また、これに伴い、各都道府県警察においても、同様に評価を見直している。

3 効果の把握の手法及びその結果

告訴・告発の受理・処理件数

平成21年の告訴・告発の受理件数は1,875件で、11年に比べ497件(21.0%)減少し、処理件数は1,931件で、11年に比べ497件(20.5%)減少している。一方、21年の未処理件数は2,669件で、11年に比べ306件(10.3%)減少している。

【告訴・告発の受理件数・処理件数・未処理件数】

				11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	2 1 年
受	理	件	数	2,372	3,449	3,319	3,035	2,547	2,468	2,178	2,265	2,166	2,170	1,875
処	理	件	数	2,428	2,713	3,167	3,339	2,579	2,742	2,254	2,546	2,258	2,253	1,931
未	処理	【件	数	2,975	3,715	3,867	3,563	3,531	3,257	3,181	2,900	2,808	2,725	2,669

【告訴・告発の処理状況】

	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	2 1 年
受理後1年未満	1,501	1,772	2,074	2,041	1,474	1,589	1,212	1,390	1,301	1,340	1,095
	(61.8%)	(65.3%)	(65.5%)	(61.1%)	(57.2%)	(58.0%)	(53.8%)	(54.6%)	(57.6%)	(59.5%)	(56.7%)
受理後1年以上	9 2 7	9 4 1	1,093	1,298	1,105	1,153	1,042	1,156	9 5 7	9 1 3	8 3 6
	(38.2%)	(34.7%)	(34.5%)	(38.9%)	(42.8%)	(42.0%)	(46.2%)	(45.4%)	(42.4%)	(40.5%)	(43.3%)
合 計	2,428	2,713	3,167	3,339	2,579	2,742	2,254	2,546	2,258	2,253	1,931
	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)

【告訴・告発の未処理状況】

	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	
受理後1年未満	1,218	1,936	1,891	1,569	1,494	1,325	1,334	1,285	1,228	1,245	1,158	
	(40.9%)	(52.1%)	(48.9%)	(44.0%)	(42.3%)	(40.7%)	(41.9%)	(44.3%)	(43.7%)	(45.7%)	(43.4%)	
受理後1年以上	1,757	1,779	1,976	1,994	2,037	1,932	1,847	1,615	1,580	1,480	1,511	
	(59.1%)	(47.9%)	(51.1%)	(56.0%)	(57.7%)	(59.3%)	(58.1%)	(55.7%)	(56.3%)	(54.3%)	(56.6%)	
合 計	2,975	3,715	3,867	3,563	3,531	3,257	3,181	2,900	2,808	2,725	2,669	
	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	

4 評価の結果

(1) 効果

- ア 処理件数は平成13年から14年にかけて3,000件を超えていたが、それ以降は減少し、21年には、2,000件を割り込んでいる。この点、受理件数も同様の傾向にあることや振り込め詐欺等の新たな治安事象に追われながらも未処理件数については着実に減少させてきていること等を考慮すると、限られた体制の中で適正な処理に努めてきたと言える。
- イ 未処理件数は、平成13年をピークに減少しており、体制の強化等により 一定の効果があったものと考えられる。

(2) 今後の施策展開の方向性

ア いまだ告訴・告発の未処理件数は2,000件を超えており、長期にわたる 未処理事案も一定程度存在し、また、処理件数についても低減傾向にある

といった問題を抱えていることから、体制の見直し・強化を行うなどして 今後も迅速的確な受理・処理に努める必要がある。

イ 依然として告訴人への説明不足等により、不受理や処理の遅延等を内容 とする苦情がなされることがあることから、告訴・告発の受理・処理の一 層の適正化を図る必要がある。

行政課題 警察改革の推進

【評価の対象とした政策】

- 第2 「国民のための警察」の確立
 - 1 国民の要望・意見の把握と誠実な対応
 - (3) 職務執行における責任の明確化

(政策所管課:人事課)

1 政策の内容

窓口職員等の名札の着用、警察官等の識別章の着装及び警察手帳の形状変更 を実施し、警察官等の職務執行における責任を明確化し、職務執行の適正を担 保することにより、国民の信頼回復を図る。

2 実施事項

(1) 窓口職員等の名札の着用

警察庁(内部部局、附属機関及び地方機関)においては、平成13年1月から、都道府県警察においては同年6月から、窓口職員等の名札の着用を実施した(名札を着用する職員については別添資料6参照)。

(2) 警察官等の識別章の着装

平成13年2月1日から6月30日までの間に、全都道府県警察合計175警察署において識別章の着装を試行実施した(約2万人が対象)。また、識別章の着装について、第一線警察官に対するアンケート及び都道府県警察に対する意見照会を実施した。

これらの意見等を踏まえデザインを決定し、 警察法施行令(昭和29年政令第151号)、警察官 の服制に関する規則(昭和31年国家公安委員会 規則第4号)等を改正し、14年10月から実施した。



【識別章(階級章一体型)】

(3) 警察手帳の形状変更

試作品を作成し、第一線警察に対するアンケート及び都道 府県警察に対する意見照会を実施した。

これらの意見等を踏まえデザインを決定し、警察法施行令、 警察手帳規則等を改正し、平成14年10月から実施した。



【警察手帳(縦開き・バッジ型)】

(4) 施策を周知する各種取組みの推進

警察庁及び各都道府県警察において、ウェブサイト、広報誌等を活用するなどして、施策の意義等について、職員及び国民に対して周知徹底を図った。

3 効果の把握の手法及びその結果

窓口職員等の名札の着用、警察官等の識別章の着装及び警察手帳の形状変更のそれぞれの効果について、都道府県警察に対し、平成22年2月に調査を実施したところ、職責の自覚が促されているとする都道府県警察がほとんどであり、事後の問い合わせ等が円滑になされるようになったなどの効果を挙げる都道府県警察も多数見られた。

(事例1)

窓口利用者から「名札を見てすぐに担当者の名前がわかるので、後日聞き 忘れた事項等を電話で聞く際、便利である。」などの声が寄せられており、 対応した職員の早期特定につながり、業務が円滑に進んだ。

(事例2)

市民から「識別章をつけていることは責任を明らかにすることであり非常によい。」との意見が寄せられた。

(事例3)

新しい警察手帳は、顔写真、階級、氏名等が見やすいため、市民から「格好良く、見やすい。」と好評を得た。

4 評価の結果

(1) 効果

窓口職員等の名札の着用、警察官等の識別章の着装及び警察手帳の形状変更により、職責の自覚が促されている。

(2) 今後の施策展開の方向性

上記の効果を維持するために、施策の意義等について、職員及び国民に対して、引き続き周知徹底を図る。

名札を着用する職員

警察庁職員

- 1 庁舎の受付
- 2 情報の公開に関する事務
- 3 行政相談
- 4 地方警務官及び警察庁職員に係る贈与等報告書の閲覧に関する事務
- 5 海外渡航者等からの申請に基づく証明書発給に係る事務
- 6 個人情報ファイル簿の管理に関する事務

都道府県警察職員

警察庁において名札を着用すべき業務の一例を都道府県警察に示しており、 これに基づいて、各都道府県警察において名札着用業務等が定められている。

名札を着用すべき業務の一例

- 1 庁舎の受付
- 2 情報の公開に関する事務
- 3 遺失・拾得物の受理及びその還付並びに証紙の売払い
- 4 留置場受付における接見申出受理及び差入等物品の授受
- 5 警察総合相談、警察安全相談及び広聴
- 6 防犯対策に関する事務
- 7 情報セキュリティの相談
- 8 警備業、古物営業及び質屋営業の許可、届出、申請等に関する事務
- 9 少年相談
- 10 危険物の運搬の届出に関する事務
- 11 風俗営業の許可等に関する事務
- 12 銃砲又は刀剣類所持の許可、火薬類の運搬の届出並びに猟銃用火薬類等の譲渡、譲り受け、輸入及び消費の許可に関する事務
- 13 警察署協議会、県警を語る会等部外の意見を聞く会議、会合等の実施
- 14 道路交通法に規定する通告に関する事務
- 15 交通事故相談
- 16 交通規制の対象から除く車両の標章の交付に関する事務
- 17 通行許可、設備外積載の許可及び道路使用許可に関する事務
- 18 駐車許可及び自動車保管場所証明に係る事務
- 19 運転免許証の発給、更新、再交付及び記載事項変更に関する事務
- 20 海外渡航者等からの申請に基づく証明書発給に係る事務
- 21 警察本部における暴力団関係相談

行政課題 警察改革の推進

【評価の対象とした政策】

第2 「国民のための警察」の確立

- 1 国民の要望・意見の把握と誠実な対応
- (4) 警察署協議会の設置

(政策所管課:総務課)

1 政策の内容

警察署協議会を開催することにより地域住民の要望・意見を把握するとともに、当該要望等を警察署の活動に反映させることにより、国民の信頼回復を図る。

2 実施事項

- (1) 平成12年の警察法改正により13年6月から警察署協議会制度を発足させた。
- (2) 平成13年1月、「警察署協議会の設置、委員及び運営に関するガイドラインの送付について」(平成13年1月29日警察庁丙総発第3号)及び「警察署協議会条例(モデル条例)等の送付について」(平成13年1月29日警察庁丁総発第21号)により、都道府県警察に対して警察署協議会の運営等について指示した。
- (3) 平成13年3月から、警察署協議会についてのリーフレットを作成するなどし、その活動状況について広報した。
- (4) 警察署協議会の議事概要の公表及び委員の再任制限の整備を都道府県警察に対して指示し、平成19年6月までにすべての都道府県警察においてこれらの措置が完了したことを確認した。

3 効果の把握の手法及びその結果

- (1) 警察署協議会の設置状況、委員構成及び開催状況等
 - ア 警察署協議会数 1,181協議会(全国1,184警察署中)(平成22年6月1 日現在)

イ 運営状況

	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
1回当たりの 開催時間(分)	113.6	110.0	109.5	108.4	112.9	109.3	110.2	108.4	108.7
年間開催回数(回)	4.5	3.7	4.0	3.7	3.8	3.7	3.8	3.6	3.8
出席率(%)	92.7	89.0	89.3	87.6	90.3	87.0	88.8	87 . 8	89.9

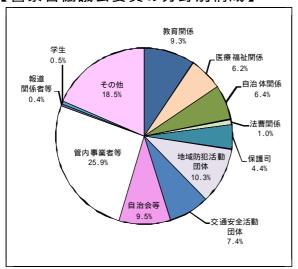
注:各年の値は、前年の6月1日から5月31日までの間の一年間の平均値。

平成14年以降、協議会の1回当たりの開催時間は100分以上、年間開催回数は3.5回以上、委員の出席率は85%以上が維持されている。

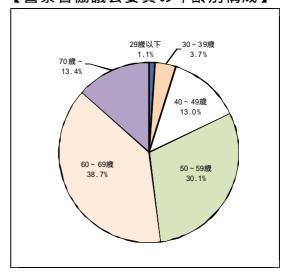
ウ 警察署協議会委員の構成(平成22年6月1日現在)

警察署協議会委員数1万663人(うち女性委員3,839人(36.0%))

【警察署協議会委員の分野別構成】

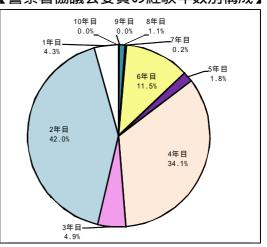


【警察署協議会委員の年齢別構成】



平成19年6月1日までに、すべての都道府県において委員の再任制限の枠組みが整備された。22年6月1日現在、委嘱後4年目までの委員の割合が85.3%と高い水準となっている。

【警察署協議会委員の経験年数別構成】



(2) 議事録の公表状況

平成19年6月1日までに、すべての都道府県警察において、警察署協議会の議事録の公表が完了した。なお、22年6月1日現在、インターネットにより議事録の公表を行っている協議会は、全体の76.6%を占めている。

(3) 警察署協議会の提言を生かした警察活動の事例

ア タクシーを活用した振り込め詐欺被害防止広報啓発活動

警察署協議会において、「管内の住民は、移動手段にタクシーを用いることが多い。タクシーの車内に、振り込め詐欺被害防止のための広報啓発チラシを置けば、振り込め詐欺被害防止広報を効果的に行うことができるのではないか。」との提言がなされたことを受け、警察署が管内のタクシ

ー協会と協力し、タクシーを活用した振り込め詐欺被害防止広報を実施した。(新潟県十日町警察署)

イ 条例制定

警察署協議会において、管内の暴力団情勢について警察署長から説明を行ったところ、協議会委員から、暴力団を排除するための更なる対策が必要である旨の提言がなされた。この提言を踏まえ、警察署長及び協議会が連名で管内の市町村長に対し、公営住宅管理条例への暴力団排除条項の導入を求める要望書を提出した。当該市町村においては、この要望書を受け、公営住宅の入居資格に暴力団員ではないこと等を新たに盛り込むなどする公営住宅管理条例等の一部改正を行った。これに伴い、入居者等が暴力団員であるかを自治体が警察署に照会できること、自治体が公営住宅から暴力団員等の退去を求める際は、警察署が支援すること等を内容とする「暴力団による公営住宅の使用制限に関する協定」が関係市町村及び警察署の間で締結された。(福岡県田川警察署)

(4) 警察署協議会委員に対するアンケート調査結果

平成22年2月から3月までの間、全国の警察署協議会委員(1,692人)に対し、警察署協議会の運営に関するアンケートを実施した。アンケートの結果は別添参考資料4、5頁のとおりである。

ア 警察署協議会において発言された意見等が警察署の業務運営に反映されていると思うか。

「思う」又は「どちらかといえば思う」と回答した委員が85.6%であり、「思わない」又は「どちらかといえば思わない」と回答した委員2.8%を大きく上回った。

イ 警察署協議会に出席するに当たり、事前に地域住民等から意見を聴くことがあるか。

「いつも聴いている」、「聴いている」又は「ときどき聴いている」と回答した委員が75.5%であり、「聴いたことがない」又は「あまり聴かない」と回答した委員24.4%を大きく上回った。

ウ 警察署協議会において要望や意見を発言しているか。

「毎回、自発的に発言している」、「自発的に発言している。」又は「ときどき自発的に発言している」と回答した委員が91.5%であり、「発言したことはない」又は「あまり発言しない」と回答した委員8.2%を大きく上回った。

エ 協議会の開催頻度をどう思うか。

「ちょうどよい」と回答した委員が82.0%であり、「多すぎる」又は「どちらかといえば多い」と回答した委員8.1%、「少なすぎる」又は「どち

らかといえば少ない」と回答した委員9.5%を大きく上回った。

オー協議会の開催時間をどう思うか。

「ちょうどよい」と回答した委員が88.8%であり、「長すぎる」又は「どちらかといえば長い」と回答した委員6.3%、「短すぎる」又は「どちらかといえば短い」と回答した委員4.5%を大きく上回った。

カ 協議会委員となる前となった後で、地域の治安情勢に対する理解度は変わったか。

「理解度が高まった」、「理解度がある程度高まった」又は「理解度が少し高まった」と回答した委員が99.0%であり、「理解度は変わらない」と回答した委員0.1%を大きく上回った。

キ 全体的にみて、警察署協議会はうまく機能していると思うか。

「うまく機能している」又は「どちらかといえばうまく機能している」と回答した委員が80.8%であり、「うまく機能していない」又は「どちらかといえばうまく機能していない」と回答した委員3.2%を大きく上回った。

4 評価の結果

(1) 効果

- ア 警察署協議会制度発足以降の開催状況については、平成14年以降、協議会の1回当たりの開催時間は100分以上、年間開催回数は3.5回以上、委員の出席率は85%以上が維持されており、継続して十分な議論の時間と委員の出席が確保されていると認められる。また、委員へのアンケートの結果、協議会の開催頻度及び開催時間が適当であるとする委員が8割以上を占めており、当事者である委員にも適切な審議時間が確保されていると認識されていることが認められる。
- イ 警察署協議会委員の構成については、外国人や学生を含め、幅広い分野、 年齢層等から委員の委嘱が行われており、外国人委員から日本人と異なっ た視点の意見が出されるなど、地域住民の要望・意見を把握する場として 機能していると認められる。

また、平成19年6月1日までに、全都道府県警察において、委員の再任制限の枠組みが整備され、22年6月1日現在、委嘱後4年目までの委員の割合が85.3%と大多数を占めるなど、委員の任期の長期化が回避され、警察署長に意見を述べる機関として必要な緊張関係が維持されているものと認められる。さらに、委員へのアンケートの結果、協議会への出席に当たり、事前に地域住民等から意見を聴く(程度を問わない。)と回答した委員が75.5%、協議会において、要望や意見を自発的に発言している(程度

を問わない。)と回答した委員が91.5%を占め、協議会が形骸化することなく、地域住民の要望・意見を踏まえた議論が活発に行われる場として機能していることが認められる。

なお、同アンケートにおいて、協議会の委員となった後、地域の治安情勢に対する理解度が高まった(程度を問わない。)と回答した委員が99.0%を占め、協議会が警察活動について地域住民の理解と協力を得る場として機能していることが認められる。

- ウ 委員へのアンケートの結果、警察署協議会における議論等が、警察署の 業務運営に反映されていると思う(程度を問わない。)と回答した委員が 85.6%を占め、協議会が、地域住民の要望・意見を警察署の業務運営に反 映させる場として機能し、警察署長の諮問機関としての本来の役割を果た していると認められる。また、協議会の提言を踏まえ、地域住民の要望・ 意見を反映した警察活動を行うに当たり、当該地域住民や関係団体等の協 力が得られた事例もあり、協議会が警察と地域住民等との連携を強化する きっかけの一つとなっていることが認められる。
- エ 平成19年6月1日までに、すべての都道府県警察において、警察署協議会の議事録の公表が完了し、地域住民への周知が進んだものと認められる。また、22年6月1日現在、インターネットにより議事録の公表を行っている協議会は、全体の76.6%を占めており、時代の変化をとらえた公表方法の選択が行われているものと認められる。

(2) 今後の施策展開の方向性

警察署協議会が、今後も地域住民の要望・意見を警察署の業務運営に反映させる場として有効に機能するようにするため、警察署長と住民との双方向の意見交換が十分に実施されるよう、引き続き、警察関係団体の関係者からの委員の委嘱割合を減らすなど幅広い分野・年齢層から委員が委嘱されるよう留意し、十分な議論の時間を確保するとともに、警察署長自らが、その運営に積極的かつ主体的に取り組み、住民への説明責任を果たし、協議会における要望・提案を積極的に警察署運営に取り入れることとする。

行政課題 警察改革の推進

【評価の対象とした政策】

- 第2 「国民のための警察」の確立
 - 2 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化
 - (1) 空き交番の解消、駐在所の再評価及びパトロールの強化

(政策所管課:地域課)

1 政策の内容

国民は安心して暮らせる社会の実現を求めているところ、国民の身近にあって制服で行われる地域警察官によるパトロールを強化することなどによって国民の犯罪に対する不安感を軽減することにより、警察に対する国民の信頼確保を図る。

2 実施事項

(1) 「国民の身近な不安を解消するためのパトロールの強化等について」(平成13年8月10日付け警察庁丙地発第35号)により、都道府県警察に対し、国民の身近な不安を解消するためのパトロールの強化等に関する指針を示し、パトロールの強化に最優先で取り組むよう指示するとともに、駐在所の機能の維持発展について指示した。

また、「治安を回復するための街頭活動の強化について」(平成16年12月28日付け警察庁丙地発第36号)及び「繁華街等における街頭活動の強化について」(平成20年6月9日付け警察庁丙地発第17号)により、都道府県警察に対し、繁華街、駅等の地域において、犯罪が多発している時間帯に重点をおいたパトロールを強化するなどにより、街頭活動の強化を図るよう指示した。

- (2) 「治安情勢に対応した交番機能の強化について」(平成15年12月25日付け 警察庁丙地発第37号ほか)により、平成16年度から、交番勤務員の不在が常 態化しているいわゆる「空き交番」解消のための3か年計画を推進した。
 - また、「「空き交番」解消の確実な達成等について」(平成19年3月2日付け警察庁丙地発第9号ほか)により、「空き交番」解消計画の確実な達成及び「空き交番」が生じないようにするための継続的な取組みの推進について指示するとともに、「空き交番」が解消され、交番機能が強化されたことの成果を国民が実感できるようにするための諸対策の推進を指示した。
 - 注1: いわゆる「空き交番」を解消するため、交番には原則として1当務に2人以上の地域警察官を 配置することとしている。管内の警察事象が少ない交番は、例外的に5人以下(三交替制の場合。 四交替制で運用している警視庁では7人以下)の配置となるが、このような交番については、交 番相談員やパトカーによる補完体制を確立することとしている。

- 注2:交番相談員とは、交番において事件・事故発生時の警察官への連絡、住民の意見・要望の聴取、 遺失・拾得届の受理、被害届の代書及び預かり、地理案内等の業務に従事する、警察官の身分を 有しない非常勤の職員をいう。
- (3) 地域警察部門全体の職務執行能力の向上を図るため、極めて卓越した職務 質問技能を有する地域警察官を平成7年に警察庁指定広域技能指導官に指定 (1人)し、21年4月までに計14人(9年1人、13年2人、15年3人、16年 1人、18年3人、20年3人)を指定した。

また、「職務質問技能伝承の効果的推進について」(平成20年4月18日付け警察庁丙地発第13号)及び「職務質問技能伝承体制の拡充整備等の推進について」(平成20年4月18日付け警察庁丁地発第54号)により、警察庁指定広域技能指導官を始めとする職務質問技能指導者の指定及び全都道府県警察本部における職務質問指導班の設置を指示するとともに、職務質問技能指導者育成システムを構築し、地域警察官の職務質問技能伝承体制の拡充整備を指示した。

注:警察庁指定広域技能指導官とは、極めて卓越した専門的な技能又は知識を有する警察職員を警察 庁長官が指定するもので、都道府県警察の枠組みにとらわれず、職務質問技能の指導者等の育成に 当たっている。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 交番勤務員の配置状況

平成22年4月1日現在、6,232か所の交番に交番勤務員4万7,907人が配置されている。13年4月1日現在と比べ、交番は281か所減少したが、交番勤務員は4,838人増加している。その結果、1交番当たりの交番勤務員の平均配置人員は、13年は6.6人であったものが、22年には7.7人に増加している。

【交番勤務員の配置状況】

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
配置人員(平均)	6.6	6.6	6.7	7.0	7.3	7.6	8.1	8.0	7.9	7.7
交番勤務員数	43,069	43,364	43,860	45,420	46,863	48,655	49,819	49,735	49,064	47,907
交番数	6,513	6 ,528	6,556	6,509	6,455	6,362	6,185	6,191	6,216	6,232

注: 各年4月1日現在

(2) 交番相談員の配置状況

平成22年4月1日現在、交番相談員6,213人を4,964か所の交番に配置しており、13年12月末現在に比べ、人員では4,122人、配置箇所数では2,874か所増加している。

【交番相談員の配置状況】

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
配置人員	2,091	2,178	2,280	3,075	4,275	5,214	5,635	6,045	6, 151	6,213
配置箇所数	2,090	2,178	2,270	2,874	3,651	4,340	4,667	4,888	4, 925	4,964

注:平成17年までは各年12月末現在、18年以降は各年4月1日現在の値である。

(3) コミュニティルームの整備状況

地域住民との情報・意見の交換の場や、防犯ボランティアと連携した活動等の拠点となるコミュニティルームが設置されている交番及び駐在所の数は、平成22年4月1日現在、全国で4,547か所(全交番及び駐在所数の34.8%)で、13年4月1日現在と比べ、1,777か所(64.2%)増加している。

(事例)

地域住民が結成した防犯ボランティア団体との合同パトロールの拠点 として、駐在所のコミュニティルームを活用している。

交番のコミュニティルームにおいて、地域住民と管轄地域の治安情勢 に関する情報交換を行っている。

(4) 地域警察官による検挙状況

平成21年中の地域警察官による刑法犯検挙人員は28万4,277人で、12年に 比べ5万1,796人(22.3%)増加した。21年中の刑法犯検挙人員のうち、85.4 %が地域警察官によるものであり、その比率は12年に比べ10.3ポイント増加 している。

また、21年中に、地域警察官が街頭等で行った職務質問による刑法犯検挙件数は12万2,061件で、12年に比べ2万1,096件(20.9%)増加している。

ア 地域警察官による検挙人員

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
刑法犯検挙人員	309,649	325,292	347,558	379,602	389,027	386,955	384,250	365,577	339,752	332,888
うち地域検挙	232,481	246,672	269,501	307,228	323,615	326,685	327,524	312,966	290,364	284,277
地域検挙率	75.1%	75.8%	77.5%	80.9%	83.2%	84.4%	85.2%	85.6%	85.5%	85.4%

イ 地域警察官の職務質問による検挙件数

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
検挙数	100,965	107,775	117,012	142,947	159,862	155,446	156,189	147,796	129,240	122,061

4 評価の結果

(1) 効果

ア パトロールの強化等により生じていた「空き交番」は、地域住民の理解 を得ながら交番勤務員や交番相談員の増員、交番配置の見直し等の取組み を進めてきた結果、平成19年4月1日までに解消された。

- イ 地域住民とともに地域社会の安全を確保するため、交番及び駐在所のコミュニティルームの活用等により、地域に密着した地域警察活動が推進されている。
- ウ 地域警察官による街頭における活動が強化され、地域警察官の街頭での 職務質問による検挙等が推進された結果、刑法犯検挙人員については平成 12年以降増加がみられ、17年以降若干低下がみられるも、刑法犯検挙人員 に占める地域警察官による検挙人員の割合(地域検挙率)については15年 以降80%台の高水準を維持するなど、犯罪の抑止と検挙に一定の成果が認められる。

(2) 今後の施策展開の方向性

- ア 「空き交番」解消計画達成後においても、治安情勢の変化等により、「空き交番」が生じることのないよう引き続き交番機能の強化に努める必要がある。
- イ 地域警察官による街頭活動の強化により、犯罪の抑止と検挙に一定の成果が認められる。

しかしながら、いわゆる体感治安についてはいまだ国民が求める水準に至っていないと考えられることから、地域警察官による街頭活動強化の更なる推進が必要である。

ウ 引き続き、地域住民との連携を強化し、地域住民とともに地域社会の安全の確保を図り、地域住民の安心感の醸成を図る必要がある。

行政課題 警察改革の推進

【評価の対象とした政策】

- 第2 「国民のための警察」の確立
 - 2 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化
 - (2) 犯罪のないまちづくりの推進

(政策所管課:生活安全企画課)

1 政策の内容

犯罪を減少させ、市民が犯罪の被害に遭いにくい、安全に安心して暮らせる 地域社会を形成することで、国民が感じる犯罪への不安感を軽減し国民の信頼 を確保する。

2 実施事項

(1) 平成13年度及び14年度に国費によるモデル事業として、また、15年度から 18年度までに補助事業として、道路、公園等に街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)を整備した。

注:スーパー防犯灯とは、非常用赤色灯、非常ベル、連絡用モニターカメラ、インターホン等を装備 した緊急時に警察に直接通報できる防犯灯をいう。

- (2) 平成14年以降、防犯まちづくりに関する調査検討を関係機関と連携して行った。
- (3) 「防犯モデルマンション制度」の運用や「防犯建物部品」の開発・普及を促進し、防犯基準に適合した共同住宅等の普及を推進した。
- (4) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律(平成15年法律第65号)が平成 15年9月1日に施行され、同法に基づく取締りを推進した。

また、同法のうち、指定建物錠の防犯性能の表示に関する規定が16年1月から施行され、シリンダー錠等について、ピッキングにより解錠するまでに要する時間等、製造・輸入業者が表示すべき事項やその表示方法が統一的に定められ、それに基づく表示制度の運用が同年4月から開始された。

- (5) 平成16年6月、警察庁では「犯罪に強い地域社会再生プラン」を策定し、 自主防犯活動の活性化に向けた支援を実施した。
- (6) 平成21年以降、子どもと女性を性犯罪等の被害から守る体制を強化するため、すべての都道府県警察本部に、子どもや女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等について行為者を特定し、検挙又は指導・警告措置を講じる先制・予防的活動を専門的かつ継続的に行う「子ども女性安全対策班」を設置している(21年9月末現在、約1,000人)。
- (7) 平成21年度から2か年計画で、限られた人員体制でも効果的な運用を可能

とする異常行動検出機能やプライバシー保護機能を装備した街頭防犯カメラシステムの実証・開発を行う街頭防犯カメラシステムモデル事業を実施している。

(8) 平成21年以降、防犯ボランティア団体による子どもを犯罪から守るための環境づくりを支援するため、全国で15の防犯ボランティア団体をモデル事業実施団体に選定し、子ども見守り活動等を補完するための防犯カメラの整備や防犯ボランティア団体の情報発信等のためのサイトの運営等を行っている。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) スーパー防犯灯の整備状況

平成13年度は、11年11月に経済対策閣僚会議において策定された「歩いて暮らせる街づくり」構想に基づき定められたモデル地区のうち、10地区を選定し、スーパー防犯灯を190基整備した。また、14年度は、国土交通省と連携して「安全・安心モデル地区」を定め、その整備事業として10か所の街区を選定し、スーパー防犯灯を50基整備した。さらに、補助事業として、

- ・ 15年度は、3地区に43基
- ・ 16年度は、16地区に125基
- ・ 17年度は、10地区に65基
- ・ 18年度は、8地区に53基

を整備した。

その結果、これまで、国費又は国費による補助により26都道府県57地区に526基整備しており、都道府県単独で整備した9都道府県30地区の211基とあわせて、合計で27都道府県87地区に737基整備した。また、整備に当たっては、効率的な配置に配意した。

また、スーパー防犯灯のいたずらによる通報や誤報が多くみられたため、 都道府県警察のウェブサイト、防犯教室等を活用したスーパー防犯灯の目的 等に関する広報啓発活動を実施し、設置地区内の地域住民に対するその適切 な活用についての周知徹底を図った。

(事例)

ひったくり被疑者の検挙

平成14年10月ころ、千里ニュータウン周辺の大阪府吹田市及び豊中市内において多発していた、高齢女性を対象とした特異手口のひったくり事件が発生し、被害者が最寄りのスーパー防犯灯により被害を通報した結果、ひったくりを敢行する犯人がスーパー防犯灯に撮影されており、これを基に被疑者を特定し、15年1月、検挙した。(大阪府)

迷い子事案の解決

平成14年6月、新潟県上越市内に居住する未就学の子ども2人が、自転車で外出したまま帰宅しない迷い子事案が発生したが、外出後約6時間経過した午後9時ごろ、子ども自らがスーパー防犯灯の通報ボタンを押して助けを求めたので、臨場した警察官が保護の上、両親に引き渡した。(新潟県)

公然わいせつ被疑者の検挙

平成15年8月、通報者(女性)が帰宅中、下半身を露出した男が、しばらく後をつけてきたことから、公園内に設置しているスーパー防犯灯により警察へ通報した。この通報により臨場した警察官が男を発見し、検挙した。(千葉県)

器物損壊被疑者の検挙

平成18年8月、カラオケ店の出入口のガラスが割られるという器物損壊事案が発生したことから、同店店長が直ちに当該店舗付近のスーパー防犯灯により警察へ通報した。この通報により付近を警らしていた警察官が臨場し被疑者を検挙した。(山口県)

暴行被疑者の検挙

平成19年1月、酒に酔った男が信号待ちの車椅子の女性を殴り転倒させる暴行事案が発生したことから、これを目撃していたブラジル人少年3人が近くに設置されていたスーパー防犯灯により警察へ通報した。この通報により臨場した警察官が男を検挙した。(静岡県)

注: 当該管内には、ブラジル人の人口比率が高かったことから、スーパー防犯灯による通報の 方法をポルトガル語でも表示していた。

(2) 防犯まちづくりに関する関係機関との連携状況

ア 「防犯まちづくり関係省庁協議会」における調査検討

平成14年4月、都市再生本部決定「全国都市再生のための緊急措置」の テーマとして防犯まちづくりが設定され、警察庁、内閣官房都市再生本部、 国土交通省及び文部科学省で構成された「防犯まちづくり関係省庁協議会」 が設置された。

当該協議会において、都道府県警察及び地方公共団体と協働し、全国の6 モデル地区で、犯罪が起こりにくく、犯罪に対して抵抗力のあるまちづくりに関するケーススタディを実施し、その検討結果を15年7月に「防犯まちづくりの推進について」として取りまとめるとともに、同月、防犯に配慮した犯罪の発生しにくい道路、公園、駐車場等の公共施設等の整理・管理の普及を促進するため、「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」を取りまとめ、これらに沿った取組みを推進した。

イ 「安全・安心まちづくり推進要綱」の改正

平成15年12月に決定された「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」 (以下「行動計画」という。)や17年6月に行動計画を補完・加速化する ものとして策定された「安全で安心なまちづくり全国展開プラン」(以下 「展開プラン」という。)等により安全・安心まちづくりが警察のみなら ず政府全体を挙げて取り組むべき課題とされてきたことから、行動計画及 び展開プランの趣旨を踏まえつつ、より時勢に即した安全・安心まちづく りを展開していくため、18年4月、「安全・安心まちづくり推進要綱」を 一部改正した。

ウ 「住まいと街の安全・安心再生計画策定マニュアル」の策定

平成20年度、国土交通省と連携し、同省の補助金である地域住宅交付金及びまちづくり交付金等を活用した安全・安心まちづくりの一層の推進を図るため「住まいと街の安全・安心再生プロジェクト」を全国13道県のモデル地区において実施した。

また、モデル地区における取組みを踏まえ、警察と地方公共団体の都市・住宅関係部局とが連携した安全・安心まちづくり施策の推進を加速させるため、取組みメニューや参画方法等を具体的に示した「住まいと街の安全・安心再生計画策定マニュアル」を策定し、都道府県警察に配布した。

(3) 防犯基準に適合した共同住宅等の普及の推進状況

ア 平成22年3月末現在、防犯に配慮した構造や設備を有するマンションを「防犯モデルマンション」として登録又は認定する制度を、21都道府県(北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川、長野、静岡、福井、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、奈良、鳥取、広島、山口、徳島、愛媛、大分及び沖縄)において運用している。

イ 「防犯建物部品」の開発・普及

警察庁では、平成14年11月から国土交通省、経済産業省、建物部品関連の民間団体と共に、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」を開催し、官民が連携し建物部品の防犯性能試験を実施している。15年度中に実施した試験結果に基づき、侵入までに5分間以上の時間を要するなど一定の防犯性能があると評価した建物部品15種類2,281品目を登載した「防犯性能の高い建物部品目録」(以下「目録」という。)を公表した。また、同年5月には、この目録に登載された建物部品に共通して使用する標章である「CPマーク」を制定した。同年10月には、新たに目録に建物部品を登載し、合計2,458品目とするとともに、目録をウェブサイトで公表した。21年12月末現在、17種類3,959品目が目録に登載されている。

また、関係行政機関、事業者等と連携しつつ、キャンペーンの開催等の 広報啓発活動を積極的に実施し、「防犯建物部品」の普及促進を図ってい る。

(4) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律違反の検挙状況等

特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律により正当な理由によらない特殊開錠用具の所持及び指定侵入工具の隠匿携帯が禁止され、平成21年までに同法違反で3,519件、2,187人を検挙している。この点、同法の適切な運用を図るため、各都道府県警察の警察学校等において、警察職員に対し、同法の施行上の留意事項等に関する指導教養を実施している。

また、同法附則第3条を踏まえ、同法第7条及び第8条の規定の施行状況 について検討を加えるため、20年10月、法律やまちづくりなどの有識者から なる懇談会を設置して、侵入犯罪の防止対策の在り方も含めて議論し、21年 3月に提言を受け、調査報告書として取りまとめた。

また、警察庁では、

- ・ 錠製造業者等に対して、国民に分かりやすい表示とするための防犯性 能表示の改善
- ・ 錠取扱業者団体に対して、倫理講習の充実強化等による信頼性の向上等について指導、養成した。

【特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律違反の検挙状況】

	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
検挙件数	227	505	556	612	575	520	524
検挙人員	263	319	309	362	323	305	306

注:平成15年中の数値は、9月から12月までの間のものである。

(事例)

平成19年11月、管内でガラス焼き破りによる忍び込み事件が連続発生していたことから、捜査員が犯罪手口から被疑者を割り出した上、よう撃捜査を実施し、深夜徘徊する被疑者に対し職務質問したところ、上着ポケット内にドライバーを隠し持っていたことから、当該者を特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律違反で現行犯逮捕した。逮捕時、所持した手提げ袋内には、懐中電灯、ガスバーナー及び滑り止め付き手袋が入っていたことから、その理由を追及をしたところ、窃盗(忍び込み)の事実を自供し、その後の捜査で余罪50件以上を敢行していることが判明した。(愛知県)

平成20年10月、立番勤務中の警察官が警察官の目を避けるように通り過ぎた者を不審に思い、これを職務質問したところ、所携のリュックサ

ック内から多数の貴金属とともに、軍手・ドライバー1本を発見し、携帯目的を明らかにしなかったことから、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律違反で現行犯逮捕した。その後の捜査で、同被疑者が多数の窃盗(空き巣)を敢行していることが判明した。(警視庁)

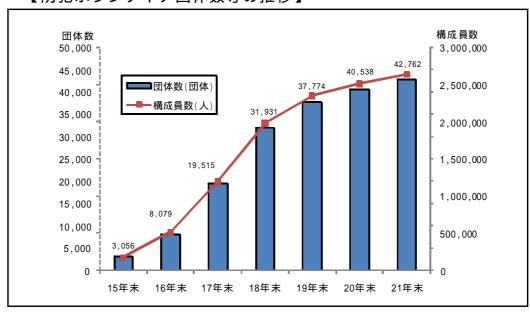
平成21年10月、管内で多発する自動販売機ねらい事件について、捜査員が同種前科者を内偵し、深夜に帰宅した被疑者を職務質問したところ、リュックサック内にバール2本を窃盗目的で隠匿携帯していたことから、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律違反で現行犯逮捕した。その後の捜査で、同被疑者が多数の窃盗(自動販売機荒らし)を敢行していることが判明した。(北海道)

(5) 自主防犯活動の支援の推進状況

ア 防犯ボランティア団体数の推移

警察では、地方公共団体、防犯協会等の関係機関・団体と連携しつつ、防犯ボランティア団体に対して支援を行っており、平成21年末時点の防犯ボランティアの団体数は4万2,762団体、構成員数は262万9,278人と、15年末と比べ、団体数は3万9,706団体(1,300%)、構成員数は245万1,447人(1,379%)増加している。

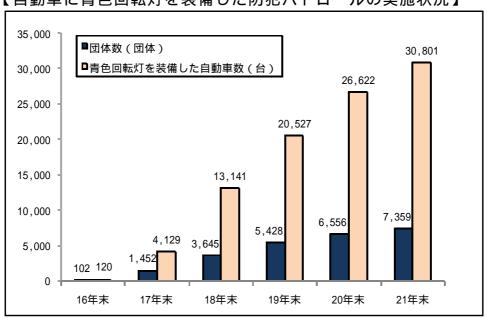
【防犯ボランティア団体数等の推移】



- イ 「犯罪に強い地域社会再生プラン」に基づき、防犯ボランティア団体に対し必要な資機材の提供や犯罪情報等の発信を行うなど、自主防犯活動の支援を推進することとし、活動拠点を設置して行われる自主防犯活動を支援する「地域安全安心ステーション推進事業」を平成17年度から21年度までに、全国800地区で実施した。
- ウ 青色回転灯を装備した車両による自主防犯パトロール

車両を用いた自主防犯パトロールの効果を向上させるため、国土交通省自動車交通局と協議し、平成16年11月、一定の要件の下、自主防犯パトロールに用いる自動車に青色回転灯を装備することが可能となる仕組みづくりを行い、さらに、18年7月には、申請等の手続面の簡素化を図り、地域住民の自主防犯活動に対する支援を推進した。

【自動車に青色回転灯を装備した防犯パトロールの実施状況】



エ 安全・安心なまちづくりを推進する機運を高めるための取組み

平成17年12月、犯罪対策閣僚会議において、犯罪に強い社会の実現のため、安全・安心なまちづくりを推進する機運を全国的に波及・向上させ、国民の意識と理解を深めることを目的として、毎年10月11日を「安全・安心まちづくりの日」とするとともに、安全・安心なまちづくりの推進に顕著な功労のあった団体・個人を首相が表彰する制度が決定された。これに基づき、18年度から首相官邸において、個人又は団体(10件)に対し、安全・安心なまちづくり関係者功労表彰が実施されている。

また、「安全・安心なまちづくりの日」関連行事として、18年度から、全国で活躍する防犯ボランティア団体の活動内容を発表する場として、「防犯ボランティアフォーラム」(警察庁主催)を、防犯まちづくりに積極的な取組を行っている自治体の発表・意見交換の場として、「安全・安心なまちづくりワークショップ」((財)都市防犯研究センター主催、警察庁後援)を、それぞれ開催している。

オ 防犯ボランティア団体相互のネットワークづくり

警察庁ウェブサイト上に「自主防犯ボランティア活動支援サイト」を立ち上げ、団体の活動状況や効果的な活動事例等を紹介し、防犯ボランティア団体相互のネットワークづくりを推進している。

(6) 子ども女性安全対策班の運用状況

ア 先制・予防的活動の推進状況

(ア) 検挙状況(平成21年度)

検挙件数	検挙人員	被害者数
1,095件	1,103人	1,398人

(イ) 指導・警告状況(平成21年度)

実施件数	行為者数	被害者数
1,229件	1,237人	1,647人

イ 活動事例(平成21年)

小学校の教頭から、「下校途中の女子児童に対する声掛け事案が頻繁に発生している」との相談が寄せられたため、対策班員を派遣して通学路の警戒を実施中、手配に類似する男を発見し、事情聴取の結果、声掛け行為を認めたため、指導・警告を実施し、その後も犯罪に発展しないよう、署と連携しつつ継続的な警戒に努めた。(埼玉県)

駅から帰宅途中の女性が見知らぬ男につきまとわれ、腕をつかまれるなどの被害が連続発生したため、対策班員を派遣して過去の事案を集約分析した上、所要の捜査を実施して被疑者を特定し、暴行罪で検挙した。(静岡県)

黒マスクで顔を隠した男が、マンションのエントランス等において、 深夜に帰宅した女性に陰部を見せて自慰行為をする手口の公然わいせつ 事案が連続発生したことから、対策班を派遣して詳細な手口分析を実施 するとともに、現場の防犯カメラ映像の捜査等により被疑者を特定し、 公然わいせつ罪で検挙した。(京都府)

4 評価の結果

(1) 効果

ア 効果的な配置に配意したスーパー防犯灯の整備、設置区内の地域住民に対するその適切な活用についての周知徹底等を行った結果、検挙や被害の拡大防止に結び付いた事例が認められ、犯罪の抑止及び住民の犯罪に対する不安感の解消に一定の効果があると認められる。

- イ 関係省庁が連携し、犯罪に対して抵抗力のあるまちづくりに関する調査 研究を実施し、その成果を全国に紹介するなど、防犯まちづくりに関する 関係省庁の連携が進展した。
- ウ 防犯モデルマンション制度の運用は、国民の生活の拠点である住宅に「防犯性」という新たな付加価値を与え、国民自身が侵入犯罪被害を防止する観点から住宅を選択することを可能としたが、当該制度を運用している都道府県は、平成21年末時点で21都府県と、11年末時点と比べて20都府県も増加しており、制度の普及が進んだものと認められる。

また、「防犯建物部品」は、ドアや窓ガラス等の被害対象物の性能の向上に役立つものであるが、21年末時点で15年4月時点と比べて1,678品目増加しており、防犯対策について国民の選択の幅を広げたと認められる。

- ウ 侵入窃盗の認知件数は、平成14年の33万8,294件をピークに7年連続で減少し、21年には14万8,488件と14年に比べて18万9,806件(56.1%)減少している。特に、14年まで1万9,121件と多発していたピッキング用具を使用する侵入窃盗の認知件数は、21年には149件と14年に比べて1万8,972件(99.2%)減少し、また、15年に4,366件と多発したドリルを使用したサムターン回しによる侵入窃盗の認知件数は、21年には59件と15年に比べて4,307件(98.6%)減少している。これらの大幅な減少は、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律による取締りを強化したことや、国民に対して防犯対策の実施を呼び掛けたことによる効果であると考えられる。
- エ 自主防犯ボランティア団体は、近年急増しており、自主防犯活動の活性 化が認められる。

(2) 今後の施策展開の方向性

- ア 自主防犯ボランティア団体は、順調に増加しているものの、現在、構成員の高齢化、固定化等の問題が認められることから、学生等の現役世代の参加促進を図り、また、その活動内容及び財政基盤の充実を図るための措置を講じることにより、引き続き、その活性化を図る。
- イ 防犯モデルマンション制度については、平成22年3月末現在、21都道府 県において実施されており、一定の普及促進が図られたといえるが、引き 続き、この取組みが全国に広がるよう、更なる普及促進を図る。
- ウ 平成21年度から 2 か年計画で実施している街頭防犯カメラシステムモデル事業の成果を踏まえ、23年度以降、当該システムの普及促進を図る。

行政課題 警察改革の推進

【評価の対象とした政策】

- 第2 「国民のための警察」の確立
 - 2 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化
 - (3) 事故のないまちづくりの推進

(政策所管課:交通規制課)

1 政策の内容

交通管制システムや信号機の機能を高度化して、交通の状況に応じた信号制御を行うなどの特定交通安全施設等整備事業を推進することにより、交通の安全と円滑を図る。

2 実施事項

交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和41年法律第45号)(注) 等に基づき、主に次の施策を実施した。

注:平成14年度までは、「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法」である。

- (1) 平成12年11月、同月に施行された高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(いわゆる「交通バリアフリー法」)に基づき、移動円滑化の促進に関する基本方針を制定した。
- (2) 平成14年9月、歩車分離式信号に関する指針を制定した。
- (3) 平成15年7月、第一次社会資本整備重点計画(別添資料7)における重点 施策となるあんしん歩行エリアの整備及び事故危険箇所対策について、対策 実施地区又は箇所を指定した。
 - 注1:あんしん歩行エリアとは、死傷事故発生割合が高く、面的かつ総合的な事故抑止対策を実施する必要がある地区をいい、第一次社会資本整備重点計画期間中における対策実施地区として796地区を指定した。
 - 注2:事故危険箇所とは、死傷事故発生率が高く、又は死傷事故が多発しており、集中的に交通安全施設等を整備する必要のある交差点・単路をいい、第一次社会資本整備重点計画期間中における対策実施箇所として3,956箇所を指定した。
- (4) 平成15年10月、同年4月に施行された社会資本整備重点計画法に基づき、 15年度から19年度までを計画期間とする第一次社会資本整備重点計画が閣議 決定され、以後、同計画に即して特定交通安全施設等整備事業を推進した。
 - 注:第一次社会資本整備重点計画においては、別添資料7のとおり、都道府県公安委員会が実施する 特定交通安全施設等整備事業に係る成果目標が定められた。
- (5) 平成15年10月、路側端拡幅等による交通事故抑止対策実施要領を制定した。
- (6) 平成15年10月、視覚障害者用付加装置に関する設置・運用指針を制定した。

- (7) 平成16年8月、信号機運用指針を制定した。
- (8) 平成18年5月、経過時間表示付き L E D 式歩行者用交通信号灯器に関する 設置・運用指針を制定した。
- (9) 平成18年12月、同月に施行された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。いわゆる「バリアフリー新法」)に基づき、移動等円滑化の促進に関する基本方針を制定した。
- (10) 平成19年5月、エスコートゾーンの設置に関する指針を制定した。
- (11) 平成20年3月、時差式信号現示による制御に関する運用指針を制定した。
- (12) 平成20年3月、右折矢印信号現示による制御に関する運用指針を制定した。
- (13) 平成20年4月、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行規則を改正し、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第3条第1項の規定に基づく特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路の指定の基準に、「効果的に交通事故を防止するために、交通の円滑化を図ることが特に必要であると認められる地区に含まれるもの」が加えられ、当該指定道路における円滑化対策事業を特定交通安全施設等整備事業とした。
- (14) 平成21年3月、20年度から24年度までを計画期間とする第二次社会資本整備重点計画が閣議決定され、同計画下において対策を実施するあんしん歩行 エリア582箇所及び事故危険箇所対策実施箇所3,396箇所を指定した。

注:第二次社会資本整備重点計画においては、別添資料7のとおり、都道府県公安委員会が実施する 特定交通安全施設等整備事業に係る成果目標が定められた。

3 効果の把握の手法及びその結果

- (1) 特定交通安全施設等整備事業による主な交通安全施設の整備基数 別添資料 8 参照
- (2) 特定交通安全施設等整備事業に係る予算額(単位:百万円。未満切捨て)

交通安全施設等整備事業七箇年計画						第一	一次社会	資本整	備重点 計	画
			12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予	算	額	39,622	50,824	37,101	35,000	32,726	32,674	30,730	30,730

第二次社会資本整備重点計画20年度21年度46,68345,108

注1:予算額は補正後予算額で事業費ベースである。

注2:平成17年度から、交通管制センターの中央装置のリース化に要する経費を補助対象化した。

注3:平成20年度から、円滑化対策事業を特定交通安全施設等整備事業化した。

(3) 死傷事故発生状況の推移

	12年	13年	14年	15年	16年
発生件数(件)	931,934	947,169	936,721	947,993	952,191
死者数(人)	9,066	8,747	8,326	7,702	7,358

17年	18年	19年	20年	21年
933,828	886,864	832,454	766,147	736,688
6,871	6,352	5,744	5,155	4,914

(4) 死傷事故抑止効果等の分析

交通安全施設等整備事業は、交通安全施設等整備事業七箇年計画及び各次の社会資本整備重点計画に即して実施されており、平成8年度以降の各計画期間ごとに特定交通安全施設等整備事業の効果を測定した結果は次のとおりである

ア 交通安全施設等整備事業七箇年計画(平成8年度~14年度)(別添資料 9)

(ア) 死傷事故発生件数の抑止効果

計画期間中における特定交通安全施設等整備事業による信号機の高度化等の事業により、約21万4,000件の死傷事故を抑止したと認められる。

(イ) 交通円滑化効果

計画期間中における特定交通安全施設等整備事業による信号制御の高度化事業により、対策実施箇所における交差点等の通過時間が短縮されたことにより、約2兆8,000億円の経済便益が得られたものと認められる。

(ウ) 二酸化炭素排出量抑止効果

計画期間中における特定交通安全施設等整備事業による信号制御の高度化事業により、対策実施箇所における交差点等の通過時間が短縮されたことにより、約253万t-C02の二酸化炭素排出量を抑止したものと認められる。

イ 第一次社会資本整備重点計画(平成15年度~19年度)(別添資料10)

(ア) 死傷事故発生件数の抑止効果

計画期間中における特定交通安全施設等整備事業による信号機の高度 化等の事業により、平成19年度末には、年間当たり約3万9,000件の死 傷事故を抑止したものと認められる。

(イ) 交通円滑化効果

計画期間中における特定交通安全施設等整備事業による信号制御の高度化事業により、平成19年度末には、対策実施箇所における交差点等の

通過時間を年間当たり約3.0億人時間短縮したものと認められる。

(ウ) 二酸化炭素排出量抑止効果

計画期間中における特定交通安全施設等整備事業による信号制御の高度化事業により、平成19年度末には、対策実施箇所における交差点等の通過時間が短縮されたことにより、年間当たり約62万t-C02の二酸化炭素排出量を抑止したものと認められる。

- ウ 第二次社会資本整備重点計画(平成20年度~24年度)<継続中>(別添 資料11)
 - (ア) 死傷事故発生件数の抑止効果

平成20年度における特定交通安全施設等整備事業による信号機の高度 化等の事業により、同年度末には、年間当たり約1万2,600件の死傷事 故を抑止したものと認められる。

(イ) 交通円滑化効果

平成20年度における特定交通安全施設等整備事業による信号制御の高度化事業により、同年度末には、対策実施箇所における交差点等の通過時間を年間当たり約4,000万人時間短縮したものと認められる。

(ウ) 二酸化炭素排出量抑止効果

平成20年度における特定交通安全施設等整備事業による信号制御の高度化事業により、同年度末には、対策実施箇所における交差点等の通過時間が短縮されたことにより、年間当たり約8万5,000t-C02の二酸化炭素排出量を抑止したものと認められる。

4 評価の結果

(1) 効果

交通安全施設等整備事業は、上記のような死傷事故抑止効果、交通円滑化効果及び二酸化炭素排出量削減効果を得るなど、高い効果が認められる。

(2) 今後の施策展開の方向性

交通を取り巻く情勢は依然として深刻であることから、今後とも、社会資本整備重点計画に沿って、死傷事故の抑止や交通の円滑化等に高い効果を発揮する特定交通安全施設等整備事業を一層重点的、効果的かつ効率的に推進する。

【社会資本整備重点計画に定められた成果目標 (警察関係)】

第一次社会資本整備重点計画(平成15年度~19年度)

歩行者等の安全通行の確保

- ・あんしん歩行エリアの整備 エリア内の死傷事故の抑止【H19までに約2割抑止(歩行者・自転車事故については約3割抑止)】
- ・歩行空間のバリアフリー化の推進 信号機のバリアフリー化率【約4割(H14) 約8割(H19)】

幹線道路等における交通の安全と円滑の確保

事故危険箇所対策の推進 対策実施箇所の死傷事故の抑止【H19までに約3割抑止】

IT化の推進による安全で快適な道路交通環境の実現 信号機の高度化等

- ・死傷事故の抑止【H19までに約4万4,000件を抑止】
- ・CO2の排出の抑止【H19までに約70万t-CO2を抑止】
- ・通過時間の短縮【H19までに対策実施箇所において約3.2億人時間/年(約1割) 短縮】

第二次社会資本整備重点計画(平成20年度~24年度)

歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

- ・あんしん歩行エリア内の歩行者・自転車死傷事故抑止率 【H24までに対策実施地区内における歩行者・自転車死傷事故件数について約2 割抑止】
- ・主要な生活関連経路における信号機等のバリアフリー化率 【約83%(H19) 100%(H24)】

幹線道路対策の推進

- ・事故危険箇所の死傷事故抑止率 【H24までに対策実施箇所における死傷事故件数について約3割抑止】
- ・信号機の高度化等による死傷事故の抑止【H24までに約4万件/年を抑止】

交通円滑化対策の推進

- ・信号制御の高度化による通過時間の短縮 【H24までに対策実施箇所において約2.2億人時間/年短縮】
- ・信号制御の高度化による C O2の排出の抑止 【H24までに約46万t-C02/年を抑止】

特定交通安全施設等整備事業による主な交通安全施設の整備基数

	交通安全施	設等整備事業	七箇年計画		第一次社	会資本整備	重点計画		第二次社会資	資本整備重点計画
	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
集中制御化	2,588	2,304	2,589	2,461	2,643	3,321	3,611	3,620	2,457	2,285
プログラム多段系	661	488	542	673	815	1,448	1,312	1,369	675	633
統化										
半感応化	363	362	332	405	429	484	687	637	517	354
閑散時半感応化	383	349	425	360	290	351	300	311	264	197
右折感応化	114	106	161	172	226	370	310	351	232	169
多現示化	815	807	897	815	840	916	839	1,194	931	913
プログラム多段化	2,602	2,375	2,547	1,844	1,531	1,456	1,987	1,977	1,115	941
閑静時押ボタン化	66	67	68	80	61	43	29	44	52	32
速度感応化	42	20	26	47	11	45	12	20	17	16
高速走行抑止シス	19	12	10	16	11	7	8	6	-	1
テム										
対向車接近表示シ	22	18	13	13	12	21	13	9	5	9
ステム										
高齢者等感応化	237	391	540	369	347	411	404	342	298	189
步行者感応化	64	38	74	70	74	64	84	74	44	20
步車分離化	-	-	-	356	481	296	222	170	172	220
視覚障害者用付加	544	765	997	819	842	951	962	1,068	852	809
装置										
音響式步行者誘導	95	137	239	150	104	141	172	239	298	234
付加装置										

死傷事故抑止効果等の分析【交通安全施設等整備事業七箇年計画(平成8年度~14年度)】 交通事故抑止効果

事業	集中制御化		プログラム多段系統化		半感応化		閑散時≒	ド感応化	右折感応化		
年度	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	
8年度	2,212	1,040	840	424	450	200	510	255	170	181	
9年度	2,318	3,169	750	1,227	390	574	470	745	150	522	
10年度	2,848	5,597	805	2,012	396	924	515	1,238	136	826	
11年度	2,721	8,214	560	2,702	296	1,232	440	1,715	173	1,156	
12年度	3,550	11,162	950	3,464	440	1,559	550	2,210	221	1,575	
13年度	2,304	13,913	488	4,190	362	1,916	349	2,660	106	1,923	
14年度	2,589	16,213	542	4,711	332	2,225	425	3,047	161	2,208	
小計	18,542	59,306	4,935	18,731	2,666	8,630	3,259	11,869	1,117	8,391	

事業	多現示化		プログラム多段化		閑散時押ボタン化		速度原	感応化	高速走行抑止	
年度	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
8年度	750	698	3,040	1,110	100	27	120	39	24	12
9年度	720	2,065	2,580	3,161	84	75	90	107	22	34
10年度	869	3,542	2,955	5,181	74	117	68	159	29	58
11年度	898	5,186	3,017	7,361	50	150	50	197	24	84
12年度	1,406	7,328	3,230	9,641	100	190	80	239	35	112
13年度	807	9,386	2,375	11,687	67	234	20	272	12	134
14年度	897	10,971	2,547	13,483	68	270	26	287	10	145
小計	6,347	39,176	19,744	51,624	543	1,062	454	1,299	156	578

事業	対向車持	妾近表示	高齢者等		步行者	感応化	計
年度	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	抑止件数
8年度	60	84	360	124	200	116	4,308
9年度	36	218	500	421	300	406	12,723
10年度	28	307	328	707	120	650	21,317
11年度	29	386	278	916	96	775	30,072
12年度	30	469	353	1,133	90	883	39,965
13年度	18	536	391	1,390	38	957	49,199
14年度	13	579	540	1,711	74	1,022	56,871
小計	214	2,578	2,750	6,402	918	4,808	214,455

平成17年1月交通規制課作成

- ・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。
- ・事業内容の詳細は、後掲。

[・]整備初年度の抑止件数は、整備時期が年度当初から年度末にわたっているため、1基当たりの1年間の効果×基数で算出される抑止件数の半分とし、翌年度からの抑止件数は、その年度の抑止件数の半分と過年度の抑止件数の累積との和としている。

交通円滑化効果

(時間便益)

<u> </u>	<i>,</i>									
事業	集中制御化		プログラム多段系統化		半息	Š 応化	右折	感応化	合計	
年度	基数	効果 (億円)	基数	効果(億円)	基数	効果(億円)	基数	効果(億円)	効果 (億円)	
8年度	2,212	347	840	154	450	4	170	5	509	
9年度	2,318	1,056	750	446	390	12	150	13	1,527	
10年度	2,848	1,866	805	731	396	19	136	21	2,636	
11年度	2,721	2,738	560	981	296	25	173	29	3,773	
12年度	3,550	3,720	950	1,258	440	32	221	40	5,050	
13年度	2,304	4,637	488	1,522	362	39	106	49	6,247	
14年度	2,589	5,404	542	1,711	332	45	161	56	7,216	
小計	18,542	19,768	4,935	6,803	2,666	176	1,117	212	26,959	

(走行便益)

<u> </u>	,										
事業	集中制御化		プログラム多段系統化		半息	Š 応化	右折	感応化	合計		
年度	基数	効果(億円)	基数	効果(億円)	基数	効果(億円)	基数	効果(億円)	効果(億円)		
8年度	2,212	13	840	6	450	0	170	0	19		
9年度	2,318	40	750	17	390	1	150	1	58		
10年度	2,848	70	805	28	396	2	136	1	101		
11年度	2,721	103	560	38	296	2	173	1	144		
12年度	3,550	140	950	48	440	3	221	2	192		
13年度	2,304	174	488	58	362	3	106	2	238		
14年度	2,589	203	542	66	332	4	161	2	275		
小計	18,542	742	4,935	261	2,666	14	1,117	9	1,027		

平成17年1月交通規制課作成

- ・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。
- ・事業内容の詳細は、後掲。
- ・整備初年度の経済便益は、整備時期が年度当初から年度末にわたっているため、1基当たりの1年間の経済便益×基数で算出される経済便益の半分とし、翌年度からの経済便益は、その年度の経済便益の半分と過年度の経済便益の累積との和としている。

交通円滑化効果

- = 2兆6,959億円(時間便益)+1,027億円(走行便益)
- = 2兆7,986億円 2兆8,000億円

二酸化炭素排出量削減効果

=X		<u> </u>	<u>^/J / </u>						
事業	集中	制御化	プログラム	多段系統化	半感	応化	右折	惑応化	合計
	基数	削減効果	基数	削減効果	基数	削減効果	基数	削減効果	削減効果
年度		(t-CO2)		(t-CO2)		(t-CO2)		(t-CO2)	(t-CO2)
8年度	2,212	29,442	840	18,119	450	731	170	440	48,732
9年度	2,318	89,736	750	52,415	390	2,096	150	1,269	145,516
10年度	2,848	158,495	805	85,956	396	3,374	136	2,010	249,835
11年度	2,721	232,619	560	115,400	296	4,498	173	2,810	355,327
12年度	3,550	316,086	950	147,970	440	5,694	221	3,831	473,581
13年度	2,304	394,003	488	178,988	362	6,997	106	4,678	584,665
14年度	2,589	459,128	542	201,205	332	8,125	161	5,369	673,827
小計	18,542	1,679,509	4,935	800,053	2,666	31,515	1,117	20,407	2,531,484

平成17年1月交通規制課作成

- ・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。
- ・事業内容の詳細は、後掲。
- ・整備初年度の削減効果は、整備時期が年度当初から年度末にわたっているため、1基当たりの1年間の効果×基数で算出される削減効果の半分とし、翌年度からの削減効果は、その年度の削減効果の半分と過年度の削減効果の累積との和としている。

死傷事故抑止効果等の分析【第一次社会資本整備重点計画期間(平成15年度~19年度)】

交通事故抑止効果

事業	集中制	御化	プログラム	プログラム多段系統化		応化	閑散時半	ド 感 応化	右折感応化		
年度	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	
15年度	2,461	960	673	323	405	194	360	191	172	261	
16年度	2,643	1,031	815	391	429	206	290	154	226	344	
17年度	3,321	1,295	1,448	695	484	232	351	186	370	562	
18年度	3,611	1,408	1,312	630	687	330	300	159	310	471	
19年度	3,620	1,412	1,369	657	637	306	311	165	351	534	
小計	15,656	6,106	5,617	2,696	2,642	1,268	1,612	854	1,429	2,172	

事業	多現	示化	プログラ	プログラム多段化		ボタン化	速度原	感応化	高速走行抑止	
年度	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
15年度	815	1,231	1,844	2,250	80	25	47	26	16	11
16年度	840	1,268	1,531	1,868	61	19	11	6	11	8
17年度	916	1,383	1,456	1,776	43	13	45	25	7	5
18年度	839	1,267	1,987	2,424	29	9	12	7	8	6
19年度	1,194	1,803	1,977	2,412	44	14	20	11	6	4
小計	4,604	6,952	8,795	10,730	257	80	135	76	48	33

事業	対向車指	接近表示	高齢者等	ទ 感応化	步行者	感応化	歩車分	離化	歩車分離化		
年度	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	
15年度	13	25	369	343	70	48	132	199	224	338	
16年度	12	23	347	323	74	51	112	169	369	557	
17年度	21	41	411	382	64	44	77	116	219	331	
18年度	13	25	404	376	84	58	45	68	177	267	
19年度	9	18	342	318	74	51	36	54	134	202	
小計	68	133	1,873	1,742	366	253	402	607	1,123	1,696	

事業	視覚障害者	用付加装置	音響式歩行者	誘導付加装置	計		
年度	基数	抑止件数	基数	抑止件数	抑止件数		
15年度	819	590	150	111	7,127		
16年度	842	606	104	77	7,101		
17年度	951	685	141	104	7,877		
18年度	962	693	172	127	8,324		
19年度	1,068	769	239	177	8,906		
小計	4,642	3,342	806	596	39,335		

平成20年5月交通規制課作成

^{・「}抑止件数」とは、信号機の高度化等により抑止されたと推計される死傷事故件数であり、効果測定により、1事業当たりの整備前後の死傷事故発生状況について調査し、得られた数値を統計学的に処理したものを死傷事故抑止係数(アウトカム係数)とし、これに整備基数を乗じて得られた事業ごとの抑止件数を累計することにより算出している。

[・]単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。

[・]事業内容の詳細は、後掲。

二酸化炭素排出量削減効果

事業	集中制	訓御化	プログラム	多段系統化	半感	応化	右折息		多現	示化	合計
年度	基数	削減効果	基数	削減効果	基数	削減効果	基数	削減効果	基数	削減効果	削減効果
15年度	2,461	70,335	673	12,168	405	2,633	172	1,792	815	7,628	94,556
16年度	2,643	75,537	815	14,735	429	2,789	226	2,355	840	7,862	103,278
17年度	3,321	94,914	1,448	26,180	484	3,146	370	3,855	916	8,574	136,669
18年度	3,611	103,202	1,312	23,721	687	4,466	310	3,230	839	7,853	142,472
19年度	3,620	103,460	1,369	24,752	637	4,141	351	3,657	1,194	11,176	147,185
小計	15,656	447,448	5,617	101,555	2,642	17,173	1,429	14,890	4,604	43,093	624,160

平成20年5月交通規制課作成

- ・「削減効果」とは、信号機の高度化等により削減されたと推計される二酸化炭素排出量(単位:t-CO2/年)であり、効果測定により、1事業当たりの整備前後の交通円滑化効果について調査し、得られた数値を統計学的に処理したものを二酸化炭素削減効果係数(アウトカム係数)とし、これに整備基数を乗じて得られた事業ごとの削減効果を累計することにより算出している。
- ・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。
- ・事業内容の詳細は、後掲。

交通円滑化効果

事業	集中制	訓御化	プログラム	多段系統化	半感	応化	右折息	感応化	多現	示化	合計
年度	基数	短縮効果	基数	短縮効果	基数	短縮効果	基数	短縮効果	基数	短縮効果	短縮効果
		(千人·時間/年)		(千人·時間/年)		(千人・時間/年)		(千人·時間/年)		(千人・時間/年)	(千人・時間/年)
15年度	2,461	36,497	673	6,314	405	641	172	800	815	659	44,911
16年度	2,643	39,196	815	7,646	429	679	226	1,051	840	680	49,251
17年度	3,321	49,250	1,448	13,585	484	766	370	1,721	916	741	66,063
18年度	3,611	53,551	1,312	12,309	687	1,087	310	1,442	839	679	69,067
19年度	3,620	53,685	1,369	12,844	637	1,008	351	1,632	1,194	966	70,134
小計	15,656	232,178	5,617	52,699	2,642	4,180	1,429	6,645	4,604	3,725	299,426

平成20年5月交通規制課作成

- ・「短縮効果」とは、交通安全施設等整備事業により1年間に短縮されたと試算される自動車利用者の旅行時間を表す。単位は(千人・時間/年)であり、1,000人の自動車利用者の旅行時間が1年間に1時間短縮されることを意味する。
- ・「短縮効果」の算出に当たっては、効果測定により、1事業当たりの整備前後の交通円滑化効果について調査し、得られた数値を統計学的に処理したものを短縮効果係数(アウトカム係数)とし、これに整備基数を乗じて得られた事業ごとの短縮効果を累計することにより算出している。
- ・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。
- ・事業内容の詳細は、後掲。

死傷事故抑止効果等の分析【第二次社会資本整備重点計画期間(平成20年度~24年度)<継続中>】

交通事故抑止効果

事業	集中制	削御化	プログラム 多段系統化		右折息		と 多現示化		半感応化	
年度	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
20年度	2,478	991	675	324	240	302	934	1,233	517	264
小計	2,478	991	675	324	240	302	934	1,233	517	264

事業	信号灯器の	DLED化	対向車持	接近表示	閑散時押	ボタン化	閑散時≐	半感応化	速度原	· 感応化
年度	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
20年度	4,295	5,584	5	9	52	21	264	129	12	23
小計	4,295	5,584	5	9	52	21	264	129	12	23

事業	步車分	分離化	步行者感応化		視覚障害者	用付加装置	高齢者等		音響式步行者誘導付加装置	
年度	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
20年度	176	269	44	41	852	545	298	313	298	221
小計	176	269	44	41	852	545	298	313	298	221

事業		信号機新設									
	全原	感応	半原	感応	プログラム多段			押ボタン		一灯点滅	
年度	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	
20年度	3	7	162	394	613	1,490	289	384	18	34	
小計	3	7	162	162 394 613 1,490 289					18	34	

事業	計
年度	抑止件数
20年度	12,578
小計	12,578

平成21年5月交通規制課作成

- ・「抑止件数」とは、信号機の高度化等により抑止されたと推計される死傷事故件数であり、上記「交通安全施設の効果測定」により、1事業当たりの整備前後の死傷事故発生状況について調査し、得られた数値を統計学的に処理したものを死傷事故抑止係数(アウトカム係数)とし、これに整備基数を乗じて得られた事業ごとの抑止件数を累計することにより算出している。
- ・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。
- ・事業内容の詳細は、後掲。

二酸化炭素排出量削減効果

事業	集中制御化		プログラム多段系統化		右折感応化		多現示化		合計
年度	基数	削減効果	基数	削減効果	基数	削減効果	基数	削減効果	削減効果
20年度	2,478	66,361	675	8,289	240	1,728	934	8,126	84,504
小計	2,478	66,361	675	8,289	240	1,728	934	8,126	84,504

平成21年5月交通規制課作成

- ・「削減効果」とは、信号機の高度化等により削減されたと推計される二酸化炭素排出量(単位:t-CO2/年)であり、上記「交通安全施設の効果測定」により、1事業当たりの整備前後の交通円滑化効果について調査し、得られた数値を統計学的に処理したものを二酸化炭素削減効果係数(アウトカム係数)とし、これに整備基数を乗じて得られた事業ごとの削減効果を累計することにより算出している。
- ・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。
- ・事業内容の詳細は、後掲。

交通円滑化効果

事業	集中制御化		プログラム多段系統化		右折感応化		多現示化		合計
年度	基数	短縮効果	基数	短縮効果	基数	短縮効果	基数	短縮効果	短縮効果
20年度	2,478	34,439	675	4,301	240	745	934	703	40,188
小計	2,478	34,439	675	4,301	240	745	934	703	40,188

平成21年5月交通規制課作成

- ・「短縮効果」とは、交通安全施設等整備事業により1年間に短縮されたと試算される自動車利用者の旅行時間を表す。単位は(千人・時間/年)であり、1,000人の自動車利用者の旅行時間が1年間に1時間短縮されることを意味する。
- ・「短縮効果」の算出に当たっては、上記「交通安全施設の効果測定」により、1事業当たりの整備前後の交通円滑化効果について調査し、得られた数値を統計学的に処理したものを短縮効果係数(アウトカム係数)とし、これに整備基数を乗じて得られた事業ごとの短縮効果を累計することにより算出している。
- ・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。
- ・事業内容の詳細は、後掲。

事業内容の詳細

事業項目	事 業 内 容
・集中制御化	車両感知器等によって収集した渋滞情報等を基に、複雑に交差する都市内の 道路や交通量の多い幹線道路の信号機を、交通管制センターのコンピュータ により面的に制御する。
・高速走行抑止シ ステム	高速走行車両を検知し、これに対し警告版で警告を与え、減速、安全運転を 促す。
・対向車接近表示 システム	見通しの悪いカーブ等において、車両感知器により対向車の接近を感知し、 「対向車接近」等の警告を表示する。
	対象区間内の信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的に変化させ(多段系統化は、複数の信号機の制御パターンを同期させる) 交通の流れを円滑にする。
・半感応化	幹線道路に交差する道路に車両感知器を設置し、車両が感知されないときは 幹線道路の信号を優先して青にするなどの信号制御を行う。
・プログラム多段 化	信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的に変化させることにより、交通量に応じた信号制御を行う。
・閑散時半感応化 (押ボタン化)	幹線道路の交差点のうち、夜間帯の交通閑散時は従道路の交通量がほとんどない交差点を対象にして、ピーク時は通常の制御を行い、閑散時は幹線側を青、従道路側を赤としておき、従道路側に車両を感知(歩行者の場合は押ボタン操作)した時のみ信号表示を変える。
・速度感応化	交差点に接近する車の速度を感知し、感知した車が安全に交差点を通過でき、 又は安全に交差点で停止できるような信号制御を行う。
・右折感応化	右折矢印信号の表示時間を、右折車両の交通量に応じて変化させる。
・多現示化	右折矢印信号を設置するなどして信号現示を増加させ、特定の方向に進行する交通流を分離する。
・歩行者感応化	横断歩行者を感知した場合は歩行者用信号の青時間を延長し、感知しない場合は横断青時間を短縮する。
・高齢者等感応化	高齢者や身体障害者等が、専用の押ボタンや携帯する専用の発信器を操作することにより、歩行者用信号の青時間を延長する。
・歩車分離化 I、	歩行者と車両が交錯することを防ぐため、歩行者専用の青時間を設定するなどの方法により、歩行者と車両の通行を時間的に分離する。
・視覚障害者付加 装置	歩行者用信号の表示内容を音響により視覚障害者に知らせる。
・音響式歩行者誘 導付加装置	視覚障害者等の歩行者に対してチャイムにより歩行者青信号の開始等を知ら せる。
	横断歩行者の安全性を向上させるため、 L E D 式歩行者用交通信号灯器の信号表示面に歩行者青時間の残り時間及び待ち時間を表示する。

行政課題 警察改革の推進

【評価の対象とした政策】

- 第2 「国民のための警察」の確立
 - 2 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化
 - (4) ストーカー問題への対応

(政策所管課:生活安全企画課)

1 政策の内容

ストーカー事案に関しては、被害者からの訴えや相談に対する警察の対応の 在り方が厳しく問われたことを踏まえ、被害者の立場に立った的確な対応を推 進することにより、国民の信頼確保を図る。

2 実施事項

- (1) 「ストーカー行為等の規制等に関する法律等の施行について(依命通達)」 (平成12年11月21日付け警察庁乙生発第21号)、「ストーカー行為等の規制 等に関する法律等の運用上の留意事項について」(平成12年11月21日付け警 察庁丁生企発第120号)等により、都道府県警察に対して被害者の立場に立った的確な対応を推進するよう指示した。
- (2) ストーカー行為等への対応の強化を図るべく、平成17年11月、20年1月及び21年4月に、それぞれストーカー規制法の運用を見直し、都道府県警察に対して、迅速な警告と適正な取締りを実施するよう指示した。
- (3) 「ストーカー対策マニュアル」を作成して都道府県警察に配布したほか、「ストーカー行為者視察用車両」を都道府県警察に配備した。
- (4) 「ストーカー対策ビデオ」等を都道府県警察に配布し、広報啓発を実施した(平成13年度から15年度まで)
- (5) 平成18年12月、「警察署において相談を受けたストーカー事案等への的確な対応について」(平成18年12月27日付け警察庁丙生企発第128号ほか)により、都道府県警察に対して、警察署長は、相談者において被害届の提出の意思がないと認められる場合であっても、さらに慎重な検討を加え、相談者の真意を見極めることとし、特に、相談者等に危害が及ぶおそれがある場合には、被害届の提出を一方的に相談者に意思にゆだねおいたままにするのではなく、相談者等に危害が及ぶ切迫性を十分考慮し、警察側からその提出を働き掛け、必要に応じて説得を試みること等について指示した。
- (6) 平成21年8月、「ストーカー事案等男女間のトラブルに起因する事案への 的確な対応について」(平成21年8月20日付け警察庁丁捜一発第53号ほか) により、都道府県警察に対して、ストーカー事案等の被害者が被害を申告す

るか否かを決めあぐねる場合には、届出者の意思のみに委ねることなく、事 案の本質を見極め、必要に応じて警察から被害届の提出を働き掛けるととも に、被害者やその親族等に及ぶ危険性について理解させること等について指 示した。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) ストーカー事案の認知件数の推移



注1:平成12年は11月24日から12月31日までの間の件数である。

注2:認知件数には、ストーカー規制法に抵触する事案のほか、刑罰法令に抵触するか否かを問わず、 執拗なつきまといや無言電話による嫌がらせの行為を伴う事案を、相談、被害届・告訴状の受理、 検挙等により認知した件数を計上した。

(2) ストーカー規制法の適用状況

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
警告	117	841	965	1,169	1,221	1,133	1,375	1,384	1,335	1,376
禁止命令等	2	36	32	24	24	22	19	17	26	33
仮の命令	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
警察本部長等の援助	80	719	677	856	1,356	1,569	1,631	2,141	2,260	2,303
ストーカー規制法違反検挙	22	142	178	192	206	200	183	242	244	263
ストーカー行為罪	22	131	170	185	200	198	178	240	243	261
禁止命令等違反	0	11	8	7	6	2	5	2	1	2

注:平成12年は11月24日から12月31日までの間の件数である。

(事例)

行為者はウォーキング中に見かけた被害者に一方的に好意を抱き、被害者を執拗に追いかけるなどのつきまとい等を繰り返した。相談を受理した警察では、被害者の周辺をパトロールするなどして行為者を特定し、職務質問をしたところ、好意の感情から被害者につきまとい等を行っていたことが判明したため、ストーカー規制法に基づく警告を実施した。(宮城県)

被害者から別れ話を持ち出された行為者は、執拗に「殺してやる。」

「電話に出て。」などと電子メールを送信するようになった。警察では、被害者に携帯用緊急通報装置を貸し出し、被害者を自宅から避難させるとともに、行為者をストーカー規制法違反で通常逮捕した。行為者は取調べの中で被害者に対する強い未練が認められたことから、釈放に併せて同法に基づく警告を実施した。(千葉県)

元交際相手に対してストーカー規制法に基づく警告を実施したが、被害者の不安が解消しなかったことから、警察本部長等に対する援助申出を受理し、警察から位置情報通報装置を貸し出した。(岐阜県)

被害者から、元交際相手からつきまとい等の被害を受けているので、 警察施設で話し合いがしたいとの相談を受理したことから、警察本部長 等に対する援助申出を受理し、被害防止交渉を円滑にするための必要事 項の連絡、被害を自ら防止するための措置を教示し、被害者は警察施設 において行為者に対する被害防止交渉を実施した。(奈良県)

(3) ストーカー規制法以外の法令違反によるストーカー行為者の検挙状況

()										
	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
検挙総数	104	921	758	756	752	701	653	718	716	759
殺人(未遂を含む。)	2	13	7	19	10	6	6	3	11	11
強姦	0	15	11	11	12	11	7	7	2	6
暴行	8	40	45	36	41	38	44	41	50	70
傷害	14	176	144	130	162	112	113	113	106	93
脅迫	18	145	99	70	85	74	75	85	88	87
強要	-	-	-	15	8	13	7	10	22	17
恐喝	-	-	-	14	18	10	6	3	14	14
窃盗	-	-		19	25	28	32	35	35	44
強制わいせつ	2	14	8	8	5	9	7	4	8	8
住居侵入	16	124	98	110	116	117	103	103	111	124
逮捕監禁	6	23	15	23	26	18	15	16	14	20
名誉毀損	2	25	23	25	15	17	11	36	18	20
業務妨害	•	-	-	1	4	3	1	3	2	2
器物損壊	14	96	99	66	78	101	93	110	78	94
暴力行為処罰法	3	15	13	13	18	10	14	13	15	14
軽犯罪法	4	17	18	18	14	24	22	16	25	23
銃刀法	0	37	28	28	41	30	37	38	35	30
迷惑防止条例	2	14	22	22	17	31	27	37	29	35
その他	13	167	128	128	57	49	33	45	53	47

注1:平成12年は11月24日から12月31日までの間の件数である。

注2:未遂罪のあるものについては未遂罪も含む。

注3:「その他」には、放火、公務執行妨害等が含まれる。

(事例)

行為者は、かねてから一方的に好意を抱いていた職場の同僚である被害者が退職することを知るやいなや、同人と会えなくなることへの焦燥感等を押さえきれず、以後、同人の自宅へ侵入するなどの行為を繰り返していたが、ある日、同人宅ベランダに侵入しているところを目撃され、現場臨場した警察官に住居侵入の被疑者として現行犯逮捕された。(京都府)

被害者から、以前交際していた者から執拗に面会や復縁を迫る電話がかかってきたり、電子メールが送信されたりするとの相談を受けた。さらに、被害者から詳しく事情聴取を行ったところ、被害者に対する暴行及び住居侵入被害の事実が判明したことから、被害者に危害が及ぶおそれが高いと判断し、警察からの説得を受けた被害者から被害申告を受け、行為者を傷害等の被疑者として通常逮捕した。(高知県)

(4) その他ストーカー事案への対応状況(前記(2)及び(3)以外の措置を講じた ものを複数計上)

(2)及び(3)以外に、ストーカー事案への対応として、被害者への防犯指導や行為者への指導警告等を行っており、これらの件数は平成13年以降増加傾向にある。

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
被害者へ防犯指導	1,262	7,668	6,223	6,770	8,077	8,031	8,837	10,567	10,435	11,074
行為者へ の指導警告	313	2,416	2,286	2,313	3,155	2,745	2,912	3,381	4,149	4,331
パトロール	204	1,061	918	1,009	1,617	1,224	1,348	1,643	1,568	2,122
他機関等への引継ぎ	47	256	128	45	77	77	52	192	42	39
その他対応	-	-	-	763	852	804	693	1,077	1,009	1,245

注1:平成12年は11月24日から12月31日までの間の件数である。

注2:「行為者への指導警告」は、ストーカー規制法に基づく警告ではなく、行政指導である。

注3:「他機関等」は、保健所、婦人相談所、医療機関等である。

注4:「その他対応」は、平成15年から計上し、被害者の保護、行為者の入院措置等を計上している。

(事例)

被害者は、行為者に対し交際を解消する旨を伝え、転居したが、転居 先に行為者が尋ねてきたことから不安を覚え、警察に相談するに至った。 警察では、被害者の安全を確保するため、婦人相談所への入所を教示す るとともに婦人相談所に対しストーカー事案の被害者が入所希望である 旨を連絡したところ、被害者は即日同所へ入所できた。(福島県)

被害者から「深夜に公衆電話から無言電話がかかってきたり、自宅周辺の電柱等に卑わいないたずら書きをされたので不安である。」との相談を受理したことから、被害者宅及び勤務先周辺でのパトロール等を実施した。しかし、行為者の特定に至らなかったことから、被害者宅及び被害者の勤務先に対する防犯指導を実施し、被害者関係者により、感知式照明器具等を取り付けるなどの防犯対策を講じたところ、ストーカー行為等が止んだ。(新潟県)

行為者は、保険外交員に一方的に好意を抱き、プレゼントの受領を要求するなどしたことから、警察官からつきまとい等を止めるよう指導警告を受けた。しかし、行為者に精神障害が疑われるような言動が目立つようになったことから、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第24

条に基づく通報を行い、行為者に入院措置が講じられた。(静岡県)

(6) 関係機関・団体との連携

多岐にわたる相談を迅速かつ的確に解決するため、すべての都道府県警察本部において、関係機関・団体との相談ネットワークが構築されている(51) 頁別添資料5参照)。

(事例)

警察及びストーカー被害者支援に携わる関係機関の担当者が定期的に研修会を開催し、被害者支援についての事例研究及び連携協力方策を検討している。(徳島県)

(7) ストーカー対策に係る広報啓発活動

都道府県警察においては、

- ・ 街頭におけるリーフレット等の配布
- ・ ケーブルテレビ、FM放送局による放送
- ・ 自治体広報誌への掲載
- ホームページの活用

などにより、ストーカー対策に係る広報啓発活動を実施している。

(事例)

大阪府警察ホームページにおいて、「ストーカー被害に遭わないために」を掲載し、ストーカー規制法の概要、被害に遭わないための対応要領の紹介を行っている。(大阪府)

女子学生が多数在籍する大学、専門学校等に警察官を派遣し、ストーカー被害防止についての講演を実施した。(岡山県)

広報用リーフレット「5分で分かるストーカー規制法」3,000部を作成し、被害者や講習会等で配布した。(熊本県)

(8) ストーカー対策に係る研修の実施状況

警察庁

平成13年度以降、国民からの相談等に適切に対応するため、関東管区警察学校でストーカー・配偶者暴力対策実務専科を実施している。

都道府県警察

都道府県警察においては、各都道府県独自で警察学校における専科教養を実施しているほか、警察本部ストーカー対策担当課員による巡回教養や 実践塾等を実施している。

(事例)

警察本部においてストーカー事案に係る模範対応要領の映像教養資料 を作成し、各警察署に配布した。(青森県)

(9) その他のストーカー対策の実施状況

ア 住民基本台帳閲覧制限

ストーカー被害者・配偶者暴力事案被害者の保護のための住民基本台帳 閲覧制限について、被害者に本制度の教示等を行うとともに、市区町村に 必要な協力を行うよう、都道府県警察に対して指示した。

イ 銃砲刀剣類の所持許可に係る欠格事由の追加

銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正により(平成21年12月4日全面施行) 銃砲刀剣類の所持許可に係る欠格事由に、

- ・ ストーカー規制法第2条第2項に規定するストーカー行為をした日
- 同法第4条第1項に規定する警告を受けた日
- ・ 同法第5条第1項の規定による命令を受けた日

から起算して3年を経過していないことが追加された。

ウ 行方不明者発見時の届出人への通知の例外

行方不明者発見活動に関する規則(平成22年4月1日施行)の制定により、行方不明者が、当該行方不明者に係る届出人から、ストーカー規制法第2条第1項に規定するつきまとい等又は同条第2項に規定するストーカー行為をされていた場合には、行方不明者の同意がある場合を除き、当該届出人に対して行方不明者が発見された旨の通知を行わないこととした。

4 評価の結果

(1) 効果

ストーカー事案の認知件数が増加するとともに、ストーカー規制法に基づく措置、他法令による検挙件数等も増加しており、警察による積極的な対応が行われている。

また、被害者からの相談等について、被害者に対し、緊急時に110番通報 すべき旨や自衛手段を教示するにとどまらず、関係機関等への紹介、行為者 に対する指導警告等被害者の立場に立った適切かつ個別の措置を講じてい る。

(2) 今後の施策展開の方向性

引き続き、関係機関と相互に緊密に連携しつつ、被害者等の立場に立った 迅速かつ適切な対応・支援に努めるとともに、行為者に対しては、ストーカー規制法等の法令に基づく措置を厳正に講じて被害者の安全の確保を図ることにより、ストーカー行為等への対策を推進する。

また、男女間トラブルに起因する事案については、警察や関係機関等が被害者やその親族等から相談を受けていたにもかかわらず、結果として重大な事件に発展した事案が依然として発生していることから、都道府県警察に対

し、「男女間トラブルに起因する相談事案への対応について」(平成22年4月21日付け警察庁丁生企発第196号ほか)により指示したとおり、

状況が急展開して重大事件に至ることが少なくないというこの種の事 案の特性を踏まえた対応を行うよう、警察職員への指導・教養を徹底す る

できる限り早い段階での警察本部主管課への報告及び警察本部主管課による的確な指導を徹底する

被害者やその親族等の認識を改めさせ、厳重な自衛措置や即時の避難の重要性を理解させるよう努める、また、加害者に対しては、沈静化を図る観点から、加害行為をしていることの自覚を促すなど、被害者及び加害者への踏み込んだ対応を実施する

配偶者暴力相談支援センター等と連携し、急場における一時避難場所 を確保する

被害者の説得にもかかわらず被害届が出されない場合であっても、双方当事者の関係等を考慮した上で、必要性が認められ、かつ、客観証拠及び逮捕の理由があるときには、加害者を逮捕し、強制捜査を行うことも検討する

こととする。

行政課題 警察改革の推進

【評価の対象とした政策】

- 第2 「国民のための警察」の確立
 - 2 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化
 - (5) 児童虐待等新たな問題への対応及び少年犯罪対策の強化

(政策所管課:少年課、情報技術犯罪対策課)

1 政策の内容

少年の非行や犯罪被害等をめぐる情勢に関して、児童虐待、出会い系サイト、 児童ポルノ等少年を取り巻く有害環境等の新たな問題への対応とともに、少年 犯罪対策の強化が求められている。よって、こうした国民の要望に的確に対応 することにより、国民の信頼回復を図る。

2 実施事項

- (1) 共通した取組み
 - ア 平成14年9月、少年警察活動規則(平成14年国家公安委員会規則第20号) を制定し、少年警察活動に関する活動の基準を定めた。
 - イ 少年非行防止・保護に関する総合的な対策として、平成16年4月、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」(平成16年4月22日付け警察庁乙生発第9号ほか)を策定した。
 - ウ 少年サポートセンターの設置を促進するとともに、地域の実情に応じ、 相談者が気軽に立ち寄れるようにするため、警察施設から民間施設への移 転を促進した。
 - 注:少年サポートセンターとは、警視庁、道府県警察本部又は方面本部の内部組織のうち、少年 補導職員又は必要な知識及び技能を有する警察官を配置し、専門的な知識及び技能を必要とし、 又は継続的に実施することを要する少年警察活動について中心的な役割を果たすための組織と して警察本部長及び方面本部長が定めるものをいう。
- (2) 児童虐待等新たな問題への対応

ア 児童虐待対策

- (ア) 「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行について」(平成16年9月21日付け警察庁丙少発第34号ほか)により、児童虐待事案の早期発見、関係機関への通告、児童相談所長等からの援助要請への適切な対応、被害児童の支援、関係機関との連携強化等を推進している。
- (イ) 平成14年3月、「児童虐待への対応マニュアル」を作成し、全国の少年サポートセンター及び警察署に配布した。

- (ウ) 平成14年以降、児童虐待の早期発見、早期通告等を呼び掛けるため、 児童虐待防止パンフレット等を作成し、都道府県警察を通じて広く国民 に配布している。
- (I) 被害少年カウンセリングアドバイザー、被害少年サポーターに対する 協力謝金を予算措置している。
 - 注 1:被害少年カウンセリングアドバイザーとは、カウンセリング等の継続的支援を担当する職員が専門的な助言を受けることができるよう、ボランティアとして委嘱された大学の研究者、精神科医、臨床心理士等の部外の専門家である。
 - 注 2:被害少年サポーターとは、警察職員の指導及び助言の下、被害少年に対する訪問活動その他の継続的支援を行う地域の民間ボランティアである。
- (オ) 「児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした児童虐待への対応について」(平成18年9月26日付け警察庁丙少発第38号ほか)により、児童の生命・身体の安全が疑われる事案については、警察職員が直接確認するなど児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とする対応を徹底している。
- (カ) 「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行について」(平成20年2月22日付け警察庁丙少発第6号ほか)により、児童相談所長等が行う臨検、立入調査等における援助要請や都道府県知事による接近禁止命令への適切な対応に努めている。
- (キ) 平成20年3月、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。 以下「児童虐待防止法」という。)等の改正を受けて「児童虐待対応マニュアル」を作成し、全国の少年サポートセンター及び警察署に配布した。

イ 出会い系サイト対策

- (ア) 平成15年6月に制定された、インターネット異性紹介事業を利用して 児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号。以下 「出会い系サイト規制法」という。)の適正かつ効果的な運用を図ると ともに、出会い系サイトに関連した事件の検挙を推進している。
- (イ) 平成21年6月、出会い系サイトに係る少年の犯罪被害の防止等を図る ため、出会い系サイトに係るリーフレットを176万部作成し、都道府県 警察を通じて中学生・高校生等に配布した。

ウ 児童ポルノ対策

- (ア) 平成11年11月に制定された児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)に基づき、児童ポルノ事件の検挙を推進している。
- (イ) 国内外において、インターネット上における児童ポルノ対策への取組

みの強化が求められ、また、児童ポルノ事犯の送致件数や被害児童数が増加傾向にあるなど、児童ポルノ事犯の深刻な情勢を踏まえて、平成21年6月、インターネット上に氾濫する児童ポルノを根絶し、深刻な人権侵害を受け、将来にわたり苦しむ被害児童を無くすため、取締り、流通防止及び被害児童支援の三項目を柱とする「児童ポルノの根絶に向けた重点プログラム」を策定し、同プログラムに基づき、関係機関等と緊密に連携して児童ポルノの根絶に向けた総合的な対策を推進している。

- (ウ) 平成21年12月、犯罪対策閣僚会議の下に「児童ポルノ排除対策ワーキングチーム」が設置されたところ、当該チームにおいて、関係9省庁と連携しつつ、児童ポルノ排除に向けた国民運動の実施等、児童ポルノを排除するための総合的な対策を検討・推進している。
- (I) 平成8年、第1回児童の性的搾取に反対する会議がストックホルムで開催されたほか、13年には、第2回児童の性的搾取に反対する会議が横浜で開催された。これを受けて、14年から毎年、東南アジア各国の警察・司法機関及びNGOの代表者等を我が国に招へいして、「東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取対策に関するセミナー及び捜査官会議」を開催し(21年11月で第8回目)、東南アジアにおける被害児童の保護等の取組状況について意見交換を行うなど、連携の強化を図っている。
- (4) 平成17年6月、G8司法・内務大臣会議において、ICPOに国際児童ポルノデータベースを設置するとともに、必要となる資金の確保に向けて取り組むことが合意されたことを受けて、データベースの設置等に向け、19年に約3,000万円(約20万ユーロ)、20年2月に約780万円(約5万ユーロ)、同年12月に約870万円(約7万5,000ユーロ)の予算を確保し、ICPOに拠出した。

21年3月、ICPOにおいて国際児童ポルノデータベースの運用が開始されたことから、所要の手続を経て、同年12月から運用に参加している。

(3) 少年犯罪対策の強化

ア 捜査体制の整備等

- (ア) 凶悪・粗暴な少年事件に的確に対処するための捜査体制の確立のための要員として、地方警察官の増員を行うとともに、少年事件特別捜査隊を編成するなどして、少年事件の捜査体制を充実・強化している。また、警察本部に少年事件捜査指導官を設置し、少年の特性や少年審判の特質を踏まえた少年事件捜査が行われるよう、警察署等の指導を行っている。
- (イ) 「少年事件の迅速的確な捜査の推進について」(平成14年9月25日付

け警察庁丙少発第25号)により、長期未処理事件の解消等を推進している。

- (ウ) 少年警察担当警察官の専門的な知識・技能の向上のため、警察庁において少年警察専科及び少年警察実務専科を実施している。
- (I) 平成19年4月、都道府県警察において触法少年及びぐ犯少年に係る事件の調査に従事する警察官等に、調査の基本的知識及び専門的知識を身に付けさせるための部内教養視聴覚教材を作成し、各都道府県警察に配布した。
- (オ) 平成19年11月、触法少年の事件に係る警察の調査権限の明確化等を内容とする改正少年法が施行されたことに伴い、より一層少年の特性に配慮した警察活動を図るため、少年警察活動規則等の一部を改正した。

イ 街頭活動の強化

- (ア) 「完全学校週5日制の実施に伴う街頭補導活動等の強化について」(平成14年3月7日付け警察庁丁少発第34号)により、重点的かつ効果的な街頭補導活動等を推進している。
- (イ) 「少年警察ボランティア活動の活性化に向けた取組みの強化について」 (平成14年5月31日付け警察庁丙少発第13号)により、街頭補導活動等 の少年警察ボランティア活動の活性化に向けた取組みを強化した。
- (ウ) 「スクールサポーター制度の拡充について」(平成18年11月18日付け 警察庁丁少発第11号)により、学校における少年の問題行動等への対応、 巡回活動、相談活動等を行うスクールサポーター制度の充実を図った。
- ウ 関係機関、ボランティア等と連携した非行少年等に対する立ち直り支援
- (ア) 少年非行防止・保護総合対策推進要綱に基づき、学校・警察連絡制度 を構築し、学校との具体的な情報の共有を推進している。

また、「学校と警察との連携の強化による非行防止対策の推進について」(平成14年5月27日付け警察庁丁少発第86号)により、学校警察連絡協議会等の再構築を行い、学校と警察との実効的な連携の強化を図っている。

- 注1:学校・警察連絡制度とは、教育委員会等と警察との間で締結した協定等に基づき、非行 少年等問題を有する児童生徒に関する情報を学校と警察が相互に通知する制度をいう。
- 注2:学校警察連絡協議会とは、警察、学校及び教育委員会が非行防止に関する情報を交換し、 共同して取り組むべき措置について協議するため、警察署の管轄区域や市区町村の区域 を単位に設けられる組織をいう。
- (イ) 平成16年、全国4か所において、少年サポートチームのより効果的な 運用に資するため、各都道府県警察、関係機関・団体の実務担当者等に 対して「非行少年の早期発見・立ち直り支援対策関係機関担当者ブロッ

ク別研修会」を実施した。また、17年度以降、文部科学省と合同で「問題行動に関する連携ブロック協議会」として、全国を3ブロックに分け、各ブロックにおいて2年に1回開催している。

注:少年サポートチームとは、個々の少年の問題状況に応じた的確な対応を行うため、学校、 警察、児童相談所の担当者等で編成され、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年 への指導・助言を行うものである。

- (ウ) 平成16年9月、青少年育成推進本部に設置された関係省庁の担当課長からなる少年非行対策課長会議において、少年のサポート体制の在り方に関する政府としての基本的な考え方である「関係機関等の連携による少年サポート体制の構築について」(平成16年9月10日少年非行対策課長会議申合せ)を取りまとめ、都道府県警察に対し、この申合せの趣旨を踏まえた取組みの推進について指示した。
- (I) 「スクールサポーター制度の拡充について」(平成18年11月18日付け 警察庁丁少発第11号)により、学校における少年の問題行動等への対応、 巡回活動、相談活動等を行うスクールサポーター制度の充実を図った。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 児童虐待等新たな問題への対応

ア 児童虐待対策

(ア) 被害児童に対する支援

少年サポートセンターを中心に、児童相談所等の関係機関との連携と 役割分担の下、少年相談専門職員、少年補導職員等による個々の被害児 童の特性を踏まえたカウンセリング、保護者に対する助言指導、家庭環 境の調査等のきめ細かな継続的支援を実施している。

(事例)

平成15年10月、入手した児童虐待の情報に基づき、児童の安全を確認し、児童相談所への通告の要否を確認するため、被害少年サポーターが継続的に児童宅を訪問した結果、必要な養育がなされていない状況が判明したため、速やかに町の福祉担当者及び児童相談所に連絡した結果、児童は児童相談所に一時保護された。(宮城)

平成20年7月、虐待のおそれがある旨の通報を受けた児童相談所からの援助要請を受け、児童福祉司と連携して児童を保護するとともに、 児童と同居する男及び児童の母を傷害罪等で逮捕した。(神奈川)

(イ) 関係機関との連携状況

児童福祉法に基づいて、地方公共団体が要保護児童対策地域協議会を 設置しており、警察はこれに積極的に参加している。また、児童虐待防 止法第10条の規定に基づき、児童相談所長等から警察署長に対してなされる援助要請は、平成21年中は149件であった。

【児童虐待防止法第10条に基づく援助要請件数】

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
件数	16	122	103	92	138	196	284	289	228	149

(事例)

平成16年3月、児童虐待の早期発見及び児童の保護のため、松山市を中核機関とし、児童相談所、市教育委員会、福祉事務所、保健所、病院、市公立保育所園長会等20機関・団体で構成する虐待防止連絡会議が設置された。愛媛県警察では、警察本部及び県下3警察署が会議の設置に協力するとともに、その活動に積極的に参加している。(愛媛)

平成19年8月、児童虐待の早期発見と被害児童の早期保護を図るため、警察、県医師会、県病院協会との間において、児童虐待事案の通報、捜査協力等に関する覚書を締結した。(神奈川)

平成20年4月、警察、県歯科医師会との間において、児童虐待事案の通報、捜査協力等に関する覚書を締結した。(山梨)

(ウ) ボランティアの委嘱状況

平成8年から被害少年カウンセリングアドバイザーの委嘱を行っており、21年4月現在、109人が委嘱されている。また、9年から被害少年サポーターの委嘱を行っており、21年4月現在、561人が委嘱されている。

(I) 児童虐待に関する少年相談の受理状況

平成21年中の児童虐待に関する少年相談の受理件数は2,016件と、前年に比べ228件(10.2%)減少したが、18年以降は2,000件を超えて推移している。

【児童虐待に関する少年相談の受理件数】

	11年	12年	13年	14年	15年	16年
件数	924	1,342	1,574	1,382	1,276	1,833
	17年	18年	19年	20年	21年	-
件数	1,861	2,228	2,391	2,244	2,016	

(オ) 児童虐待の検挙状況

児童虐待の検挙件数は平成17年から増加しており、21年は335件(前年比9.1%増)と、統計を取り始めた11年以降最多となった。

【児童虐待の検挙件数】

	11年	12年	13年	14年	15年	16年
総数	120	186	189	172	157	229
身体的虐待	62	124	136	119	109	176
性的虐待	34	44	32	33	29	39
怠慢又は拒否	24	18	21	20	19	14
	17年	18年	19年	20年	21年	
総数	222	297	300	307	335	
身体的虐待	156	199	211	205	234	
性的虐待	55	75	69	82	91	
_	11	23	20	20	10	

イ 出会い系サイト対策

平成12年から21年までの出会い系サイトに関係した事件の検挙件数の推移を見ると、18年以降減少に転じており、21年は1,203件で20年と比較して389件(24.4%)減少した。

21年の出会い系サイト規制法第6条の規定に基づく禁止誘引の検挙件数は、348件であった。また、同法第10条(児童の利用禁止の明示)に違反していると認められる6サイト、同法第11条(児童でないことの確認義務)に違反していると認められる176サイトに対して事前の警告を行った。警告を受けた182サイトのうち、6サイトが閉鎖、152サイトが是正、24サイトに対して指導中である。

【出会い系サイトに関係した事件の検挙件数】

		12年	13年	14年	15年	16年
総	数	104	888	1,731	1,743	1,582
	児童買春・児童ポルノ法違反	41	387	813	810	768
	青少年保護育成条例違反	20	221	435	448	377
	児童福祉法違反	1	16	117	82	87
	重要犯罪(殺人・強盗・強姦等)	15	73	100	137	95
	粗暴犯(暴行・傷害・脅迫・恐喝)	7	66	128	108	58
	出会い系サイト規制法違反	-	-	-	5	31
	その他	20	125	138	153	166

		17年	18年	19年	20年	21年
総	数	1,581	1,915	1,753	1,592	1,203
	児童買春・児童ポルノ法違反	707	879	760	601	398
	青少年保護育成条例違反	460	534	440	302	149
	児童福祉法違反	71	103	77	72	81
	重要犯罪(殺人・強盗・強姦等)	98	91	80	54	37
	粗暴犯(暴行・傷害・脅迫・恐喝)	72	49	53	37	27
	出会い系サイト規制法違反	18	47	122	367	353
	その他	155	212	221	159	158

平成22年6月情報技術犯罪対策課作成

注:平成21年の出会い系サイト規制法違反の検挙件数は、禁止誘引(第6条)による348件の検 挙、届出義務違反(第7条)による4件の検挙及び名義貸し(第9条)による1件の検挙の 合計である。

【出会い系サイトに関係した事件の被害者数】

			12年	13年	14年	15年	16年
総		数	102	757	1,517	1,510	1,289
	児	童	71	584	1,273	1,278	1,085
	女	子	68	574	1,255	1,262	1,076

				17年	18年	19年	20年	21年
総			数	1,267	1,387	1,297	852	548
	児		童	1,061	1,153	1,100	724	453
		女	子	1,052	1,149	1,097	720	447

平成22年6月情報技術犯罪対策課作成

ウ 児童ポルノ対策

(ア) 児童ポルノ事件送致件数、送致人員、被害児童数

児童ポルノ事件の送致件数、送致人員及び被害児童数はここ数年増加しており、平成21年は送致件数935件(前年比38.3%増)、送致人員は650人(前年比57.8%増)、被害児童数は405人(前年比19.8%増)と、統計を取り始めた12年以降最多となっている。

【児童ポルノ事件の送致件数及び送致人員】

	12年	13年	14年	15年	16年
送致件数	170	152	189	214	177
うちインターネット利用に係るもの	114	128	140	102	85
送致人員	164	128	165	192	137
うちインターネット利用に係るもの	85	99	104	100	76
	17年	18年	19年	20年	21年
送致件数	470	616	567	676	935
うちインターネット利用に係るもの	136	251	192	254	507
送致人員	312	350	377	412	650
	<u>"</u>	174	172	213	394

【児童ポルノ事件の被害児童数】

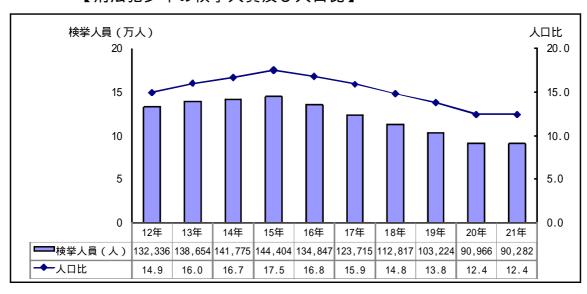
	12年	13年	14年	15年	16年
被害児童数	123	175	60	71	82
	17年	18年	19年	20年	21年
被害児童数	246	253	275	338	405

(2) 少年犯罪対策

ア 刑法犯少年検挙人員

刑法犯少年の検挙人員は、平成12年から15年まで増加していたが、16年から減少に転じ、21年は9万282人(前年比0.8%減)と、6年連続で減少した。

【刑法犯少年の検挙人員及び人口比】



注:人口比とは、同年齢層人口1,000人当たりの検挙人員をいう。

イ 不良行為少年の補導人員

不良行為による補導人員は平成12年から19年まで増加し、20年から減少、 21年は101万3,840人であったが、14年以降、100万人を超える少年を補導 している。

【不良行為少年の補導人員】

				11年	12年	13年	14年	15年	16年
総			数	1,008,362	885,775	971,881	1,122,233	1,298,568	1,419,085
	飲		酒	34,343	30,546	30,577	33,407	36,291	35,574
	喫		煙	492,372	417,053	437,988	480,598	542,214	575,749
	深夜は \か\ \ そ の 他		<i>ከ</i> ህ ነ	328,248	307,112	370,523	475,594	577,082	669,214
	そ	の	他	153,399	131,064	132,793	132,634	142,981	138,548
				17年	18年	19年	20年	21年	
総			数	1,367,351	1,427,928	1,551,726	1,361,769	1,013,840	
	飲		酒	30,500	29,288	24,406	18,973	17,028	
	喫 煙		煙	545,601	557,079	602,763	497,658	364,956	
	深夜	えばい	カル۱	671,175	719,732	795,430	732,838	554,078	
	そ	の	他	120,075	121,829	129,127	112,300	77,778	

ウ 少年相談の受理状況

少年非行の防止等に関する少年及び保護者等からの相談(少年相談)の 平成21年の受理件数は7万1,415件と、前年より3,859件(5.1%)減少した。

【少年相談受理件数】

					12年	13年	14年	15年	16年
総				数	107,330	94,013	87,678	89,886	92,827
	少	年	自	身	20,617	16,959	16,776	20,791	23,201
	保	護	者	等	86,713	77,054	70,902	69,095	69,626
					17年	18年	19年	20年	21年
総				数	90,283	86,926	78,789	75,274	71,415
	少	年	自	身	21,443	19,245	17,965	18,099	16,565
				等					

エ 関係機関、ボランティア等と連携した非行少年等に対する立ち直り支援

(ア) 学校との連携

学校・警察連絡制度は、平成21年3月末現在、全都道府県で運用されている。

また、学校警察連絡協議会は、同月末現在、全都道府県で運用され、

警察署の管轄区域や市町村の区域を単位に約2,500設置されている。

(事例)

平成16年4月、警察本部長と県教育長との間で協定を締結し、同年6月から「香川県学校・警察相互連絡制度」の本格的な運用を開始した。同年中は、問題を有する児童生徒に関して約400件の情報を相互に連絡し、教員から「警察からの連絡を生徒指導にいかせる」などの声が寄せられている。(香川県)

平成21年1月、警察本部長と県教育長との間で協定を締結し、同年4月から「長崎県における学校・警察の相互連絡制度」の本格的な運用を開始した。これにより、全都道府県において「学校・警察連絡制度」が運用されることとなった。(長崎県)

(イ) 少年サポートチームの編成状況

少年サポートチームは、平成21年12月末までに792編成されている。 (事例)

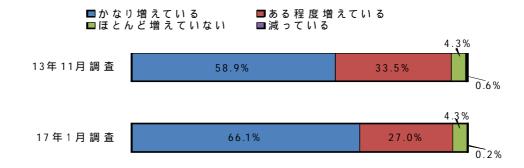
平成16年3月、教員に対する暴言や暴力行為等の問題行動を繰り返し、教員の指導に従わない中学生の立ち直りを図るため、警察、中学校、教育委員会の職員等で少年サポートチームを編成し、警察による継続補導、中学校による少年や保護者への指導等を行った。その結果、中学生の問題行動は見られなくなった。(北海道)

中学生約30名からなる非行グループは、校内規律を守ることなく、 授業妨害、校内喫煙、対教師暴力、窃盗、器物損壊等を日常的に繰り 返していた。結果、学校の秩序や運営が崩壊状態となっていたことか ら、平成20年12月、教育委員会、学校、少年サポートセンター、子ど も家庭センター等で少年サポートチームを編成し、個別指導・学校訪 問・家庭訪問・居場所づくり活動等を実施したところ、問題行動がみ られなくなり、学校も落ち着きを取り戻した。(大阪府)

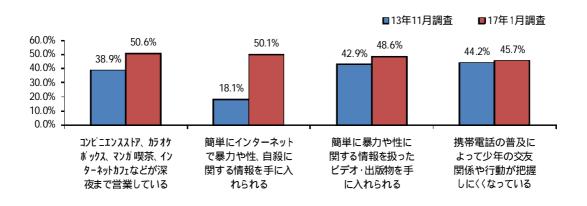
オ 「少年非行等に関する世論調査」の結果

平成13年11月及び17年1月、内閣府が「少年非行等に関する世論調査」を行ったが、その主な結果は次のとおりである。これらの結果は、少年犯罪に係る国民の体感治安が悪化するとともに、少年に悪影響を与える社会環境に関する問題意識が高まっていること等を示している。

(ア) 少年による重大な事件が以前に比べて増えていると思いますか。



(イ) 少年非行について、どのような社会環境が問題だと思いますか。(複数回答、上位4項目)



(ウ) 少年非行の防止や非行に走った少年の立ち直りのため、今後、行政に 力を入れてほしい対策は何ですか。(複数回答、上位5項目)

少年に悪影響を与えるような環境を改善する	46.8%
家庭・学校・地域住民が一体となって居場所づくりに取組む体制	39.6%
づくりに力を入れる	
警察や学校、児童相談所などの関係機関が連携し、非行少年に対	38.3%
し継続的に指導・助言等を行う	
就労支援や学業支援など、これ以上非行が深刻しないための活動	37.3%
を行う	
家庭・学校・地域住民が連携して少年を育み、少年非行防止や非	35.4%
行少年の立ち直り支援の重要性について、広く国民に広報する	

4 評価の結果

(1) 効果

- ア 児童虐待防止を目的とする関係機関のネットワークへの警察の参加が進んでいるほか、警察と児童相談所との連絡協議会も定期的に開催されている。また、児童虐待事案の早期発見と被害児童の早期保護を図るため、警察と医療機関との間で、児童虐待事案の通報や捜査協力等に関する覚書が締結されており、関係機関と連携した取組みが進展している。
- イ 出会い系サイトに関係した事件の被害者数は、平成18年から4年連続で減少しており、出会い系サイトに係る犯罪被害の防止等に一定の効果が認められる。
- ウ 平成11年から15年まで増加してきた刑法犯少年の検挙人員は、16年に減少に転じ、21年まで6年連続で減少するなど、少年犯罪対策の強化の取組みに一定の効果が認められる。
- エ 不良行為少年の補導人員は、ここ数年100万人を超えており、重大な非行の前兆となり得る不良行為の早期発見に努める街頭補導活動の強化の取組みに一定の効果が認められる。
- オ 児童ポルノ対策については、平成21年6月に策定した「児童ポルノの根 絶に向けた重点プログラム」に基づき、総合的な対策を推進しているとこ ろ、21年における児童ポルノ送致件数、送致人員、被害児童数が統計を取 リ始めた12年以降最多となるなど、対策に一定の効果が認められる。

(2) 今後の施策展開の方向性

- ア 平成21年中の児童虐待の検挙件数が過去最高を記録し、また、児童虐待に関する少年相談はここ数年2,000件を超えており、児童虐待が深刻な状況にある。このため、引き続き、各種警察活動を通じた児童虐待の早期発見・被害児童の早期保護、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応、児童相談所等への確実な通告及び児童相談所長等からの援助要請への適切な対応に努める必要がある。また、関係機関と連携し、被害児童の継続的支援に努めるとともに、刑罰法令に触れる事案の厳正な捜査に努める必要がある。
- イ 出会い系サイトに係る犯罪被害を防止するため、今後も引き続き、フィルタリングの普及促進と適切な利用のための啓発活動等を推進する。
 - また、出会い系サイト以外のサイトで、児童被害が相当程度発生しているサイト事業者に対し、自主規制を講じるように指導を行う。
- ウ 「児童ポルノの根絶に向けた重点プログラム」に基づいて総合的な児童 ポルノ対策を推進するとともに、「児童ポルノ排除対策ワーキングチーム」 における検討結果を踏まえ、政府が一体となった児童ポルノ排除対策に貢

献する。

エ 平成16年より刑法犯少年の検挙人員は減少しているが、17年1月に実施された世論調査の結果を見ると、少年犯罪に係る国民の体感治安は悪化していることがうかがわれることなどから、少年警察ボランティア等と連携した街頭活動や少年の規範意識の向上のための情報発信の強化等、少年犯罪対策を一層推進する必要がある。

また、同世論調査の結果を見ると、少年に悪影響を与えるような環境の 改善、家庭・学校・地域住民が一体となった居場所づくり等が求められて いることから、引き続き、少年サポートチームの普及促進等、関係機関等 と連携した少年の立ち直り支援のための取組みを一層推進する必要があ る。

行政課題 警察改革の推進

【評価の対象とした政策】

- 第2 「国民のための警察」の確立
 - 2 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化
 - (6) 民事介入暴力対策の強化

(政策所管課:暴力団対策課)

1 政策の内容

暴力団等が組織の威力を背景に、一般市民生活等に介入して違法・不当な利益の獲得を図る民事介入暴力が国民に身近な不安として存在していることから、これを解消するために、関係機関・団体との連携を強化しつつ、暴力団関係相談への適切な対応及び援助の措置の推進を図ることにより、民事介入暴力対策を強化し、暴力団等による違法・不当な行為から一般市民を守る。

2 実施事項

- (1) 都道府県警察及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)の規定に基づき都道府県公安委員会が指定する都道府県暴力追放運動推進センター(以下「都道府県センター」という。)において、暴力団関係相談への適切な対応及び援助の措置を行った。
 - 注:暴力団関係相談とは、暴力団員による不当な行為に関する相談、暴力団からの離脱に関する相談、 暴力団事務所に関する相談のほか、暴力団員等の行為又は暴力団等の存在若しくは活動に起因す る被害、不安、困難に係る相談等、助言、援助、情報の提供等を求める一切の相談をいう。
- (2) 平成20年4月、暴力団対策法の一部を改正し、民事介入暴力を含む暴力団員による不当な行為を効果的に防止し、市民生活の安全と平穏を保つため、暴力排除活動の促進に関する国及び地方公共団体の一般的な責務規定を整備した。
- (3) 平成19年6月、第3回犯罪対策閣僚会議幹事会において、企業が反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応についてまとめた「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(以下「企業指針」という。)を申し合わせ、民事介入暴力対策に必要な暴力団等反社会的勢力との関係遮断の徹底を図るなどして、関係省庁・団体と連携し、各種取引等からの暴力団排除を推進した。
- (4) 警察庁において、日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会及び全国暴力 追放運動推進センター(以下「全国センター」という。)との連携を図ると ともに、都道府県警察に対して、「単位弁護士会民事介入暴力対策委員会と

の連携強化について」(平成12年9月14日付け警察庁丁暴一発第57号)により、単位弁護士会及び都道府県センターの三者間の情報交換の場として「民暴研究会」を設置し、緊密な連携の下、具体的な民事介入暴力事案に対する民事訴訟支援に取り組むよう指示した。

- (5) 平成20年10月、都道府県警察に対して、「都道府県暴力追放運動推進センターに対する広報資料等の提供について」(平成20年10月16日付け警察庁丁暴発第150号ほか)により、都道府県警察が暴力団員による犯罪の検挙等に係る広報資料等を都道府県センターに提供することを指示し、都道府県センターの情報の集約を支援することで、その相談機能の高度化を図った。
- (6) 毎年、民事介入暴力に対する基本的な考え方を修得し実務に活用することを目的とした研修(平成18年までは、「民事介入暴力対策専科」、19年からは、「暴力団排除対策専科」)を実施した。
- (7) 毎年4月に警察庁と全国センターが協力して民事介入暴力に関するパンフレット「民暴相談のしおり」を作成するなど、民事介入暴力対策に関する広報啓発活動を推進した。
- (8) 警察庁において企業対象暴力対策等をまとめた「民事介入暴力対策啓発ビデオ」を作成し、都道府県警察に交付した。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 暴力団関係相談への適切な対応及び援助の措置の推進状況

ア 暴力団関係相談の受理状況

都道府県警察及び都道府県暴力追放運動推進センター(以下「センター」という。)における暴力団関係相談の受理件数は、平成16年から19年までは減少傾向にあったものの、20年以降増加している。特に、センターの受理件数は、12年以降増加傾向にあり、21年には過去最高の受理件数を示した。

【暴力団関係相談の受理件数の推移】

区分	Ħ /	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
相	談受理件数	40,417	36,669	39,659	40,012	38,516	35, 156	36,172	33,944	34,616	35, 127
	うち警察受理	27 ,473	23,097	24,025	23,202	21 ,217	18,461	18,191	15,893	16,371	16, 186
	うち都道府県センター受理	12,944	13,572	15,634	16,810	17,299	16,695	17,981	18,051	18,245	18,941

イ 暴力的要求行為に対する行政命令の発出状況

暴力的要求行為に対する行政命令の発出件数は、平成16年までは増加傾

向にあり、17年以降は、減少している。21年は、12年と比べて、中止命令は90件増加、再発防止命令は20件減少である。

【暴力的要求行為に対する行政命令の発出件数の推移】

_						* * * * *					
区:	分	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
	中止命令	1,352	1,382	1,495	1,553	1,763	1,719	1,618	1,604	1,566	1,442
再	発防止命令	75	62	96	81	103	89	88	74	68	55

(参考指標【暴力団構成員及び準構成員の恐喝の検挙人員・件数の推移】)

区分	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
検挙人員	3,290	3,070	2,954	3,092	2,808	2,619	2,523	2,175	2,013	1,800
検挙件数	2,265	2,209	2,221	2,313	1,999	1,921	1,968	1,688	1,578	1,403

ウ 援助の措置の実施状況

都道府県公安委員会は、暴力的要求行為等の相手方や暴力団による犯罪の被害者に対して、本人からの申出に基づき、暴力団から受けた被害の回復等のための助言や交渉場所の提供等の援助を推進している。援助の措置の件数は、平成14年から18年までは減少傾向にあり、19年以降は横ばいになっている。21年中の援助の措置の実施件数は165件で、12年と比べるとほぼ同数である。

【援助の措置の実施件数の推移】

区分	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
援助の措置の実施件数	166	162	517	468	340	209	167	171	165	165
暴力団対策法に基づく援助	127	88	130	81	53	53	32	49	56	44
暴力団対策法に基づかない援助	39	74	387	387	287	156	135	122	109	121

(2) 弁護士会及び暴力追放運動推進センターとの連携状況

平成14年2月までに、すべての都道府県において「民暴研究会」(民事介入暴力対策に関する研究会)が設立され、暴力団の被害の予防に向けた活動が強力に展開されている。また、警察、弁護士会、センターの三者の枠組みにより、21年末までに38都道府県で具体的な民事介入暴力事案を通じて暴力団からの被害の救済を行う「三者協定」を締結した。

また、警察は、「三者協定」を活用するなどした民事訴訟支援を行っており、その件数は、近年100件前後で推移しており、21年中の件数は113件で、12年と比べ19件増加している。

【民事訴訟支援件数の推移】

区分	_	_	年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
民支	事 援	訴 件	訟数	94	152	145	136	81	134	94	96	85	113

注:民事介入暴力事案以外の民事訴訟支援を含む。

(事例)

平成7年8月に発生した対立抗争事件において警察官が誤射され、殺害された事件につき、遺族が五代目山口組組長の使用者責任を問う民事訴訟を提起したことに伴い、徹底した身辺警護、自宅警戒及び約60人に及ぶ弁護団の保護を行うなどして安全を確保するとともに、関係都道府県警察が一体となって、訴訟支援を推進した。最高裁判所は、16年11月、五代目山口組組長に使用者責任を認める判決を下した。(京都府)

稲川会の総本部事務所移転に係る情報に基づき、警視庁はセンター及び弁護士会民暴委員会と連携し、移転予定地の地域住民による暴力団追放運動の支援及び地域住民を原告とした暴力団事務所使用差止請求に係る民事訴訟の支援を実施した結果、平成21年4月、「事務所として使用しない」旨の和解に持ち込み、本部事務所移転開設を断念させた。(警視庁)

道仁会の本部関連施設移転に係る情報に基づき、センター、民暴委員会等と連携して、移転予定地の地域住民による施設進出阻止活動を支援した結果、平成21年6月、地元自治体が進出予定の土地建物を買い取ることにより進出を阻止した。(佐賀県)

(3) 民事介入暴力対策の広報啓発活動の推進状況

ア 不当要求防止責任者講習の実施状況

都道府県公安委員会及び都道府県公安委員会から委託を受けた都道府県 センターでは、暴力団員による不当要求の被害を防止するため、各事業所 において選任される不当要求防止責任者に対し、講習を実施している。同 講習の受講者数は、平成4年の暴力団対策法施行以降、年々増加している。

【不当要求防止責任者講習の実施状況等の推移】

区分 年次	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
不当 要求 防止責 任者数	256,817	272,983	294,282	319,214	346,978	386,901	408,055	432,903	487,707	512,437
講習実施回数	1,616	1,578	1,734	1,619	1,443	1,736	1,768	1,878	1,810	1,805
講習受講者数	54,290	56,078	64,156	67,340	81,665	68,035	69,758	79,523	84,178	76,873

注:「不当要求防止責任者数」の数値は、各年度4月1日時点のものであり、「講習実施回数」、「講習受講者数」は、各年度内の数値である。

イ 民事介入暴力対策の効果的な広報啓発活動

不当要求防止責任者講習等において、暴力団による不当要求への対応要領や企業指針の普及について分かりやすく理解してもらうために、警察庁が民事介入暴力対策啓発ビデオを作成し、都道府県警察に配布した。

(事例)

暴力団との関係を断ち切れずにいた地方銀行において、暴力団との関係の遮断を推進するために、新頭取の下に新たに設置されたプロジェクトチームの暴力団との戦いをドラマ仕立てで示した民事介入暴力対策啓発ビデオ「シャットアウト 企業対象暴力」を19年度予算で作成した。

(4) 各種取引等からの暴力団排除のための施策の推進状況

ア 各種業等からの暴力団排除の推進状況

各種業等から暴力団や暴力団関係企業等を排除するため、各種業法等の 法令の制定・改正において、いわゆる暴力団排除条項の整備を図っている。 平成12年以降、25の法令において、暴力団排除条項を整備した。

また、警察は、関係省庁・団体と連携し、各種業法等において整備された暴力団排除条項を活用し、暴力団排除を推進している。

これらにより、21年には、公共工事から375件、建設業から22件、産業 廃棄物処理業から38件排除するなど、暴力団排除を推進した。

(暴力団排除条項の整備事例)

貸金業が、金銭債権の取立てにおける暴力団の威力の悪用等により、 暴力団の大きな資金源となっていたところ、暴力団を貸金業から排除す るため、平成15年、貸金業法を改正し、貸金業の登録拒否要件に暴力団 排除条項を整備した。

(各種業等からの排除事例)

新たに産業廃棄物処分場を買収した産業廃棄物収集運搬業者が多額の 資金を山口組弘道会傘下組織に提供していることや、自社及び子会社等 の役員に同組傘下組織幹部等が就任していることが判明したため、同事 実を県に通報した結果、平成21年12月、県は同社が暴力団に事業活動を 支配されているとして産業廃棄物収集運搬業許可を取り消すとともに、 子会社の産業廃棄物処分業許可等も取り消した。(愛知)

【各種業等からの暴力団関係企業等の排除件数の推移】

区分	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
公共工事	-	-	-	-	-	-	-	79	109	375
建設業	62	60	69	119	87	80	101	48	42	22
産 廃 業	18	74	59	25	21	22	21	22	13	38
貸金業	-	-	-	1	244	41	19	10	5	6
警備業	-	-	-	3	2	5	3	3	7	3
風俗業	-	_	-	-	-	-	11	6	0	4

イ 経済取引や公共工事等における暴力団排除の推進

暴力団が経済取引や公共工事等に介入し、資金源としている実態を踏まえ、警察庁は、関係省庁等と連携し、証券取引、銀行取引等の経済取引や中央省庁、地方公共団体等が発注する公共工事等や公共工事以外の各種契約等から暴力団を排除するための仕組みを構築している。

(事例)

都道府県警察、各地銀行協会、各地銀行協会加盟の会員銀行、財務局等は、相互の連携を強化するために、平成21年6月までに、全国47都道府県で銀行警察連絡協議会を設立した。また、全国銀行協会においては、警察庁等との検討を経て、20年11月に融資取引から、21年9月に普通預金取引、当座勘定取引及び貸金庫取引からの反社会的勢力を排除するため、これに資する暴力団排除条項や反社会的勢力に該当しないこととを表明・確約させる口座開設申込書の参考例を会員銀行及び各地銀行協会に対しそれぞれ通知した。

4 評価の結果

(1) 効果

- ア 暴力団関係相談の受理件数は、一時期減少傾向にあったものの、平成20年以降増加しており、特に都道府県センターにおける暴力団関係相談の受理件数が過去最高に達していることから、都道府県センターが広く国民に周知され、活用されていることが認められる。
- イ みかじめ料や用心棒料の要求等、暴力団員の暴力的要求行為に係る暴力 団対策法に基づく行政命令の発出件数及び援助の措置の実施件数は、近年 減少傾向及び横ばいになっているものの、恐喝の検挙人員・件数の減少に みられるように、暴力団がその威力を利用した資金獲得活動を控えている 実態が認められることから、暴力団の暴力的要求行為による民事介入暴力 が減少していることも考えられる。
- ウ 民事訴訟支援件数は、近年100件前後で推移しており、また、近年、指 定暴力団本部事務所に対する事務所撤去訴訟や指定暴力団の代表者等に対 する損害賠償請求訴訟の提起がなされるなど、一定の成果が認められる。
- エ 平成4年の暴力団対策法施行以降、不当要求防止責任者に対する講習の 受講者数は、増加傾向にあり、暴力団からの被害の防止に取り組む意識が 国民に浸透していると考えられる。また、民事介入暴力対策啓発ビデオを 作成することにより、効果的な広報啓発活動を行っていると認められる。
- オ 各種取引等からの暴力団排除については、各種業法等の法令における暴力団排除条項の整備や関係省庁・団体と連携した暴力団排除の仕組みの構

築を行うなど、効果的に暴力団排除を推進していると認められる。

(2) 今後の施策展開の方向性

一般市民生活等に介入する暴力団による不当な行為を防止するために、引き続き、暴力団相談に対する適切な対応や暴力団対策法に基づく効果的な行政命令の発出、民事訴訟支援の強化を行うとともに、各種取引等における暴力団排除条項の拡充等により暴力団排除を徹底することとする。

行政課題 警察改革の推進

【評価の対象とした政策】

第2 「国民のための警察」の確立

- 3 被害者支援の推進
- (1) 犯罪被害給付制度の拡充

(政策所管課:給与厚生課)

1 政策の内容

犯罪被害者支援法及び関係法令の改正により内容が拡充された犯罪被害給付制度を適切に運用することにより、被害者の経済的被害等の軽減を図る。

2 実施事項

- (1) ポスターやパンフレットを作成するとともに、平成14年以降、毎年10月に 犯罪被害者支援について重点的に広報し、国民に対する犯罪被害給付制度の 周知を図った。
- (2) 平成15年から20年までの間に警察庁において都道府県警察の犯罪被害給付事務の新任担当者を対象とした研修を、14年から20年までの間に隔年で警察大学校において都道府県警察の犯罪被害給付事務担当者を対象とした研修を、14年から21年までの間に警察庁及び各管区警察局において各管区内の都道府県警察の犯罪被害給付事務担当者を対象とした研修を、それぞれ実施し、犯罪被害給付事務の迅速かつ的確な実施を図った。
- (3) 平成16年3月、都道府県警察における犯罪被害者等給付金の申請及び裁 (決)定の状況を警察庁において一元的に把握するため、犯罪被害者等給付 事務処理システムを構築した。
- (4) 平成18年3月、重傷病給付金の支給要件の緩和及び重傷病給付金の支給対象期間の延長を内容とした「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令」(平成18年政令第99号)が公布され、同年4月から施行された。
- (5) 平成20年4月、休業損害を考慮した重傷病給付金等の額の加算、民間団体の自主的な活動を促進するための措置等を内容とした「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」(平成20年法律第15号)が公布され、同年7月から施行された。同年5月、本改正に基づき、重度後遺障害者に対する障害給付金の引上げ及び生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金の引上げを内容とした「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」(平成20年政令第170号)が公布され、同年7月から施行された。

- (6) 都道府県警察に対し、犯罪被害者等給付金の裁定を事実関係を精査した上で速やかに行うために、警察庁職員を派遣した現地指導等を毎年実施するとともに、事案の内容に応じて仮給付金の支給決定を適切に行うよう随時指導を行った。
- (7) 都道府県警察に対し、犯罪被害者等給付金の支給裁定は被害者の帰責事由 の有無及び程度、他の公的救済制度の適用の有無等を考慮して支給の可否や 額が決定されるため、裁定にある程度の時間を要することが少なくないこと を申請者に説明して理解を得るよう随時指導を行った。

3 効果の把握の手法及びその結果

犯罪被害者等給付金の申請及び裁定状況

(1) 裁定に係る被害者数、裁定金額等

平成21年度において、申請に係る被害者は589人、裁定に係る被害者は566 人であり、裁定金額は1,277百万円である。

【犯罪被害者等給付金の裁定に係る被害者数、裁定金額等の推移】

区分 年度別	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
申請に係る被害者数	333	276	425	505	458	465	491	448	462	589
(申請者数)	(547)	(433)	(592)	(665)	(621)	(608)	(649)	(574)	(565)	(719)
支給裁定に係る被害者数	157	404	393	439	448	394	435	407	388	538
(裁定件数)	(263)	(656)	(511)	(587)	(597)	(520)	(583)	(546)	(510)	(656)
不支給裁定に係る被害者数	22	34	18	17	17	18	23	38	19	28
(裁定件数)	(17)	(59)	(28)	(18)	(20)	(21)	(27)	(42)	(22)	(31)
【合計】裁定に係る被害者数	179	438	411	456	465	412	458	445	407	566
(裁定件数)	(280)	(715)	(539)	(605)	(617)	(541)	(610)	(588)	(532)	(687)
裁定金額(百万円)	655	1,497	1,127	1,258	1,247	1,133	1,272	932	907	1,277

(2) 申請から裁定までの処理期間

平成21年度において、犯罪被害者等給付金の申請から裁定までの処理期間が1年以内であったものは83%である。

【犯罪被害者等給付金の申請から裁定までの処理期間の推移(%)】

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
1年以内	55	69	77	83	81	81	80	79	72	83

4 評価の結果

(1) 効果

- ア 裁定に係る被害者数、裁定金額等については、平成21年度は、警察改革 の始まった12年度と比較して、裁定に係る被害者数は243%増加し、裁定 金額は95%増加していることから、犯罪被害給付制度はおおむね適切に運 用されていると認められる。
- イ 申請に係る処理期間については、申請から1年以内に裁定が行われたものは、平成12年は55%であったが、21年には83%に達しており、おおむね

迅速な裁定が行われていると認められる。

(2) 今後の施策展開の方向性

今後も犯罪被害給付制度を適切に運用するため、引き続き、迅速かつ的確な裁定に努めることとする。

なお、申請者は、申請後極めて短期間に犯罪被害者等給付金が支給されると考えていることが多いが、被害者の帰責事由の有無及び程度、他の公的救済制度の適用の有無等を考慮して支給の可否や額が決定されることから、裁定にある程度の時間を要することが少なくないため、引き続き、こうした事情を申請者に説明して理解を得るよう努めるとともに、迅速な裁定が可能となるよう都道府県警察に対する指導、事務の合理化等を推進する。

また、犯罪被害給付制度が被害者の精神的・経済的被害の回復に大きな役割を果たしてきたことにかんがみ、本制度が被害者の一層の救済に資するよう、被害者のニーズや本制度の性格を踏まえつつ、その在り方を引き続き検討することとする。

行政課題 警察改革の推進

【評価の対象とした政策】

第2 「国民のための警察」の確立

- 3 被害者支援の推進
- (2) きめ細かな被害者支援の推進

(政策所管課:給与厚生課)

1 政策の内容

被害者の視点に立った、途切れのないきめ細かな被害者支援を推進することにより、被害者の精神的被害等の軽減を図る。

2 実施事項

- (1) 平成11年度からの試行を経て制度化された指定被害者支援要員制度については、「指定被害者支援要員制度の運用について」(平成21年3月6日付け警察庁丙給厚発第8号)を発出し、事案の内容や被害者等のニーズに即した被害者支援を推進するため、その適正かつ効果的な運用を図っている。
- (2) 平成16年以降、犯罪被害者等に対しカウンセリングを行うための警察外部 の精神科医等の委嘱に係る経費の補助を実施し、被害者の精神的被害の回復・軽減に努めている。
- (3) 平成17年から21年までの間、事情聴取等による被害者の精神的負担を軽減するため、被害者支援用車両の重点的な整備を実施した。
- (4) 平成19年6月、再被害防止要綱を改正し、警察署、本部捜査担当部門、本部被害者支援担当部門及び刑事施設等が緊密に連携して再被害防止措置を実施するとともに、必要に応じて都道府県警察間においても連携し、被害者の安全確保を図っている。
- (5) 平成20年10月、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)に基づき、「犯罪被害者等の支援に関する指針」を定め、被害者の多様なニーズに的確に対応し、途切れることのない支援を行うため、司法、行政、医療等被害者支援に関係する各分野の関係機関・団体との連携を図るとともに、民間の被害者支援団体の活動の促進を図っている。
- (6) 都道府県警察に「性犯罪被害者に対する緊急避妊等に要する公費負担による被害者支援について」(平成18年3月29日付け警察庁丁給厚発第84号ほか)を発出し、性犯罪被害者の避妊等にかかる経費の公費負担制度の整備を推進し、性犯罪被害者の精神的・経済的負担の軽減を図っている。

- (7) 平成14年から21年までの間(17年以降は隔年)、被害者支援担当者を対象として、被害者支援に関する高度な知識技能を習得させるための専門教育を実施するとともに、15年から20年までの間、新たに犯罪被害給付事務の担当となった者に研修を実施するなど、各種の研修を行っている。
- (8) 平成18年12月、被害者連絡実施要領及び「被害者の手引の作成・配布について」を改正し、被害者が再び犯罪に遭うことを予防し、その不安感を解消するため、被害者連絡を確実に実施するとともに、その際に被害者の手引を作成・配布するなど被害者に対し必要な情報を提供している。
- (9) 平成20年12月、「「被害者の手引」モデル案及び作成時の留意事項について」を改正し、「被害者の手引」に警察及び関係機関団体における新たな犯罪被害者支援施策を盛り込んだほか、都道府県警察に対し、すべての被害者等に向けた手引に加えて性犯罪被害者用、少年事件被害者用等の手引の作成を指示するなど、犯罪被害者に対する更なる情報提供に努めている。
- (10) 平成20年10月に定めた「犯罪被害者等の支援に関する指針」においては、 犯罪被害者支援に携わる者は強いストレスを受ける場合があることから、上 司等がそのメンタルヘルスに注意を払うとともに、必要な場合には適切な対 応をとることができるよう配慮することとしている。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 被害者支援要員の運用状況

平成21年における全国の指定被害者支援要員は、3万1,089人(うち女性6.036人) 指定被害者支援要員の運用件数は3万925件である。

【指定被害者支援要員の体制及び運用状況】

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
指定被害者支援要員数(人) (うち女性数)	19,513 (3,213)	20,478 (3,213)	21,377 (3,733)	22,676 (4,000)	23,753 (4,274)	24,886 (4,580)	25,179 (4,790)	26,019 (5,019)	31,089 (6,036)
指定被害者支援要員の運用数(件)	26,665	29,930	30,522	31,695	31,674	32,563	33,193	31,798	30,925

(2) 相談・カウンセリング体制の整備・運用状況

平成21年における全国のカウンセリング専門職員の配置数は267人であり、 支援被害者は1,459人、実施件数は4,410件である。多くの都道府県警察では、 臨床心理士資格を有する警察職員等が被害者等のカウンセリングに専従又は 主として当たっており、すべての都道府県警察において精神科医等の外部専 門家と連携して被害者に対応している。

【警察本部の被害者カウンセラーの体制及び活動状況】

	17	年	18	年	19	年	20	年	21	年
						実施件 数				実施件 数
カウンセリング の実施状況	1,374	3,611	1,381	3,809	1,526	4,792	1,155	3,387	1,459	4,410
被害者カウンセ ラーの配置数	22	28	20	06	20)5	22	25	26	67

(3) 捜査過程における被害者の負担の軽減状況

平成21年度末時点における全国の被害者支援用車両(国費整備分)は557 台である。

【被害者支援用車両等の整備状況(台)】

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
被害者支援用車両(台)	101	176	251	251	251	309	367	425	483	557

(4) 被害者の安全確保状況

平成21年における全国の再被害防止対象事件は358件、対象者(被害者、被害者親族等)は632人である。

【再被害防止措置の実施状況】

	19年	20年	21年
再被害防止対象 事件数(件)	353	349	358
対象者数(人)	643	603	632

(5) 民間の被害者支援団体との連携状況

平成21年における民間被害者支援団体における相談受理は1万8,649件、警察からの情報提供は540件である。民間被害者支援団体は、21年4月までにすべての都道府県において設立されており、これら47の民間被害者支援団体のうち、犯罪被害者等早期援助団体(犯罪被害等を早期に軽減するとともに犯罪被害者等が再び平穏な生活ができるよう支援するための事業を適正かつ確実に行うことができると認められるとして、都道府県公安委員会が指定している法人)の指定を受けているものは、29団体である。

【民間被害者支援団体との連携状況】

	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
民間被害者支援団体 における相談受理	10,610	13,081	13,524	15,032	15,923	16,788	18,649
犯罪被害者等早期援 助団体の指定(団体・	3	5	9	9	16	21	29
警察からの情報提供 件数(件)	36	67	159	315	283	392	540

(6) 性犯罪被害者の避妊等にかかる経費の公費負担の状況

平成21年度上半期において、すべての都道府県警察が、性犯罪被害者の初診料、感染症検査費用、緊急避妊費用及び診断書料を公費負担の対象としており、多くの都道府県警察が、被害届出意思が希薄である場合にも公費負担を認めるなどの被害者の利便性に配慮した公費負担制度を備えている。

【性犯罪被害者への公費負担制度を有する都道府県警察の数の推移】

			公費負担	旦対象範囲				制	度の利便	性
	初診	料等	咸边症給杏	緊急避妊費			カウンセリン	被害届出前		
	初診料	処置費 (治療·投薬)	費用	用	人工中絶	診断書料	グ費用	に支払済で も可	思が希薄で も可	族関係が あっても可
20年度	47	20	46	47	42	47	13	25	37	39
21年度上半期	47	22	47	47	44	47	22	30	39	40

(7) 被害者支援に係る研修の実施状況

平成21年において、被害者支援指導研修の受講者は33人、管区別犯罪被害給付事務担当者研修の受講者は99人である。

【犯罪被害者支援担当者研修の受講者数】

	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
犯罪被害給付実務研修 (人)	48	-	46	•	48	•	49	ı
新任犯罪被害給付事務 担当者研修(人)	-	22	51	52	53	54	83	-
被害者支援指導研修 (人)	20	21	20	19	ı	30	ı	33
管区別犯罪被害給付事 務担当者研修(人)	132	137	139	103	99	101	99	99

4 評価の結果

(1) 効果

- ア 被害者支援要員の体制及び運用状況については、平成13年から21年までの間に、指定被害者支援要員は全体数で約1.6倍に増加し、そのうち女性の数は約1.9倍に増加しているほか、指定被害者支援要員の運用件数は16%増加しており、被害者支援要員の体制整備・運用は着実に推進されていると認められる。加えて、被害者への情報提供の状況については、「被害者の手引」に警察及び関係機関団体における新たな犯罪被害者支援施策を盛り込むなどにより、被害者への情報提供は着実に推進されていると認められる。
- イ 相談・カウンセリングの体制及び運用状況については、平成17年から21年までの間に、カウンセラーの配置数は17%、カウンセリングの実施件数は22%、それぞれ増加しており、相談・カウンセリングの体制整備・運用は着実に推進されていると認められる。
- ウ 捜査過程における被害者の負担の軽減状況については、平成12年から21

年までの間に、国費で整備された被害者支援用車両の台数が約5.3倍に増加しており、被害者支援用車両の整備により、被害者の負担の軽減が大きく進ちょくしていると認められる。

- エ 被害者の安全確保状況については、平成19年から21年までの間に、再被害防止事件数及び対象者数はほぼ横ばいで推移しており、被害者の安全確保状況を的確に把握し、再被害防止措置を適正に推進していると認められる。
- オ 民間の被害者支援団体との連携状況については、平成15年から21年までの間に、民間被害者支援団体における相談受理件数は約1.8倍、警察からの情報提供件数は15倍、犯罪被害者等早期援助団体に指定されている団体数は約10倍に増加しており、民間の被害者支援団体との連携が大きく進ちょくしていると認められる。
- カ 性犯罪被害者の避妊等にかかる経費の公費負担の状況については、平成 20年度から21年度上半期の間に、人工中絶費用、カウンセリング費用等を 公費負担の対象とする都道府県警察が増加しているほか、被害届出前に支 払済の場合や届出意思が希薄な場合にも公費負担を可能とする都道府県警 察が増加するなど制度の利便性が向上しており、性犯罪被害者の避妊等に かかる経費の公費負担は着実に推進されていると認められる。
- キ 被害者支援に係る研修の実施状況については、新任犯罪被害給付事務担 当者研修、被害者支援指導研修等の研修機会の充実により、被害者支援担 当者がきめ細かな犯罪被害者支援を推進するために必要な知識技能を習得 する機会の充実が図られたものと認められる。

(2) 今後の施策展開の方向性

今後も、途切れのないきめ細かな犯罪被害者支援を推進するため、引き続き各種施策を適切に実施することとする。

再被害防止措置の一層の充実を図るため、都道府県警察に対し、関係所属間の連携強化等に係る指導等を行う。

民間の被害者支援団体が、被害者の支援事業をより適正かつ確実に行うことができるようにするため、人的及び財政的基盤の確立を支援する。

性犯罪被害者の避妊等にかかる経費の公費負担制度が、被害者にとってより利便性の高いものとなるよう、各都道府県警察に対し、公費負担制度の仕組みや運用の実態を踏まえ、指導等を行う。

行政課題 警察改革の推進

【評価の対象とした政策】

- 第2 「国民のための警察」の確立
 - 4 実績評価の見直し

相談、保護、被害者対策等の業務に対する適切な評価

(政策所管課:生活安全企画課、給与厚生課)

1 政策の内容

相談、保護、被害者支援等の業務について適切な評価を行うことにより、これらの業務を的確に推進する。

2 実施事項

(1) 相談業務

「犯罪等による被害の未然防止活動の徹底について(依命通達)」(平成 12年 3 月 4 日付け警察庁乙生発第 5 号ほか)及び「困りごと相談業務の強化 について」(平成12年 3 月 4 日付け警察庁丙生企発第61号ほか)により、都道府県警察に対し、警察署における困りごと相談業務に関し、対応に功績のあった職員に対する適切な賞揚等の措置を講じるよう指示した。

また、警察安全相談の推進状況に係る報告項目として、相談業務に関する 賞揚状況の報告を求めており、その結果を各県にフィードバックすることに より、引き続きの取組みを促している。

(2) 保護業務

「保護業務の適正な取扱いの徹底について」(平成20年7月10日付け警察 庁丁生企発第231号、地発第97号)により、都道府県に対して保護業務の重 要性の再認識、基本的な留意事項の徹底、指導教養の徹底等、保護業務の取 扱いの適正を期するよう指示した。

(3) 被害者支援

- ア 平成13年3月、「被害者対策に関する表彰の上申について」(平成13年3月8日付け警察庁丁給厚発第81号)により、被害者支援に関する個人及び部署に対する随時表彰を新設した。
- イ 平成13年以降、担当者の士気高揚を図るため、都道府県警察の被害者支援担当者の体験記を広く募集し、優秀な作品を賞揚するとともに、警察職員への被害者支援業務の定着を図るため、作品集を編集・配布した。

3 効果の把握の手法及びその結果

- (1) 相談業務に係る表彰状況(前掲46頁)
- (2) 保護業務に係る表彰状況

ア 表彰件数

警察庁

	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
警察庁長官賞	1	0	0	0	0	0	0	0
生活安全局長賞	0	0	2	0	1	0	0	0
管区警察局長賞	1	0	0	1	0	1	0	0

都道府県警察

		14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
部	署	1	2	0	0	1	0	3	1
個	人	149	640	447	209	254	330	438	529

イ 表彰事例(平成17年から21年まで)

管区警察局長賞

精神保健福祉行政主導による24時間体制の通報受付及び精神障害者の移送体制を確立した。(大阪府)

県警察本部長賞

手提げカバンの拾得処理中、拾得物に多量の内服薬の空包装を発見したことから、遺失者が自殺を図る可能性があると判断し、拾得現場周辺を検索した結果、河原で倒れている意識不明の女性を発見し、救助した。(高知県)

〇 県警察生活安全部長賞

河原において、目張りされている車両を発見し、車両には硫化水素を 発生させる液体の容器等が確認されたことから、乗車していた男性に職 務質問の上、自殺を図る直前に保護した。(福岡県)

(3) 被害者支援に係る表彰状況

ア 表彰件数

警察庁

	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
警察庁長官賞	2	2	2	3	3	3	3	3
長官官房長賞	4	4	4	5	6	5	6	3

平成22年3月給与厚生課作成

都道府県警察

		14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
部	署	118	125	89	78	45	54	57	84
個	人	734	581	650	589	505	445	380	463

平成22年3月給与厚生課作成

イ 表彰事例(平成21年)

警察庁長官賞

犯罪被害者支援に関する県民の理解の増進と協力の確保への取組みとして、知事部局及びNPO法人と連携の上、県内の中学校及び高校を中心に県民に対する犯罪被害者による講演を実施した。(長崎県)

県警察本部長賞

臨床心理士としての専門的な立場から、犯罪発生から間がなく精神的被害の大きい犯罪被害者等に対する危機介入カウンセリングや、犯罪被害者等の心の悩み相談に当たったほか、こうした現場での経験を踏まえ、犯罪被害者等の心理、支援に従事する警察職員の対応要領等に係る執務資料を作成した。(愛知県)

4 評価の結果

(1) 効果

功績のあった職員又は部署に対して、警察庁又は都道府県警察による適切な評価が行われ、相談、保護、被害者支援等の業務の重要性に関する職員の 意識改革が進んだ。

(2) 今後の施策展開の方向性

引き続き、業務の適切な評価を実施し、的確な賞揚を行う。

行政課題 警察改革の推進

【評価の対象とした政策】

- 第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築
 - 1 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決
 - (1) 銃器対策の強化

(政策所管課:薬物銃器対策課、保安課)

1 政策の内容

暴力団その他の犯罪組織の管理する違法銃器の取締りを強化するとともに、 関係機関と一層連携を強化するほか、国際協力を積極的に推進し、水際対策の 強化を図る。

2 実施事項

- (1) 銃器対策推進会議(平成20年度までは銃器対策推進本部)が毎年4月に策 定した「銃器対策推進計画」に従い、財務省や海上保安庁等の関係機関と連 携して、総合的な銃器対策を推進した。
- (2) 国際刑事警察機構(ICPO-Interpol)を通じるなどして、外国関係機関と積極的に情報交換を行うとともに、職員を派遣するなど、外国関係機関との連携強化に努めた。
- (3) 平成10年12月、国連総会において国際組織犯罪条約起草特別委員会が設置されて以降、同条約を補足する銃器議定書の起草作業に積極的に関与した。 13年5月、ニューヨークで開催された国連総会において、同議定書が全会一致で採択され、14年12月、日本政府として銃器議定書への署名を行った。
- (4) 平成16年4月、情報の収集、分析及び共有並びに銃器犯罪組織の壊滅に向けた戦略的捜査を推進するため、警察法等の改正により、刑事局に組織犯罪対策部を設置するとともに、薬物・銃器対策に係る事務を生活安全局から移管し、薬物銃器対策課を設置した。
- (5) 平成19年、けん銃を使用した凶悪犯罪等を抑止するため、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。)の一部を改正し、暴力団によるけん銃事犯の特性に着目した重罰化、経済的打撃を与えるための罰金刑の引上げ等の罰則の強化を行った。
- (6) 平成19年12月、犯罪対策閣僚会議の下に設置された銃器・暴力団犯罪取締 り・対策チームにおいて、水際における銃器密輸入阻止の合同訓練の積極的 な実施が決定されたことを受け、20年11月、沖縄県において、警察、海上保 安本部及び税関による銃器密輸入取締り合同訓練を実施して、関係機関との 連携強化を図った。

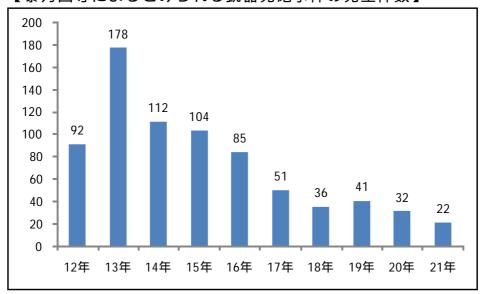
- (7) 平成20年5月、けん銃摘発のための情報を広く国民から収集するため、全国統一フリーダイヤル番号を設定し、各都道府県警察で通報を受け付け、提供された情報の内容や捜査への協力の度合いに応じて報奨金を支払う「けん銃110番報奨制度」を導入した。また、本制度に関する広報用ポスターの作成・配布、警察庁ウェブサイトへの掲載等、本制度の周知に努めた。
- (8) 平成20年度及び21年度予算において、けん銃の隠匿方法の巧妙化に対処するため、ファイバースコープや地中けん銃検索装置(金属探知器)等の装備 資機材を全国に整備した。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数

平成21年中の暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数は22件で、12年と比較して70件減少している。

【暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数】



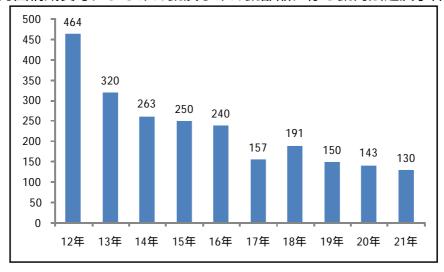
(事例)

平成21年7月、神奈川県平塚市内の七夕祭会場において、住吉会傘下組織組員と稲川会傘下組織組員がトラブルとなり、住吉会傘下組織幹部は、 事務所にいた稲川会傘下組織組員に対し、けん銃数発を撃って死亡させた。 (神奈川)

(2) 暴力団構成員等によるけん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙 人員

平成21年中の暴力団構成員等によるけん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違 反事件の検挙人員は130人で、12年と比較して334人減少している。

【暴力団構成員等によるけん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙人員】



(事例)

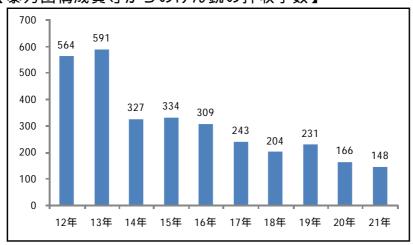
警察では、税関及び海上保安庁と連携し、平成18年1月、横浜大黒ふ頭において、フィリピンからけん銃11丁及び実包220個等を船内に隠匿して入国したフィリピン人船員(34)ら4人を銃刀法違反(加重所持)等で逮捕するとともに、その後の捜査により、同年8月までに、本件の密輸首謀者である稲川会傘下組織組長(43)ら3人を同法違反(営利目的輸入)等で逮捕した。(警視庁、神奈川)

潜在化・巧妙化する組織的な密輸・密売事犯に対処するため、けん銃所持等事件において、平成20年中には2事件、21年中には1事件、それぞれ通信傍受を実施するなどした。

(3) 暴力団構成員等からのけん銃の押収丁数

平成21年中の暴力団構成員等からのけん銃の押収丁数は148丁で、12年と 比較して416丁減少している。

【暴力団構成員等からのけん銃の押収丁数】



(事例)

平成21年6月、暴力団幹部によるけん銃及び覚せい剤の所持情報を入手し、関係先の捜索を実施したところ、けん銃2丁と実包20個を発見押収し、同幹部を銃刀法違反(加重所持)で逮捕した。さらに、同じ組織の別人の関係先を捜索したところ、けん銃3丁と実包56個を発見押収し、同人を銃刀法違反(加重所持)等で逮捕した。(警視庁)

4 評価の結果

(1) 効果

ア 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数については、平成14 以降ほぼ毎年減少しており、10年間で70件減少していることから、暴力団 等に対する取締りの強化により、銃器発砲事件を抑止する効果があったも のと認められる。

イ けん銃110番報奨制度の通報を端緒としてけん銃が押収されるなど、広報啓発活動の推進により、国民の理解と協力の確保が進展したものと認められる。

(2) 今後の施策展開の方向性

暴力団構成員等によるけん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙人員は、平成13年以降ほぼ毎年減少するとともに、暴力団構成員等からのけん銃の押収丁数が14年に前年比でおよそ半減して以来、低い水準にとどまっており、これら事犯の摘発が十分であるとは認められない。これらの原因としては、対立抗争の減少に伴い、けん銃の発砲事件が著しく減少していることに加え、暴力団等の犯罪組織がけん銃等の隠匿や密輸・密売の方法をますます潜在化・巧妙化させているためであると考えられる。

このため、暴力団等による組織的なけん銃隠匿事犯や密輸・密売事犯の摘発を更に徹底するとともに、国内外の関係機関と連携し、対策を推進していく必要がある。

また、潜在化・巧妙化する組織的な密輸・密売事犯に対処するため、通信 傍受等の高度な捜査手法を更に積極的に活用する必要がある。

行政課題 警察改革の推進

【評価の対象とした政策】

第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

- 1 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決
- (2) 薬物対策の強化

(政策所管課:薬物銃器対策課)

1 政策の内容

覚せい剤を始めとする薬物は、暴力団等の犯罪組織により組織的に密輸・密売されていることから、密輸・密売等の薬物関係事犯の取締りを強化し、犯罪組織に打撃を与える。

2 実施事項

- (1) 平成15年7月に薬物乱用対策推進本部が策定した「薬物乱用防止新五か年 戦略」及び20年8月に同本部が策定した「第三次薬物乱用防止五か年戦略」 に基づき、総合的な薬物対策を推進した。
- (2) 毎年5月、財務省、厚生労働省及び海上保安庁と連携し、薬物事犯取締活 動強化月間を実施しているほか、関係省庁間で定期的な情報交換会を開催し ている。
- (3) 国際会議等に積極的に参加して密輸情報等の収集に努めるとともに、毎年、「アジア・太平洋薬物取締会議」及び「薬物犯罪取締セミナー」を開催し、 薬物取締り等に関する情報交換を行っている。
- (4) 業として行う薬物の不法輸入等を重く処罰する「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」(平成3年法律第94号。以下「麻薬特例法」という。)の積極的活用を図った。
- (5) 薬物犯罪組織の実態解明のための地方警察官の増員、これらの視察内偵等を強化するための捜査用車両の整備等により、捜査体制を強化した。
- (6) 薬物乱用の有害性・危険性についての広報啓発のため、少年部門や民間ボランティア団体等と連携して、小学校・中学校・高等学校における「薬物乱用防止教室」を実施したり、毎年6月26日の「国際麻薬乱用撲滅デー」に合わせた街頭キャンペーンを全国で展開したりするとともに、平成17年度予算で薬物乱用防止啓発用ビデオを作成するなどした。
- (7) 平成16年4月、情報の収集、分析及び共有並びに薬物犯罪組織の壊滅に向けた戦略的捜査等を推進するため、警察法等の改正により、刑事局に組織犯罪対策部を設置するとともに、薬物・銃器対策に係る事務を生活安全局から

移管し、薬物銃器対策課を設置した。これに伴い、平成18年4月までに、全国の薬物・銃器対策部門を組織犯罪対策部門に組織改編し、暴力団対策部門、 来日外国人犯罪対策部門等と連携した取組みを推進している。

また、薬物事犯取締活動強化月間において、暴力団対策部門や来日外国人犯罪対策部門との連携はもとより、その他の部門を含めた警察組織の総合力を発揮した取締りを行うよう指示している。

(8) 平成18年9月、薬物照合業務(注)を効果的に行うため、薬物照合業務プログラムの運用を開始し、科学的捜査手法を推進している。

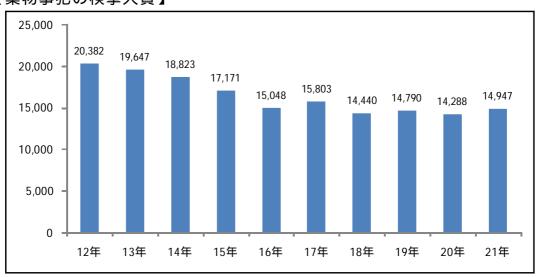
注:「薬物照合業務」とは、押収した覚せい剤に含まれている微量な不純物の成分を分析して、その結果を比較・照合することである。覚せい剤のどのような不純物がどれだけ含まれているかは、その密造方法等によって異なることから、薬物照合業務によって、別々の日時・場所で押収された覚せい剤の類似性を明らかにし、密輸・密売ルートに関する捜査を効率的に推進することができる。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 薬物事犯の検挙人員

平成21年中の薬物事犯の検挙人員は1万4,947人で、12年と比較して5,435 人減少している。

【薬物事犯の検挙人員】



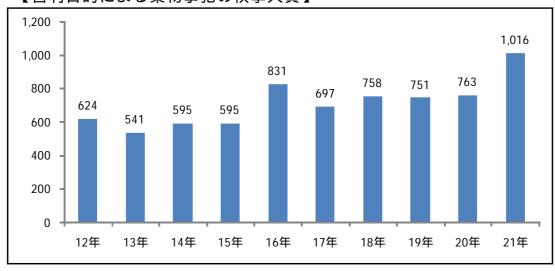
(事例)

平成21年8月、港区内の自宅に覚せい剤を隠し持っていた女優(38)を覚せい剤取締法違反(所持)で逮捕するとともに、直近の覚せい剤使用事実についても立件した。(警視庁)

(2) 営利目的による薬物事犯の検挙人員

平成21年中の営利目的による薬物事犯の検挙人員は1,016人で、12年と比較して392人増加している。

【営利目的による薬物事犯の検挙人員】



(事例)

税関及び海上保安庁と連携し、平成21年2月、海上に停泊した中国船籍の漁船から、小型ボートを用いて、旅行カバンに隠匿した覚せい剤約120キログラムを陸揚げした中国人船長の男(47)ら9人を覚せい剤取締法違反(営利目的所持等)で逮捕した。さらに9月までに、共犯被疑者として稲川会傘下組織幹部の男(30)ほか3名を覚せい剤取締法違反(営利目的輸入)で逮捕するとともに、関係場所から覚せい剤約2.4キログラムを押収した。(高知、大阪、警視庁)

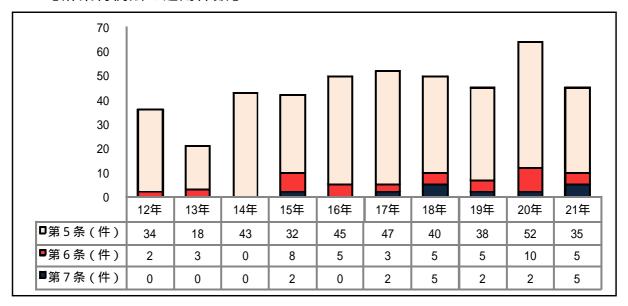
県警察本部の来日外国人犯罪対策部門と薬物銃器対策部門が連携し、平成19年11月、日系ブラジル人の男(37)を覚せい剤取締法違反(譲渡)で逮捕した際に、同人は自らが薬物密売組織の一員であることを供述したことから、内偵捜査を実施した。その結果、20年6月、密売組織の中心メンバーであるフィリピン人の女(40)ら4人を逮捕した。(茨城)

巧妙化する薬物犯罪組織による密輸・密売に対処するため、通信傍受等の有効な捜査手法の活用を推進する必要があるところ、薬物事件において、平成12年から21年までの10年間に通信傍受42件、コントロールド・デリバリー403件を実施するなどしている。

(3) 麻薬特例法の適用件数及び起訴前の没収保全命令による没収保全額 平成21年中の麻薬特例法の適用件数は、第5条(業として行う不法輸入等) が35件、第6条(薬物犯罪収益等隠匿)が5件、第7条(薬物犯罪収益等収 受)が5件で、12年と比べて1件、3件、5件それぞれ増加した。

21年中の起訴前の没収保全命令による没収保全額は2,921万5,674円で、12年と比べて1,166万185円増加した。

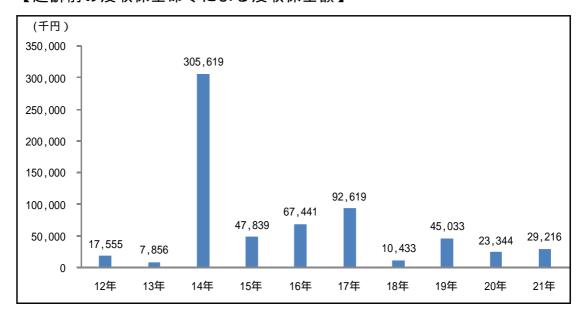
【麻薬特例法の適用件数】



(事例)

平成21年7月に鹿児島県内山中のビニールハウスにおいて大量の大麻草を栽培していた事件で逮捕、起訴されていた山口組傘下組織幹部(34)ら3人について、捜査を推進した結果、同年10月、麻薬特例法違反(業としての栽培・譲渡)に訴因変更された。(鹿児島)

【起訴前の没収保全命令による没収保全額】



4 評価の結果

(1) 効果

- ア 薬物事犯の検挙人員については、平成13年から16年まで減少し、それ以降はほぼ横ばいとなっている。これは、薬物乱用防止教室等の広報啓発活動の効果であると考えられる。
- イ 営利目的による薬物事犯の検挙人員については、ほぼ増加傾向にあり、 通信傍受等の高度な捜査手法の活用等により突き上げ捜査を徹底した結果、密輸・密売組織の検挙の推進に効果があったと認められる。
- ウ 各都道府県警察では、税関や海上保安庁等の関係機関との定期的な密輸事犯対策会議、情報交換等を通じて協力体制を構築するとともに、関係機関と連携して密輸事犯を検挙するなど、水際対策を担う関係機関と連携した取組みが進んだものと認められる。
- エ 麻薬特例法の適用件数及び起訴前の没収保全命令による没収保全額については、12年に比べて増加しており、犯罪収益のはく奪により犯罪組織に相当の打撃を与えることができたものと認められる。

(2) 今後の施策展開の方向性

薬物事犯の検挙人員については、減少傾向に歯止めがかかってきたものの、 末端乱用者の検挙は、薬物の需要を遮断するための重要な方策であることか ら、末端乱用者の検挙の多くを占める地域部門等の街頭活動を担う部門と連 携して、末端乱用者の検挙を徹底する必要がある。

また、組織的な密輸・密売事犯に対しては、引き続き、国内外の関係機関と連携して対策を推進していくとともに、通信傍受やコントロールド・デリバリー等の高度な捜査手法を活用し、麻薬特例法を適用して犯罪収益をはく奪することによって、犯罪組織の弱体化を図る必要がある。

さらに、近年、青少年を中心として大麻事犯の検挙者数が増加傾向にあるとともに、著名な芸能人等の薬物事犯の影響等により、国民が薬物に対する好奇心や誤った認識を持つことが懸念されることから、社会に薬物を拒絶する規範意識が堅持されるよう、薬物乱用の撲滅に向けた各種広報啓発活動を一層推進する必要がある。

行政課題 警察改革の推進

【評価の対象とした政策】

- 第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築
 - 1 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決
 - (3) 密入国対策の強化

(政策所管課:外事課、国際課)

1 政策の内容

入国管理局等関係機関と緊密に連携し、また、密航形態の把握等を通じて、 各種水際対策を推進することにより、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政 令第319号。以下「入管法」という。)違反事件・集団密航事件を迅速・的確 に検挙し、国民の警察に対する信頼の回復を図る。

2 実施事項

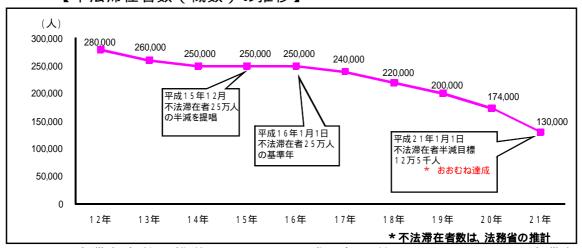
- (1) 不法滞在者対策の実施
 - ア 平成13年4月、「悪質な不法滞在者に対する取締りの強化について」(平成13年4月27日付け警察庁丙外発第35号ほか)により、都道府県警察に対し、悪質な不法滞在者の取締り強化を指示した。
 - イ 毎年6月を来日外国人犯罪対策に関する活動強化月間とし、不法滞在・ 不法就労防止対策を推進している。
 - ウ 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」(平成15年12月犯罪対策閣僚会議策定)において、不法滞在者の摘発強化と退去強制の効率化のため、入管法第65条の活用拡大が盛り込まれ、15年以降、同条に基づく入国警備官への被疑者の引渡し制度の活用拡大を行った(17年9月1日までにすべての都道府県警察で活用拡大を開始)。
 - エ 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」で定められた、不法滞在者を5年間で半減させる目標の達成に向けて、平成18年9月及び20年7月、「不法滞在者にかかる出入国管理及び難民認定法違反事件の取締り強化について」(平成18年9月13日付け警察庁丁外発第151号、平成20年7月11日付け警察庁丁外発第95号)により、都道府県警察に対し、不法滞在者に対する取締りの一層の強化を指示した。
- (2) 関係機関との連携状況
 - ア 平成4年に設置され、毎年3月に開催されている「不法就労外国人対策 等関係局長連絡会議」(警察庁、法務省及び厚生労働省の担当局長で構成) において、緊密な情報交換、合同摘発の強化等の不法就労外国人対策等に 係る具体的な施策について協議している。

- イ 平成13年5月、海上保安庁等の関係機関と連携し、集団密航の主たる出 発国である中国に対して密航防止対策の強化等について申入れを行った結 果、14年4月以降、中国側が密航請負組織の取締りを強化した。
- ウ 昭和46年に設置され、毎年1回開催されている「入管法違反事犯の防止 及び摘発対策協議会」(警察庁、法務省、海上保安庁、外務省等で構成) において、関係機関相互の連携強化や積極的な摘発の推進等の入管法違反 事犯の効果的な防止策について協議している。

3 効果の把握の手法及びその結果

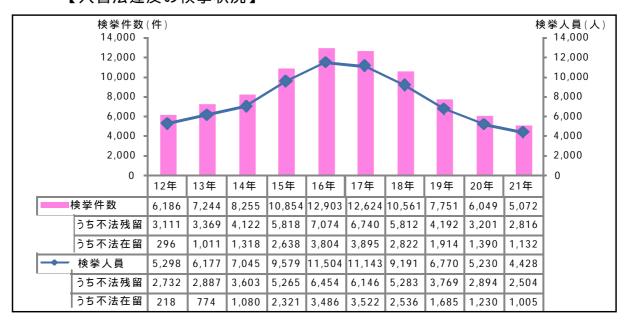
(1) 入管法違反事件の検挙状況

【不法滞在者数(概数)の推移】



不法滞在者数の推移を見ると、平成12年に約28万人であった不法滞在者数が21年には約13万人まで減少している(法務省の推計)。

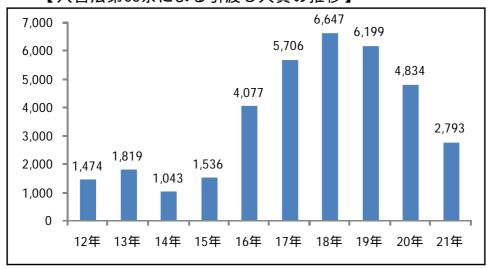
【入管法違反の検挙状況】



入管法違反の検挙数は、12年から16年までの間、増加し続けていたが、不 法滞在者の減少に伴い、16年をピークに、検挙件数、検挙人員ともに減少傾 向で推移している。12年から21年までの10年間における入管法違反の検挙件 数は8万7,499件、検挙人員は7万6,365人であった。

12年から21年までの10年間に検挙された入管法違反を罪種別で見ると、不 法残留及び不法在留が、検挙件数の76%、検挙人員の78%を占めている(不 法在留罪は、11年の入管法改正(12年2月18日施行)で新設)。

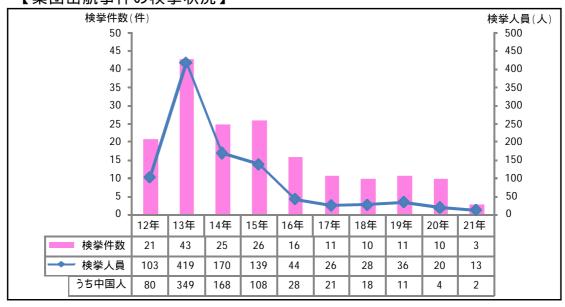
【入管法第65条による引渡し人員の推移】



入管法第65条に基づき入国警備官に引き渡した人員は、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」において同条の活用拡大が盛り込まれて以降、大幅に増加したが、不法滞在者の減少に伴い、18年をピークに、減少傾向で推移している。12年から21年までの10年間に、同条に基づき入国警備官に引き渡した人員は、3万6,128人であった。

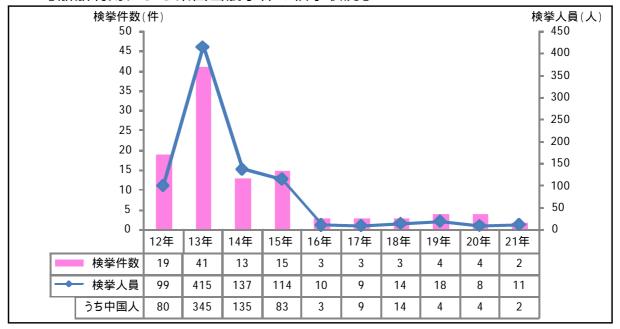
(2) 集団密航事件の検挙状況

【集団密航事件の検挙状況】

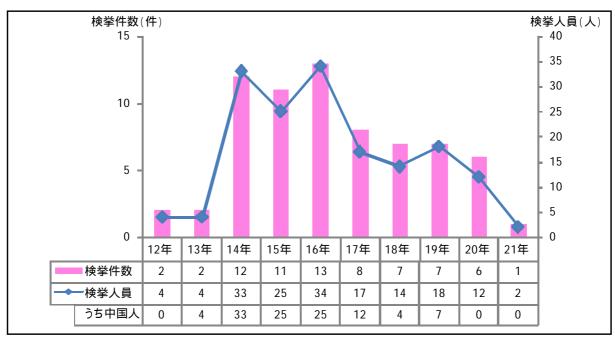


集団密航事件の検挙状況を見ると、近年、検挙人員の大部分を占めていた中国人の検挙人員の減少に伴い、検挙件数、検挙人員ともに減少傾向で推移している。平成12年から21年までの10年間における検挙件数は176件、検挙人員は998人であった。

【船舶利用による集団密航事件の検挙状況】



【航空機利用による集団密航事件の検挙状況】



(3) 関係機関との連携事例

在日蛇頭による日本語学校不正経営及び中国人大量不正入国事件

日本語学校を経営する会社役員が、偽造文書を行使し、就学生や家族滞在の偽装、短期商用ビザの不正取得や偽装結婚等の様々な手口により、多数の中国人を不法入国させていた事件について、平成16年4月までに、東京入国管理局と協力し、同人ら10人を有印私文書偽造・同行使罪等で検挙するとともに、中国人25人を入管法違反(不法残留等)で摘発した。(埼玉県)

航空機利用による中国人集団密航事件

平成16年5月、入国管理局の職員からの通報により、旭川空港において、 台湾から到着したチャーター便に搭乗し、他人名義の旅券を所持し、観光 客になりすまして入国しようとした中国人7人を入管法違反(不法入国) で検挙した。(北海道)

首都圏における不法滞在者の集中取締り

平成16年2月、5月及び11月、東京入国管理局等と合同で、首都圏の歓楽街等における不法滞在者の集中取締りを実施し、入管法違反等で合計2,806人の外国人を摘発・検挙した。(警視庁等)

寄港地上陸制度を悪用した不正入国事件

正規在留資格を有するインド人が、不法就労目的のインド人らを入国させるため、航空機を乗り継ぐ際に本邦に上陸することができる寄港地上陸制度を悪用し、上陸審査に際し、虚偽の事実を記載させるなどの手口により、多数のインド人を不正入国させていた事件について、平成17年11月までに、東京入国管理局と協力し、同人を入管法違反(集団密航助長)で検挙するともに、インド人ら43人を入管法違反(不法残留等)で検挙した。(栃木県)

NPO法人代表による不法就労助長事件

NPO法人の日本人代表が、婚約不履行訴訟名目で多数のフィリピン人女性を入国させ、不法就労させていた事件について、平成19年2月までに、東京入国管理局と協力し、関係者ら13人を入管法違反(不法就労助長等)で検挙するとともに、本件首魁であるNPO法人の代表については、ICPOルートを通じたフィリピン捜査当局への捜査共助要請により、19年6月、同国入国管理局が同人の身柄を拘束した。(埼玉県)

外国人研修制度を悪用した集団密航助長事件

外国人研修生の受け入れ機関等を運営していた会社役員が、研修生として入国できるのは1度であるところ、過去に研修経験のあるインドネシア人を新人の研修生になりすませて入国させ、人手不足の企業に送り込み稼働させていた事件について、平成19年2月までに、広島入国管理局と協力し、同人を入管法違反(集団密航助長罪)で検挙するとともに、インドネ

シア人等73人を入管法違反(不法残留等)で検挙した。(広島県・岡山県) ロシア人らによる集団密航助長事件

密航組織が、不法就労目的のイラン人らを不法入国させるため、カンボジア船籍の貨物船を利用し集団密航させた事件について、平成20年10月までに、海上保安庁及び税関と協力し、イラン人2人及び密航者を運んだロシア人船長以下ロシア人船員5人を入管法違反(不法入国等)で検挙するとともに、本件首魁であるロシア人をICPOルートを通じたロシア捜査当局との情報交換により、本邦への入国情報を基に、本邦に入港した外国船舶内において入管法違反(集団密航助長)で検挙した。(北海道)

(4) 通訳人の確保状況

平成12年から21年までの間に、警察部内通訳人を確保するため、外国語学部が設置されている大学等における採用説明会の実施、採用試験における語学採用枠の設置、警察大学校国際警察センターにおける語学教養等を実施するとともに、警察部内通訳人の語学能力の維持向上を図るため、定期的に研修会等を実施した。

また、民間通訳人を確保するため、ウェブサイト、地方公共団体の国際交流課、外国語学部が設置されている大学等を通じた募集を行うとともに、民間通訳人の刑事手続等に係る理解を促進するため、定期的に研修会を実施した。

21年4月1日現在、通訳人の人数は1万1,806人(警察部内通訳人5,604人、 民間通訳人6,202人)であり、12年の人数と比較すると、3,023人(34.4%) 増加した。

4 評価の結果

(1) 効果

- ア 不法滞在者の取締りを積極的に推進した結果、平成16年当時約25万人(法務省推計)であった不法滞在者数が21年には約13万人(法務省推計)に減少するなど、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」で定められた不法滞在者半減目標はおおむね達成され、不法滞在者対策等の効果が現れていると考えられる。
- イ 平成15年に「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」において、入管 法第65条に基づく退去強制の活用拡大を推進することが盛り込まれたこと などを踏まえ、16年から21年までの間に、同条に基づき入国警備官に3万256 人の引き渡しが行われるなど、より一層退去強制の効率化が図られた。
- ウ 入国管理局との合同摘発等により効果的に入管法違反を摘発・検挙した ほか、中国に対し密航防止対策の強化等を申し入れたことにより、中国を

出発地とする集団密航事件が減少するなど、国内外の関係機関との連携の 成果が現れた。

エ 平成21年4月1日現在の通訳人の人数は、12年当時と比較し34.4%増加しており、通訳人に対する定期的な研修会、ホームページや大学等を通じた積極的な民間通訳人の確保の取組みに一定の効果があったものと認められる。

(2) 今後の施策展開の方向性

多様化・巧妙化する密入国事件に迅速・的確に対処するために、国内外の関係機関との情報交換をより強力に実施するなど、引き続き、関係機関との連携強化に一層努める。

行政課題 警察改革の推進

【評価の対象とした政策】

- 第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築
 - 1 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決
 - (4) マネー・ローンダリング対策の強化

(政策所管課:犯罪収益移転防止管理官、企画分析課、薬物銃器対策課)

1 政策の内容

暴力団その他の犯罪組織の弱体化・壊滅を図るためには資金源に打撃を与える対策を徹底することが必要不可欠であるところ、従来の資金獲得犯罪の検挙に加え、組織的犯罪処罰法等に定めるマネー・ローンダリング処罰規定を適用し事件検挙を推進するなどして、マネー・ローンダリング対策を強化する。

2 実施事項

- (1) 平成12年1月、都道府県警察に対し、暴力団員等が得た違法不当な収益のはく奪について、組織的犯罪処罰法によるマネー・ローンダリング事犯の検挙を推進するよう指示するとともに、「暴力団総合対策の推進」における重点施策として位置付け、積極的な適用に努めた。
- (2) 海外不正送金先となっているアジア諸国に対して、ODA事業による「アジア地域組織犯罪対策セミナー」を実施し、マネー・ローンダリング対策を中心とする組織犯罪対策の連携を図っている(平成16年10月からは警察庁予算で「東アジア地域組織犯罪対策会議」を開催)。
- (3) 平成16年10月、「組織犯罪対策要綱」を制定し、その中で、犯罪組織の資金源を遮断する事件等犯罪組織の中枢に打撃を与える取締りを推進するため、組織的犯罪処罰法の諸規定を積極的に活用するよう都道府県警察に対して指示した。
- (4) 平成19年3月、政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において決定された方針に基づき提出された「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。)が成立した。同年4月、同法の一部施行により、FIU(資金情報機関)機能が金融庁から国家公安委員会に移管された。
 - 注:FIU (Financial Intelligence Unit:資金情報機関)は、疑わしい取引に関する情報を集約・整理・分析し、捜査機関等に提供する機関として各国が設置しているものである。日本のFIUは、JAFIC (Japan Financial Intelligence Center)と通称されている。
- (5) 平成19年4月、「犯罪収益対策推進要綱」を制定し、全国警察が一体的に 効果的な犯罪収益対策を推進するため、推進体制の整備、都道府県警察にお

ける情報収集、犯罪収益対策の観点からの取締りの推進、犯罪による収益のはく奪の推進等について都道府県警察に対して指示した。

- (6) 平成19年5月、国家公安委員会が我が国のFIUとしてエグモント・グループに加盟した。
- (7) 平成20年3月の犯罪収益移転防止法の全面施行に当たり、同年2月に設置された「犯罪による収益の移転防止に関する法律の施行に関する関係省庁連絡会議」(同年11月に「FATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議」に改組。)に参加し、関係省庁と連携し同法に基づく取組みを推進した。
- (8) 平成21年12月末までに、犯罪収益移転防止法の規定に基づき、外国FIU との間で疑わしい取引に関する情報交換を行うための枠組みとして、20か国 ・地域との間でMOU(当局間文書)を締結した。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) マネー・ローンダリング事犯の検挙状況

平成21年中のマネー・ローンダリング事犯の検挙件数は236件であり、12年と比べて231件増加した。

【マネー・ローンダリング事犯の検挙件数】

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	合計
組織的犯罪処罰法に係るもの	3 (1)	12 (7)	28 (16)	56 (35)	65 (40)	107 (48)	134 (53)	177 (60)	173 (63)	226 (90)	981 (413)
法人等経営支配 (第9条)	0	0	0	0	0	0	(35) 1 (0)	0	1 (1)	0	(413) 2 (1)
犯罪収益等隠匿 (第10条)	3 (1)	10 (5)	19 (9)	45 (25)	50 (29)	65 (21)	91 (18)	137 (35)	134 (41)	172 (49)	726 (233)
犯罪収益等収受 (第11条)	0	2 (2)	9 (7)	11 (10)	15 (11)	42 (27)	42 (35)	40 (25)	38 (21)	54 (41)	253 (179)
麻薬特例法に係るもの	2 (1)	3 (0)	0	10 (4)	5 (3)	5 (4)	10 (5)	7 (5)	12 (5)	10 (4)	64 (31)
薬物犯罪収益等 隠匿(第6条)	2 (1)	3 (0)	0	8 (2)	5 (3)	3 (2)	5 (3)	5 (4)	10 (4)	5 (1)	46 (20)
薬物犯罪収益等 収受(第7条)	0	0	0	(2)	0	(2)	5 (2)	2 (1)	2 (1)	5 (3)	18 (11)
合計	5 (2)	15 (7)	28 (16)	66 (39)	70 (43)	112 (52)	144 (58)	(65)	185 (68)	236 (94)	1045 (444)

平成22年6月企画分析課、薬物銃器対策課作成

注 括弧内は暴力団構成員等によるものを示す(警察庁把握分)。

(2) 起訴前の没収保全命令の発出状況

平成21年中における起訴前の没収保全命令は62件であり、12年と比べて57件増加した。

【起訴前の没収保全命令の件数】

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	合計
組織的犯罪処罰法	3	1	5	7	7	8	9	21	44	54	159
に係るもの	(1)	(1)	(4)	(3)	(5)	(0)	(3)	(7)	(21)	(23)	(68)
麻薬特例法	2	4	7	8	5	8	3	4	7	8	56
に係るもの	(0)	(1)	(3)	(2)	(2)	(5)	(2)	(3)	(5)	(5)	(28)
合計	5	5	12	15	12	16	12	25	51	62	215
口前	(1)	(2)	(7)	(5)	(7)	(5)	(5)	(10)	(26)	(28)	(96)
平成22年 6 月企画分析課、薬物銃器対策課作成											

注:括弧内は暴力団構成員等によるものを示す(警察庁把握分)。

【起訴前の没収保全命令の金額等】

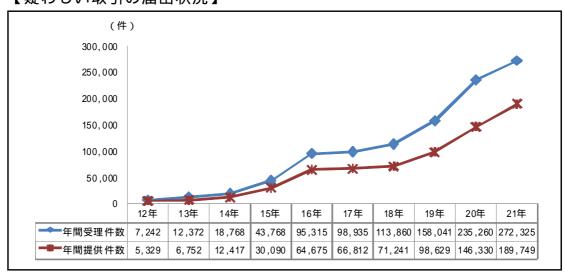
		金銭債権等総額			その他	
	組織的犯罪処罰法 に係るもの	麻薬特例法 に係るもの	合計	組織的犯罪処罰法 に係るもの	麻薬特例法 に係るもの	合計
12年	3,590,620 円	17,555,489 円	21,146,109 円	-	-	-
13年	768,500 円	7,856,074 円	8,624,574 円	-	-	-
14年	4,304,999 円	305,619,061 円	309,924,060 円	-	-	-
15年	12,809,068 円	47,839,109 円	60,648,177 円	土地6,600㎡	-	土地6,600㎡
16年	12,079,511 円	67,440,983 円	79,520,494 円	-	-	-
17年	564,953,561 円	92,619,024 円	657,572,585 円	-	-	-
18年	52,680,512 円	10,432,915 円	63,113,427 円	-	-	-
19年	268,801,546 円	45,032,829 円	313,834,375 円	-	-	-
20年	314,239,728 円	23,344,267 円	337,583,995 円	-	-	-
21年	270,188,760 円	29,215,674 円	299,404,434 円	750米ドル	-	750米ドル
合計	1,504,416,805 円	646,955,425 円	2,151,372,230 円	土地6,600㎡、 750米ドル	-	土地6,600㎡、 750米ドル

平成22年6月企画分析課、薬物銃器対策課作成

(3) 疑わしい取引の届出状況

平成21年中の疑わしい取引の届出の受理件数は27万2,325件であり、12年と比べて26万5,083件増加した。また、21年中の捜査機関等への提供件数は、18万9,749件であり、12年と比べて18万4,420件増加した。

【疑わしい取引の届出状況】

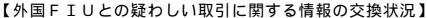


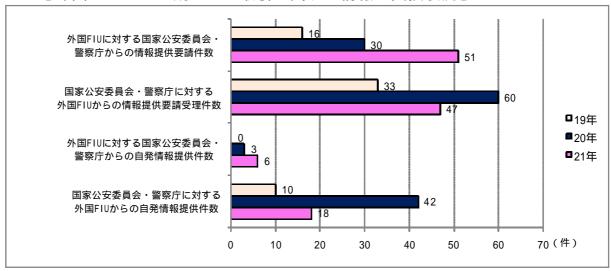
注1:年間受理件数とは、平成12年2月から19年3月までは金融庁が、19年4月からは国家公安委員会

- ・警察庁が受理した件数であり、19年の受理件数は金融庁受理件数と国家公安委員会・警察庁受理件数の合計である。
- 注 2:年間提供件数とは、平成12年 2 月から19年 3 月までは金融庁が警察庁へ、19年 4 月からは国家公 安委員会・警察庁が捜査機関等へ提供した件数であり、19年の提供件数は金融庁提供件数と国家公 安委員会・警察庁提供件数の合計である。

(4) 外国 F I U との疑わしい取引に関する情報の交換状況

平成21年中、外国FIUに対して、情報提供を要請した件数は51件、自発的に情報提供した件数は6件であり、国家公安委員会にFIU機能が移管された19年以来最高となった。





(5) FIU機能の移管及び犯罪収益移転防止管理官の増員状況

平成19年4月、犯罪収益移転防止法の一部施行により、FIU機能が金融 庁から国家公安委員会に移管されたことを受け、警察庁においては、長官官 房に犯罪収益対策を担当する審議官が増員されるとともに、刑事局組織犯罪 対策部に課長級の職である犯罪収益移転防止管理官が設置された。

21年末現在、犯罪収益移転防止管理官において勤務する職員の数は約70名であり、19年以来約30名増員された。

4 評価の結果

(1) 効果

ア マネー・ローンダリング事犯の検挙件数及び起訴前の没収保全命令の件数・金額等は平成12年と比べて大幅に増加しており、暴力団その他の犯罪組織の資金源の封圧の方法として、組織的犯罪処罰法等に定めるマネー・ローンダリング処罰規定の活用が定着しつつあると認められる。

- イ 疑わしい取引の届出の捜査機関等に対する提供件数も大幅に増加しており、これらを活用して犯罪組織の活動資金や犯罪収益等の移転状況に係る実態把握が進んだと認められるところであるが、これは、疑わしい取引に関する情報を十分に活用するための体制整備の効果が一定程度あったことによるものと考えられる。
- ウ FIU機能が国家公安委員会に移管された19年以降、我が国FIUとして、マネー・ローンダリング対策を推進する国際的な枠組みに積極的に参加し、また、外国FIUとの情報交換を積極的に行ったことにより、海外における犯罪組織に関する情報収集能力が強化されたと認められる。

(2) 今後の施策展開の方向性

- ア 暴力団その他の犯罪組織の弱体化・壊滅を図るため、マネー・ローンダ リング事犯の検挙や起訴前の没収保全命令の活用を引き続き積極的に進め ていく必要がある。
- イ 大幅な増加傾向にある疑わしい取引の届出情報を迅速かつ的確に分析するため、犯罪収益移転防止管理官の体制整備に引き続き努めるとともに、 分析能力の向上をより一層図っていく必要がある。
- ウ 「犯罪のグローバル化」が急速に進んでいる現状にかんがみ、引き続き、 外国 F I U との疑わしい取引に関する情報の交換を積極的に行うととも に、マネー・ローンダリング対策に関する国際的な取組みにより一層参画 していく必要がある。

行政課題 警察改革の推進

【評価の対象とした政策】

- 第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築
 - 1 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決
 - (5) 執行力強化に向けた組織づくり

(政策所管課:企画分析課、総務課)

1 政策の内容

深刻化する暴力団犯罪その他の組織犯罪に的確に対応するための執行力強化 に向けた組織整備を行う。

2 実施事項

- (1) 平成16年4月、警察法及び警察庁組織令を改正し、暴力団対策、薬物銃器 犯罪対策、来日外国人犯罪対策を一体として推進するため、警察庁刑事局に 組織犯罪対策部を設置し、その分課等として企画分析課、暴力団対策課、薬 物銃器対策課及び国際捜査管理官を設置した。
- (2) 平成16年4月、警察法施行令を改正し、都道府県警察においても、警察庁と同様、暴力団対策、薬物銃器対策等を一体として推進する組織を確立できるよう、警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準を改正した。
- (3) 平成19年4月、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部施行により、 FIU(資金情報機関)機能が金融庁から国家公安委員会に移管されたこと に併せ、警察庁刑事局組織犯罪対策部に犯罪収益移転防止管理官を設置した。

3 効果の把握の手法及びその結果

- (1) 都道府県警察における組織改編等の取組状況
 - ア 平成13年4月、大阪府警察では、各部がそれぞれ有する組織犯罪対策に 資する情報の共有等を目的として、警察本部に関係所属からなる組織犯罪 対策本部を設置した。
 - イ 平成15年4月、警視庁が組織犯罪対策部(6課1隊体制)を設置した。
 - ウ 平成15年4月、愛知県警察では刑事部に組織犯罪対策局を設置し、さらに、17年10月、薬物銃器対策に関する事務を生活安全部から刑事部組織犯罪対策局に移管した。
 - エ 平成17年4月、北海道警察、静岡県警察及び兵庫県警察は、刑事部に組織犯罪対策局を設置し、また、千葉県警察及び神奈川県警察では、刑事部 に組織犯罪対策本部を設置した。
 - オ 平成18年4月までに、すべての都道府県警察において、薬物銃器対策に

関する事務を生活安全部門から刑事部門に移管した。

(2) 検挙事例

暴力団員と外国人等が結託した窃盗事件の検挙

貿易業を営むナイジェリア人と暴力団幹部らの指揮統制の下、傘下の暴力団構成員やナイジェリア人、スリランカ人等で組織された実行犯グループが、近畿圏を中心に、建設重機、ワゴン型自動車、発電機等の工業用建設機械等を窃取し、コンテナに詰めて海外へ不正に輸出していた。平成20年8月までに、暴力団幹部及びナイジェリア人、スリランカ人らを含む合計53人を窃盗及び盗品等有償譲受けで検挙した。(京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県、岡山県、三重県)

暴力団員と外国人等が結託したマネー・ローンダリング事件の検挙

欧米を中心に世界的規模で詐欺を敢行しているナイジェリア人犯罪組織と関係を有する来日ナイジェリア人等が、平成17年以降、暴力団員等に多数の銀行口座を開設させ、これを欧米で敢行している詐欺事件の詐取金(総額約22億円)の入金先口座として活用して詐取金入金後はこれを引き下ろし、アメリカ、カナダ、イギリス等の国外に送金するなど、マネー・ローンダリングを敢行していた。19年11月までに、ナイジェリア人1人及び暴力団構成員等の日本人13人の計14人を詐欺等で逮捕し、ナイジェリア人1人及び日本人1人を組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反(犯罪収益等隠匿)等で逮捕した。(埼玉県、千葉県)

薬物事件検挙を端緒として暴力団組織を壊滅した事例

暴力団員による組織的な覚せい剤密売事件において、突き上げ捜査により、平成21年1月、会津小鉄会傘下組織の組長以下全員を検挙するとともに、同組織を壊滅させた。(京都府、愛知県、滋賀県)

【疑わしい取引に関する情報を端緒とし都道府県警察が検挙した事件の数及び その内容】

犯罪行為	年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	合計
詐	欺	2	3	2	4	6	14	34	81	132	265	543
犯罪収益防止法	違 反								6	15	48	69
貸金業出資法	法・		1		3	3	1	2	3	12	9	34
入管法	違 反		2	5	1		2	12	1	3	4	30
金商法	違 反								2	1	2	5
横	領										2	2
文書偽	造 等		2	1		2	1		2	2	1	11
薬物引	■ 犯		1	2						1		4
賭	博			1					1			2
そ の	他	1	5	5	4	2		2	3	9	6	37
合	計	3	14	16	12	13	18	50	99	175	337	737

4 評価の結果

(1) 効果

組織犯罪対策のための組織整備が進んだことにより、

これまで組織犯罪対策に係る情報が複数の部門に分散し、部門をまたがる情報の共有が不十分であったが、情報の共有が円滑に行われるようになった

これまで、縦割りで行われがちであった暴力団犯罪、薬物銃器犯罪及び来日外国人犯罪の捜査等の対策を一体的に推進することができるようになった

疑わしい取引の届出情報の分析等を通じて、犯罪組織の活動資金や犯罪収益等の移転状況に係る実態把握が進んだ

などの効果が認められ、3(2)に掲げる事件を検挙するなどしている。

(2) 今後の施策展開の方向性

引き続き、時々の犯罪情勢を踏まえつつ、各都道府県警察の実情に応じた的確な組織整備を行い、部門間の情報共有等を図る必要がある。特に、「犯罪のグローバル化」が急速に進んでいる現状にかんがみ、都道府県警察が相互に部門や管轄を越えた連携を強化するとともに、外国捜査機関等との連携を一層緊密化させていくことが不可欠である。

行政課題 警察改革の推進

【評価の対象とした政策】

- 第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築
 - 1 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決
 - (6) 専門的技術能力の向上のための訓練の充実

(政策所管課:企画分析課、刑事企画課)

1 政策の内容

平素からの捜査員の専門的技術能力の向上のための訓練を実施することなど により、組織犯罪が発生した際に迅速・的確な捜査を行い被疑者を検挙する。

2 実施事項

- (1) 暴力団犯罪、来日外国人犯罪、薬物銃器犯罪等に対処する専門的技術能力 を向上させるため、警察大学校等における専科教育の充実強化及び訓練環境 の整備を行った。
- (2) 平成15年3月、財務捜査の高度の専門性にかんがみ、教育のための専門の体制を確保し、財務捜査力を有する捜査員を計画的に養成するため、警察大学校に財務捜査研修センターを設置した。
- (3) 平成17年4月、組織犯罪対策に関する教育訓練を独自に実施するための体制を確保し、組織犯罪の的確な捜査指揮を行うことができる捜査幹部を養成するため、警察大学校に組織犯罪対策教養部を設置した。

3 効果の把握の手法及びその結果

- (1) 教育訓練の実施状況
 - ア 警察大学校においては、平成12年以降、新たに次の専科を設置し、捜査 員に対する教育訓練を実施した。

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成11年法律第137号。以下「通信傍受法」という。)運用専科(12年度開始。毎年度25人程度が受講)

民事介入暴力対策専科(13年度開始。19年度からは「暴力団排除対策 専科」に変更。毎年度25人程度が受講)

組織犯罪情報専科(16年度開始。毎年度45人程度が受講)

イ 財務捜査研修センターにおいては、簿記知識と具体的事件捜査に必要な 実践的財務分析技能の修得や、企業犯罪等の捜査における財務捜査の活用、 指揮能力の向上等を目的として各課程が設けられ、平成15年度以降、毎年 度約100人から約170人の捜査員が同センターで教育を受けた。 ウ その他、平成12年以降、管区警察学校において、新たに次の専科を設置 し、捜査員に対する教育訓練を実施した。

暴力団対策法運用専科(20年度開始。毎年度30人程度が受講) 暴力団取締り専科(21年度、30人が受講)

(2) 訓練環境の整備状況等

通信傍受法に基づく通信傍受の的確な実施のため、平成13年度に訓練用装置を整備し、14年以降、同装置を活用し通信傍受要員を要請するための研修を行っている。

【通信傍受法に基づく通信傍受件数】

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
通信傍受件数(件)	0	0	2	2	4	5	9	7	11	7

平成22年6月刑事企画課作成

4 評価の結果

(1) 効果

組織犯罪捜査等の高度の専門的知識や技術を要する分野の捜査について、 教育・訓練を充実強化し、多くの捜査員に対する教育訓練が実施され、専門 的技術能力の向上が図られた。

(2) 今後の施策展開の方向性

引き続き、組織犯罪捜査等の複雑化に対応し、迅速・的確な捜査を行うため、時々の犯罪情勢を踏まえつつ新たな専科を設置するなど、捜査員に対し、高度な専門的知識や技術を向上させるための教育訓練を継続的に実施する必要がある。特に、「犯罪のグローバル化」が急速に進んでいる現状にかんがみ、捜査員の国際組織犯罪に関する情報の収集、共有及び分析能力を強化するための教育訓練を実施する必要がある。

行政課題 警察改革の推進

【評価の対象とした政策】

- 第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築
 - 1 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決
 - (7) 国際的協力強化のための枠組みの構築

(政策所管課:国際課、国際捜査管理官、犯罪収益移転防止管理官、国際テロリ ズム対策課)

1 政策の内容

犯罪対策に係る国際的協力強化のための枠組みの構築に資する活動を行うことにより、我が国の犯罪対策の推進に努め、国民の信頼回復を図る。

2 実施事項

国際的協力強化のための枠組みの構築のための協議に警察庁職員を派遣するなど、積極的に協議に参画した。

- (1) G8諸国との連携
 - ア G8司法・内務大臣会議

平成9年以降、12年を除き毎年、G8司法・内務大臣会議が開催されており、日本からは国家公安委員会委員長や警察庁の幹部職員が出席し、国際組織犯罪対策やテロ対策についての日本の取組状況を報告するとともに、共同声明や行動計画の起草に参画した。

20年6月には、サミット議長国である日本の主催により、東京都内においてG8司法・内務大臣会議が開催され、国家公安委員会委員長及び法務大臣が議長を務めた。

イ G8ローマ/リヨン・グループ

国際組織犯罪・テロ対策に関する国際的取組みを強化するのため、6つのサブグループ(SG)の中の、特に法執行SG、ハイテク犯罪SG、テロ対策実務者会合において、協議に参画した。

- (2) アジア諸国との連携
 - ア ASEAN+3国際犯罪閣僚会議(AMMTC+3)

平成16年以降、東南アジア諸国連合(ASEAN)加盟国に加えて、日本、中国及び韓国の治安機関の閣僚が参加する、ASEAN+3国際犯罪閣僚会議が開催されている。16年1月の第1回会合から21年11月の第4回会合までにおいて、我が国からは国家公安委員会委員長、警察庁幹部が出席した。

イ ASEAN警察長官会合(ASEANAPOL)

加盟国警察同士の交流促進を目的として昭和56年に結成され、開催されてきた。日本は平成17年開催の第25回会合からオブザーバーとして招待され参加してきたが、20年開催の第28回会合からは、議題提案権を有するダイアログ・パートナーとして参加している。

ウ 中国との連携

中国との間では、平成16年以降、来日中国人犯罪対策に関する相互協力の枠組み等について協議するため、警察庁と中国公安部との間で日中定期協議を開催し、日中間の捜査共助の在り方等について協議している。21年1月には、第5回協議を開催した。

エ 韓国との連携

韓国との間では、平成7年以降、日韓両国間のICPOルートによる国際捜査協力の推進方策等について協議するため、警察庁と韓国警察庁との間で日韓ICPO実務担当者会議を開催している。21年11月には、第12回会議を開催した。

(3) 条約関連

ア 刑事共助条約(協定)

捜査共助の実施を条約上の義務とすることで捜査共助の一層確実な実施 を期するとともに、捜査共助の実施のための連絡を外交当局間ではなく、 中央当局間で直接行うことにより手続の効率化・迅速化を図るため、以下 のとおり刑事共助条約(協定)を締結するなどした。

(ア) 日米刑事共助条約(刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆 国との間の条約)

平成15年8月に署名がなされた。16年5月には、同条約の締結について国会で承認がなされ、18年7月に発効した。

(イ) 日韓刑事共助条約(刑事に関する共助に関する日本国と大韓民国との 間の条約)

平成18年1月に署名がなされた。同年5月には、同条約の締結について国会で承認がなされ、19年1月に発効した。

(ウ) 日中刑事共助条約(刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国との間の条約)

平成19年12月に署名がなされた。20年5月には、同条約の締結について国会で承認がなされ、同年11月に発効した。

(I) 日香港刑事共助協定(刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定)

平成20年5月に署名がなされた。21年7月には、同条約の締結について国会で承認がなされ、同年9月に発効した。

(1) 日露刑事共助条約(刑事に関する共助に関する日本国とロシア連邦との間の条約)

平成21年5月に署名がなされた。

(カ) 日 E U 刑事共助協定 (刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定)

平成21年12月に署名がなされた。

イ 犯罪人引渡条約

日本と韓国との間で、犯罪人引渡しに関する法的枠組みを整備し、より 円滑な両国間の犯罪人引渡しを可能とするため、日韓犯罪人引渡条約(犯罪人引渡しに関する日本国と大韓民国との間の条約)に係る交渉が開始され、平成14年4月に署名がなされた。同年5月には、同条約の締結について国会で承認がなされ、同年6月に発効した。

(4) 外国 F I U との間で疑わしい取引に関する情報交換を行うための枠組み 平成19年 5 月、国家公安委員会が我が国の F I U としてエグモント・グル ープに加盟した。

また、21年12月末までに、犯罪収益移転防止法の規定に基づき、外国FIUとの間で疑わしい取引に関する情報交換を行うための枠組みとして、20か国・地域との間でMOU(当局間文書)を締結した。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 国際組織犯罪及びテロ対策に関するG8及びアジア諸国との連携状況

ア G8諸国との連携

次のとおり、各種文書等が採択、策定されるなどして、国際組織犯罪及びテロ対策に関するG8各国の取組みの一層の強化と国際的連携の拡充が図られた。

- (ア) 「国際犯罪に関するG8勧告」の採択(平成14年5月) 国際犯罪対策のための枠組みとして、社会を国際犯罪やテロリストの 脅威から守るためのメカニズム、手続、ネットワークを改善するための 基準、原則、ベスト・プラクティス等が示された。
- (イ) 国際組織犯罪・テロ対策等に係る総括宣言等の策定・公表(平成20年6月)

国際組織犯罪対策及び国際テロ対策について、各分野におけるG8各国の取組み及び国際的な連携と協調を推進するための取組みに関して議論が行われ、総括宣言に加え、法制度及び法執行能力整備のための助力を必要とする国に対するキャパシティ・ビルディングに関する宣言が策定・公表された。

(ウ) 警察庁提案プロジェクトの承認(平成20年6月)

G8司法・内務大臣会議において、警察庁提案プロジェクト「暴力に 結び付く過激化の事例分析」が承認され、国内の治安対策に反映させた。

(I) 国際組織犯罪・テロ対策等に係る最終宣言等の策定・公表(平成21年 5月)

国際組織犯罪及びテロ対策に関し、犯罪収益のはく奪や重要インフラの防護等戦略的な課題について議論を行い、最終宣言に加え、児童ポルノ対策に関する宣言等が策定・公表された。

イ アジア諸国との連携

次のとおり、提案、意見交換をするなどして、国際組織犯罪及びテロの対策に関するアジア諸国の取組みの一層の強化と国際的連携の拡充が図られた。

(ア) 警察庁提案の情報共有システムの創設の承認及びコミュニケの策定 (平成21年5月)

第29回ASEANAPOLにおいて、テロ関連ウェブサイトの情報共有システムの創設について我が国が提案を行ったところ、賛同が得られ、同提案がコミュニケに盛り込まれた。

(イ) 中国との情報共有の促進(平成21年1月)

第5回日中定期協議において、不法出入国事犯、旅券・文書関連事犯、 薬物・銃器事犯等のテーマごとに具体的事件に関するものを含む情報の 交換を行った。

(ウ) 韓国との捜査協力の促進(平成21年11月)

第12回日韓ICPO実務担当者会議において、両国の捜査協力の強化に向けた意見交換等を行うとともに、暴力団、不法出入国事犯等の現状と対策について議論がなされた。

(2) 条約締結状況

捜査共助の実施を条約上の義務とすることで捜査共助の一層確実な実施を期するとともに、捜査共助の実施のための連絡を外交当局間ではなく、中央当局間で直接行うことにより手続の効率化・迅速化を図るため、刑事共助条約(協定)の締結交渉に参画している。同条約(協定)については、平成12年から21年までの間、米国(18年7月)、韓国(19年1月)、中国(20年11月)及び香港(21年9月)との間で締結したほか、ロシア(同年5月)及び欧州連合(EU)(同年12月)との間で署名を行った。

また、日本で犯罪を犯し国外に逃亡した犯罪人を確実に追跡し、逮捕するため、一定の要件の下に犯罪人の引渡しを相互に義務付ける犯罪人引渡条約については、昭和55年3月に米国との間で締結していたが、平成14年には、

韓国との間で締結した。

(3) 刑事共助条約(協定)に基づく捜査共助件数

		18年	19年	20年	21年
日米	要請	4	7		13
	<u>受託</u> 要請		2	1	
日韓	要請		5	12	11
⊔∓ ≠	受託 要請		1	1	
日中	要請				3
	受託				
日香	要請				1
ЦВ	受託				

平成22年6月国際捜査管理官作成

注:警察に係る捜査共助に限る(法務省分は除く。)。

(4) 犯罪人引渡条約に基づき引渡しを受けた人員

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
米日			1	1						
韓日				1	1	2		4	5	2

平成22年6月国際捜査管理官作成

注: 警察が引渡しを受けた者に限る(法務省分は除く。)。

(5) 外国FIUとの疑わしい取引に関する情報の交換状況(前掲148頁)

4 評価の結果

(1) 効果

- ア G 8 司法・内務大臣会議及び G 8 ローマ / リヨン・グループでの国際組織犯罪及びテロ対策に関する議論に参画してきたほか、多国間又は二国間の協議枠組みにより、アジア諸国を始めとする各国との連携を強化することができた。
- イ 平成12年から21年までの間、刑事共助条約(協定)については、4か国・地域(米国、韓国、中国及び香港)との間で締結したほか、2か国・地域(ロシア及びEU)との間で署名を行った。また、犯罪人引渡条約については、韓国との間で締結した。
- ウ 日本が初めて締結した刑事共助条約である日米刑事共助条約が発効した 平成18年から21年までの間、同条約(協定)に基づき、米国との間で27件 (要請24件、受託3件)、韓国との間で30件(要請28件、受託2件)、中 国との間で3件(要請3件)、香港との間で1件(要請1件)の捜査共助 がなされた。
- エ 犯罪人引渡条約に基づき、平成12年から21年までの間(日韓犯罪人引渡条約は14年6月に発効)、米国から2名、韓国から15名の引渡しを受けて

おり、具体的な成果を上げている。

我が国の逃亡犯罪人引渡法では、引渡条約に別段の定めがある場合を除き、日本国民を引き渡してはならない旨規定されていることから、同条約の締結前は、相互主義により、事実上我が国から韓国国民の引渡しを請求することができなかった。しかし、条約の発効により、被請求国の裁量で自国民の引渡しが可能となり、21年までに韓国籍を有する者15名の引渡しを受けた。

- オ FIU機能が国家公安委員会に移管された平成19年以降、我が国FIUとして、マネー・ローンダリング対策を推進する国際的な枠組みに積極的に参加し、また、外国FIUとの情報交換を積極的に行ったことにより、海外における犯罪組織に関する情報収集能力が強化されたと認められる。
- (2) 今後の施策展開の方向性
 - ア 国際組織犯罪及びテロ対策に関して、G8及びアジア諸国との国際会議等に引き続き積極的に参加し、議論の成果を国内で効果的に反映させていくとともに、国際社会における協調的取組みの推進に向け、我が国が貢献できるよう努める。
 - イ 刑事共助条約(協定)及び犯罪人引渡条約は、国際的な犯罪の捜査を行うに当たり非常に有効であることから、現在までに我が国と同条約(協定)を締結していない国・地域についても、今後、我が国が捜査共助及び犯罪人引渡しの要請を行う必要性が高い国について、当該国の法制等を勘案しつつ、条約(協定)締結のための検討を進めていく必要がある。
 - ウ 刑事共助条約(協定)に基づく捜査共助件数については、締結した条約数に伴い増加傾向にあるものの、一層確実かつ迅速な捜査共助が実施できるよう、引き続き、国内外の関係機関と緊密に連携を図っていく必要がある。
 - エ 米国のほか、韓国との間で犯罪人引渡条約を締結し、同条約に基づく犯罪人の引渡しが一定の件数行われているが、今後も円滑な引渡しが実施できるよう、引き続き、国内外の関係機関と緊密に連携を図っていく必要がある。
 - オ 「犯罪のグローバル化」が急速に進んでいる現状にかんがみ、引き続き、 外国 F I U との疑わしい取引に関する情報の交換を積極的に行うととも に、マネー・ローンダリング対策に関する国際的な取組みにより一層参画 していく必要がある。

行政課題 警察改革の推進

【評価の対象とした政策】

- 第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築
 - 1 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決
 - (8) 内外の関係機関相互の協調体制構築による共同行動の推進

(政策所管課:国際捜査管理官、警備企画課、警備課、外事課、国際テロリズム対策課)

1 政策の内容

入国管理局、海上保安庁、税関等国内関係機関及び海外関係機関との連携を 強化することにより、国際組織犯罪の検挙、テロ等の未然防止に向けた対策及 び重大テロ(注)等発生時の対処体制の強化を推進する。

注:国民の生命、身体又は財産に重大な障害が生じ、又は生じるおそれがあるテロリズム

2 実施事項

- (1) 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」に基づき、平成17年1月、入 国管理局及び税関と共同で、航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と 関係機関が保有する要注意人物等に係る情報を入国前に照合することのでき る事前旅客情報システム(APIS)を導入した。当初は、航空会社の任意 の協力により情報の提供を受けていたが、18年5月、入管法が改正され、19 年2月からは、情報の事前提出が航空機及び船舶の長に義務付けられた。
- (2) テロリスト等による偽変造旅券の使用や他人へのなりすましによる不法入国を防ぐため、入管法の改正により、外国人が入国する際に指紋等の個人識別情報を提出することが義務付けられ、平成19年11月、個人識別情報を活用した出入国審査が導入された。警察庁では、適切な出入国審査が実施されるよう、法務省に対して、ICPO手配者、指名手配者等の情報を提供した。
- (3) 平成13年7月に設置された、国際組織犯罪等対策推進本部(16年8月、国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部に改組)において、関係行政機関が緊密に連携し、国際組織犯罪等への対策を推進した。
- (4) 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」及び「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(平成20年12月犯罪対策閣僚会議策定)に基づき、組織犯罪等の取締りのため、関係機関との連携強化を推進した。
- (5) 警察庁を含む関係省庁で「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」を設置し、 外国人の不法就労等が社会問題化している現状にかんがみ、外国人労働者を 中心とする外国人受入れに関する諸問題について検討を行うとともに、6月 を「外国人労働者問題啓発月間」に設定した。

これに併せて、警察庁では、6月を「来日外国人犯罪対策及び不法滞在・不法就労防止のための活動強化月間」に設定し、来日外国人犯罪の取締りの 徹底、国際犯罪組織の実態解明及び不法滞在・不法就労防止のための指導啓 発活動を推進した。

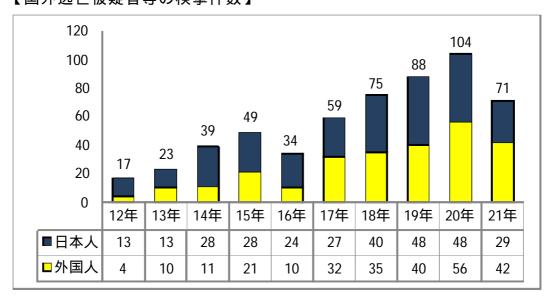
- (6) 平成16年2月に設置された、警察庁、警視庁、法務省入国管理局及び東京 入国管理局による「調査・捜査協力プロジェクト調整会議」において、合法 滞在を装う者やこれらを組織的に仲介・幇助等する者の取締りを徹底するた め、情報交換や効率的な調査・捜査協力の在り方について検討した。
- (7) 平成16年1月に内閣官房に設置された、水際対策の強化が必要な場合における情報連絡、警戒、検査等の強化について調整を図るための「空港・港湾水際危機管理チーム」へ積極的に参画したほか、空港危機管理(担当)官及び一部の港湾危機管理担当官に都道府県警察の警察官を充てた。
- (8) ハイジャックの未然防止対策の強化を図るとともに、発生時における機内での制圧・検挙を可能とするため、「テロの未然防止に関する行動計画」(平成16年12月10日付け国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部策定)を踏まえ、国土交通省等の関係機関や航空会社と緊密に連携して、平成16年12月から警察官が航空機に警乗するスカイ・マーシャルの運用を開始した。
- (9) 「テロの未然防止に関する行動計画」に基づき、平成17年に宿泊者名簿の 記載事項に外国人宿泊客の国籍及び旅券番号を追加することを内容とする旅 館業法施行規則の改正がなされ、これを受けて、外国人テロリストに関する 情報収集や追跡調査等を強化するため、厚生労働省と協力の下、旅館業者に 対して宿泊者名簿の閲覧等に関する協力を要請し、不審情報の入手に努めた。
- (10) 「テロの未然防止に関する行動計画」等を踏まえ、爆弾テロの未然防止のため、平成20年及び21年に、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省に対し、爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者への当該物質の管理強化に関する指導を要請した。これを受けて関係省庁から都道府県知事・関係事業者団体等に対して発出された指導通知を踏まえ、販売事業者に対し、不審な購入者に関する通報等の指導を行った。特に、21年12月以降は、化学物質11品目につき、販売の記録を記載した書面の適切な保存等を指導することとした。
- (11) 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」に基づき、航空機及び船舶の乗員で、乗員上陸許可を受けて上陸している者の本人確認をより的確に行うため、旅券又は乗員手帳の携帯・提示の義務付けについて、法務省等の関係省庁と検討を進めた(同内容は、平成21年の入管法の改正に盛り込まれた。)。
- (12) テロが万が一発生した場合に備え、特殊部隊(SAT)や銃器対策部隊、NBCテロ対応専門部隊等の各種部隊について、その充実強化を図るとともに、

有事の際に迅速的確な対処を可能とするため、関係機関や諸外国の各種部隊 と連携して共同訓練を実施するなど、対処体制を強化した。

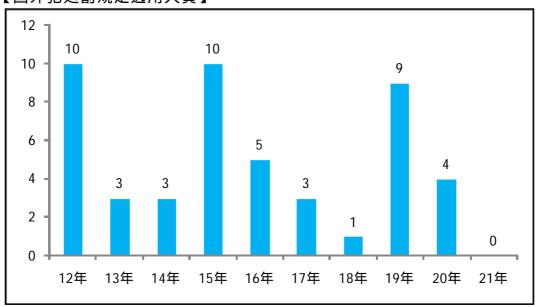
- (13) 重大テロ等が発生した場合に備えた対処態勢の強化を図るため、防衛省・ 自衛隊との間において協定を締結し、武装工作員等事案を想定した治安出動 に係る共同訓練を実施するなど連携を強化をした。
- (14) 刑事共助条約(協定) 外交ルート及びICPOルートを通じて、外国治安機関等との捜査共助(協力)を推進した。
- (15) 外国治安情報機関等との間で、外事情報部長によるハイレベルの情報交換 や海外連絡担当官を通じた実務レベルの情報収集を推進するとともに、平成 17年の国際テロリズム情報官及び20年の外事調整指導官の設置を始めとし て、国際テロ情報等の収集・分析を担当する人員の増員等、体制の強化を図 り、国内外の関係機関との連携強化を推進した。
- (16) 海外において邦人や我が国権益に対するテロ事案が発生した場合には、その解決に向けて、人質交渉や鑑識等の専門能力を有する職員等から構成される国際テロリズム緊急展開班(TRT-2。16年8月、従来の国際テロ緊急展開チーム(TRT)を発展的に改組)を現地へ派遣し、現地治安機関と緊密に連携しつつ、情報収集・捜査支援活動を展開して事案の解決に貢献した。
- (17) 大量破壊兵器関連物資等の拡散が国際安全保障上の重大な関心事項になっていることを踏まえ、国際的な取組みであるPSI(注)に積極的に参加した。
 - 注: Proliferation Security Initiativeの略。国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器、ミサイル及びそれらの関連物資の拡散を阻止するために、国際法及び各国国内法の範囲内で、参加国が共同してとり得る移転(transfer)及び輸送(transport)の阻止のための措置を検討・実施する取組み。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 国外逃亡被疑者等の検挙・処罰件数 【国外逃亡被疑者等の検挙件数】



【国外犯処罰規定適用人員】



(2) 関係機関との連携による検挙事例

ア ベトナム人密輸グループによる麻薬及び向精神薬取締法違反事件の検挙 大阪府警察及び兵庫県警察は、大阪税関関西空港税関支署と協力し、平 成15年6月までに、ベトナムから大量のヘロインを密輸し、本邦に在留す るベトナム人らに販売していた薬物密輸グループの実態を解明し、首謀者 のベトナム人3人、運び屋等であった日本人2人、ベトナム出身のオース トラリア人2人、同カナダ人1人ら合計19人を麻薬及び向精神薬取締法違 反(営利目的輸入等)で検挙するとともに、ヘロイン合計約5キログラム (末端価格3億円相当)等を押収した。(大阪府、兵庫県)

イ セルビア・モンテネグロ当局による国外犯処罰要請に基づく被疑者の逮 捕

警視庁は、平成16年3月、宝飾店を狙った多額貴金属強奪事件の被疑者を特定し、17年3月、セルビア・モンテネグロ国籍の被疑者について、同国に対し、外交ルートによる捜査共助要請を行った。同年6月、同国の当局により被疑者2人が逮捕された。(警視庁)

ウ 名古屋入国管理局との緊密な連携によるペルー人等による組織的偽装認 知事件の検挙

不法残留のペルー人女性に在留資格を取得させるため、平成18年8月から19年2月までの間、ペルー人女性と暴力団関係者等が共謀し、不法残留のペルー人女性と外国人男性との間の子又は胎児を、日本人男性との間の子又は胎児として認知する旨の内容虚偽の認知届を提出させた事件で、三重県警察は、名古屋入国管理局と緊密に連携を図り、21年6月までに、ペルー人5人、ボリビア人1人、日本人3人を電磁的公正証書原本不実記載・同供用等により逮捕した。主犯格の永住者のペルー人女性は、口コミで集まったペルー人女性を相手に1件当たり数十万円から百万円の報酬を得て、4件の偽装認知を敢行していた。(三重県)

- 工 福岡市における一家4人殺人・死体遺棄事件における日中捜査当局の協力 平成15年6月、福岡市内で発生した一家4人に対する強盗殺人・死体遺 棄事件の捜査において、中国人被疑者2人が犯行後に中国に逃亡している ことが判明した。そこで、警察庁及び福岡県警察は中国に職員を派遣する とともに、中国公安部の職員を日本に招き、情報交換を行った。これによ り、中国に逃走した2人については、中国公安当局が指名手配し、同年8 月、身柄を拘束し、同年9月、中国国内法の国外犯処罰規定に基づき、故 意殺人罪で逮捕した。また、福岡県警察は、16年1月、日本で別の事件で 身柄を拘束されていた中国人1人を強盗殺人罪及び死体遺棄罪で逮捕し た。(福岡県)
- オ ハイジャック・爆破予告事件における日韓捜査当局間の協力

平成21年7月から日韓両国間で連続発生していた航空会社に対するハイジャック・爆破予告事件について、同年10月、警視庁と韓国の仁川空港警察隊との間で情報交換を行うなどし、日韓警察間の捜査協力を推進した結果、同年11月、警視庁が日本人を威力業務妨害罪で逮捕した。(警視庁)

カ 中国に逃亡していた強盗事件被疑者の逮捕

平成11年12月、神奈川県横浜市内において発生した強盗被疑事件について、日本人被疑者が中国に逃亡している事実が判明したことから、国際刑

事警察機構(ICPO)を通じて、国際手配した。その後、中国で同人の 所在が確認されたことから、中国に対して、外交ルートによる身柄引渡し を要請し、21年11月、同人の身柄の引渡しを受け、逮捕した。(神奈川県)

キ 死亡ひき逃げ事件被疑者に対する国外犯処罰規定の適用の促進

平成11年7月、静岡県浜松市内において発生した死亡ひき逃げ事件について、ブラジル人被疑者が同国に逃亡していたことから、同国に対して、国外犯処罰規定の適用を要請をしていたところ、21年9月、禁錮4年・罰金約22万円の判決が確定した。(静岡県)

(3) 関係機関との連携による水際対策の実施状況

テロリスト等の入国を阻止するため、内閣官房に設置された空港・港湾水際危機管理チームに積極的に参画するとともに、入国管理局、税関等の関係省庁との連携によるAPIS及び個人識別情報を活用した出入国審査や乗員上陸許可を受けた者の旅券又は乗員手帳の携帯・提示の義務付け等により、国際空港・港湾における水際対策を推進した。

- (4) 関係機関との協定の締結や共同訓練の実施の状況
 - ア 国際空港・港湾に置かれている空港・港湾危機管理(担当)官を中心として実施される、テロリストの入国阻止、ハイジャック制圧、不審物の処理等具体的な事案を想定した各種合同訓練に参画した(平成17年1月から21年9月までの間に、空港において234回、港湾において329回)。
 - イ 平成12年以降、防衛省・自衛隊との間で、「治安出動の際における治安 の維持に関する協定」等を締結した。

これに基づき、14年から17年までの間に、武装工作員等事案を想定した 治安出動に関する共同図上訓練を実施した。その成果等を踏まえ、17年か ら21年までの間に、全都道府県警察が、それぞれ対応する陸上自衛隊の師 団等との間で、共同実動訓練を実施した。

- ウ 海上保安庁と連携して原子力発電所の警戒警備に当たっており、平成15 年6月から21年3月までの間に、26回の共同訓練を実施した。
- エ 平成18年(オーストラリア主催) 19年(我が国主催) 20年(ニュージーランド主催)及び21年(シンガポール主催)に実施されたPSI共同訓練においては、都道府県警察のNBCテロ対応専門部隊が外務省を始めとする関係省庁とともに参加し、税関職員と共同で、大量破壊兵器関連物資に対する検査・特定等を行った。

4 評価の結果

(1) 効果

ア 国外逃亡被疑者等の検挙件数を経年変化で見ると、若干の増減は見られ

るものの、増加傾向を維持していることから、内外の関係機関相互の協調 体制の構築による共同行動が機能していると認められる。

イ 国外逃亡被疑者等について、事案に応じて、日本国内で行った犯罪に関する資料等を逃亡先国の捜査機関等に提供するなどして、適切に逃亡先国における国外犯処罰規定の適用を促している。

なお、国外犯処罰規定の適用は、被疑者の国外への逃亡状況や逃亡先国の法制等の影響を受けることから、年別でばらつきが見られる。

- ウ 内外の関係機関との緊密な連携による、薬物密輸グループの壊滅、国外 逃亡被疑者の検挙及び適切な国外犯処罰規定の適用が図られた事例が見ら れることから、内外の関係機関相互の協調体制の構築による共同行動の推 進について、一定の効果が見られる。
- エ テロ等の未然防止及び重大テロ等発生時の対処体制強化に向けて、関係機関と連携した水際対策の推進、関係機関との協定の締結、各種共同訓練の継続的実施等が図られたことから、法務省、財務省、防衛省・自衛隊等の国内関係機関及び外国治安情報機関との緊密な協調体制の構築による共同行動の推進が達成されたと認められる。

(2) 今後の施策展開の方向性

ア 引き続き、国内関係機関との情報交換等により、連携を強化するとともに、刑事共助条約(協定)、外交ルート及びICPOルートを通じての国外関係機関との捜査共助(協力)を積極的に行い、組織犯罪対策を推進する必要がある。

特に、今後は、水際における取締りの強化、国外逃亡被疑者等に対する 捜査の徹底、捜査手法の高度化等について、関係省庁と協議するとともに、 国際組織犯罪に対する捜査の効率を図るため、関係国の捜査機関との情報 交換及び事件発生時における共同オペレーションを積極的に推進する必要 がある。

イ 引き続き、APIS・個人識別情報を活用した出入国審査の効果的な活用、関係機関と連携した各種合同訓練への参画、外国治安情報機関等との情報交換、国内重要施設や公共交通機関における警戒警備の強化等を推進して、テロ等の未然防止に向けた対策や重大テロ等発生時の対処態勢の強化に万全を期する。

行政課題 警察改革の推進

【評価の対象とした政策】

- 第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築
 - 2 サイバー犯罪等ハイテク犯罪対策の抜本的な強化
 - (1) 警察庁及び管区警察局におけるサイバーフォースの設置を始めと する警察情報通信組織の改編
 - (2) 監視・緊急対処体制の整備強化

(政策所管課:情報技術犯罪対策課、警備企画課、 情報通信企画課、情報技術解析課)

1 政策の内容

サイバーフォースの設置を始めとする警察情報通信組織の改編を行うとともに、サイバー犯罪及びサイバーテロに対処するため、技術的見地からの支援を 含めた体制を整備強化し、サイバー犯罪対策及びサイバーテロ対策を的確に推 進する。

2 実施事項

- (1) 警察情報通信組織の改編
 - ア 平成13年4月、警察庁情報通信局技術対策課にサイバーテロ対策技術室 を、各管区警察局に技術対策課を設置した。また、これらに所属する高度 な技術を備えた職員で構成される機動的技術部隊として、サイバーフォー スを創設した。
 - イ 平成16年4月、警察法の一部改正により、情報技術の解析を国家公安委員会の統轄事務とするとともに、都道府県(方面)情報通信部に情報技術解析課を設置した。
- (2) 技術支援の実施

平成12年から21年にかけて、都道府県警察が行う犯罪捜査において、捜索差押え現場でコンピュータ、電磁的記録媒体等を差し押さえるための技術的指導や、押収した携帯電話、コンピュータ等に記録された情報を証拠化するなどの技術支援を実施した。

- (3) サイバー犯罪及びサイバーテロ対策の態勢強化
 - ア 平成13年11月、サイバーフォースの司令塔的役割を担うサイバーフォースセンターが完成し、14年4月から24時間体制のサイバーフォースの本格運用を開始した。
 - イ 平成16年4月、警察庁生活安全局に情報技術犯罪対策課を設置した。また18年4月、情報技術犯罪対策課に情報技術犯罪捜査指導官を設置した。

- (4) 情報セキュリティ対策に関する広報啓発活動の実施 平成15年3月以降、警察庁セキュリティポータルサイト「@police」を開 設し、同サイト等による広報啓発活動を行っている。
- (5) サイバー犯罪及びサイバーテロ対策に係る研修の実施 平成14年以降、サイバー犯罪及びサイバーテロ対策に従事する警察職員を 対象とした各種研修を実施している。

(6) 装備資機材の整備

平成12年度から21年度にかけて警察庁、管区警察局情報通信部及び都道府県(方面)情報通信部並びに都道府県警察に対して、サイバー犯罪対策及びサイバーテロ対策用の装備資機材を整備した。

(7) 海外法執行機関との連携強化に係る取組み 海外の法執行機関等とのサイバー犯罪等に係る情報の交換を行っている。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 警察情報通信組織の改編の状況

ア サイバーフォースの創設により、重要インフラ事業者等の管理者に対し、 サイバーテロの未然防止やサイバーテロ事案発生時の緊急対処等に係る技 術的指導・助言を行うための体制が整備された。

- イ 都道府県(方面)情報通信部情報技術解析課の設置により、都道府県警察の犯罪捜査等に対する全国的な技術支援体制が整備された。
- (2) 技術支援の実施状況

都道府県(方面)情報通信部情報技術解析課が都道府県警察に対して行った技術支援件数は年々増加し、平成21年は2万908件と17年当時に比べて約190%増加している。

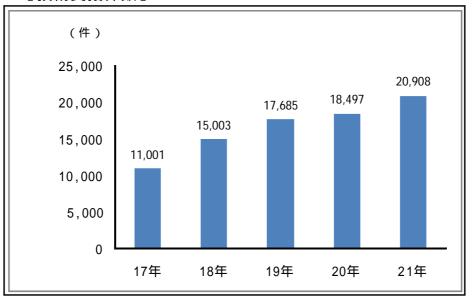
(事例)

大学院生(24)が、著作者の意図に反する改変を行ったテレビアニメの静止画像をコンピュータ・ウイルスに添付し、ファイル共有ソフト「ウィニー(Winny)」を使用して公衆送信した著作権法違反(著作権侵害等)事件に関し、京都府情報通信部情報技術解析課は、平成20年1月にコンピュータ・ウイルスの解析を行うなど、事件解決に向けた技術支援を行った。(京都府)

闇サイトで知り合った無職の男(33)ら5人が、偽造した運転免許証を使用して、携帯電話機を詐取したことから、平成20年7月までに、同人らを偽造有印公文書行使、詐欺罪等で逮捕した事件について、富山県情報通信部情報技術解析課は、犯行に使用されたパソコンを解析し、偽造運転免許証の作成方法を解明するなど、事件解決に向けた技術支援を行った。(富

山県)

【技術支援件数】



平成22年6月情報技術解析課作成

- (3) サイバー犯罪及びサイバーテロ対策の態勢強化の状況
 - ア 平成13年度から、有識者、関連事業者、PTAの代表者等で構成される 総合セキュリティ対策会議を開催し、情報セキュリティに関する産業界と 政府の連携の在り方について検討している。
 - イ 平成16年4月、情報技術犯罪対策課を設置し、都道府県警察が行うサイバー犯罪捜査に関する指導・調整、産業界や外国関係機関等との連携、広報啓発活動、相談対応等サイバー犯罪の捜査と予防に関する施策を一体的に推進する体制を整備した。また、18年4月、情報技術犯罪捜査指導官を設置し、都道府県警察が行うサイバー犯罪捜査に関する指導・調整能力の向上を図った。
 - ウ 平成16年4月、指定サイバー犯罪等の捜査等に係る事務の指針を定め、 指定サイバー犯罪等の捜査の競合を調整するとともに、捜査共助を促進す ることにより、効果的かつ効率的な捜査を行う態勢を構築した。22年3月 現在、4件の事件を指定している。
 - エ 「重大サイバー犯罪及びサイバーテロ発生時の態勢に関する指針」(平成16年4月27日付け警察庁乙生発第10号ほか)等により、重大サイバー犯罪及びサイバーテロ発生時における態勢の整備や、平時からの警察と重要インフラ事業者等との連絡・連携体制を強化することとした。
 - オ 平成16年10月、DoS攻撃被害観測システムを開発・導入し、インター ネット上で発生するDoS攻撃を早期に検知する態勢を構築した。
 - カ 平成17年1月、ボットネット観測システムを開発・導入し、ボットに感染したコンピュータの動向を把握する態勢を構築した。

- キ 平成18年6月、一般のインターネット利用者からインターネット上の違法情報・有害情報に関する通報を受理し、警察への通報やサイト管理者等への削除依頼を行うインターネット・ホットラインセンターの運用を開始した。
- ク 平成21年3月、更新によって高度化されたリアルタイム検知ネットワークシステムの運用を開始し、センサー機能の強化等により、これまで以上に詳細な観測を行う態勢を構築した。
- ケ 平成21年4月、警察庁においてサイバー犯罪対策部門における広域技能 指導官を指定し、全国の都道府県警察において広域活用する態勢を構築し た。
- コ 平成22年1月、P2P観測システムの運用を開始することにより、ファイル共有ネットワークを巡回してファイル情報を収集し、分析・検索を行う態勢を構築した。
- サ 都道府県警察に設置したサイバーテロ対策プロジェクトによる重要インフラ事業者等への個別訪問を実施し、連絡体制を確立した。
- シ サイバーテロ事案発生時には、警察庁、関係管区警察局及び関係都道府 県警察に「サイバーテロ対処本部」を設置することとした。
- ス 平成21年12月現在、12都府県警察においてサイバーテロ対策協議会を設置し、警察のサイバーテロ対策の説明、サイバー攻撃事案の事例紹介(データ流出事案、不正アクセス事案等)等の情報提供や意見交換を行うことにより、連携を強化したほか、重要インフラ事業者等との共同訓練を実施し、事案発生時における対処能力を強化している。
- (4) 情報セキュリティ対策に関する広報啓発活動の実施状況
 - ア 情報セキュリティ・アドバイザー等が、警察やプロバイダ連絡協議会等が主催する研修会、学校関係者等からの依頼による講演会、地域の各種セミナー、情報通信技術関連イベント等の機会を活用した講演を行っているほか、警察庁ウェブサイト、広報啓発用パンフレット及び情報セキュリティ対策 DVDによって、サイバー犯罪の手口やインターネット上の違法情報・有害情報の現状、対策等について周知を図っている。
 - イ 平成14年11月以降、インターネット上のサイバー攻撃の発生状況を観測・分析し、その結果を四半期に1回公表するとともに、年報(14年度以降)及び月報(15年7月以降)を定期的に公表している。
 - ウ 平成15年3月以降、警察庁セキュリティポータルサイト「@police」において、ソフトウェア等の脆弱性情報やコンピュータ・ウイルスの動作概要、インターネット定点観測情報(サイバー攻撃等の発生状況を一定時間ごとに自動的に集計・分析して表示したもの)等情報セキュリティ対策に

資する情報を提供している。

- (5) サイバー犯罪及びサイバーテロ対策に係る研修の実施状況
 - ア 都道府県警察のサイバー犯罪対策プロジェクトの捜査幹部を対象として、サイバー犯罪の捜査及び被害防止対策等に関する知識及び技能を修得させるための専科教養を、平成14年から21年までの間に延べ203名を対象として実施した。
 - イ 都道府県警察のサイバー犯罪捜査に従事する警察官を対象として、サイバー犯罪捜査に必要な専門的知識及び技能を修得させるための専科教養を、平成14年から21年までの間に延べ237名を対象として実施した。
 - ウ 都道府県警察の情報セキュリティ・アドバイザーを対象として、サイバー犯罪相談業務、サイバー犯罪の予防及び不正アクセス行為等の禁止に関する法律に基づく援助等に関する業務を円滑に推進するための知識及び技能の涵養を目的として民間の最新システムやハッカーの攻撃手法並びに防御手法等を修得させるための専科教養を、平成14年から21年までの間に延べ64名を対象として実施した。
 - エ 管区警察局及び都道府県警察において、サイバー犯罪及びサイバーテロ対策に従事する技術支援要員を対象として、サイバー犯罪及びサイバーテロ対策に資する基礎知識・技能を習得させるための専科教育を、平成14年から21年までの間に105回実施した。
 - オ 都道府県警察のサイバーテロ対策要員(警察官)を対象に、サイバー攻撃及びその防御並びにサイバー攻撃の有無の確認等に資する知識・技能を修得するため、民間委託研修を含む専科教育を平成14年から21年までの間に13回実施した。
 - カ 都道府県警察のサイバーテロ対策部門の管理職を対象に、重要インフラ 事業者等の管理者対策等サイバーテロ未然防止策及びサイバー攻撃事案捜 査に関する基礎知識を習得させるための専科教育を平成16年、18年及び20 年に実施(3回ともに25人を対象)した。
 - キ 警察庁及び管区警察局の技術支援要員を対象に、情報通信システムを構成するハードウェア、OS、各種アプリケーションに係る民間の最先端技術等を習得させるための教育・訓練を平成14年から21年までの間に延べ778人に対し実施した。
 - ク 米国及び英国の捜査機関等に、平成14年から21年までの間に延べ73人の 技術支援要員を派遣し、サイバー犯罪への技術的対応・手法に関するトレ ーニングを実施した。
- (6) 装備資機材の整備状況
 - ア 平成13年度に、サイバーテロの未然防止及び発生時の初動対処・捜査に

必要な資機材を都道府県警察に配備した。また、サイバーフォースが現場活動等を行うための装備資機材を警察庁及び管区警察局情報通信部に整備 した。

- イ 平成14年度に、擬似ネットワーク環境において被害の検証等を行うためのサイバーフォース活動用資機材を警察庁及び管区警察局情報通信部に増 強整備した。
- ウ 平成16年度に、押収した電磁的記録媒体を解析するためのハードディスク・メディア複製機を都道府県警察に整備した。また、都道府県警察に対する技術支援を実施するために使用する現場活動用資機材を都道府県(方面)情報通信部に整備した。
- エ 平成16年度から17年度までにかけて、情報通信技術に高度の専門性を持つテロ組織の動向把握を行う上で必要な資機材を都道府県警察に配備した。
- オ 平成17年度から20年度までにかけて、不正アクセス事犯取締用資機材を 全国の都道府県警察に整備した。
- カ 平成18年度に、都道府県警察に対する技術支援を実施するために使用する現場活動用資機材を都道府県情報通信部に増強整備した。
- キ 平成19年度に、電磁的記録を解析するために使用するファイル復元用資機材を都道府県(方面)情報通信部に増強整備した。
- ク 平成20年度に、警察庁において24時間体制でサイバー攻撃やボットネット等の観測・分析を行うリアルタイム検知ネットワークシステム(14年度に整備)を更新・高度化した。
- ケ 平成21年度に、破損した電子機器からデータを抽出するための破損電子 機器等解析支援資機材を警察庁に整備した。
- (7) 海外法執行機関との連携強化に係る取組状況
 - ア 海外の法執行機関と二国間での情報交換を積極的に行うなど、サイバー 犯罪の取締りに関する国際的な捜査協力を推進している。
 - イ 平成12年度から、アジア大洋州地域サイバー犯罪捜査技術会議を毎年度 開催し、アジア大洋州地域におけるサイバー犯罪捜査等に係る技術情報の 交換等を行っている。
 - ウ 平成17年11月、事案対処及びセキュリティ組織のフォーラム「FIRS T (Forum of Incident Response and Security Team)」に警察機関として世界で初めて加盟し、会合参加等を通じて最新の情報セキュリティ技術の共有等に取り組んだ。
 - エ 平成18年5月、サイバー犯罪の防止及び取締りのための協力の推進を目 的として英国重大組織犯罪対策庁(SOCA)との意図表明文書に署名し

た。

- オ 平成20年12月及び21年3月、「電話産業と法執行機関の協力」に関する G8勧告を踏まえ、フランス、ドイツ等の海外法執行機関の情報技術解析 部門と携帯電話解析に関する情報の交換等を実施した。
- カ 平成21年5月、情報技術解析に関する協力の推進を目的としてオランダ 司法省法科学研究所(NFI)との意図表明文書に署名した。
- キ 平成21年7月、米国及び韓国の政府機関等のウェブサイトに対するサイバー攻撃に関し、韓国警察庁と連携して情報収集を実施し、我が国所在のものとして、攻撃指令を行うサーバを把握するとともに、これらのサーバの一部から、攻撃に使用されたと思料される不正プログラムを検出した。
- ク 平成21年12月、IOCE(国際電子計算機証拠機構)・ICPO・警察 庁共催で情報技術の解析に係る国際会議を開催し、技術情報等の共有を図 った。

4 評価の結果

(1) 効果

- ア 情報技術犯罪対策課の設置により、都道府県警察が行うサイバー犯罪捜査に関する指導・調整、産業界や外国関係機関等との連携、広報啓発活動、相談対応等の施策等サイバー犯罪の捜査と予防に関する施策を一体的に推進することが可能となった。また、情報技術犯罪捜査指導官の設置により、都道府県警察が行うサイバー犯罪捜査に関する指導・調整能力の向上が図られた。
- イ サイバーフォースの創設により、重要インフラ事業者等が講ずべき技術 的対策に関する指導・助言のほか、技術情報の提供、重要インフラ事業者 等との事案発生時の技術的対応も想定した共同訓練の実施が可能となっ た。
- ウ 都道府県(方面)情報通信部情報技術解析課の設置により、都道府県警察に対し、直接に技術支援を行うことが可能となり、都道府県警察の要望 に迅速かつ的確に対応することが可能となった。
- エ 資機材の増強、技術支援要員への研修及び関係機関との連携等体制の整備強化のための取組みを推進した。その結果、電磁的記録の解析に係る能力が向上し、対応可能な電子機器等及び技術支援件数が増加するとともに、都道府県警察からの要請に対して効率的かつ的確な技術支援を実施することが可能となった。また、サイバーテロの予兆等の早期把握及び緊急対処に係る態勢が強化された。さらに、「@police」において情報セキュリティ対策に資する情報を適宜、提供し、情報セキュリティに係る被害の防止

等に貢献した。

- オ すべての都道府県警察にサイバーテロ対策プロジェクトを設置し、平素 から重要インフラ事業者等への個別訪問を行うことにより、緊急対処に必 要な技術情報を共有し、緊急時の迅速な連絡が可能となった。また、サイ バーテロ対策協議会の開催等を活用して、適切な指導・助言を実施した結果、重要インフラ事業者等の情報セキュリティに対する意識が高まり、自 主的な対策に取り組むようになったほか、重要インフラ事業者等との共同 訓練を実施したことにより、事案発生時における対処能力が強化された。
- カ サイバーテロ対策に係る研修の実施により、警察官の事案対処能力が向上した。
- キ 各種の資機材を整備することにより、高度化・複雑化しているサイバー テロに的確に対応することが可能となった。
- ク 一国の機関だけでは解明が困難な国境を越えたサイバー攻撃に関し、関係国の法執行機関との連携が強化された。

(2) 今後の施策展開の方向性

- ア 引き続きサイバー犯罪対策及びサイバーテロ対策のための適切な体制の整備を推進する。
- イ インターネットが国民の日常生活の場、日常的な経済取引の場となりつつあり、サイバー犯罪も急速に増加していることから、警察において取締りの強化を図るとともに、国民・事業者に対して注意喚起を行い、サイバー犯罪に強い社会作りを目指す必要がある。
- ウ 犯罪に悪用されている技術の高度化・複雑化や電子機器、ソフトウェア等の種類の増加・多様化が進んでおり、引き続き、犯罪捜査に対する効率的かつ効果的な技術支援を行う必要がある。
- エ サイバーテロ対策を一層推進するため、重要インフラ事業者等への個別 訪問、サイバーテロ対策協議会の設置・開催、重要インフラ事業者等との 共同訓練を積極的かつ継続的に実施していく必要がある。特に、サイバー テロ対策協議会が開催されていない府県においては、引き続き設置に向け た努力を継続する必要がある。
- オ 技術の発展は日進月歩であることから、警察が適切に対処するためには 常に最新かつ高度な技術力を維持することが不可欠であるため、教育訓練 及びその内容の見直しを継続的に行う必要がある。また、情報通信技術分 野においては、資機材の陳腐化が早いことから、各種活動を的確に実施す る上で、最新の資機材を整備する必要がある。
- カ 新たな技術を悪用した脅威を迅速に把握するため、インターネット上の

攻撃等の観測・分析機能の高度化を、今後も継続的に行う必要がある。また、情報収集が遅れれば対応の遅れにつながることから、引き続き、国際会議に積極的に参画するとともに、二国間での協力関係を強化するなど、最新の情報を確実に収集するための取組みを推進する必要がある。

キ サイバーテロは国境を越えて敢行されるものであることから、今後も、 海外法執行機関等との連携をさらに強化する必要がある。

【評価の対象とした政策】

- 第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築
 - 3 広域犯罪への的確な対応
 - (1) 管区警察局広域調整部の新設
 - (2) 広域捜査支援システムの整備

(政策所管課:刑事企画課、捜査第一課)

1 政策の内容

広域犯罪に的確に対応するために、管区警察局に広域調整部を設置し広域犯罪の捜査等の警察活動に係る調整機能を強化するとともに、広域捜査支援システムの整備により、広域犯罪の迅速・的確な捜査を行い、被疑者の検挙を図る。

2 実施事項

(1) 平成13年、管区警察局の公安部を廃止して広域調整部を設置し、広域犯罪の捜査等について、管轄区域内の府県警察に対する調整機能を強化した。広域調整部においては、共同捜査・合同捜査における府県間調整や広域にわたる身の代金目的誘拐事件等に的確に対応するための広域捜査訓練を実施した。

注1:共同捜査とは、指揮系統の一元化は行わないが、関係都道府県警察が捜査事項の分担やその他 捜査方針の調整を図りつつ、捜査を行うことをいう。

注2:合同捜査とは、指揮系統を一元化し、関係都道府県警察が一体となって捜査を行うことをいう。

- (2) 自動車盗や自動車を利用した犯罪を迅速かつ的確に検挙するため、走行中の自動車ナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取システムを昭和61年度に導入し、平成21年度までに1,496式整備した(21年度補正予算整備完了後)。
- (3) 平成21年1月、捜査方針の策定や捜査項目の優先順位の判断を支援し、犯罪の迅速な検挙を図るため、犯罪手口、犯罪統計等の犯罪関連情報を電子地図上に表示し、他の様々な情報と組み合わせて犯罪の発生場所、時間帯、被疑者の特徴等の総合的な分析を可能とする情報分析支援システム(CIS-CATS)を47都道府県警察に整備した。

3 効果の把握の手法及びその結果

- (1) 管区警察局広域調整部の新設
 - ア 都道府県警察における共同・合同捜査の実施 広域重要事件の捜査においては、管区警察局広域調整部による調整等に

より、関係都道府県警察が共同捜査又は合同捜査による組織的かつ効率的な捜査を推進している。

(事例)

平成13年1月から19年までの間、暴力団関係者の男(48)が首魁となり、 窃盗グループを組織し、ナイジェリア人貿易商らと共謀し、特定車種の 自動車や建設重機等を窃取し、解体した上、海外に輸出するなどしてい た。

管区警察局広域調整部の調整の下、関係府県警察で合同捜査又は共同 捜査体制をそれぞれ構築して捜査を推進し、20年2月からは7府県警察 で合同捜査体制を構築するなど、広域組織窃盗事件に対応した捜査を推 進した結果、同年9月までに、12都府県下にわたる自動車盗等約920件 (首魁を含む被疑者53人、被害総額約9億4,000万円相当)を検挙し、 窃盗組織を壊滅させた(京都、三重、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、岡山)。

イ 広域捜査訓練の実施状況

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
実施回数	110	89	86	85	88	135	123	127	127	129

平成22年6月捜査第一課作成

(2) 広域捜査支援システムの整備

ア 自動車ナンバー自動読取システムの整備状況(累計)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
整備数	540	550	580	580	620	680	730	776	830	1,496

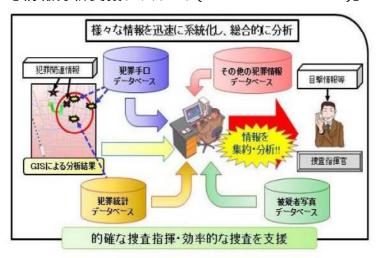
イ 自動車ナンバー自動読取システムを活用した検挙状況

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
検挙件数	1,404	1,349	1,273	1,126	802	742	586	536	428	400

(3) 情報分析支援システム(CIS-CATS)の整備

平成21年1月、情報分析支援システム(CIS-CATS)を47都道府県 警察に整備した。

【情報分析支援システム(CIS-CATS)】



4 評価の結果

(1) 効果

- ア 関係都道府県警察において、管区警察局広域調整部の調整の下、積極的 に共同捜査・合同捜査を実施した結果、検挙に至った事例が見られる。ま た、特に平成17年度以降、年間120件以上の広域捜査訓練を実施すること により、身の代金目的誘拐事件等広域犯罪への対応力向上が図られている。
- イ 窃盗組織による盗難車両の運搬方法の巧妙化等により、自動車ナンバー 自動読取システムにより盗難車両を捕捉し、検挙した件数は減少している ものの、依然として多くの車両盗難事件の検挙に結びつけている。

また、犯行後、被疑者が自動車により逃走を図った殺人、自動車を利用して連続的に敢行された強盗等の重要犯罪の検挙にも多大な効果を上げている。

(2) 今後の施策展開の方向性

- ア 管区警察局広域調整部による、管区内府県警察間の調整を引き続き積極的に行い、共同捜査・合同捜査の的確な実施や広域捜査訓練の充実を図る。
- イ 自動車ナンバー自動読取システムは、盗難車両のほか、犯罪に利用された自動車を捕捉し、検挙するものであり、引き続き、広域犯罪に的確に対応するため、自動車ナンバー自動読取システムの整備を推進する必要がある。また、情報分析支援システム(CIS-CATS)の活用も併せて推進し、広域犯罪に係る捜査の強化を図る。

【評価の対象とした政策】

- 第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築
 - 4 安全かつ快適な交通の確保
 - (1) 道路交通のIT化、パリアフリー化の推進

(政策所管課:交通規制課)

1 政策の内容

道路交通のIT化、バリアフリー化に資する特定交通安全施設等整備事業を 推進することにより、交通の安全と円滑の確保、環境負荷の低減を図る。

2 実施事項

交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和41年法律第45号)等に基づき、主に次の施策を実施した。

- (1) 「交通バリアフリー法」に基づく移動円滑化の促進に関する基本方針の制定。(前掲77頁)
- (2) 平成14年4月、交通情報の提供に関する指針を制定した。
- (3) 平成14年8月、「警察によるITSの今後の展開」を策定した。
- (4) 歩車分離式信号に関する指針の制定。(前掲77頁)
- (5) 平成15年7月、あんしん歩行エリアを指定した。
- (6) あんしん歩行エリアの整備及び事故危険箇所対策に関する対策実施地区又 は箇所の指定。(前掲77頁)
- (7) 第一次社会資本整備重点計画に即した特定交通安全施設等整備事業の推進。(前掲77頁)
- (8) 路側端拡幅等による交通事故抑止対策実施要領の制定。(前掲77頁)
- (9) 視覚障害者用付加装置に関する設置・運用指針の制定。(前掲78頁)
- (10) 経過時間表示付き L E D 式歩行者用交通信号灯器に関する設置・運用指針の制定。(前掲78頁)
- (11) 「バリアフリー新法」に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針の制定。(前掲78頁)
- (12) 平成19年3月、「警察によるITSの今後の展開」を策定した。
- (13) エスコートゾーンの設置に関する指針の制定。(前掲78頁)
- (14) 時差式信号現示による制御に関する運用指針の制定。(前掲78頁)
- (15) 右折矢印信号現示による制御に関する運用指針の制定。(前掲78頁)
- (16) 特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路の指定の基準の変更に伴う、指定道路における円滑化対策事業の特定交通安全施設等整備事業への追

加。(前掲78頁)

(17) 第二次社会資本整備重点計画に基づく、あんしん歩行エリア582箇所及び 事故危険箇所対策実施箇所3,396箇所の指定。(前掲78頁)

3 効果の把握の手法及びその結果

- (1) 特定交通安全施設等整備事業による主な交通安全施設の整備基数(前掲82 百)
- (2) 特定交通安全施設等整備事業に係る予算額(前掲78頁)
- (3) 信号機のバリアフリー化率

ア 交通バリアフリー法の特定経路における信号機のバリアフリー化率の推移

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
特定経路上の信号機総 数(基)	12,357	12,357	11 ,997	12,043	11,749	11 ,386	11,591
バリアフリー化済み信 号機数(基)	4, 158	4,900	5,450	6,099	6,662	7,951	9,405
バリアフリ <i>ー</i> 化率 (%)	33.6	39.7	45.4	50.6	56.7	69.8	81.1

平成20年5月交通規制課作成

イ バリアフリー新法の主要な生活関連経路を構成する道路における信号機 等のバリアフリー化率の推移

	19年度	20年度
主要な生活関連経路上 の横断箇所数(箇所)	17,797	18, 196
バリアフリー化済み横 断箇所数(箇所)	14,837	15,693
バリアフリー化率 (%)	83.4	86.2

平成21年5月交通規制課作成

(4) 死傷事故抑止、交通の円滑化及び環境負荷の低減に係る効果

道路交通のIT化、バリアフリー化に資する特定交通安全施設等整備事業は、交通安全施設等整備事業七箇年計画及び各次の社会資本整備重点計画に即して実施されており、平成8年度以降の各計画期間ごとに特定交通安全施設等整備事業の効果を測定した結果は次のとおりである。

- ア 交通安全施設等整備事業七箇年計画(平成8年度~14年度)(前掲83頁)
- イ 第一次社会資本整備重点計画(平成15年度~19年度)(前掲85頁)
- ウ 第二次社会資本整備重点計画(平成20年度~24年度)(前掲87頁)

4 評価の結果

(1) 効果

IT技術を活用した信号機の高度化やバリアフリー化の推進は、上記のような死傷事故抑止効果、交通円滑化効果及び二酸化炭素排出量削減効果を得るなど、高い効果が認められる。

また、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路における信号機等のバリアフリー化率が約86%になるなど、歩行空間のバリアフリー化は着実に推進されている。

(2) 今後の施策展開の方向性

交通を取り巻く情勢は依然として深刻であることから、死傷事故の抑止や 交通の円滑化等を図るため、今後とも、社会資本整備重点計画に沿って、道 路交通のIT化、バリアフリー化に資する特定交通安全施設等整備事業を一 層重点的、効果的かつ効率的に推進する。

また、第二次社会資本整備重点計画において、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路における信号機等のバリアフリー化率を100%にすることを成果目標に掲げていることから、より一層、歩行空間のバリアフリー化を推進する。

【評価の対象とした政策】

- 第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築
 - 4 安全かつ快適な交通の確保
 - (2) 凶悪化する暴走族に対する対策の強化

(政策所管課:交通指導課)

1 政策の内容

暴走族は、深夜の爆音暴走を繰り返すだけでなく、凶悪事件等も引き起こしており、暴走族に対する国民の取締り要望も踏まえ、各部門が連携した暴走族対策を推進することにより、暴走行為等を抑止し、国民生活の平穏と安全を確保する。

2 実施事項

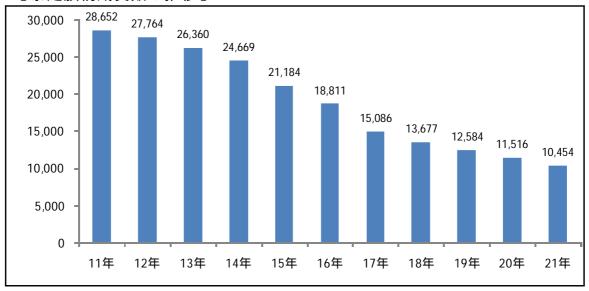
- (1) 平成13年2月の暴走族対策関係8省庁による暴走族対策の強化についての 申合せ等に基づき、暴走族根絶県民大会等を開催して地域住民の暴走族追放 意識の高揚を図るなど、総合対策を実施した。
- (2) 毎年、暴走族による暴走行為が本格化する時期の前に、「暴走族取締強化期間」を実施し、各部門が一体となった総合体制を確立して、先制的な取締り等の諸対策を強化した。
- (3) 平成16年11月1日に施行された道路交通法の一部を改正する法律に基づき、共同危険行為等の禁止違反等の検挙に努めた。
- (4) 暴走族捜査に係る指揮・管理能力を向上させるため、平成14年度から20年度にかけて、警察大学校及び管区警察学校において、212人に対し6回の研修を実施した。
- (5) 暴走族による集団暴走事案の検挙に資するため、平成21年度までに暴走族 取締用車両合計94台を都道府県警察に配備したほか、暴走族視察・内偵用車 載ビデオ、暴走族用阻止柵、封鎖用エアバッグ及びストロボ付き連写カメラ の配備のための補助金を予算措置した。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 暴走族構成員数の推移

平成21年末現在における暴走族構成員数は1万454人で、12年以降一貫して減少している。

【暴走族構成員数の推移】



(2) い集・走行回数の推移

平成21年中のい集・走行回数は3,572回、参加人数は3万5,247人、参加台数は2万3,180台で、おおむね減少傾向にある。

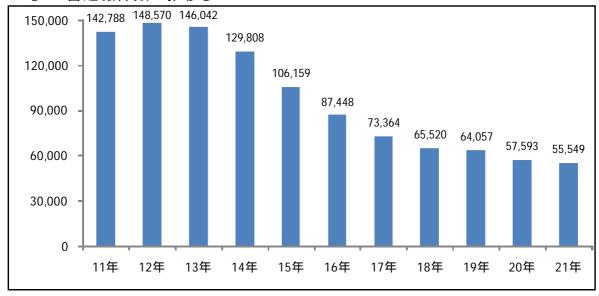
【い集・走行回数の推移】



(3) 110番通報件数の推移

平成21年中の暴走族に関する騒音苦情等の110番通報件数は5万5,549件であり、12年をピークに一貫して減少している。

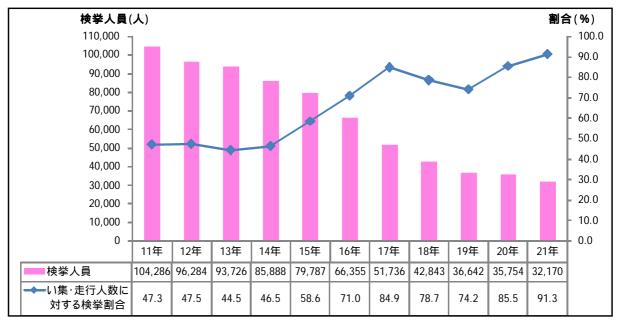
【110番通報件数の推移】



(4) 検挙人員の推移

平成21年中の暴走族の検挙人員は3万2,170人と11年以降、一貫して減少している。い集・走行参加人数に対する検挙割合は、21年中は91.3%であり、11年以降、最も高くなっている。

【検挙人員の推移】



注:「い集・走行人数に対する検挙割合」とは、検挙人員のい集・走行参加人員に占める割合をいう。

4 評価の結果

(1) 効果

暴走族構成員数、い集・走行回数、110番通報件数及び暴走族の検挙人員 は、平成11年と比較していずれも減少している。これは、共同危険行為等の 禁止違反を抽象的危険犯とした16年の法改正、警察による取締りの強化、官 民挙げての暴走族追放運動の展開等総合的な暴走族対策を推進した効果が現 れていると考えられる。

(2) 今後の施策展開の方向性

今後とも、暴走族に対する国民の取締り要望等を踏まえ、各部門が連携した暴走族対策を推進する。

【評価の対象とした政策】

第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

- 4 安全かつ快適な交通の確保
- (3) 手続の簡素化による国民の負担軽減

(政策所管課:運転免許課)

1 政策の内容

運転免許証の更新手続を簡素化することにより国民の負担を軽減し、その要請に応える。

2 実施事項

- (1) 道路交通法施行規則の改正により、都道府県公安委員会が規則で定めるところにより、写真の添付を要しないこととすることができるようにした(平成13年4月施行)。
- (2) 優良運転者については、本人の住所地の警察署に限ることなく、原則として同一の都道府県内のすべての更新申請窓口で更新申請を受け付けるよう努めている(平成13年4月から)。
- (3) 道路交通法の改正により、優良運転者が住所地以外の公安委員会を経由して更新申請を行うことを可能とした(平成14年6月施行)。
- (4) 道路交通法の改正により、更新期間を従来の1か月間から2か月間に延長 した(平成14年6月施行)。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 写真添付を要しない更新申請窓口数

平成21年末現在、写真添付を要しない更新申請窓口数は483であり、21年中の当該更新申請窓口における更新申請者数は約1,543万人で、全更新申請者数に占める比率は83.8%であった。

【写真添付を要しない更新申請窓口数】

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
写真添付を要しない 更新申請窓口数	0	480	487	508	484	477	483	471	472	483

【(参考)全更新申請者数に占める写真添付を要しない更新申請窓口における 更新申請者数の比率】

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
写真添付を要しない 更新申請窓口におけ る更新申請者数の 比率(%)	0.0	58.0	77.8	82.3	81.3	81.0	81.6	82.8	83.7	83.8

注:写真添付を要しない更新申請窓口における更新申請者数の比率とは、写真添付を要しない更新申請窓口における更新申請者数が、全更新申請者数に占める割合をいう。

(2) 優良運転者が同一の都道府県内であれば住所地を問わず申請可能な更新申請窓口数及び当該窓口数が全更新申請窓口数に占める比率

平成21年末現在、同一の都道府県内の優良運転者であれば住所地を問わず申請可能な更新申請窓口の数は910であり、全更新申請窓口に占める比率は82.7%であった。

【優良運転者が申請可能な更新申請窓口数及び同窓口の比率】

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
優良運転者が申請可能な更新申請窓口数	0	401	666	719	891	861	885	900	898	910
優良運転者が申請可能な更新申請窓口の 比率(%)	0	37.7	61.6	67.0	81.5	78.2	80.7	82.0	82.1	82.7

注:優良運転者が申請可能な更新申請窓口数の比率とは、優良運転者が申請可能な更新申請窓口数が、 全更新申請窓口数に占める割合をいう。

(3) 優良運転者が経由申請することのできる更新申請窓口数及び当該更新申請窓口における経由申請者数

平成21年末現在、優良運転者が経由申請することのできる更新申請窓口数は79であり、21年中の当該更新申請窓口における経由申請者数は6,253人であった。

【経由申請することができる更新申請窓口数及び経由申請者数】

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
経由申請 することができる 更新申請窓口数	0	0	77	77	77	77	77	78	79	79
経由申請者数(人)	-	-	350	335	536	6658	5865	5639	5700	6253

(4) 更新予定者に占める失効者の比率

平成21年中に免許を失効し、失効後6月以内に試験の一部免除により合

格した者の数は、全更新予定者数の1.04%であり、更新期間が延長される前の13年中の1.99%に比べ、ほぼ半減した。

【更新予定者に占める失効者の比率】

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
失効者の比率(%)	1.99	1.75	1.18	1.06	0.93	1.05	1.06	1.25	1.04

4 評価の結果

(1) 効果

- ア 更新申請の際の写真添付の省略については、平成13年の改正道路交通法施行規則の施行以降、約480の更新申請窓口で写真添付が不要となり、また、過去5年間継続的に更新申請者の約8割が写真添付の省略の対象となっていることから、当該施策により更新時の写真添付に係る国民の負担が軽減したと認められる。
- イ 平成13年以降、優良運転者については、本人の住所地の警察署に限ることなく、原則として同一の都道府県内のすべての更新申請窓口における更新申請の受理を推進した結果、優良運転者が更新の申請を行うことが可能な更新申請窓口数が増加しており、優良運転者である更新申請者の利便性が向上したと認められる。
- ウ 平成14年の改正道路交通法の施行により住所地以外の公安委員会を経由 して更新申請を行うことが可能となり、すべての都道府県において経由申 請することのできる更新申請窓口が設置されたことから、優良運転者であ る更新申請者の利便性が向上したと認められる。
- エ 平成14年の改正道路交通法の施行により更新期間が1か月間から2か月間に延長されたことにより、免許をうっかり失効させる者が減少し、免許失効後6月以内に試験の一部免除により合格した者の数の比率が延長前に比べてほぼ半減したことから、失効に係る更新申請者の負担が軽減されたと認められる。

(2) 今後の施策展開の方向性

今後とも、更新手続を含む運転免許に係る各種手続の簡素合理化を図り、 国民の負担の軽減と利便の向上を更に推進していく必要がある。

【評価の対象とした政策】

- 第4 警察活動を支える人的基盤の強化
 - 1 精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上
 - (1) 教育の充実

(政策所管課:人事課)

1 政策の内容

教育の充実を図ることにより、精強な執行力を確保するとともに、警察職員 一人一人の資質を向上し、強力かつ的確な職務執行を可能とする。

2 実施事項

- (1) 昇任時教育期間の延長等
- (2) 「民事不介入」についての誤った認識を払拭するための教授内容の充実
- (3) 採用時教育の見直し
- (4) 実戦的教育の強化
- (5) 警察学校における教授内容、教育技法、教材等に関する調査・研究
- (6) 府県警察学校等教官選抜要綱等の制定
- (7) 一般職員に対する学校教育及び警察官の部門別任用時教育の改善
- (8) 長期間学校教育を受けていない者に対する教育の実施
- (9) けん銃使用判断能力向上のための訓練の充実
- (10) 基礎体力の維持向上
- (11) 警察改革の精神を風化させない取組み

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 昇任時教育期間の延長等

職務倫理及び幹部に対する教育の充実を図るため、各級昇任時教育の期間を延長するなど、平成13年度から新たな教育制度による学校教育を実施した。

巡査部長任用科 4週間 6週間

警部補任用科 5週間 8週間

警 部 任 用 科 2 か月 3 か月又は 6 か月(19年度から一律 4 か月) 教育期間の延長により、ゼミ授業及び部外有識者による授業を拡充し、実務能力及び管理・指導能力を養成するための教育を充実した。また、幹部に強く求められる職務倫理の実践及び指導に必要な教育を推進した。

(2) 「民事不介入」についての誤った認識を払拭するための教授内容の充実 民事問題等に対する警察の立場についての教授内容の充実

採用時及び昇任時教育における告訴・告発、警察安全相談及びストーカ

- ・配偶者からの暴力事案への対応に関する教授内容の充実

警部補任用科及び警部任用科において、幹部の民事問題に関する法律的 理解を深めさせるための民事法授業の導入

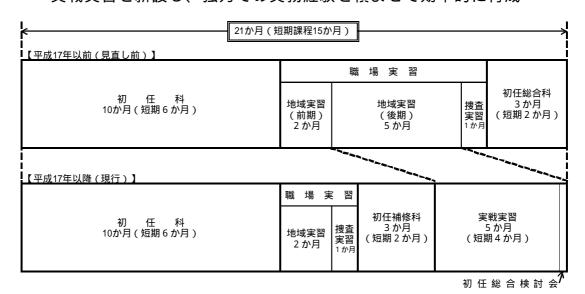
等、「民事不介入」についての誤った認識を払拭するための教授内容を平成 13年度から拡充し、この種事案の対処要領及び解決に必要な知識の修得の教 育を推進した。

(3) 採用時教育の見直し

新規採用警察官の早期戦力化による現場執行力の強化等を図るため、採用 時教育制度を見直し、平成17年4月から実施した。

(主な見直し内容)

警察学校での教育を採用時教育の前段で集中的に実施 捜査実務の授業時間を増加し、捜査要領等の修得を徹底 実戦実習を新設し、独力での実務経験を積ませて効率的に育成



(4) 実戦的教育の強化

事案に対する実体法上の評価、証拠化措置や手続法上執るべき措置について正しく判断する能力、逮捕・制圧技術を培うため、警察学校等において、 実際の現場を想定し、職務質問、擬律判断、制圧・逮捕等の実戦的教育を充 実・強化した。具体的には、

実際の第一線の現場を想定した事例に基づき、学生に職務質問、擬律判断、制圧・逮捕等をロールプレイング方式により模擬体験させ、一連の現場対応措置要領を修得させる現場対応措置訓練

不審者に対する職務質問時に刃物で襲いかかってくる事案等を想定し、 警棒、警じょう、楯等の装備資機材を活用した逮捕術とけん銃使用により、 これら攻撃の防御や被疑者の制圧等を訓練する総合的な術科訓練 等を実施している。

また、本格的な大量退職期を迎え、ベテラン警察職員の豊富な経験により蓄積された高い知識、技能を次世代に伝承していくため、警察学校等において、各部門の技能指導官や退職警察職員を活用した伝承教育を実施している。なお、警察部内において極めて卓越した専門的な技能又は知識を有する警察職員を警察庁長官が指定する「警察庁指定広域技能指導官」については、平成22年3月現在、77人を指定している。

(5) 警察学校における教授内容、教育技法、教材等に関する調査・研究 学校教養の効果的かつ効率的な実施に資するため、平成13年5月「学校教 養改善検討委員会」(委員長:警察大学校副校長)を設置し、各級警察学校 で行う課程の教授内容に関する必要な調査及び研究を実施したほか、各管区 ごとの警察本部教養担当課長及び警察学校長を対象とした会議等を開催する などにより、各管区及び都道府県警察における教育現場の意見、要望の聴取 を行った。

その結果、各警察学校における教育担当者間の意見交換、情報共有が図られるとともに、採用時教育及び昇任時教育において、現場対応措置訓練のほか、警察無線の通話訓練や鑑識活動の実習等、第一線の現場執行力の強化に直結する内容とした授業の新設又は拡充がなされるなど、警察学校における教育の質的向上が図られた。

(6) 府県警察学校等教官選抜要綱等の制定

平成13年10月、警察学校における教育の充実を図るため、高い資質等を有する警察官を教官に任用する制度として、府県警察学校等教官選抜要綱(任用基準)等を制定し、教官任用前の警察大学校教官養成科入校を制度化するなどした。

教官任用前に警察大学校教官養成科に入校した者の割合は、平成14年は 48.6%であったが、21年は96.2%で、47.6ポイント上昇した。

(7) 一般職員に対する学校教育及び警察官の部門別任用時教育の改善

平素、警察官と一体となって業務を行う一般職員について、それぞれの職務に必要な知識・技能等を修得させ、同時に警察職員としての職責の自覚と使命感を高めるため、一般職員に対する学校教育の教授内容の見直しや総授業時間の拡充等を行い、平成14年度から実施した。

また、生活安全、刑事、交通、警備の各専門部門に新たに任用される警察官に対する部門別任用時教育についても、職務倫理教育等の充実を図るため、教授内容を見直し、平成14年度から実施した。

(8) 長期間学校教育を受けていない者に対する教育の実施 平成14年8月、5年以上にわたり警察学校における教育を受けていない職

員を対象に、職務倫理教育及び被害者支援・警察安全相談等警察活動における重要課題に関する教育を充実させるため、「長期未入校者教養実施要領」を制定した。

長期にわたり警察学校に入校していない警察職員を3日間以上警察学校に 入校させるなどにより、「職務倫理の基本」を再認識させる教育、警察活動 における重要課題等に関する教育を推進した。

長期未入校者教養を受けた職員は、14年度から21年度までの8か年で、約6万3,900人であった。

(9) けん銃使用判断能力向上のための訓練の充実

平成13年12月、けん銃訓練要綱を改正し、訓練内容を見直し、現場に即したけん銃使用判断訓練や、より実戦的な応用射撃訓練を重点的に推進した。

また、映像射撃訓練装置、映像射撃シミュレーターを導入し、けん銃使用 判断能力、射撃能力の向上を図った。

この結果、けん銃を使用する可能性の高い職務に従事する重点訓練対象者の20年度中の実包による射撃訓練の実施率が112.6%となるなど、けん銃訓練要綱の改正以降、けん銃訓練の充実が図られている。

また、映像射撃シミュレーターの導入により、従来までけん銃射撃場で行われていたけん銃使用判断能力、射撃能力の向上のための訓練を警察署等で行うことが可能となったことにより、同訓練回数が増加した。

なお、映像射撃シミュレーターは、19年度までにすべての都道府県警察に配備された(22年3月現在、全国警察において延べ137台を配備)。

注1: 映像射撃訓練装置とは、特殊な素材で作られた画面に映し出される映像に向け、実弾で射撃を行うことができる訓練装置であり、平成8年から導入している。

(10) 基礎体力の維持向上

平成14年10月、警察官等の執行力の基盤をなす基礎体力の維持向上を図るため、新警察体力検定「JAPPAT」(ジャパット)を導入した。20年度における皇宮護衛官及び都道府県警察官のJAPPATの実施率は、約53%であった。

また、20年度における体力テスト(握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、立ち幅とび)の合計得点(体力の総合評価の指標)において、受検した警察官の平均得点は、すべての年代で国民の平均得点より高い水準を示した。

(11) 警察改革の精神を風化させない取組み

大量退職・大量採用時代を迎え、警察改革の精神を風化させないため、学 校教養、職場教養等あらゆる機会をとらえ、国民のための警察を確立するた めの職務倫理教育を徹底するなど、幹部を始めとする職員一人一人の意識改革を継続して行った。

(主な取組状況)

平成13年度から、警察大学校、管区警察学校の昇任時教育及び幹部教育において、幹部職員の意識改革を図るため、警察の責務、警察に対する国民の要請等に関する教育を実施

平成13年度からの都道府県警察学校における採用時教育において、職務 倫理教育の授業を大幅に増加

12年度以前:84時間(短期課程34時間) 13年度:134時間(短期課程:80時間)

平成19年度までに、各級警察学校におけるすべての課程で職務倫理教育 を実施

警察署等の職場において、集合時等における職務倫理教育を実施

警察職員として必要な幅広い知識、見識を養うため、犯罪被害者の遺族、民間企業経営者等の部外有識者による講話を実施したほか、警察に対する厳しい意見や指摘を真摯に受け止めるなど、幹部の意識改革を促す観点から、公安委員やマスコミ関係者、弁護士を講話等に招へい

警察大学校の警部任用時教育については、平成19年4月からの新教授内容による教育において、幹部職員の意識改革を継続して行うため、過去の非違事案の発生傾向や原因の分析等を踏まえた実効ある職務倫理教育を実施

各級警察学校及び職場における職務倫理教育の充実を図るため、平成14年10月、警察職員として国民の信頼と期待に応えるために遵守すべき各種法令、規則等の基本的事項のほか、小集団討議等に活用するための想定事例等を掲載した「職務倫理教養の手引」を作成、警察庁、管区警察局、都道府県警察等に配布(21年9月、追加版を作成、配布)し、同手引を活用した職務倫理教育を実施

様々な人権課題等の視点から職務執行の在り方をとらえ直し、職員一人一人の意識改革を図るため、平成20年3月、「人権に配意した警察活動のための手引」を作成の上、警察庁、管区警察局、都道府県警察等に配布し、人権に配意した警察活動を行うための教育を実施

4 評価の結果

(1) 効果

各級警察学校及び職場において、具体的事例に基づいた実戦的な教育技法 を導入したほか、警察職員としての誇りと使命感を醸成するための職務倫理 教育を徹底するなど、精強な執行力を確保するとともに、警察職員一人一人 の資質を向上するための教育の充実が図られた。

(2) 今後の施策展開の方向性

治安情勢の複雑多様化や大量退職、大量採用期に伴う組織の人的構成の変化が引き続き見込まれる中、これに的確に対応し得る人的基盤を強化するためには、引き続き職員一人一人の資質の向上を図る必要があり、今後とも、各級警察学校及び職場において、現場執行力の強化に向けた実戦的な教育訓練の充実を図っていくこととする。

また、国民のための警察の確立には、幹部を始めとした職員一人一人が、 精強な執行力のほか、誇りと使命感に裏打ちされた高い倫理観を保持するこ とが必要であることから、引き続き、これらを醸成させるための職務倫理教 育を不断に実施していくこととする。

【評価の対象とした政策】

- 第4 警察活動を支える人的基盤の強化
 - 1 精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上
 - (2) 種採用者等の人事管理の見直し

(政策所管課:人事課)

1 政策の内容

種採用者等について、現場経験の充実を図るなど育成方策を見直すことに より、一人一人の資質の向上を図る。

2 実施事項

(1) 種採用者の警視昇任時期の延伸(別添資料12参照)

種採用者については、若い時期の現場経験を充実させるため、警視昇任の時期を従来の採用後4年目から段階的に遅らせることとし、遅らせた期間については、警部補の階級における第一線警察署等勤務の延長と警部の階級における警察署課長代理等勤務に充当している。

(2) 警察本部長等に対する組織管理者研修の実施等

新たに警察本部長等に登用する者については、任命に先立って警察庁の人事検討委員会を開催するなどしてその者の適格性を組織的に検討するとともに、登用前に組織管理者研修を実施して各種業務運営に当たって把握すべき事項等を教育するなど、的確な人事管理に努めている。

(3) いわゆる推薦者の警察本部長等への積極的登用

いわゆる推薦者(都道府県警察採用の優秀な警察官で、当該都道府県警察の推薦に基づき警部等の階級で警察庁に中途採用された者)について、警察本部長等への積極的な登用を行っている。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 種採用者の警視昇任時期の延伸の実施状況

ア 警部補段階での都道府県警察勤務期間の延長状況

平成10年採用者約9か月平成11年採用者約10か月平成12年採用者約12か月平成13年採用者約13か月平成15年採用者約14か月

平成16年採用者 約14か月 平成17年採用者 約14か月 平成18年採用者 約14か月 平成19年採用者 約14か月 平成20年採用者 約14か月 平成21年採用者 約14か月

イ 警部段階での都道府県警察勤務状況(別添資料13参照)

平成12年1月現在 計 0 名 平成13年1月現在 計2名 平成14年1月現在 計 3 名 平成15年1月現在 計 2 名 平成16年1月現在 計 2 名 平成17年1月現在 計6名 平成18年1月現在 計 6 名 平成19年1月現在 計 6 名 平成20年1月現在 計 4 名 平成21年1月現在 計 6 名 平成22年1月現在 計 5 名

ウ 警視昇任までの期間の延伸状況

平成8年採用者(延伸前) 4年目警視昇任(平成11年) 平成9年採用者 5年目警視昇任(平成13年) 平成10年採用者 6年目警視昇任(平成15年) 平成11年採用者 7年目警視昇任(平成17年) 平成12年採用者 7年目警視昇任(平成18年) 平成13年採用者 7年目警視昇任(平成19年) 平成14年採用者 7年目警視昇任(平成20年) 7年目警視昇任(平成21年) 平成15年採用者 7年目警視昇任(平成22年) 平成16年採用者

(2) 警察本部長等に任用する際の人事検討委員会の開催状況及び組織管理者研修の実施状況

人事検討委員会 平成12年以降計42回開催 組織管理者研修 平成12年以降計9回実施

(3) いわゆる推薦者の登用状況(別添資料14参照)

平成12年 1 月現在警察庁課長 0 名、警察本部長等 2 名平成13年 1 月現在警察庁課長 2 名、警察本部長等 3 名平成14年 1 月現在警察庁課長 3 名、警察本部長等 4 名

平成15年1月現在 警察庁課長2名、警察本部長等6名 平成16年1月現在 警察庁課長1名、警察本部長等5名 警察庁課長1名、警察本部長等5名 平成17年1月現在 平成18年1月現在 警察庁課長1名、警察本部長等5名 平成19年1月現在 警察庁課長0名、警察本部長等4名 警察庁課長0名、警察本部長等5名 平成20年1月現在 平成21年1月現在 警察庁課長1名、警察本部長等3名 平成22年1月現在 警察庁課長1名、警察本部長等4名

4 評価の結果

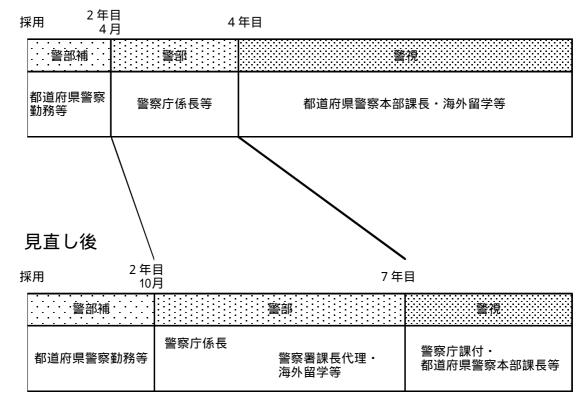
(1) 効果

- ア 警部補期間の延長等により、地域、刑事、生活安全等の各部門での現場 経験の充実が図られている。
- イ 警視への昇任を延伸することにより、都道府県警察の課長に就任する以前に、警察庁の行政官や第一線警察署の課長代理としての勤務、海外留学 等の多様な経験を積んでいる。
- ウ 厳格な人物審査、推薦者の積極的な登用等により、適材適所の人事配置 が図られている。
- (2) 今後の施策展開の方向性

公務員制度改革の動向等を踏まえつつ、 種採用者等の人事管理の在り方 について、必要に応じ、検討する。

種採用者の警視昇任時期の延伸

見直し前



別添資料13

警部段階での都道府県警察勤務状況

警察改革の推進以前(平成12年1月1日現在)	計 0	名
平成13年1月1日現在 警察署生活安全課課長代理 警察署刑事課課長代理	計 2	名 1名 1名
平成14年1月1日現在 警察署生活安全課課長代理 警察署刑事課課長代理 生活安全特別捜査隊付	計 3	名 1名 1名 1名
平成15年1月1日現在 警察署生活安全課課長代理 警察署刑事課課長代理	計 2	名 1名 1名
平成16年1月1日現在 警察署生活安全課課長代理 警察署刑事課課長代理	計 2	名 1名 1名
平成17年1月1日現在 警察署生活安全課課長代理 警察署刑事課課長代理 警察署交通課課長代理	計 6	名 3名 2名 1名
平成18年1月1日現在 警察署生活安全課課長代理 警察署刑事課課長代理 警察署交通課課長代理	計 6	名 2名 3名 1名
平成19年1月1日現在 警察署生活安全課課長代理 警察署刑事課課長代理 警察署交通課課長代理	計 6	名 2名 3名 1名
平成20年1月1日現在 警察署刑事課課長代理 警察署組織犯罪対策課課長代理	計 4	名 2名 2名
平成21年1月1日現在 警察署刑事課課長代理 警察署組織犯罪対策課課長代理	計 6	名 3名 3名
平成22年1月1日現在 本部生活安全部生活安全総務課管理官 警察署刑事課課長代理 警察署組織犯罪対策課課長代理	計 5	名 1名 3名 1名

いわゆる推薦者の登用状況

警察改革の推進以前(平成12年1月1日現在)

警察庁課長 0名

警察本部長 1名(石川県警察本部長)

方面本部長 1名(北見方面本部長)

平成13年1月1日現在

警察庁課長 2名(交通指導課長、公安第二課長)

警察本部長 1名(岩手県警察本部長)

方面本部長 2名(旭川方面本部長、北見方面本部長)

平成14年1月1日現在

警察庁課長 3名(鑑識課長、交通指導課長、公安第二課長)

警察本部長 2名(岩手県警察本部長、富山県警察本部長)

方面本部長 2名(旭川方面本部長、北見方面本部長)

平成15年1月1日現在

警察庁課長 2名(鑑識課長、交通指導課長)

警察本部長 4名(茨城県警察本部長、富山県警察本部長、高知県警察本部

長、佐賀県警察本部長)

方面本部長 2名(旭川方面本部長、北見方面本部長)

平成16年1月1日現在

警察庁課長 1名(鑑識課長)

警察本部長 3名(滋賀県警察本部長、佐賀県警察本部長、長崎県警察本部

色)

方面本部長 2名(旭川方面本部長、北見方面本部長)

平成17年1月1日現在

警察庁課長 1名(捜査第一課長)

警察本部長 3名(福井県警察本部長、滋賀県警察本部長、宮崎県警察本部

長)

方面本部長 2名(旭川方面本部長、北見方面本部長)

平成18年1月1日現在

警察庁課長 1名(捜査第一課長)

警察本部長 4名(山形県警察本部長、福井県警察本部長、鳥取県警察本部

長、宮崎県警察本部長)

方面本部長 1名(北見方面本部長)

平成19年1月1日現在

警察庁課長 0名

警察本部長 3名(山形県警察本部長、鳥取県警察本部長、島根県警察本部

長)

方面本部長 1名(北見方面本部長)

平成20年1月1日現在

警察庁課長 0名

警察本部長 4名(岩手県警察本部長、富山県警察本部長、島根県警察本部

長、徳島県警察本部長)

方面本部長 1名(北見方面本部長)

平成21年1月1日現在

警察庁課長 1名(長官官房参事官(右翼対策担当))

警察本部長 2名(徳島県警察本部長、大分県警察本部長)

方面本部長 1名(函館方面本部長)

平成22年1月1日現在

警察庁課長 1名(国際テロリズム対策課長)

警察本部長 2名(鳥取県警察本部長、宮崎県警察本部長)

方面本部長 2名(函館方面本部長、北見方面本部長)

【評価の対象とした政策】

- 第4 警察活動を支える人的基盤の強化
 - 1 精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上
 - (3) 職務執行の中核たる警部補の在り方の見直し

(政策所管課:人事課)

1 政策の内容

職務執行の中核たる警部補の在り方を見直し、指揮命令系統を明確化して業務の円滑な遂行を確保することにより、十分な執行力を確保する。

2 実施事項

「職務執行の中核たる警部補の在り方について」(平成13年6月14日付け警察庁丁人発第336号)により、都道府県警察に対して、それぞれの実情に応じた諸対策の実施について指示した。

3 効果の把握の手法及びその結果

- (1) 警部補の在り方の見直しを実施した都道府県の状況
 - ア 弾力的かつ適正な定員管理を図るため、33都県で一時的に警部補枠を下位の階級枠に流用する規定を設ける条例等の改正を実施し、各都道府県警察の実情に応じて、当該規定を活用している。
 - イ 警部補としての能力・資質をより的確に判断するために、昇任試験の内容や配点基準等の改正又は見直しをほぼすべての都道府県において実施した。
 - ウ すべての都道府県警察において、弾力的かつ適正な定員管理を図るため、 再任用制度を活用している。
 - エ 各都道府県警察において、警部補の職制の在り方に関する見直し等を行った結果、

係長と主査等警部補内における職制を二分化することにより、上位職 警部補と下位職警部補間の責任を明確化(5都県)

同一係内で上位に位置する警部補に指揮命令権を付与することにより、責任を明確化(26道府県)

同一係内で上位に位置する警部補に調整権を付与することにより、係 内における業務遂行を円滑化(6県)

一つの係に警部補を一人配置し、係内で同一階級の警部補が存在する ことを避けることにより、責任を明確化(5県) スタッフ職である専門官に警部補を配置することにより、ライン職で ある係長の警部補との責任を明確化(5県) が図られた。

- オ 9 都県において、上位に位置する警部補の給与の級を下位に位置する警部補のそれよりも高くしたり、上位に位置する警部補であることを警部試験の受験資格とするなどにより、両者の間に処遇等の差異を設けている。
- カ すべての都道府県警察において、警部補に対する意識付けの徹底及び執行力の強化を図るため、職務倫理専科等の学校教養や集団討議等の職場教養を実施している。
- (2) 都道府県警察から寄せられた主な意見(平成22年2月調査結果)
 - ア 大量退職時代を迎え、警部補を始めとする上位階級昇任者の質が低下することが懸念され、警部補としての意識が低い者も散見されることから、 引き続き、警部補の質の維持・確保に努める必要がある。
 - イ 上位に位置する警部補であっても、他の警部補と同一処遇であり、それ による不公平感が生じていることから、処遇上の差異を明確化する必要が ある。
 - ウ 警部補が行う実働業務の割合が増大することに伴い、警部による業務管理の重要性が一層高まっていることから、警部の管理能力等の向上が今後の課題である。

4 評価の結果

(1) 効果

- ア 警部補枠を下位の階級枠に流用するための規定の活用等による弾力的な 定員管理や能力・資質を的確に反映した昇任審査が行われ、職務執行の中 核たる警部補にふさわしい人材の昇任が図られている。
- イ 職制の二分化等により、警部補個々の責任を明確化することにより、係 内の迅速かつ的確な意思決定が図られるようにしている。
- ウ 各種学校教養及び職場教養の実施により、警部補としての必要な能力を 有し、そのような責任を担うことができる人材の育成が図られるようにし ている。

(2) 今後の施策展開の方向性

- ア 多数の退職者を補充するために必要な昇任数と能力・資質を的確に反映 した適正な昇任数との間に乖離が生じるおそれがあることから、引き続き、 弾力的かつ適正な定員管理を図る。その際、各都道府県警察の実情等を勘 案しつつ、再任用制度の更なる活用についても検討する。
- イ 引き続き、上位に位置する警部補について、処遇改善方策を検討するほ

か、必要に応じ、警部の在り方についても検討するなど、多角的な見直しを図る。

ウ 引き続き、警部補に対する意識付けの徹底や教養の充実を図る。

【評価の対象とした政策】

- 第4 警察活動を支える人的基盤の強化
 - 1 精強な執行力の確保と一人一人の資質向上
 - (4) 優秀かつ多様な人材の確保と活用

(政策所管課:人事課)

1 政策の内容

真に警察官たるにふさわしい者の採用に努めることにより、十分な執行力を 確保する。

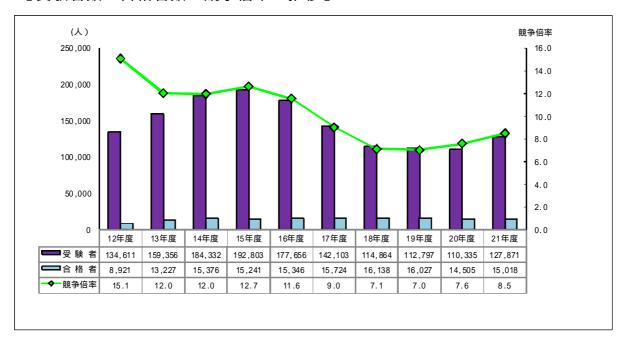
2 実施事項

- (1) 警察改革要綱の策定以降、全国会議等を通じて、優秀かつ多様な人材確保 等について指示した。
- (2) 平成17年6月、「真に警察官たるにふさわしい者を採用するための警察官採用試験の改善等に関する要綱」(以下「改善要綱」という。)を策定し、各都道府県警察に対し、この改善要綱の趣旨にのっとり、警察官としての適性を有する優秀な人材の確保に努めるよう指示した。
- (3) 平成21年10月、警察官採用試験の改善等に向けた取組みを進めるに当たって留意すべき事項等を警察庁から各都道府県警察に対して通知し、採用試験等の一層の改善に努めるよう指示した。

3 効果の把握の手法及びその結果

- (1) 警察官採用試験の競争倍率の状況
 - ア 受験者数は、平成15年度以降減少にあったが、21年度は、前年度と比べ、 1万7,536人増加し、6年振りに上昇に転じた。
 - イ 合格者数は、平成21年度は1万5,018人であり、13年度以降9年連続して1万人を超えている。
 - ウ 競争倍率は、平成16年度以降減少傾向にあったが、20年度に5年振りに 上昇に転じ、21年度は8.5倍と2年連続で上昇傾向にある。

【受験者数・合格者数・競争倍率の推移】



(2) 採用試験の在り方の見直しの状況

真に警察官たるにふさわしい者を採用するために各種の見直しを推進した。

第一次試験合格者数の増加

第一次試験における試験種目の増加

採用試験における面接配点の増加

面接時間・回数の増加

面接試験官の面接技能の向上

集団討論の導入

資格加点制度の導入

(事例)

第一次試験合格者数、採用試験における面接試験の配点の比率の増加等の改善を行った結果、教養試験の結果が下位の者であっても面接試験により能力・適性を評価された者が最終合格し、採用後、勤務実績優秀者となった者が多数いる。

集団討論を導入したことにより、個別面接では把握することが困難な受験者のコミュニケーション能力や協調性等を把握できるようになった。

体力試験を導入したことにより、採用後の体力測定の結果が、導入前の それよりも向上した。

(3) 中途採用・特別採用の状況

平成22年4月1日現在、都道府県警察における中途採用者は180人、特別

採用者は788人となっている。

採用された中途採用者及び特別採用者については、例えば、サイバー犯罪 捜査を担当する中途採用者に民間企業主催のコンピュータセキュリティに関 する研修を受講させるなど、各都道府県警察の実情に応じて、最新の専門的 知識・技能の習得に努めさせている。

注:中途採用とは、コンピュータ、財務等の専門的能力を有する者を能力に応じた階級に位置付けた 上で民間等から採用することをいい、特別採用とは、特定の知識及び能力を有する者を特別枠を 設けて新規採用することをいう。

【中途採用者の数(平成22年4月1日現在)】

財務	国際	サイバー	科学	計
48	46	73	13	180

【特別採用者の数(平成22年4月1日現在)】

語学	情報	社会人経験等	その他	計	
314	115	287	72	788	

(事例)

中途採用者が、財務捜査官として、業務上横領事件、背任事件等の捜査に従事し、財務解析や帳簿捜査等で検挙に貢献した。

特別採用者が、情報処理に関する知識・技能を活かし、不正アクセス禁止法違反事件、インターネットを利用した児童ポルノ禁止法違反事件等の 捜査に従事し、通信ログの解析、データの解析等で検挙に貢献した。

中途採用者及び特別採用者が、自らの専門的知識・技能を事件捜査の過程や学校教養で他の警察官に教授し、捜査員の資質の向上に寄与した。

4 評価の結果

(1) 効果

ア 警察官採用試験の競争倍率の維持

警察官採用試験の競争倍率は、就職適齢人口の大幅な減少等により平成16年度以降減少し、19年度に7.0倍となったものの、いわゆる体験・体感型説明会の実施、民間企業主催の合同説明会への参加等による積極的な募集活動に努めてきた結果、20年度からは上昇し、相当の水準を維持しており、多数の受験者の中から合格者を決定することができていると認められる。

イ 採用試験の在り方の見直し

教養試験の結果を偏重することなく人物重視の評価を行い優秀な人材を 採用することができた事例が報告されているなど、一定の効果が認められ る。

ウ 中途採用・特別採用

中途採用者や特別採用者が、その知識・能力を活かして事件検挙等に貢献している事例や他の捜査員の資質向上に寄与している事例が報告されているなど、一定の効果が認められた。

(2) 今後の施策展開の方向性

ア 警察官採用試験の競争倍率の維持

警察官採用試験の競争倍率は相当の水準が維持されているが、いわゆる大量退職期の到来により、今後も、毎年1万人を超える者を採用することが必要であることから、高い競争倍率を維持し、優秀な人材を獲得していくために、引き続き、積極的な募集活動に努める必要がある。

イ 採用試験の在り方の見直し

真に警察官たるにふさわしい優秀な人材を確保していくためには、今後とも、施策の効果を継続的に把握して評価し、その結果を施策に反映させることなどにより、引き続き、実証的な取組みを推進する必要がある。

ウ 中途採用・特別採用

最新の専門的知識及び技能を習得させるため、研修会への参加を継続するなどにより常にスキルアップを図る必要がある。

【評価の対象とした政策】

- 第4 警察活動を支える人的基盤の強化
 - 1 精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上
 - (5) 女性警察官の積極的な活用

(政策所管課:人事課)

1 政策の内容

女性警察官の能力や特性を効果的に活用し、ストーカー事案等の新たな治安上の課題に的確に対処することにより十分な執行力を確保し、国民の信頼回復を図る。

2 実施事項

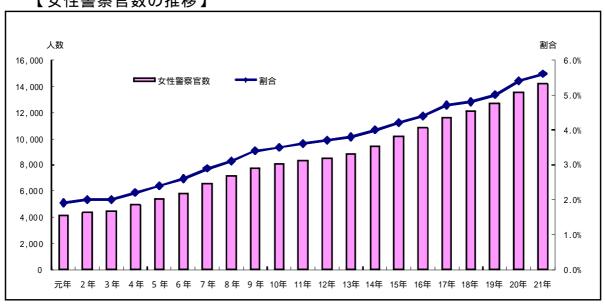
男女共同参画社会の基本理念や男女雇用機会均等法の趣旨等を踏まえ、女性 警察官の積極的採用・登用と職域の拡大、仕事と育児の両立支援策の推進や女 性専用施設の整備等女性警察官の働きやすい職場環境づくり等に関する取組み を推進している。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 都道府県警察に勤務する女性警察官数の推移

都道府県警察に勤務する女性警察官は年々増加している。平成22年4月1日現在における都道府県警察に勤務する女性警察官の総数は、1万4,870人(全警察官の約5.8%)で、元年の約3.6倍に増加した。

【女性警察官数の推移】



(2) 女性警察官の職域の拡大状況

平成11年には、女性警察官の職域は交通部門中心であったが、総・警務部門(留置業務、被害者支援等)、生活安全部門(生活経済事犯捜査等)、地域部門、刑事部門(強行犯捜査等)等すべての分野に拡大している。

(単位:人)

	総・警務部門	生活安全部門	地域部門	刑事部門	組織犯罪対策部門	交通部門	警備部門	初任科生
11年	958	827	1,703	926	-	2,965	294	625
12年	1,026	870	1,722	1,029	-	2,917	297	659
13年	1,013	1,007	1,786	1,140	-	2,865	273	723
14年	1,228	1,093	1,775	1,170	-	2,745	303	1,076
15年	1,360	1,159	2,040	1,281	-	2,702	328	1,307
16年	1,479	1,239	2,067	1,303	206	2,761	341	1,417
17年	1,549	1,337	2,793	1,444	212	2,918	361	946
18年	1,694	1,411	3,012	1,595	304	2,894	379	804
19年	1,799	1,489	3,088	1,652	306	2,890	544	918
20年	1,878	1,567	3,420	1,793	353	2,967	473	1,073
21年	2,047	1,724	3,573	1,927	388	3,018	470	1,015
22年	2,178	1,843	3,796	2,024	397	3,057	497	1,078

(各年4月1日現在)

4 評価の結果

(1) 効果

女性警察官の積極的採用とその職域拡大により、ストーカー行為、配偶者からの暴力、児童虐待等への取組体制や性犯罪等に係る被害者支援の充実が図られた。

(2) 今後の施策展開の方向性

男女共同参画社会の基本理念や男女雇用機会均等法の趣旨等を踏まえ、女性警察官の積極的な活用を今後とも、更に進める必要がある。

【評価の対象とした政策】

- 第4 警察活動を支える人的基盤の強化
 - 2 業務の合理化と地方警察官の計画的増員
 - (1) 徹底した合理化による人員の配置、運用の見直し
 - (2) 効率性の追求(ITによる業務処理方法の抜本的見直し、捜査書類 作成等の合理化による過重な負担の解消等)
 - (3) 国民のための警察活動を強化するための地方警察官の計画的増員

(政策所管課:人事課、刑事企画課)

1 政策の内容

厳しい治安情勢に的確に対処し、国民が真に求めている安全と安心を確保するための体制を確立するために、ITによる業務処理方法の見直し、捜査書類作成等の合理化の推進等により、捜査員の過重な負担を解消するなど、徹底的な合理化を前提として地方警察官の計画的増員を行う。

2 実施事項

(1) 平成12年9月、「人員の配置、運用の抜本的な見直しの推進について」(平成12年9月8日付け警察庁丙人発第101号)により、業務の在り方やその必要性にまで踏み込んだ業務の見直し、効率的な業務運営に資する組織の見直し等、すべての部門の人員を徹底的に見直した上で最も効果的な人員配置を行うよう指示した。

合理化に関する指針

- ・ 管理部門・デスク部門の削減
- ・ 業務の在り方、必要性にまで踏み込んだ業務の見直し
- ・ 効率的な業務運営に資する組織の見直し
- 人員の効率的運用
- (2) 都道府県警察に対し、犯人性が明白で軽微な事件に関して、事件把握の徹底及び適切な捜査指揮により、総括報告書の簡略化及び必要に応じて犯行状況の再現実況見分及び引き当たり捜査の省略を図ること等、捜査の合理化による捜査力の効率的な運用に努めるよう指示するとともに、警部任用科において、捜査の合理化に関する講義を行い、適切な捜査指揮及び捜査の合理化について教養を行っている。
- (3) 情報分析支援システム(CIS-CATS)の整備(前掲177頁)
- (4) 徹底した合理化によりねん出した人員を体制が不足する部署に振り向けて もなお不足する人員について増員を行った。

地方警察官の増員数

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	21年度
増員数	2,580人	4,500人	4,000人	3,150人	3,500人	3,500人	3,000人	959人
対象県	12県	45都道府県	31都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県	37都道府県	47都道府県

注:平成20年度においては、地方警察官の増員は行われなかった。

3 効果の把握の手法及びその結果

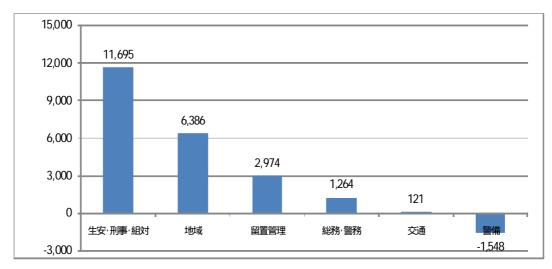
- (1) 部門別配置基準の推移(平成12年4月と21年4月の比較)
 - ア 実働部門の強化

実働部門は、大幅に増加している。

		実	働	部	門	管理・	デス・	ク部門	合	計
12年	21年	+ 20,772人		+	+ 120人			,892人		

イ 生安・刑事・組対部門、地域部門の強化と警備部門の削減

警備部門を削減する一方で、生安・刑事・組対部門、地域部門及び留置 管理部門が大幅に強化された。



ウ 警察署の強化

警察署は、地域部門及び生安・刑事・組対部門の体制強化等により、 大幅に増加した。

警察本部は、組織犯罪対策部門の設置及び体制強化等により、増加している。

	警察署	警察本部	合 計
12年 21年	+ 14,903人	+5,989人	+ 20,892人

(2) 合理化・再配置の具体例

ア 管理部門・デスク部門の削減

本部の管理部門・デスク部門の一律削減

イ 業務の在り方、必要性にまで踏み込んだ業務の見直し

機動隊の削減

警察官ポストの一般職員への振替え

車両整備、逓送業務等の民間委託

ウ 効率的な業務運営に資する組織の見直し

執行隊の統合

警察署刑事課と生活安全課の統合

エ 人員の効率的運用

機動隊配置の訓練時間縮小による警察署支援

- (3) 犯人性が明白で軽微な事件の捜査の合理化等による効率的な捜査の推進 従前は1県警察が合理化送致を行っているに留まっていたが、平成17年中 にすべての都道府県警察で、検察庁と協議の上、合理化送致が開始された。
- (4) 情報分析支援システム(CIS-CATS)の整備(前掲177頁)

4 評価の結果

- (1) 効果
 - ア 合理化・再配置及び地方警察官の増員により、実働部門の体制強化及び 警察署の体制強化が図られており、効果的な人員配置が行われているもの と認められる。
 - イ 刑法犯認知件数の減少と検挙率の改善が図られている。
 - ウ 適切な捜査指揮により捜査の合理化に努め、捜査書類の簡略化、捜査力 の効率的な運用を図っている。
- (2) 今後の施策展開の方向性

引き続き、徹底的な合理化と真に人員の手当を必要とする部門への再配置を行うとともに、緊急に手当が必要であり、かつ、地方警察官の増員によらなければ有効に対処しがたい治安課題については、増員による体制強化を図るなど、人的基盤の強化に努める。

また、適切な捜査指揮についての指導、合理的な捜査書類の作成の促進、 ITによる業務処理方法の見直し等を通じ、業務の合理化を推進する。

【評価の対象とした政策】

- 第4 警察活動を支える人的基盤の強化
 - 3 活力を生む組織運営
 - (1) 厳しい勤務に従事する警察職員の処遇改善

(政策所管課:給与厚生課、人事課)

1 政策の内容

厳しい治安情勢の下、職務に精励している警察職員の労苦に報いる適正な給与処遇を実現して活力を生む組織運営を行うことにより、強力かつ的確な職務執行を確保する。

2 実施事項

(1) 警察庁では、毎年度、国家公務員である警察職員の各官職における職務の 級について、職責の高まりに応じた切上げを人事院に要求した。

地方公務員である警察職員については、都道府県警察において知事部局や 人事委員会に対し、同様に切上げを要求している。

(2) 公務員の総人件費改革により、特殊勤務手当の見直しについて総務省による指導が行われた。

警察庁では、都道府県警察に対し、手当額の日額化や社会・経済情勢の変化に応じた支給対象業務の見直しを指導した。

(3) 平成17年の人事院勧告で勤務実績の給与への反映などを柱とする国家公務員の給与構造改革が示された。

警察庁では、勤務成績に基づく査定昇給制度の導入及び勤勉手当への実績 反映拡大を進めるとともに、都道府県警察に対しても同様の指導を行った。

(4) 警察庁では、毎年度実施している警察職員の健康に関する統計調査に加え、 警察職員の健康づくりに寄与することを目的として、平成17年度には生活習 慣病について、19年度には心の健康実態についての詳細な調査を実施し、そ の結果を各都道府県警察へ還元するとともに、適切な健康管理対策の実施に ついて指導を行った。また、警察庁及び都道府県警察において、定時退庁日 の設定や年次休暇等の計画的取得の促進等の取組みを推進した。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 級の切上げ及び特殊勤務手当の適正化状況

ア 級の切上げ

毎年度、国家公務員である警察職員の7級以上(旧9級以上)の職につ

いて、職責の高まりに応じた級へ切上げ等を行った。

また、地方公務員である警察職員については、職務の困難性及び重要性 の高いポストについて級の切上げを行った。

【9級(旧10級)への級の切上げを実施した都道府県数】

年 度	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
都道府県数	14	10	9	15	18	10	14	11	11

注:平成18年度の国の給与構造改革に準拠して級の変更が行われた。

イ 特殊勤務手当の適正化

月額支給であった手当を、従事した実績がより厳密に反映して支給されるよう日額支給に変更した。残る2県にあっても日額化に向け引き続き知事部局と交渉を継続中である。

また、制度本来の趣旨(著しい危険性・困難性等)に馴染まない手当に ついて廃止を進めた。

【特殊勤務手当を日額化した都道府県数】

年	17年4月	18年4月	19年4月	20年4月	21年4月	22年4月
都道府県数	13	20	28	40	42	45

(2) 給与処遇の運用の見直し

毎年、都道府県警察の給与実態調査を行い、査定昇給や勤勉手当など給与 処遇運用状況を把握している。

査定昇給制度及び勤勉手当への勤務実績反映については、全府県で導入され、一部の県を除いて運用を開始している。

(3) 健康管理対策の推進

警察庁では、毎年度、警察職員の健康に関する統計調査を行い、全国警察職員の死亡、休業及び健康診断結果等の健康実態を把握している。生活習慣病による死亡者数及び長期休業者数は、平成19年度以降、減少傾向にあるが、心の病気による長期休業者数は増加傾向にある。

【生活習慣病(悪性新生物、脳血管疾患及び心疾患)】

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
死亡者数	188	215	221	189	188
長期休業者数	1,314	1,316	1,363	1,184	1,110
長期休業日数	174,045	166,440	169,954	156,833	138,478

【心の病気】

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
長期休業者数	902	1,088	1,293	1,393	1,566
長期休業日数	150,962	181,268	213,623	236,894	257,753

4 評価の結果

(1) 効果

- ア 職務・職責に応じた級の切上げが継続的に行われた結果、組織全体の給 与処遇が適正化された。
- イ 特殊勤務手当の日額化や廃止により、「実績支給」など手当本来の趣旨 が警察職員に定着し、支給の適正化が図られた。
- ウ 給与における成績主義が全国的に導入され、能力を発揮したり、実績を 挙げた者が適正な処遇を受けることが鮮明となり士気の高揚が図られた。
- エ 都道府県警察において健康管理対策が推進され、生活習慣病については 改善傾向が見られる。

(2) 今後の施策展開の方向性

公務員の総人件費削減方針の中、給与処遇改善は非常に困難な状況にあるが、職員の士気を高揚させ組織の活性化を図るため、査定官庁に継続して改善の必要性を訴えていくとともに、給与制度の適正化及び運用の見直しを行う。

また、警察職員の健康管理対策は、人的基盤の整備という観点から治安対策の一翼を担うものであるとの認識の下、心の健康づくりを最重点に、職員への健康管理に関する教養や健康管理対策の推進体制の整備を行うよう、都道府県警察を指導する。あわせて、業務の合理化・効率化に取り組み、超過勤務の縮減、年次休暇等の取得の促進に資する取組みについても、着実に実施していく必要がある。

【評価の対象とした政策】

- 第4 警察活動を支える人的基盤の強化
 - 3 活力を生む組織運営
 - (2) 表彰・報奨制度の充実

(政策所管課:人事課)

1 政策の内容

警察職員が努力すれば報われ、誇りと使命感を持って仕事ができるような環境を実現するため、表彰・報奨制度を充実させる。

2 実施事項

(1) 警察庁指定広域技能指導官に対する表彰取扱要領の制定

警察庁指定広域技能指導官のうち、全国の警察職員に自らが有する専門的技能又は知識を伝承し、後継者を育成するなど、全国警察力の強化に多大な貢献をした者の功労を顕彰し、警察職員全体の指揮を高めるため、平成13年2月、「警察庁指定広域技能指導官に対する表彰取扱要領」を制定した。

(2) 警察庁警察職員及び永年勤続職員表彰要綱の改正

平成14年4月、要綱を改正し、警察庁優良職員表彰の表彰人員枠を拡大したほか、永年勤続表彰について、内部部局の課長以上の職にある者を表彰の対象から除外する規定を削除し、警察庁に勤務する職員全員を表彰の対象とするなどした。

(3) 都道府県警察における表彰基準等の見直し

従来表彰されていなかった業務に対する表彰を積極的に行うため、都道府 県警察に対して表彰基準を見直すよう指示した。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 警察庁指定広域技能指導官に対する表彰の実施

平成13年2月当時23人であった警察庁指定広域技能指導官は、21年10月現在77人に増員されており、その表彰状況は次のとおりである。

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
表彰者数	6人	0人	1人	1人	4人	4人	3人	7人	7人

(2) 警察庁優良職員及び永年勤続職員表彰

警察庁優良職員については、平成13年から、ほぼ同水準を維持している。 永年勤続表彰人員については、13年は82人であったが、21年には132人と なっている。

種別	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
庁内優良	13人	14人	12人	12人	12人	11人	12人	12人	12人
20年	43人	44人	105人	98人	91人	63人	104人	91人	84人
25年	21人	34人	-	-	-	-	-	-	-
30年	18人	37人	65人	38人	38人	47人	30人	39人	48人

(3) 都道府県警察における表彰基準等の見直し

平成12年以降、すべての都道府県において、相談業務や被害者支援に従事する職員に対する表彰制度が新設されるなど、17年までに表彰基準等の見直しがなされた。

4 評価の結果

(1) 効果

新たな表彰制度の制定及び既存の表彰制度の改正により、警察職員の表彰機会が拡大され、表彰・報奨制度が充実した。

また、真に功労のある者、業績のある部署に対して表彰が行われるよう、 必要に応じてヒアリングを実施するなどして、適切な表彰を行っている。

(2) 今後の施策展開の方向性

引き続き表彰による賞揚効果を高めるため、表彰時機を失することのないよう、賞揚効果に配慮した迅速な表彰を行い、活力を生む組織運営に努める。

【評価の対象とした政策】

- 第4 警察活動を支える人的基盤の強化
 - 3 活力を生む組織運営
 - (3) 能力・実績に応じた昇進・給与

(政策所管課:人事課、給与厚生課)

1 政策の内容

職員の努力を適正に評価し、能力・実績に応じた昇進・給与が図られることにより、活力を生む組織運営を確保する。

2 実施事項

- (1) 平成15年8月、「職員の能力、実績に応じた総合的な人事管理制度の確立 について」(平成15年8月8日付け警察庁丙人発第253号ほか)により、職 員の能力・実績の適正な評価、勤務評定結果の処遇への適切な反映等につい て指示した。
- (2) 平成17年の人事院勧告において勤務実績の給与への反映などを柱とする国家公務員の給与構造改革が示され、18年度から5年間の計画で実施されている。警察庁では、勤務成績に基づく査定昇給制度の導入及び勤勉手当への実績反映拡大を進めるとともに、都道府県警察に対しても同様の指導を行い、給与における成績主義を全国的に推進している。

3 効果の把握の手法及びその結果

- (1) 能力・実績に応じた昇進
 - ア 勤務評定結果の昇任試験への反映

すべての都道府県警察で勤務評定結果を昇任試験の合否に反映している。

イ 勤務評定結果の配点又は加点評価の見直し

すべての都道府県警察において、各級昇任試験における勤務評定結果の 配点率を高めた。

ウ 勤務評定表等の見直し

38都道府県警察において、能力・実績に応じた昇進を図るため、評定項目、評定区分等についての見直しを行った。

エ 評定能力の向上

公平、厳格な評定の実施のため、評価マニュアルの整備、巡回教養等を 実施し、評定者の評定能力の向上に努めた。

(2) 能力・実績に応じた給与

ア 都道府県警察に対する給与実態調査の実施

毎年、都道府県警察の給与実態調査を行い、査定昇給や勤勉手当における成績主義の運用状況及び問題点を把握し、給与改善資料として提供している。

イ 査定昇給及び勤勉手当

(ア) 査定昇給

査定昇給制度は、全府県で導入されており、このうち国に準拠した基準(職員層の区分、人員分布割合)で評価を実施しているのは3府県、独自の基準で実施しているのは44府県となっている。

なお、財政難により予算が凍結されているなどの理由で3県が実施を 見合わせている。

(イ) 勤勉手当

勤勉手当への勤務実績の反映は、全府県で導入されており、このうち国に準拠している基準(人員分布割合)で評価を実施しているのは13府県、独自の基準で評価を実施しているのは34府県となっている。

4 評価の結果

(1) 効果

- ア 勤務評定結果を昇任試験の合否に反映させることにより、努力した者や 実績を上げた者が昇任しやすい制度となっている。
- イ 評定項目、評定区分の見直し等により、きめ細かな勤務評定を行っている。
- ウ 給料等の減額措置が全国的に行われ、職員の士気の低下が懸念される中、 勤務成績に基づく査定昇給及び勤勉手当への実績反映がすべての都道府県 警察において導入され、一部の県を除いて運用を開始している。

この結果、能力を発揮したり、実績を挙げた者が適正な処遇を受けることがより鮮明となり、士気の高揚が図られた。

(2) 今後の施策展開の方向性

- ア 引き続き、公平、公正な評価を実施するため、評定者の評定能力の向上を図る必要がある。
- イ 勤務成績に基づく査定昇給及び勤勉手当への実績反映は、職員の士気高 揚に資する重要な役割を果たしていることから、今後も引き続き客観的か つ公平な実績評価と、給与処遇に適正かつ確実に反映されるように取組み の徹底を指導していく。

【評価の対象とした政策】

第5 治安の回復(警察改革の持続的断行)

<街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進>

(政策所管課:生活安全企画課、刑事企画課)

1 政策の内容

国民が身近に不安を感じる街頭犯罪・侵入犯罪について、その発生を抑止するための諸対策を総合的に推進する。

2 実施事項

- (1) 平成14年11月以降、都道府県警察においては、「街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進について(依命通達)」(平成14年11月11日付け警察庁乙生発第5号ほか)等に従い、犯罪実態の分析結果に基づき、地域を限定し特定の犯罪類型等に絞った計画を策定し、治安回復に向けた諸対策を推進してきたが、19年12月、「街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進について(依命通達)」(平成19年12月12日付け警察庁乙生発第5号ほか)等により、都道府県警察に対して、引き続き、各都道府県警察の本部長が指導力を発揮し、犯罪の発生を適正かつ確実に認知し、地域の実情に即した効果的な諸対策を推進するよう指示した。
- (2) 平成15年以降、管区警察局ごとに街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策に係る 会議を開催し、総合対策の推進状況を把握するとともに、警察庁が示した施 策例の説明や優れた都道府県警察の施策例の紹介を行っている。
- (3) 平成16年以降毎年、各年10月までの総合対策の推進状況を踏まえ、警察庁 街頭犯罪等抑止総合対策室において翌年の総合対策の基本方針を決定し、都 道府県警察に対し、同基本方針で示した重点目標等に留意して、計画の見直 し及び総合対策の推進に取り組むよう指示している。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 刑法犯の認知及び検挙の状況

平成21年の刑法犯認知件数は170万3,044件と、17年に比べ56万6,249件(25.0%)減少している。また、21年の刑法犯の検挙件数及び検挙人員は、54万4,699件、33万2,888件と、17年に比べ、それぞれ10万4,804件(16.1%)、5万4,067人(14.0%)減少したほか、21年の検挙率は32.0%と、17年に比べ3.4ポイント上昇した。

	17年	18年	19年	20年	21年
刑法犯認知件数	2,269,293	2,050,850	1,908,836	1,818,023	1,703,044
刑法犯検挙件数	649,503	640,657	605,358	573,392	544,699
検挙人員	386,955	384,250	365,577	339,752	332,888
検挙率	28.6	31.2	31.7	31.5	32.0

平成22年6月刑事企画課作成

(2) 街頭犯罪の認知状況

平成21年の「主な街頭犯罪」の認知件数は80万1,192件と、17年に比べ28万5,305件(26.3%)減少している。

「主な街頭犯罪」とは、路上強盗、ひったくり、強姦(街頭)、強制わいせつ(街頭)、略取誘拐 (街頭)、暴行(街頭)、傷害(街頭)、恐喝(街頭)、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上 ねらい、部品ねらい及び自動販売機ねらいをいう。

 区分	年次	17年	18年	19年	20年	21年
合計(件)		1,086,497	943,614	876,346	831,410	801,192
	路上強盗	2,192	1,759	1,537	1,437	1,366
	ひったくり	32,017	26,828	23,687	19,145	19,036
	強姦(街頭)	663	612	495	513	408
	SMbueo Mall	5,254	5,131	4,640	4,261	3,994
	略取数据(後週)	199	126	134	97	102
	暴行(街頭)	16,332	18,816	18,993	18,306	16,950
	傷害(街頭)	17,961	17.373	15,665	14,118	12,964
	恐喝 (街頭)	6,346	4,690	4,042	3,466	3,055
	自動車盗	46,728	36,058	31,790	27,515	25,815
	オートバイ盗	104,155	93,294	83,028	80,354	82,116
	自転車盗	406,104	388,463	395,344	393,462	389,476
	車上ねらい	256,594	205,744	168,129	154,836	143,863
	部品ねらい	103,772	88,739	78,016	75,423	75,361
	自動販売機ねらい	88,180	55,981	50,846	38,477	26,686

平成22年6月刑事企画課作成

注:街頭とは、道路上、駐車(輪)場、都市公園、空き地、公共交通機関等(地下鉄内、新幹線内、その他の列車内、駅、その他の鉄道施設、航空機内、空港、船舶内、海港及びバス内)、その他の交通機関(タクシー内及びその他の自動車内)及びその他の街頭(地下街地下通路及び高速道路)をいう。

(3) 主な侵入犯罪の認知状況

平成21年の「主な侵入犯罪」の認知件数は17万4,243件と、17年に比べ10万7,256件(38.1%)減少している。

(「主な侵入犯罪」とは、侵入強盗、侵入窃盗及び住居侵入をいう。)

		1 3	O II II IX / C	1	- 8	
区分	年次	17年	18年	19年	20年	21年
合計(件)	55	281,499	238,389	204,811	181,501	174,243
toran manage	侵入強盗	2,205	1,896	1,700	1,647	1,892
	侵入窃盗	244,776	205,463	175,728	155,047	148,488
	住居侵入	34,518	31,030	27,383	24,807	23,863

平成22年6月刑事企画課作成

4 評価の結果

(1) 効果

平成17年と対比して、21年の刑法犯認知件数は、56万6,249件(25.0%) 減少したほか、21年の検挙率は32.0%と、17年に比べ3.4ポイント上昇した。 また、主な街頭犯罪の認知件数は28万5,305件(26.3%)、主な侵入犯罪の 認知件数は10万7,256件(38.1%)と、それぞれ減少している。

これらの結果は、総合対策の推進が効果を上げているものと考えられる。

(2) 今後の施策展開の方向性

全国の刑法犯認知件数は、平成15年以降7年連続で減少を続けており、治安情勢は改善傾向にあるといえるが、刑法犯認知件数はいまだ高い水準にあり、治安情勢は依然として厳しい状態にある。

また、社会的に弱い立場にある女性、子ども、高齢者等が被害者となる事件等の市民生活に大きな不安と脅威を与える事件が相次いで発生するなど、いまだ国民がその改善を実感するに至っていない現状にある。

これらを踏まえ、引き続き、街頭犯罪・侵入犯罪を抑止するための総合対策を推進するとともに、各都道府県警察に対し、「犯罪が起きにくい社会づくりの推進について」(平成22年4月21日付け警察庁丙生企発第64号ほか)」により指示したとおり、犯罪が起きにくい社会づくりを推進する。

具体的には、安全・安心に役立つ情報を国民に対して必要な時に提供すること等を可能とするため、地方公共団体、地域住民、関係事業者等による重層的な防犯ネットワークの整備を図る。また、万引き等の小さな違法行為を安易に見過ごすことなく、感銘力のある措置を講じ、反省を促すことにより、社会の規範意識の向上を図るとともに、社会から孤立し疎外されていると感じている人々を支援するため、少年の居場所づくり等の幅広い取組みを行うことにより、社会の絆の強化を図ることとする。

【評価の対象とした政策】

第5 治安の回復(警察改革の持続的断行)

< 重要犯罪に係る捜査の強化 >

(政策所管課:刑事企画課、捜査第一課、犯罪鑑識官)

1 政策の内容

「人からの捜査」及び「物からの捜査」が困難化するなど捜査を取り巻く環境が悪化している中、真の治安再生に向けて、重要犯罪(注1)の検挙に向けた取組みを推進する。

注1:殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつ

2 実施事項

- (1) 自動車ナンバー自動読取システムの整備(前掲177頁)
- (2) 情報分析支援システム(CIS-CATS)の整備(前掲177頁)
- (3) DNA型鑑定の積極的活用 DNA型鑑定を積極的に実施し、重要犯罪の捜査に活用した。
- (4) DNA型データベースの活用

遺留DNA型記録及び被疑者DNA型記録のデータベースの活用を積極的に推進し、重要犯罪の捜査に活用した。

(5) 適正な検視業務を推進するための取組み

適正な検視業務を推進するため、刑事調査官(注2)等の増強、検視業務に携わる警察官に対する研修の充実及び資機材の整備等検視体制の強化を推進した。

(6) 捜査特別報奨金制度の活用

平成19年4月に捜査特別報奨金制度を導入し、21年末までに殺人等の重要 凶悪事件延べ59事件を対象に、同制度に基づく懸賞広告を実施した。

(7) 合同捜査及び共同捜査の推進(前掲177頁)

注 2 : 刑事部門における10年以上の捜査経験を有する警察官で、警察大学校における法医専門研究科を修了したものから任用される検視の専門家

3 効果の把握の手法及びその結果

各重要犯罪の検挙率

ア 平成21年中の重要犯罪の認知件数は1万5,158件と、20年に比べ689件(4.3%)減少した。

イ 平成21年中の重要犯罪の検挙件数は9.776件、検挙人員は7.884人と、そ

れぞれ20年に比べ149件(1.5%) 98人(1.2%)減少した。

ウ 平成21年中の重要犯罪の検挙率は64.5%と、20年に比べ1.9ポイント、1 7年から20年までの平均値に比べ5.2ポイント向上した。

【重要犯罪罪種別認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率】

	年 次	17年	18年	19年	20年	21年	増	減
区分							件(人)数	率 (%)
	認知件数	20,388	18,649	16,922	15,847	15,158	- 689	- 4 . 3
重要犯罪	検挙件数	11,419	11,084	10,181	9,925	9,776	- 149	- 1 . 5
里女儿非	検挙人員	9,509	8,880	8,315	7,982	7,884	-98	- 1 . 2
	検 挙 率	56.0	59.4	60.2	62.6	64.5	1.9	ポイント
	認知件数	1,392	1,309	1,199	1,297	1,094	- 203	-15.7
殺人	検挙件数	1,345	1,267	1,157	1,237	1,074	- 163	-13.2
%X /\	検挙人員	1,338	1,241	1,161	1,211	1,036	- 175	-14.5
	検 挙 率	96.6	96.8	96.5	95.4	98.2	2.8	ポイント
	認知件数	5,988	5,108	4,567	4,278	4,512	234	5.5
強 盗	検挙件数	3,269	3,061	2,790	2,612	2,923	311	11.9
13. m.	検挙人員	3,844	3,335	2,985	2,813	3,069	256	9.1
	検 挙 率	54.6	59.9	61.1	61.1	64.8	3.7	ポイント
	認知件数	1,904	1,759	1,519	1,424	1,306	- 118	- 8 . 3
放火	検挙件数	1,361	1,337	1,120	1,054	913	- 141	-13.4
/JX /\	検挙人員	791	8 2 5	764	659	631	- 28	- 4 . 2
	検 挙 率	71.5	76.0	73.7	74.0	69.9	- 4 . 1	ポイント
	認知件数	2,076	1,948	1,766	1,582	1,402	- 180	-11.4
強 姦	検挙件数	1,443	1,460	1,394	1,326	1,163	- 163	-12.3
7.A. XX	検挙人員	1,074	1,058	1,013	951	918	- 3 3	- 3 . 5
	検 挙 率	69.5	74.9	78.9	83.8	83.0	- 0.8	ポイント
	認知件数	277	1 9 9	207	155	156	1	0.6
略 取 誘 拐 •	検挙件数	204	1 8 0	178	141	140	- 1	- 0 . 7
人身売買	検挙人員	176	1 6 7	152	129	101	- 28	-21.7
	検 挙 率	73.6	90.5	86.0	91.0	89.7	- 1 . 3	ポイント
	認知件数	8,751	8,326	7,664	7,111	6,688	- 423	- 5 . 9
強 制	検挙件数	3,797	3,779	3,542	3,555	3,563	8	0.2
わいせつ	検 挙 人 員	2,286	2,254	2,240	2,219	2,129	- 9 0	- 4 . 1
	検 挙 率	43.4	45.4	46.2	50.0	53.3	3.3	ポイント

4 評価の結果

(1) 効果

各重要犯罪の検挙率については、平成17年から20年までの平均と比較すると一定の向上が認められることから、「重要犯罪に係る捜査の強化」はおおむね図られたと認められる。

(2) 今後の施策展開の方向性

重要犯罪に係る捜査の強化は図られたと認められるものの、依然として社会的反響の大きい重要犯罪が発生していることから、国民の不安を払しょくするため、引き続き、自動車ナンバー自動読取システムの整備、情報分析支援システム(CIS-CATS)及びDNA型鑑定・DNA型データベースの積極的活用、検視体制の強化、合同捜査及び共同捜査の推進等の取組みを推進し、重要犯罪に係る捜査の強化を図る。

【評価の対象とした政策】

第5 治安の回復(警察改革の持続的断行)

<振り込め詐欺対策の強化>

(政策所管課:捜査第二課、生活安全企画課)

1 政策の内容

振り込め詐欺事件に対する取締活動及び予防活動を強化し、被疑者の早期検 挙及び被害の続発防止を図る。

2 実施事項

警察庁次長通達を始めとする各種通達の発出及び「振り込め詐欺撲滅アクションプラン」の策定・公表などにより、振り込め詐欺撲滅に向け推進すべき項目を示し、以下のような警察の総力を挙げた取締活動及び官民一体となった予防活動を全国的に実施した。

(1) 体制の強化

取締活動と予防活動との連携を強化し、総合的な対策を推進するため、警察庁に次長を長とする「振り込め詐欺対策室」(平成20年)及び「振り込め詐欺対策官」(21年)、都道府県警察には「司令塔」(20年)をそれぞれ設置した。

(2) 取締活動の強化

ア 犯行グループの取締りを徹底するとともに、振り込め詐欺を助長する行為(携帯電話や口座の不正取得、売買)について、刑法、携帯電話不正利用防止法及び犯罪収益移転防止法等の法令を適用して取締りを強化した (平成17年~)。

イ 捜査を効率的に推進するため、全国から派遣された捜査員からなる「首都圏派遣捜査専従班」を設置した(平成17年)。また、捜査情報を一元的に集約するデータベースを構築した(20年)。

(3) 先制的抑止措置の推進

国民から寄せられた情報を活用し、警察官による警告電話の実施、「だまされた振り作戦」による犯人の検挙、犯行に利用された携帯電話の事業者に対する「契約者確認の求め」や振込先指定口座の金融機関に対する「凍結依頼」による犯行ツールの無力化等を実施し、効果的な取締りや被害防止を実施した(平成20年~)。

(4) 官民一体となった予防活動の推進

ア 広報啓発活動の推進

防犯教室や巡回連絡等の機会や、テレビ等マスコミを通じて、その手口や 対応要領等に関する情報を積極的に国民に対して提供した(平成17年~)。

イ 関係機関・団体等との連携

金融機関、コンビニエンスストア等に対し、振り込め詐欺(恐喝)が疑われる場合の利用者への声掛けや警察への通報を積極的に行うよう求めた。また、被害者層が日常的に接することの多い関係機関・団体等と連携し、高齢者への注意喚起を行うなどした(平成20年~)。

(5) 強化推進期間の実施

「強化推進期間」を設定して、集中的な取締活動及び予防活動を全国的に に実施した(平成20年10月、21年2月及び10月)。

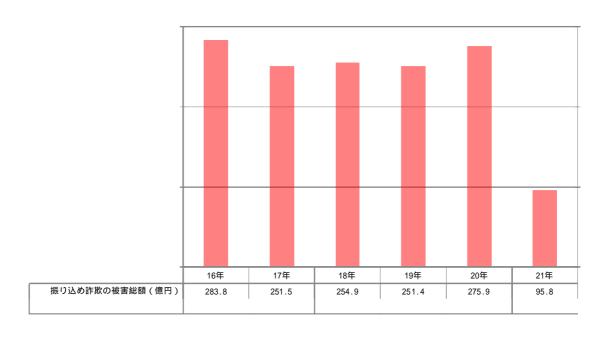
3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 振り込め詐欺の発生状況(認知件数及び被害総額)

振り込め詐欺の被害は、平成15年夏ころから目立ち始め、16年以降、年間 2万件前後、250億円を超える被害が発生していた。特に、20年上半期に、 過去最悪のペースで被害が発生したことから、上記のような諸対策を実施した。

その結果、21年には認知件数7,340件、被害総額約96億円となり、被害を 大幅に減少させ、被害のピークであった16年に比べ、認知件数は約1万8,300 件(71.4%)、被害総額は約187億円(66.2%)減少している。

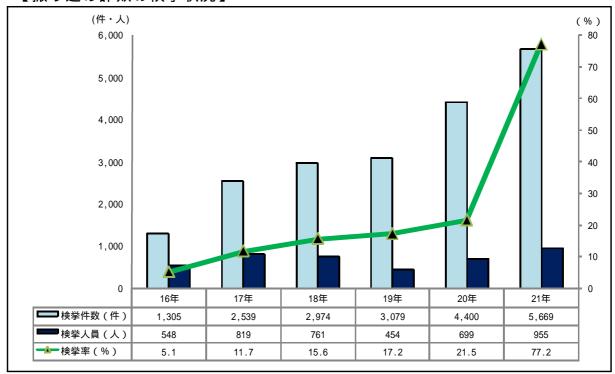
【振り込め詐欺の発生状況】



(2) 振り込め詐欺の検挙状況(検挙件数及び検挙人員)

平成21年の検挙件数は5,669件、検挙人員は955人と、ともに過去最高となり、16年に比べ、検挙件数は4,364件(334.4%)、検挙人員は407人(74.2%)増加した。

【振り込め詐欺の検挙状況】



4 評価の結果

(1) 効果

特に平成20年以降、警察庁に「振り込め詐欺対策室」を設置するとともに、 都道府県警察に「司令塔」を設置するなどして、警察の総力を挙げた取締活 動及び官民一体となった予防活動を強化した結果、21年には被害の大幅な減 少、検挙の大幅な増加という成果がみられた。

(2) 今後の施策展開の方向性

被害は大幅に減少するに至ったが、それでもなお年間100億円近くの被害が発生していることや、被害減少に伴い国民の振り込め詐欺に対する警戒心・抵抗力が低下し、再び被害が増加に転じることも懸念されることから、全国一体となった取締活動及び予防活動を推進するとともに、官民一体となった予防活動を定着化させるなど、これまでの諸対策を持続的に推進することとする。

【評価の対象とした政策】

第5 治安の回復(警察改革の持続的断行)

<新たな治安事象への対応>

(政策所管課:少年課、生活経済対策管理官、情報技術犯罪対策課)

1 政策の内容

国民が治安の回復を実感できるよう、

- ・児童ポルノ対策
- · 生活経済事犯対策
- ・ インターネット上の違法・有害情報対策

といった新たな治安事象に対応した的確な措置を講ずる。

2 実施事項

- (1) 児童ポルノ対策(前掲98頁)
- (2) 生活経済対策
 - ア 平成20年7月、生活経済事犯の取締りの活動指針となる「生活経済事犯対策推進要綱」(平成20年7月1日付け警察庁丙生環発第23号)を制定し、被害の拡大防止、安全で平穏な生活の確保等に資する捜査等の諸対策の推進を指示した。
 - イ 平成21年4月、消費者問題に対する国民の意識の高まりを受け、関係省 庁との連携強化、都道府県警察に対する指導・調整の強化及び外国捜査機 関との連携強化のために消費者関係法令の罰則違反全般の取締りを所掌す る生活経済対策管理官を新設した。
- (3) インターネット上の違法・有害情報対策

平成18年6月、一般のインターネット利用者からの違法情報・有害情報に関する通報を受理し、警察への通報やサイト管理者等への削除依頼を行うインターネット・ホットラインセンターの運用を開始した。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 児童ポルノ事件送致件数、送致人員、被害児童数(前掲105頁)

児童ポルノ事件の平成17年から21年までの送致件数の平均は652.8件、送致人員の平均は420.2人、被害児童数の平均は304.6人であった。これらの数値の12年から16年までの平均である180.4件、157.2人、102.2人に比べ、それぞれ472.4件(261.9%)、263.0人(167.3%)、202.4人(198.0%)増加した。

(2) 生活経済事犯の検挙状況等

ア ヤミ金融事犯

ヤミ金融事犯の平成17年から21年までの検挙事件数の平均は405事件、 検挙人員の平均は817.2人であり、12年から16年までの平均である320.8事件、717.8人と比べそれぞれ84.2事件(26.2%)、99.4人(13.8%)増加した。

【ヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員】

	12~16年(平均)	17年	18年	19年	20年	21年	17~21年(平均)
検挙事件数	320.8	339	323	484	437	442	405.0
検挙人員	717.8	706	710	995	860	815	817.2

平成22年6月生活経済対策管理官作成

注:ヤミ金融事犯には、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反(高金利) 事件及び貸金業法違反事件並びに貸金業に関連した詐欺、恐喝、暴行等の事件を計上している。

イ 特定商取引等事犯

特定商取引等事犯の平成17年から21年までの検挙事件数の平均は133.6 事件、検挙人員の平均は332.8人であり、12年から16年までの平均である 92事件、258.8人と比べそれぞれ41.6事件(45.2%)、74人(28.6%)増加した。

【特定商取引等事犯の検挙事件数及び検挙人員】

	12~16年(平均)	17年	18年	19年	20年	21年	17~21年(平均)
検挙事件数	92.0	124	138	112	142	152	133.6
検挙人員	258.8	330	385	299	279	371	332.8

平成22年6月生活経済対策管理官作成

注:特定商取引等事犯には、訪問販売等を規制する特定商取引に関する法律違反事件及び特定商 取引に関連する詐欺、恐喝等の事件を計上している。

ウ 知的財産権侵害事犯

知的財産権侵害事犯の平成17年から21年までの検挙事件数の平均は435事件、検挙人員の平均は734.8人であり、12年から16年までの平均である243.2事件、456.2人と比べそれぞれ191.8事件(78.9%) 278.6人(61.1%)増加した。

【知的財産権侵害事犯の検挙事件数及び検挙人員】

	12~16年(平均)	17年	18年	19年	20年	21年	17~21年(平均)
検挙事件数	243.2	492	493	441	385	364	435.0
検挙人員	456.2	805	783	756	710	620	734.8

平成22年6月生活経済対策管理官作成

注:平成17年以降は、食品の産地等偽装表示事犯(不正競争防止法違反等)を知的財産権侵害事 犯に計上している。

工 廃棄物事犯

廃棄物事犯の平成17年から21年までの検挙事件数の平均は5,556.6事件、 検挙人員の平均は7,115.6人であり、12年から16年までの平均である2,418.6 事件、3,801.8人と比べそれぞれ3,138事件(129.7%)、3,313.8人(87.2%)増加した。

【廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員】

	12~16年(平均)	17年	18年	19年	20年	21年	17~21年(平均)
検挙事件数	2,418.6	4,123	5,301	6,107	6,124	6,128	5,556.6
検挙人員	3,801.8	5,728	6,852	7,797	7,602	7,599	7,115.6

平成22年6月生活経済対策管理官作成

オ 食の安全に係る事犯

食の安全に係る事犯の平成17年から21年までの検挙事件数の平均は41.2 事件、検挙人員の平均は77人であり、統計を取り始めた14年から16年まで の平均である28.3事件、65.7人と比べそれぞれ12.9事件(45.6%)、11.3 人(17.2%)増加した。

【食の安全に係る事犯の検挙事件数及び検挙人員】

	14~16年(平均)	17年	18年	19年	20年	21年	17~21年(平均)
検挙事件数	28.3	26	25	52	37	66	41.2
検挙人員	65.7	37	35	90	91	132	77.0

平成22年6月生活経済対策管理官作成

注:食の安全に係る事犯には、食品衛生関係事犯(食品衛生法違反)及び食品の産地等偽装表示 事犯(不正競争防止法違反等)を計上している。なお、平成17年以降は、食品の産地等偽装表 示事犯を知的財産権侵害事犯に重複計上している。

(3) インターネット・ホットラインセンターの運用状況

平成21年中にインターネット・ホットラインセンターが受理した通報を分析した結果、違法情報・有害情報に該当すると判断した件数は3万3,968件

であった。このうち、国内のウェブサーバに蔵置されたものについては、サイト管理者等に対して1万8,467件の削除依頼を行い、1万6,064件(87%)が削除された。

【インターネット・ホットラインセンターの運用状況】

	18年(注)	19年	20年	21年
通報受理件数	29,105	84,964	135,126	130,586
違法情報と判断した件数	1,617	9,511	14,211	27,751
有害情報と判断した件数	335	2,314	6,122	6,217

平成22年6月情報技術犯罪対策課作成

注:18年は6月から12月までの7か月間の件数

【インターネット・ホットラインセンターの概要】



4 評価の結果

(1) 効果

ア 児童ポルノ対策

児童ポルノ対策については、平成21年6月に策定した「児童ポルノの根絶に向けた重点プログラム」に基づき、総合的な対策を推進しているところ、21年における児童ポルノ送致件数、送致人員、被害児童数が統計を取り始めた12年以降最多となるなど、対策に一定の効果が認められる。

イ 生活経済対策

生活経済事犯の検挙状況については、主たる生活経済事犯であるヤミ金融事犯、特定商取引等事犯、知的財産権侵害事犯、廃棄物事犯及び食の安全に係る事犯のいずれにおいても直近5年間の平均が過去の平均を上回っており、平成17年以降、生活経済事犯対策が継続して強化され、その結果、検挙事件数及び検挙人員が増加してきたものと認められる。

ウ インターネット上の違法・有害情報対策

インターネット・ホットラインセンターからの削除依頼によって、イン

ターネット上の違法情報・有害情報が削除されているほか、同センターからの通報を元に違法情報事犯の取締りが行われるなど、違法情報・有害情報対策が推進されている。

(2) 今後の施策展開の方向性

ア 児童ポルノ対策

「児童ポルノの根絶に向けた重点プログラム」に基づいて総合的な児童 ポルノ対策を推進するとともに、「児童ポルノ排除対策ワーキングチーム」 における検討結果を踏まえ、政府が一体となった児童ポルノ排除対策に貢 献する。

イ 生活経済対策

国民の日常生活における安全と安心に大きな脅威を与える生活経済事犯については、引き続き関係機関・団体と連携しつつ、被害拡大防止に向けた事犯の早期認知・検挙、広報啓発、被害回復の援助等の施策を推進することにより、国民の日常生活における安全と安心確保を図っていくこととする。

ウ インターネット上の違法・有害情報対策

インターネット上の違法情報・有害情報対策を推進するため、違法情報 に係る取締りや関係機関・事業者との連携を強化する。

【評価の対象とした政策】

- 5 治安の回復(警察改革の持続的断行)
 - <総合的な交通事故防止対策の推進>

(政策所管課:交通企画課)

1 政策の内容

高齢者・自転車利用者の交通事故防止に重点を置いた交通安全教育の推進、 悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りの推進、交通安 全施設等整備事業の重点的、効果的かつ効率的な推進等の総合的な交通事故防 止対策を行い、交通事故の抑止を図る。

2 実施事項

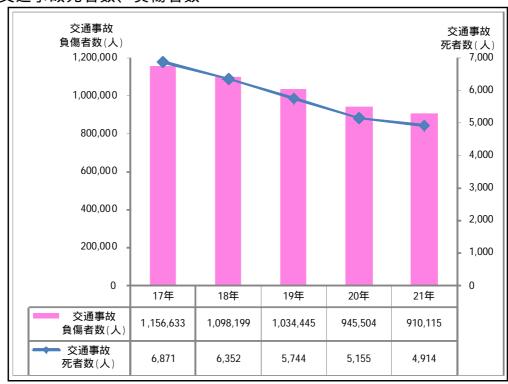
- (1) 平成19年の道路交通法改正により、同年9月から飲酒運転等に対する罰則の引上げ、飲酒運転幇助行為に対する罰則規定の整備などを主な内容とする悪質・危険運転者対策の推進を図るための規定が施行されたことを踏まえ、飲酒運転の効果的な取締りについて指示し、時機をとらえた全国一斉飲酒運転取締りを実施した。
- (2) 平成19年の道路交通法改正により、自転車の通行ルールの見直しがなされたことを受け、20年1月、国土交通省と連携し、全国98箇所を「自転車通行環境整備モデル地区」に指定するとともに、自転車利用者に対するルールの周知と交通安全教育、自転車の違反に対する指導取締りを実施した。
- (3) 平成19年の道路交通法改正により、20年6月から自動車の乗員すべてにシートベルトの着用が義務付けられたことを踏まえ、シートベルト等の着用に関する交通安全教育、広報啓発等を推進した。また、高齢者に対して、交通事故実態の調査分析等に基づき高齢歩行者教育システム等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を行った。
- (4) 平成21年3月、20年度から24年度までを新たな計画期間とした第二次社会 資本整備重点計画が閣議決定され、同計画に即して、信号機の高度化、あん しん歩行エリアの整備、事故危険箇所対策の推進、信号機等のバリアフリー 化などの諸対策を推進している。
 - 注:第一次及び第二次社会資本整備重点計画においては、前掲81頁のとおり、平成19年度までの5年間及び24年度までの5年間のそれぞれに、都道府県公安委員会が実施する特定交通安全施設等整備事業に係る成果目標が定められた。
- (5) 平成19年の道路交通法の改正により、21年6月から更新期間満了日における年齢が75歳以上の者の免許証の更新の際に、記憶力・判断力の状況を検査

する講習予備検査(認知機能検査)を導入し、高齢運転者の安全運転継続の 支援に努めた。

(6) 平成21年の道路交通法の改正により、高齢運転者等の安全な駐車を支援するための高齢運転者等専用駐車区間制度を新設するとともに、同年10月から高速自動車国道等における車間距離保持義務違反に係る法定刑が引き上げられたことを踏まえ、改正法の周知活動を強化し、改正法の施行後は、広報啓発活動を継続するとともに、積極的な指導取締りを推進した。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 交通事故死者数、負傷者数



(2) 交通安全施設等整備事業による死傷者事故抑止効果(前掲79頁)

4 評価の結果

(1) 効果

交通事故死者数、交通事故負傷者数は、平成17年から21年にかけて、それぞれ、1,957人、24万6,518人減少しており、また、15年度から20年度までの特定交通安全施設等整備事業により上記のような死傷者事故抑止効果が得られており、総合的な交通事故防止対策の効果が現れていると考えられる。

(2) 今後の施策展開の方向性

総合的な事故防止対策の結果、平成21年中の交通事故による死者数は昭和 27年以来57年ぶりに4,000人台となり、また、交通事故負傷者数についても 10年ぶりに100万人以下となった前年を更に下回ったが、いまだに交通事故により5,000人近くの尊い命が失われ、また、負傷者数も90万人を超えているなど、依然として憂慮すべき交通情勢にある。

このような情勢に対処すべく、引き続き、高齢者・自転車利用者の交通事 故防止に重点を置いた交通安全教育の推進、悪質性、危険性、迷惑性の高い 違反に重点を置いた指導取締りの推進、交通安全施設等整備事業の重点的、 効果的かつ効率的な推進等の総合的な交通事故防止対策を強力に推進してい くこととする。

【評価の対象とした政策】

第5 治安の回復(警察改革の持続的断行)

<総合的な国際テロ対策の推進>

(政策所管課:警備企画課、警備課、外事課、国際テロリズム対策課)

1 政策の内容

世界各地で国際テロの発生が後を絶たない状況にあることを踏まえ、各種テロ対策を総合的に推進し、我が国における国際テロの発生を未然に防止する。

2 実施事項

- (1) 外国治安情報機関等との間で、外事情報部長によるハイレベルの情報交換 や海外連絡担当官を通じた実務レベルの情報収集を推進するとともに、平成 17年の国際テロリズム情報官及び20年の外事調整指導官の設置を始めとし て、国際テロ情報等の収集・分析を担当する人員の増員等、体制の強化を図 り、国内外の関係機関との緊密な連携によるテロ関連情報等の収集・分析を 推進した。
- (2) 厳しい国際テロ情勢を踏まえ、総理官邸、国会、空港、原子力発電所等の 重要施設や鉄道等の公共交通機関の警戒警備を強化した。
- (3) 平成16年1月に内閣官房に設置された、水際対策の強化が必要な場合における情報連絡、警戒、検査等の強化について調整を図るための「空港・港湾水際危機管理チーム」へ積極的に参画したほか、空港危機管理(担当)官及び一部の港湾危機管理担当官に都道府県警察の警察官を充てた。
- (4) 空港・港湾危機管理(担当)官を中心として実施される、テロリストの入国阻止、ハイジャック制圧、不審物の処理等具体的な事案を想定した各種合同訓練に参画(平成17年1月から21年9月までの間に、空港において234回、港湾において329回)し、入国管理局、税関等との連携による水際対策の強化を推進した。
- (5) ハイジャックの未然防止対策の強化を図るとともに、発生時における機内での制圧・検挙を可能とするため、「テロの未然防止に関する行動計画」(平成16年12月10日付け国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部策定)を踏まえ、国土交通省等の関係機関や航空会社と緊密に連携して、16年12月から警察官が航空機に警乗するスカイ・マーシャルの運用を開始した。
- (6) 「テロの未然防止に関する行動計画」に基づき、平成17年に宿泊者名簿の 記載事項に外国人宿泊客の国籍及び旅券番号を追加することを内容とする旅 館業法施行規則の改正がなされ、これを受けて、外国人テロリストに関する

情報収集や追跡調査等を強化するため、厚生労働省と協力の下、旅館業者に対して宿泊者名簿の閲覧等に関する協力を要請し、不審情報の入手に努めた。

- (7) 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」に基づき、平成17年1月、入 国管理局及び税関と共同で、航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と 関係機関が保有する要注意人物等に係る情報を入国前に照合することのでき る事前旅客情報システム(APIS)を導入した。当初は、航空会社の任意 の協力により情報の提供を受けていたが、18年5月、入管法が改正され、19 年2月からは、情報の事前提出が航空機及び船舶の長に義務付けられた。
- (8) テロリスト等による偽変造旅券の使用や他人へのなりすましによる不法入国を防ぐため、入管法の改正により、外国人が入国する際に指紋等の個人識別情報を提出することが義務付けられ、平成19年11月、個人識別情報を活用した出入国審査が導入された。
- (9) 「テロの未然防止に関する行動計画」等を踏まえ、爆弾テロの未然防止のため、平成20年及び21年に、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省に対し、爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者への当該物質の管理強化に関する指導を要請した。これを受けて関係省庁から都道府県知事・関係事業者団体等に対して発出された指導通知を踏まえ、販売事業者に対し、不審な購入者に関する通報等の指導を行った。特に、21年12月以降は、化学物質11品目につき、販売の記録を記載した書面の適切な保存等を指導することとした。
- (10) 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」に基づき、航空機及び船舶の乗員で、乗員上陸許可を受けて上陸している者の本人確認をより的確に行うため、旅券又は乗員手帳の携帯・提示の義務付けについて、法務省等の関係省庁と検討を進めた(同内容は、平成21年の入管法の改正に盛り込まれた。)。

3 効果の把握の手法及びその結果

国際テロの発生状況

平成17年から21年までの間、APIS・個人識別情報を活用した出入国審査の効果的な活用、関係機関と連携した各種合同訓練への参画、外国治安情報機関等との情報交換、国内重要施設や公共交通機関における警戒警備の強化等を推進した結果、我が国において国際テロの発生は無かった。

4 評価の結果

(1) 効果

2001年(平成13年)9月の米国における同時多発テロ事件以降、世界各国でテロ対策が強化されてきているものの、イスラム過激派等による国際テロの

脅威は依然として高い状況にあり、世界各地で、無差別テロが発生している。 このように、テロ情勢が厳しい状況で推移する中、我が国において国際テロ の発生が無かったことは、我が国における各種テロ対策が有効に機能したこ との成果であると考えられる。

(2) 今後の施策展開の方向性

引き続き、国内外の関係機関との連携を強化するとともに、民間事業者等の協力促進に努めることで、各種テロ対策をより一層推進し、国際テロの未 然防止に万全を期する。

【評価の対象とした政策】

第6 幹部を始めとする職員の意識改革(警察改革の持続的断行)

(政策所管課:人事課)

1 政策の内容

警察改革の精神を徹底するため、学校教養、職場教養等あらゆる機会をとらえ、幹部を始めとする職員の意識改革を行う。

2 実施事項

各級警察学校及び職場における職務倫理教育等の充実を図るなど、警察改革 の精神を風化させない取組みの推進

3 効果の把握の手法及びその結果

警察改革の精神を風化させない取組みの実施状況(前掲193頁)

4 評価の結果

(1) 効果

警察改革以降、各級警察学校におけるすべての課程において職務倫理教育の充実を図るとともに、その内容についても、いわゆる「桶川事案」、「石橋事案」等の一連の不祥事案から警察改革要綱制定に至った経緯についての講義のほか、過去の非違事案を題材とした小集団討議等を行うなど、講師による講義だけでなく、参加者自らが積極的に思考を巡らせ主体的に取り組むことができるものとしている。

また、警察部内者による教育にとどまらず、公安委員を始め、犯罪被害者の遺族、民間企業経営者等の部外有識者のほか、マスコミ関係者や弁護士を招へいした講話を実施することにより、国民からの厳しい意見や指摘を真摯に受け止める意識を醸成させるなど、幹部を始めとする職員一人一人の意識改革を促すための効果的な取組みが全国的に行われていると認められる。

(2) 今後の施策展開の方向性

国民の警察に対する信頼を揺るぎないものとするためには、幹部を始めとする職員一人一人が、国民からの厳しい批判を反省、教訓として「警察改革要綱」を策定した原点に立ち返り、国民の立場に立った職務執行に当たっていく必要があり、引き続き、具体的事例を題材とした小集団討議のほか、犯罪被害者の遺族や部外有識者等による講話の充実を図るなど、学校教養、職場教養等あらゆる機会をとらえ、警察改革の精神を風化させない取組みを行

っていくこととする。

【評価の対象とした政策】

- 第7 不祥事の防止(警察改革の持続的断行)
 - 1 会計経理の透明性の確保と監査の強化

(政策所管課:会計課)

1 政策の内容

捜査費に係る会計書類の適切な取扱いの徹底、監査手法の改善等により、会計経理の透明性の確保と監査の強化を行い、適正な会計経理を保持する。

2 実施事項

- (1) 平成16年度から、都道府県の監査委員による監査の際、特段の支障がない 限り、捜査員に対する聞き取り調査及び会計書類のすべての内容の提示に応 じるなど、積極的に対応し、説明責任を果たすよう指示している。
- (2) 平成16年4月から、協力者へ捜査費を支払う場合において、本人名義でない領収書については、これを受領しないこととし、本人名義の領収書の作成を拒否されたときは、別途、捜査費を支払ったことを証明する文書を捜査員が作成し、幹部が確認することとするよう指示している。
- (3) 平成16年4月、会計の監査に関する規則を制定した。
- (4) 平成16年度から、警察庁長官が行う会計監査において、原則としてすべて の都道府県警察に対して毎年度監査を実施している。
- (5) 平成16年度から、警察庁長官が行う会計監査において、捜査部門での勤務 経験を有する職員を加えて監査を実施するなど監査体制を強化するととも に、捜査費の執行に直接携わった捜査員に対しても聞き取りを実施するなど の改善を図っている。

3 効果の把握の手法及びその結果

- (1) 捜査費に係る会計書類の取扱い状況
 - ア 支払報告書の取扱い状況

会計監査の実施時等に、支払報告書の記載内容等を綿密に確認し、記載 内容が具体性に欠ける事例等について速やかに改善を図るよう指導するな ど、その重要性を意識した取組みがなされている。

イ 支出等関係文書の保管、管理状況

会計文書の亡失・誤廃棄事案があったことを踏まえ、会計文書の保管・ 管理について万全を期すよう指導した結果、文書の保管については、

支出等関係文書については、同文書を作成した所属において専用キ

ャビネットで保管する又はキャビネット等において支出等関係文書を それ以外の文書と明確に区分して保管する

特に、捜査費現金出納簿及び捜査費証拠書類については、それらを作成した所属において所属長により保管する又は警察本部会計課により集中保管する

などの措置が講じられた。

また、文書の管理については、

支出等関係文書表示票及び廃棄可能年度表示ラベルをはり付けるなどの措置が講じられた。

(2) 監査委員による監査等への対応状況

平成16年度以降、都道府県の監査委員の監査(監査委員事務局職員による 監査を含む。)において、

捜査員への聞き取り調査要求に応じる

捜査費証拠書等の文書の提示要求に対して、今後の捜査活動等に著しい支障が生じるおそれがあるときのみ、必要最小限の箇所をマスキングして、適切に対応する

など、各都道府県警察において、都道府県の監査委員による監査等に積極的に協力している状況が認められた。

(3) 会計監査体制の強化状況

都道府県警察本部長等が行う会計監査の体制(注1)は、平成15年度は334 人であったが、その充実強化が図られ、17年度以降は、400人前後の体制が 維持されている。

注1:会計の監査に関する事務に専従し、又はこれを主たる事務としている職員の数を指す。

【会計監査体制】

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
会	計監査体制(人)	334	368	400	393	397	409	399
	うち警察官(人)	54	62	90	88	89	94	88

注:数値は各年度とも4月1日時点のもの

(4) 会計監査の実施状況

平成15年度の都道府県警察本部長が行う会計監査は、会計監査対象所属 2,959所属中2,376所属(80.3%)に対して実施されたが、16年度以降、実施 所属数及び実施所属数の会計監査対象所属数に占める割合は増加傾向にあ り、21年度の会計監査は、会計監査対象所属2,969所属中2,903所属(97.8%) に対して実施された。

会計監査の実施に当たり、捜査費及び旅費の執行状況等に関する聞き取りは、15年度には、延べ5,064人(うち捜査費関係2,767人、旅費関係2,297人)

に対して行われていたが、16年度以降大きく増加し、21年度には、延べ2万5,821人(うち捜査費関係1万9,940人、旅費関係5,881人)に対して行われた。

【会計監査の実施状況】

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
会	計監査対象所属数(所属)	2,959	2,969	2,933	2,933	2,919	2,957	2,969
	会計監査実施所属数(所属)	2,376	2,779	2,837	2,846	2,805	2,878	2,903
	会計監査実施延べ所属数(所属)	4,438	5,111	4,850	4,770	4,637	5,107	4,985
	会計監査従事延べ人員(人)	13,144	18,025	17,811	17,531	16,602	18,685	19,093
	会計監査従事平均人員(人)	3.0	3.5	3.7	3.7	3.6	3.7	3.8

【会計監査における捜査員等からの聞き取り実施状況】

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
捜査費関係(人)	2,767	15,364	14,510	15,054	16,214	20,699	19,940
取 扱 者(人)	270	1,647	1,374	1,386	1,395	1,989	1,933
補助者(人)	862	3,062	3,974	3,675	3,921	3,660	3,146
中間取扱者(人)	23	965	1,607	1,588	1,596	1,326	1,041
中間交付者(人)	924	3,904	2,876	3,202	3,268	4,616	4,457
捜査員(人)	525	4,543	4,324	4,813	5,576	8,385	8,558
その他(人)	163	1,243	355	390	458	723	805
旅費関係(人)	2,297	6,432	5,353	4,917	5,885	5,846	5,881
所属長(人)	171	804	538	600	559	512	536
旅行者(人)	900	3,274	2,830	2,314	2,546	2,220	1,935
その他(人)	1,226	2,354	1,985	2,003	2,780	3,114	3,410
合計	5,064	21,796	19,863	19,971	22,099	26,545	25,821

注:聞き取り人数の記録がなく、人数の計上ができないものが15年度に10部署、17年度及び 18年度に2部署あったことから、それぞれ当該部署を除いた人数を計上した。

(5) 会計監査の実施状況の公安委員会への報告状況

平成16年4月の会計の監査に関する規則の制定後、会計監査の実施状況については、毎年度、警察庁長官から国家公安委員会に、警視総監及び道府県警察本部長から都道府県公安委員会に、方面本部長から方面公安委員会に、それぞれ報告がなされている。

また、一部の県警察では、公安委員が会計監査の状況を視察するなど、その実施状況が公安委員会によって確認されている。

(6) 物品購入等の契約に重点を置いた監査の実施

岩手県警察等において物品購入等の契約について「預け金(注1)」等の不適正な経理処理が判明したことを踏まえ、平成21年度に警察庁が実施した監査では、物品購入等の契約について、特に重点的に監査することとした。その結果、27の部署(注2)において「翌年度納入(注3)」等の物品購入等の契約に係る不適正な経理処理が認められた。

- 注1:業者に架空取引を指示するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする 虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより代金を支払い、当該支払金を業者に預け金とし て保有させて、後日、これを利用して契約した物品とは異なる物品を納入させるもの。
- 注 2 : 皇宮警察本部、近畿管区警察局、 4 管区警察学校(東北、関東、中部及び四国)、 5 県情報通信部(山形、神奈川、富山、和歌山及び長崎)、15都道県警察(北海道、秋田、福島、警視庁、

茨城、栃木、静岡、和歌山、鳥取、島根、山口、愛媛、福岡、熊本及び大分)、釧路方面本部 注3:物品が翌年度に納入されているのに、関係書類に実際の納品日より前の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成するなどして代金を支払うもの。

4 評価の結果

(1) 効果

- ア 捜査費に係る会計書類の取扱いや監査委員による監査等への対応について、各種の取組みがなされており、会計経理の透明性の確保が図られていると認められる。
- イ 平成16年度以降、会計監査体制の充実強化が図られたほか、会計監査の 実施所属数、実施所属数の会計監査対象所属数に占める割合及び会計監査 時における捜査費等の執行状況等に関する捜査員等からの聞き取り実施人 数がいずれも増加していることなどから、会計監査の強化が図られている と認められる。

(2) 今後の施策展開の方向性

今後とも、捜査費に係る会計書類の適切な取扱いの徹底、監査手法の改善等を行い、適正な会計経理を保持するための不断の取組みを推進していく必要がある。

また、平成20年度以降、一部の都道府県警察等において、物品の購入等に係る契約について不適正な経理処理が判明したことを受けて、警察庁では、職員に対する指導教養、物品納入時の履行確認等の一層の充実を図るよう都道府県警察を指導しており、不適正な経理処理を防止するためのこれらの取組みについても、引き続き推進する必要がある。

【評価の対象とした政策】

- 第7 不祥事の防止(警察改革の持続的断行)
 - 2 会計経理に関する職員教育の強化

(政策所管課:会計課)

1 政策の内容

会計経理に関する職員教育を強化することにより、適正な会計経理を保持する。

2 実施事項

- (1) 平成16年度から、警察官を含む会計部門以外の職員にも予算執行の手続に 関する正確な知識を習得させるとともに、適正経理の重要性を再認識させる ため、会計に関する教育を強化している。
- (2) 平成16年度から、会計手続を分かりやすく解説した所属長や捜査員のための執務資料を作成、配布している。
- (3) 平成16年11月から、警察本部の捜査を担当する各部に捜査費等指導担当官を指定するなど所要の体制を整備し、警察署等に反復した巡回業務指導を行っている。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 適正経理の確保に関する指示状況

警察本部長等が、署長会議等の場において、適正経理の確保の重要性についての指示を繰り返し行うなどして、職員の適正経理の重要性に対する意識の徹底が図られている。

(2) 会計経理に係る教養の実施状況

都道府県警察学校における会計関係授業の実施状況をみると、平成15年度には、115課程を対象に4,735人に対して実施されていたが、16年度以降大きく増加し、21年度には、616課程を対象に2万1,196人に対して実施されている。

【都道府県警察学校における会計関係授業の実施状況】

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
警察学校における会計関係授業の実施状況(課程)	115	567	668	644	688	652	616
警察学校における会計関係授業の受講者(人)	4,735	13,097	17,670	18,728	21,051	21,563	21,196

(3) 捜査担当部門における指導体制の整備状況

捜査費等指導担当官等(これを補助する職員を含む。)については、指定が開始された平成16年度には801人が指定されていたが、21年度には983人が指定され、捜査担当部門における指導体制の充実が図られている。

【捜査担当部門における指導体制】

		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
捜査費等指導担当官等(人)		801	875	910	938	952	983
	うち補助者(人)	257	275	286	305	283	288

注:17年度から21年度の数値は、4月1日時点のもの

4 評価の結果

(1) 効果

都道府県警察学校における会計関係授業の課程数及び受講者数が大きく増加しているほか、捜査費等指導担当官等の指定等により捜査担当部門における指導体制の充実が図られていることなどから、会計経理に関する職員教育が強化されていると認められる。

(2) 今後の施策展開の方向性

今後とも、会計経理に関する職員教育を適切に実施し、適正な会計経理を 保持するための不断の取組みを推進していく必要がある。

また、平成20年度以降、一部の都道府県警察等において、物品の購入等に係る契約について不適正な経理処理が判明したことを受けて、警察庁では、職員に対する指導教養、物品納入時の履行確認等の一層の充実を図るよう都道府県警察を指導しており、不適正な経理処理を防止するための職員教育についても、引き続き推進する必要がある。

行政課題 警察改革の推進

【評価の対象とした政策】

- 第7 不祥事の防止(警察改革の持続的断行)
 - 3 非違事案の防止に重点を置いた監察の強化
 - 4 非違事案に対する厳正な処分

(政策所管課:人事課)

1 政策の内容

非違事案防止対策の推進と非違事案の厳正かつ適切な処理により、自浄機能 を強化して不祥事の防止を図り、国民の信頼を確保する。

2 実施事項

- (1) 平成12年1月、監察に関する規則を制定し、これに基づき、業務主管課と連携し非違事案の未然防止に配意した監察実施計画を作成し、同計画に従って厳正な監察を実施するとともに、警察庁長官は国家公安委員会に対し、警視総監及び道府県警察本部長は都道府県公安委員会に対し、四半期ごとに少なくとも1回、監察の実施状況を報告している。
- (2) 監察の結果等を踏まえ、執務資料を随時作成し、各都道府県警察等における非違事案未然防止に活用している。
- (3) 平成13年以降、首席監察官等に対して、その職責を再認識させた上で、一層厳正な監察を推進していくことを趣旨として、毎年、全国首席監察官等会議を開催し、非違事案防止に向けた基本的取組みや非違事案の厳正な処理等について指示している。
- (4) 平成12年9月、警察職員に対する懲戒処分をより一層厳正に行うため、「懲戒処分の指針」を制定した。14年7月には、監督責任に係る処分についての適用関係を明確にする等のための改正を行い、その後、19年12月、20年5月及び21年3月に、ウィニー等ファイル共有ソフトの使用及びこれによる情報流出事案並びに情報データの持ち出し事案を「規律違反行為の態様」に追加するとともに、いわゆる政令酒気帯び運転に係る「懲戒処分の種類」に免職を加えるなどの改正を行った。

3 効果の把握の手法及びその結果

- (1) 監察体制の強化の状況(前掲25頁)
- (2) 警察庁及び管区警察局による監察の実施状況(前掲26頁)
- (3) 都道府県警察における監察実施状況(前掲27頁)
- (4) 懲戒処分者数の推移(前掲27頁)

4 評価の結果

(1) 効果

- ア 警察庁及び管区警察局による監察実施回数が大幅に増加し、また、都道 府県警察において、年1回以上、離島を除くすべての警察署に対し監察が 実施されており、監察の強化が図られている。
- イ 非違事案を認知した場合には、「懲戒処分の指針」等を参考にして厳正な処分等を行うとともに、「懲戒処分の発表の指針」に沿って適時適切な 発表を実施している。
- ウ 平成21年中の全国の懲戒処分者数は、前年より10人減少して242人となった。これは警察改革要綱を制定した12年以降で最少であり、この間で最多の14年と比べると、6割近く減少した。

(2) 今後の施策展開の方向性

非違事案の未然防止に重点指向した厳正な監察を実施するとともに、非違事案に対して厳正に処分等した結果、懲戒処分者数は総じて減少傾向にあるが、国民の信頼を損なう事案が依然として発生していることから、今後とも非違事案防止対策の推進と非違事案の厳正かつ適切な処理により不祥事の未然防止を図り、国民の信頼確保に努める。

行政課題 警察改革の推進

【評価の対象とした政策】

- 第7 不祥事の防止(警察改革の持続的断行)
 - 5 幹部の管理監督責任の一層の自覚

(政策所管課:人事課)

1 政策の内容

職務倫理教育等の充実、監督責任に係る厳正な処分の実施等により幹部の管理監督責任の一層の自覚を促し、不祥事の防止を図り、国民の信頼を確保する。

2 実施事項

- (1) 昇任時教育期間の延長等
- (2) 警察改革の精神を風化させない取組み
- (3) 各種会議や警察庁による監察等を通じた人事管理及び業務管理の徹底の指示、指導
- (4) 監督責任に係る厳正な処分の実施

3 効果の把握の手法及びその結果

- (1) 各級警察学校及び職場における職務倫理教育等の実施状況(前掲194頁)
- (2) 警察庁及び管区警察局による監察の実施状況(前掲26頁)
- (3) 都道府県警察における監察実施状況(前掲27頁)
- (4) 監督責任に係る懲戒処分者数の推移(前掲27頁)

4 評価の結果

(1) 効果

各級警察学校及び職場における職務倫理教育の充実や監督責任に係る厳正な処分等を実施し、幹部の管理監督責任の一層の自覚を促すなどした結果、平成21年中の全国の懲戒処分者数は、警察改革要綱を制定した12年以降で最少となり、この間で最多の14年と比べると、6割近く減少した。

(2) 今後の施策展開の方向性

懲戒処分者数は総じて減少傾向にあるが、国民の信頼を損なう事案が現在 も少なからず発生していることから、今後とも幹部に対して管理監督責任の 一層の自覚を促すことにより、不祥事の未然防止を図り、国民の信頼確保に 努める。

行政課題 警察改革の推進

【評価の対象とした政策】

- 第8 公安委員会の管理機能の一層の充実強化と警察改革の推進状況の不断の検証(警察改革の持続的断行)
 - 1 補佐体制の確立(前掲34頁)
 - 2 「管理」概念の明確化(前掲34頁)
 - 3 警察改革の推進状況に係る報告聴取と検証

(政策所管課:国家公安委員会会務官)

1 政策の内容

国家公安委員会と都道府県公安委員会が、警察に対する管理機能の一層の充 実強化に努めるとともに、少なくとも、年に1回、それぞれ警察庁、警視庁又 は道府県警察本部から警察改革の推進状況や課題、問題点等について報告を聴 取し、検証を行う。

2 実施事項

平成18年以降、国家公安委員会及び都道府県公安委員会は、それぞれ警察庁、 警視庁又は道府県警察本部から、年1回以上、警察改革の推進状況、今後の課 題や問題点等に係る報告を聴取するとともに、その内容を検証し、提言等を行っている。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 警察庁から国家公安委員会への報告状況

国家公安委員会は、平成18年以降、年1回、警察庁から警察改革の推進状況、課題、問題点に関する報告を聴取し、検証している。

その際、国家公安委員会からは、

制度面の改革は進んでいるが、意識改革は不十分

大量退職期にあることから、ベテラン捜査員の再任用等による警察 官の質の維持を図ることが重要

より強靱で信頼される警察をつくるという目標に向けた努力の結果 を示すことが必要

等の提言が行われた。

(2) 警視庁及び道府県警察から都道府県公安委員会への報告状況

都道府県公安委員会は、平成18年以降、一部その間隔が1年以上となった ところもあったものの、おしなべて年1回以上、警視庁又は道府県警察本部 から警察改革の推進状況、課題、問題点等に関する報告を聴取し、検証して いる。

その際、各公安委員からは、

各種警察活動の視察、警察署訪問の機会を増やすことが必要 委員のみによる勉強会の開催が必要

審議の充実のため、重要案件の事前説明を実施することが必要 若年層を対象とした非違事案防止のため、さらなる指導教養を実施 することが必要

苦情等への適切な対応をとることが重要 国民のための警察確立に向けた自治体との連携強化が必要 等の提言が行われた。

都道府県公安委員に対するアンケートでは、毎年1回行われる警察改革の 推進状況についての報告・検証が的確に行われているとの回答が122人から、 何らかの改善を要するとの回答が22人からなされている。

4 評価の結果

(1) 効果

警察改革の推進状況について、年1回以上の報告を求め、検証を行うこととしたことにより、警察改革の持続的断行に関する意識が定着したほか、報告・検証を受けて、公安委員会からも活発に提言が行われるなど、公安委員会の管理機能の一層の充実強化が図られたと認められる。

(2) 今後の施策展開の方向性

引き続き、各施策の推進状況について適時の検証を行うとともに、公安委員会の管理機能の充実強化を図ることとする。

3 評価の結果

1 「警察改革」の総括

(1) 警察改革要綱に盛り込まれた施策は、法令改正や予算措置が必要なものから運用面での改善により対応するものまで様々である。平成12年以降、国においては、公安委員会の管理機能や補佐体制の充実、警察署協議会や文書による苦情申出制度の創設等を行うための警察法の改正、公安委員会の管理概念の明確化や識別章の導入を行うための国家公安委員会規則の改正、警察官増員等を行うための予算上の措置を講じてきたほか、基準の見直しや新たな通達の発出等により様々な運用の改善を図ってきた。また、都道府県警察においても、改革を実行に移すための条例、規則の改正を始め、新たな制度を定着させるための種々の措置を講じてきた。

こうした全国警察を挙げた取組みの結果、現時点においては、警察改革要綱に盛り込まれたすべての施策が実施に移されており、個別の施策の達成状況に若干の濃淡はあるものの、そのほとんどについて、制度や運用が定着化したと認められる。また、17年の総合評価において改善すべきとされた事項についても、その後の運用の見直し、体制の強化等により、現時点では、各施策ごとの課題はおおむね克服できたと認められるに至っている。

また、この10年の間、戦後最悪の水準となった治安の悪化に歯止めをかけるため、警察庁においては、「緊急治安対策プログラム」、「治安再生に向けた7つの重点」等の策定や、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を始めとする政府内における各種治安対策の推進を行い、都道府県警察においては、犯罪抑止対策、現場執行力の強化等を通じて治安の回復を目指してきた。その結果、14年に戦後最悪の約285万件を記録した刑法犯認知件数は、その後は減少に転じ、21年には約170万件にまで回復してきており、「持続的断行」において求められた治安の回復についても、一定の成果が上がったと評価することができる。

(2) また、公安委員に対するアンケート調査によれば、公安委員会による管理、 公安委員会の補佐、監察の報告、苦情処理、警察改革の報告等の主要課題に ついて、大多数の委員は適切に行われているものと認識していることが認め られた。10年前との比較についても、多くの公安委員が、情報公開、ボラン ティア団体との連携、相談業務等について進展・改善が見られると評価して いる。

さらに、一般国民に対するアンケート調査においても、10年前と比べて警察はどう変わったか、との質問に対して、良くなったと回答した人(34.6%)が悪くなったと回答した人(7.5%)を大きく上回った。

(3) 上記のとおり、「警察改革」として掲げた施策は着実な成果を上げており、 改革はおおむね所期の目的を達成したと評価することができる。しかしなが ら、透明性の確保、自浄機能の強化、説明責任の徹底といった基本的な考え 方は、将来の警察行政においても堅持されるべきものである。したがって、 今後は、これら「警察改革の精神」の具現化である個々の施策について、言 わば非常時の「改革」の一環としてではなく、むしろ日常的に推進する施策 の中で、更なる定着化・深化を図ることを指向していくこととする。その際 には、施策の趣旨が忘れられることのないよう、また、実施が形式化するこ とのないよう自省し続けることが必要である。例えば警察署協議会は、警察 署長が業務運営について住民等の意見を聴くとともに理解と協力を求める場 として機能しているか、委員の人選が特定の分野に偏っていないかなど制度 趣旨に即した運営の確保について留意が必要である。また、苦情申出制度は、 公安委員会や警察本部長等の幹部が第一線の実情を把握し、職務執行や業務 運営の改善を行うための重要な手段の一つとして定着しているが、苦情の適 切な受理や調査・措置の組織的な運用には万全を期す必要がある。さらに、 警察安全相談についても、その体制やシステムの整備は確実に進んできてい るが、重大な事案に発展する可能性にもかんがみ、組織的な対応が確実に行 われているか常に留意しなくてはならない。

また、所属長を始めとする幹部職員はもとより、すべての警察職員は、改革の原点を忘れることがあってはならない。ゆえに、各級職員に対する学校教養、所属長自らによる職場教養等を通じて、その更なる徹底・定着を図ることとする。

さらに、警察組織は、近年、大量退職期の到来と増員に対処するため警察官の大量採用を行い、人的構成の急激な変化に直面している。したがって、 一人一人の職員の高い資質を維持するための教育、訓練等については、これまで以上に精力的に取り組み、人的基盤の更なる充実に努める必要がある。

(4) なお、不祥事案の発生が後を絶たないことは甚だ遺憾であり、今後も、本来の警察業務の一環として、厳正な規律保持に向けた取組みを継続していくことが求められている。すなわち、ここ数年の間に、いくつかの都道府県警察等において、物品購入等について不適正な経理処理が判明した事案があり、業務上・私行上の非違事案についても根絶には至っていない。上記一般国民に対するアンケート調査において、警察を信用していないと回答した人(全体の13.8%)の4分の1以上は、不祥事がなくならないことをその理由として挙げていることからも、不祥事案の一つ一つが警察に対する国民の信頼を損ねていることは明らかである。今後とも職務意識の高揚を図り、不祥事案

の未然防止に一層の努力を傾注し、組織を挙げて、規律の厳正化を追求して いくことが必要である。

2 治安水準の更なる向上に向けて

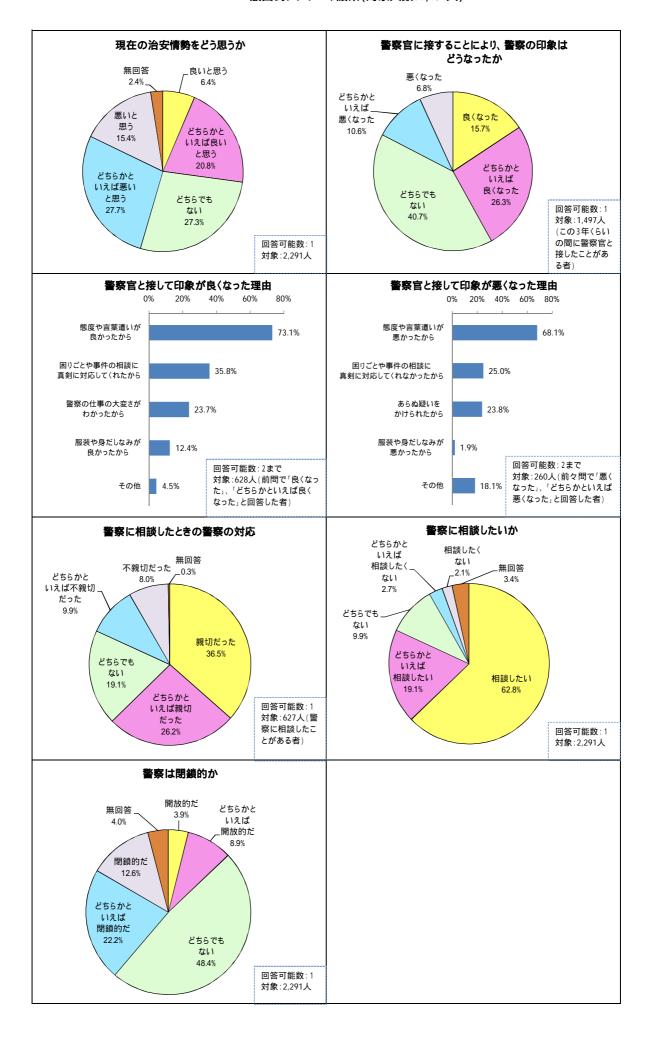
警察改革要綱の冒頭で述べられているとおり、治安の維持は、国家の存立と 社会の発展の基盤であり、これを担う警察の活動は、国民の信頼なしには成立 し得ない。

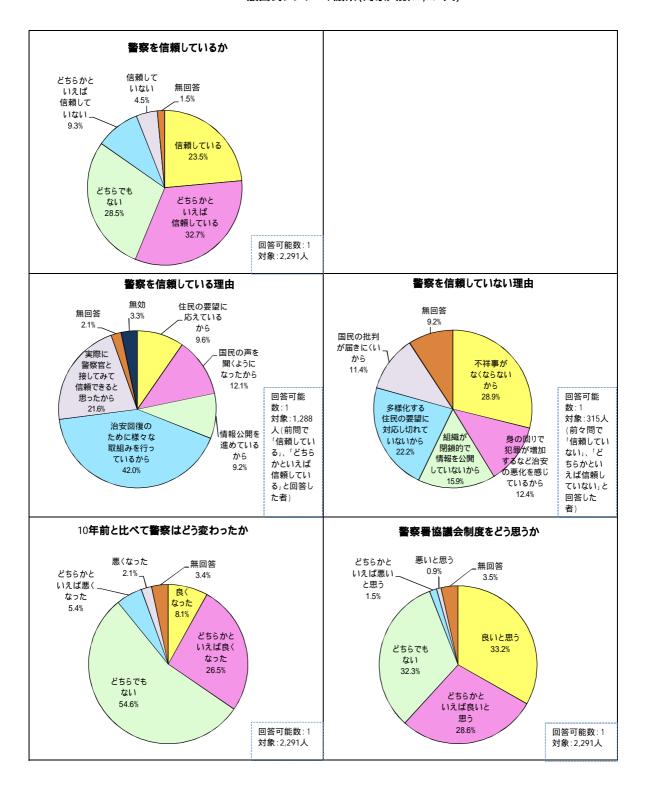
上記一般国民に対するアンケート調査によれば、警察を信頼しているという回答は全体で56.2%を占め、依然、過去の同種の調査と同程度に高い水準を示している。これらの人が警察を信頼しているとする理由は、「治安回復のために様々な取組みを行っているから」(42.0%)、「実際に警察官と接してみて信頼できると思ったから」(21.6%)、「国民の声を聞くようになったから」(12.1%)等となっているが、これらは警察改革要綱に盛り込まれた施策の方向と軌を一にしており、その精神を日常業務の中で不断に実践していくことが肝要であることを物語っている。

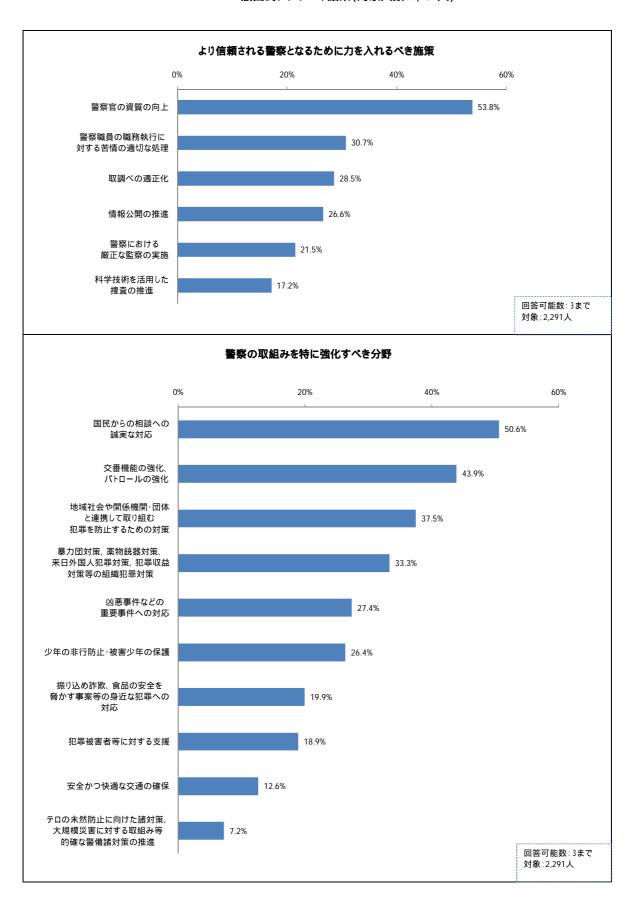
また、個人の生命・身体・財産の保護及び公共の安全と秩序の維持という責務を有する警察としては、警察改革要綱に示された「新たな時代の要請にこたえる警察の構築」や「警察活動を支える人的基盤の強化」の方向に従い、今後とも、犯罪・事故の抑止と検挙の積極的推進のための具体的な方策を検討・実施することにより、新たな治安情勢に的確に対応しつつ、治安水準の更なる向上を目指すことが必要である。その際には、第一線の過重な業務負担を軽減するための事務の徹底した合理化やシステム化、所要の体制の整備などを進めるとともに、高い志を持ち、使命感にあふれる警察職員により構成される強靭な組織を構築することが必須である。

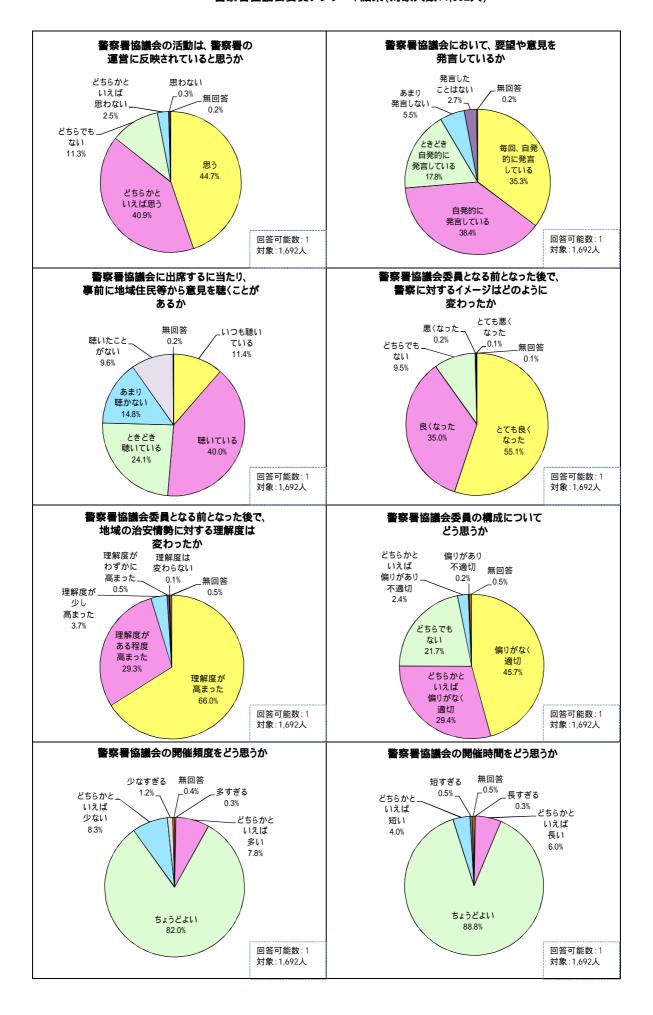
今回の総合評価の結果を一つの契機に、国家公安委員会としては警察庁を適切に管理することにより、また、警察庁としては都道府県警察と一体となり、10年前に国民からの厳しい批判を反省、教訓として始まった警察改革の原点に常に思いを致しつつ、今後も、治安水準の更なる向上を通じて国民の負託にこたえるため全力を尽くしていく所存である。



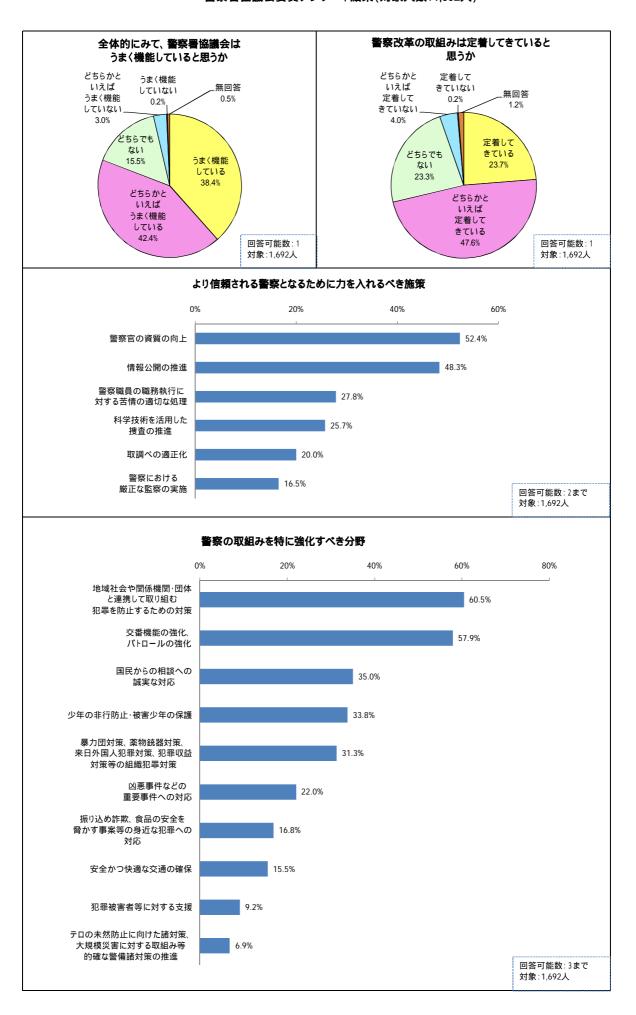








警察署協議会委員アンケート結果(対象人数:1,692人)



都道府県公安委員向けアンケート結果

1 回答数

180

【内訳】全都道府県の公安委員(道方面公安委員を含む。)

(ただし、各委員からの回答ではなく、公安委員会として取りまとめた回答を作成した都道府県が1あった。)

2 回答取りまとめ結果

(1) 公安委員会の管理機能の充実と活性化は図られてきたか

充実と活性化が図られてきたとの回答が134(74.4%)あった。このうち、 改善すべき事項を付した回答が17 ¹あった。

公安委員会の管理機能の充実と活性化のためには、改善すべき事項があるとの回答が33(15egt)(18.3%)あった。

改善すべき事項があるとの回答のうち、主なものは次のとおり。

公安委員が非常勤であることによる限界を示唆する回答や、公安委員の常勤化を提案する回答が17(9.4%)

警察に主導権があるとする回答や、公安委員は受け身的であるとする 回答が4(2.2%)

警察署、交番、警察署協議会等の視察が公安委員として勤務する上で有用であるとの回答が57(31.7%)あった。

(2) 都道府県警察による補佐体制は十分なものとなっているか

補佐体制は十分であるとの回答が144(80.0%) あった。このうち、改善すべき事項を付した回答が 8^{-2} あった。

補佐体制について、改善すべき事項があるとの回答が13(2を含む。)(7.2%) あった。

改善すべき事項があるとの回答のうち、主なものは次のとおり。

増員、補佐官室を課とするなどにより、体制を強化する必要があるとの回答が 5 (2.8%)

公安委員を補佐する者のうち一名は民間公募にするなど、警察からの独立性も必要であるとの回答が3(1.7%)

警察から独立した補佐体制とすることについては、次のとおりの回答があった。

独立した補佐体制とすることには反対であるとの回答が25(13.9%) (うち、理念としては、独立した補佐体制とすることが理想的だが、警

察業務に疎い者による補佐では不十分であるなど、現実問題としては独立した補佐体制とすることには反対であるとの回答が4(2.2%)) 前向きに検討するべきとの回答が1(0.6%)

(3) 都道府県警察による監察の報告は適切に行われているか

報告は適切に行われているとの回答が145(80.6%)あった。このうち、改善すべき事項を付した回答が8³あった。

報告について、改善すべき事項があるとの回答が11(3を含む。)(6.1%)あった。

改善すべき事項があるとの回答のうち、主なものは次のとおり。

処分の軽重が分かりにくい、報告の内容が形式的である、事案の背景や 再発防止対策の報告が不十分であるなど、報告内容に関連した改善点に関 する回答が7(3.9%)

報告の時間を長くし、じっくり議論すべきなど、報告方法に関連した改善点に関する回答が 2 (1.1%)

報告のタイミングが遅いなど、報告時期に関連した改善点に関する回答が2(1.1%)

公安委員会の更なる関与や非違事案の更なる分析が必要であるなど、監察の制度や方法に関する意見・要望が14(7.8%)あった。

非違事案の防止対策の強化などを求める回答が7(3.9%)あった。

(4) 警察改革を契機に導入された苦情処理制度は的確に運用されているか

苦情処理制度は的確に運用されているとの回答が134(74.4%)あった。このうち、改善すべき事項を付した回答が7 ⁴あった。

苦情処理制度の運用には、改善すべき事項があるとの回答が19(4を含む。)(10.6%)あった。

改善すべき事項があるとの回答のうち、主なものは次のとおり。

制度の周知が必要との回答が4(2.2%)

苦情への回答があまりに詳細すぎる、市民目線で平易な言葉を用いるべきなど、苦情への回答内容に関連した改善点に関する回答が4(2.2%) 警察官の言葉遣い等現場での対応に関連した苦情が多いとの回答が4(2.2%)あった。

クレーマー的な苦情、身勝手な苦情も多いとの回答が33(18.3%)あった。

(5) 毎年1回行われる、警察改革の推進状況についての報告・検証は的確に行われ ているか

警察改革の推進状況についての報告・検証は的確に行われているとの回答が 122(67.8%)あった。このうち、改善すべき事項を付した回答が 6 5 あった。 警察改革の推進状況についての報告・検証には、改善すべき事項があるとの 回答が22(5 を含む。)(12.2%)あった。

改善すべき事項があるとの回答のうち、主なものは次のとおり。

検証方法に工夫が必要であるとの回答が5(2.8%) 報告・検証がマンネリ化しているとの回答が3(1.7%) 報告の機会を増やしてほしいとの回答が3(1.7%)

(6) 10年前と比較し、改善したと評価できる点

情報公開が進んだ、警察行政の透明性が向上したなど、情報公開に関連した改善点に関する回答が28(15.6%)あった。

非違事案が減少した、苦情へのきめ細かな対応が行われるようになったなど、 非違事案や苦情への対応に関連した改善点に関する回答が23(12.8%)あった。 防犯ボランティア団体の活発化、他機関との連携の強化等、一般市民や他機 関との連携が進んだとの回答が23(12.8%)あった。

警察署協議会の活動が活発化している、警察署協議会の意見が警察署運営に 反映されているなど、警察署協議会に関連した改善点に関する回答が17(9.4%)あった。

警察改革が組織に浸透してきている、警察改革の推進により着実に警察の意識・体質は改善されてきているなどの回答が14(7.8%)あった。

配偶者間暴力、ストーカー、児童虐待事案への対応が向上した、相談への誠実な対応が向上したなど、相談に関連した改善点に関する回答が14(7.8%)あった。

刑法犯認知件数が減少した、交通事故件数が減少したなど、指数治安の改善に関する回答が12(6.7%)あった。

公安委員会の議事が充実した、公安委員会の活動内容の広報が進んだなど、 公安委員会に関連した改善点に関する回答が11(6.1%)あった。

犯罪被害者支援施策が充実したとの回答が8(4.4%)あった。 会計処理の適正化が図られたとの回答が7(3.9%)あった。

(7) その他

今後取組みを強化すべき点や、警察のあるべき姿等については、主に次のような回答があった。

警察官の教養の充実が必要であるとの回答が36(20.0%)あった。

防犯ボランティア団体の育成や、地域住民・他機関との連携を強化すべきとの回答が21(11.7%)あった。

非違事案の発生防止、厳正な監査の実施を求める回答が20(11.1%)あった。 警察官の心身の健康を保持するための取組みが必要であるとの回答が16(8.9%)あった。

警察活動についての広報をより充実させる必要があるとの回答が14(7.8%) あった。

警察官の増員が必要だ、警察官一人当たりの住民数の均一化が必要だといった、警察の人員、組織に関する改善を求める回答が14(7.8%)あった。

公安委員会の活動は形式的なものが多いが、実質を重んじた活動としてほしい、公安委員会の活動の広報を一層積極的に行ってほしいなど、公安委員会に関連した改善を求める回答が13(7.2%)あった。

警察改革により萎縮することがあってはならない、いつまでも過去にとらわれず前向きな姿勢を示すべきではないか、そろそろ不祥事防止を前面に押し出す改革から脱却してはどうかなどの回答が10(5.6%)あった。

警察改革は、ほぼ完了している、警察改革は終了してもよいと思うとの回答が3(1.7%)あった。

警察改革の取組みを継続してほしいとの回答が4(2.2%)あった。

相談、告訴告発への対応の強化を求める回答が10(5.6%)あった。

女性職員の増員、女性も働きやすい勤務環境の整備が必要であるとの回答が 9 (5.0%)、警察署協議会委員に女性を増やすべきとの回答が 1 (0.6%) あった。

取調べの可視化に関する回答が7(3.9%)あった。

このうち、取調べの可視化により検挙が低調とならないか危惧する、導入可能か十分な審議が必要であるなどの回答が4(2.2%)、取調べの可視化の導入を検討すべきである、取調べの可視化によりさらに開かれた警察を目指すべきであるなどの回答が3(1.7%)あった。

新たな手口の犯罪への対応を強化すべきとの回答が7(3.9%)あった。 検挙率の向上を求める回答が5(2.8%)あった。

警察署協議会の機能強化や広報の充実が必要であるとの回答が5(2.8%)あった。

都道府県公安委員の皆様へのご質問です。

警察改革に取り組み始めてから10年が経過しようとしています。

これまでの警察改革の取組に関し、

公安委員会の管理機能の充実と活性化は図られてきたか

都道府県警察による補佐体制は十分なものとなっているか

都道府県警察による監察の報告は適切に行われているか

警察改革を契機に導入された苦情処理制度は的確に運用されているか

毎年1回行われる、警察改革の推進状況についての報告、検証は的確 に行われているか

10年前と比較し、改善したと評価できる点

等について、都道府県公安委員の立場でのご所感をお聞かせ願います。

また、これまで行ってきた警察改革の取組を踏まえた上で、今後、

警察としてさらに取組を強化すべき点や、警察のあるべき姿等につい

ても、ご所感をお聞かせ願います。

回答は、自由な方法により記載してください。例えば、本アンケートに添付の罫線付きの用紙に手書きで記入していただく方法のほか、パーソナルコンピュータ等を利用し、適宜の用紙に回答を印字する方法など、ご自身が最も回答しやすい方法により、ご回答願います。

回答は、無記名で構いません。